

第4章 災害応急対策計画

4-1-1 気象予警報等の種類別伝達先

令和2年4月現在

種類		通報、伝達先	市町村 県出先 機関等 (一斉指令) 注 4	防 災 危 機 管 理 課	財 政 課 2433	企 画 調 整 課 2310	県 民 生 活 文 化 課 6411	健 康 福 祉 政 策 課 6210	商 工 政 策 課 3614	農 林 水 産 政 策 課 4981	整 備 企 画 課 6677	観 光 企 画 課 4727	エ ン ー 開 発 振 興 課 3813	教育庁 教 育 政 策 課 3013
注 意 報	大 雨	○	○注1					○注1		○注1	○注1			○注1
	大 雪	○	○注1							○注1				○注1
	風 雪	○	○注1							○注1				○注1
	強 風	○	○注1							○注1				○注1
	高 潮	○	○注1								○注1			
	波 浪	○	○注1											
	洪 水	○	○注1					○注1		○注1	○注1			○注1
	雷	○	○注1							○注1				
	乾 燥	○	○注1					○注1						
	低 温	○	○注1							4月~10月 ○ (それ以外注1)				
	霜	○	○注1							4月~10月 ○ (それ以外注1)				
	な だ れ	○	○注1					○注1						
	着 雪	○	○注1											
	融 雪	○	○注1					○注1		○注1				
津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
警 報	大 雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暴 風	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暴 風 雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高 潮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	波 浪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洪 水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
予 報	噴 火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	降 灰注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	火 山 ガス注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情 報	地 震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	竜 巻 注 意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地 震 津 波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	火 山 情 報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洪 水 予 報	岩木川・馬淵川下流 高瀬川・堤川 駒込川・平川上流 馬淵川中流 十川洪水注意報		○注1					注2 FAX3940		注2 FAX3955				注2 FAX3990
	岩木川・馬淵川下流 高瀬川・堤川 駒込川・平川上流 馬淵川中流 十川洪水警報		○				注2 FAX3929	注2		注2				注2
通 報	火 災 気 象 報	○	○注1 (防災航空センターには、4月~6月の間伝達)											

※1 気象情報は、気象注意報・警報に準じて伝達する（図情添付ファイルのFAX送信を含む）。

※2 気象注意報・警報の解除の場合、防災危機管理課から市町村、県出先機関及び消防本部以外には伝達しない（気象全局一斉で送信）。

注1 勤務時間のみ伝達の確認を行うものとする。

注2 防災危機管理課は、岩木川（平川下流を含む）、馬淵川下流、高瀬川、堤川、駒込川、平川上流、馬淵川中流、十川洪水予報が発表された場合、その情報内容等により適宜関係課へ伝達する。（伝達は、関係課へFAX送信することで足りる。）

注3 火山ガス予報は、気象全局一斉FAXで送信されないため、発表された際は手動で全局及び各課にFAX送信する。

注4 東青地域県民局地域連携部へは、気象全局一斉FAXで送信されないため、発表された際は手動でFAX送信する。

4-1-2 防災関係機関連絡先

(1) 指定行政機関

機 関 名	防 災 担 当 課	電 話 番 号	所 在 地
内 閣 官 房	政策統括官（防災担当） 付参事官（防災計画担当）	(03) 5253 - 2111	100-8968 千代田区永田町1-6-1
内 閣 府	総括担当	(03) 5253 - 2111	100-8914 千代田区永田町1-6-1
	災害緊急事態対処担当		
	地方・訓練担当		
	調査・企画担当		
	防災計画担当		
	普及啓発・連携担当		
	事業継続担当		
	避難生活担当		
	被災者生活再建担当		
復興・復興担当			
国家公安委員会 警 察 庁	警備局警備運用部警備第二課	(03) 3581 - 0141	100-8974 千代田区霞が関2-1-2
金 融 庁	総務企画局政策課	(03) 3506 - 6000	100-8967 千代田区霞が関3-2-1
消 費 者 庁	総務課	(03) 3507 - 8800	100-8958 千代田区霞が関3-1-1
総 務 省	大臣官房総務課	(03) 5253 - 5111	100-8926 千代田区霞が関2-1-2
消 防 庁	国民保護・防災部防災課	(03) 5253 - 5111	100-8927 千代田区霞が関2-1-2
	国民保護・防災部応急対策室		
	国民保護・防災部防災情報室		
法 務 省	大臣官房秘書課広報室	(03) 3580 - 4111	100-8977 千代田区霞が関1-1-1
外 務 省	大臣官房総務課	(03) 3580 - 3311	100-8919 千代田区霞が関2-2-1
財 務 省	大臣官房総合政策課政策推進室	(03) 3581 - 4111	100-8940 千代田区霞が関3-1-1
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課	(03) 5253 - 4111	100-8959 千代田区霞が関3-2-2
文 化 庁	長官官房政策課	(03) 5253 - 4111	100-8959 千代田区霞が関3-2-2
厚 生 労 働 省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	(03) 5253 - 1111	100-8916 千代田区霞が関1-2-2
農 林 水 産 省	大臣官房地方課 災害総合対策室	(03) 3502 - 8111	100-8950 千代田区霞が関1-2-1
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	(03) 3501 - 1511	100-8901 千代田区霞が関1-3-1
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	長官官房総務課	(03) 3501 - 1511	100-8931 千代田区霞が関1-3-1
中 小 企 業 庁	事業環境部企画課経営安定対策室	(03) 3501 - 1511	100-8912 千代田区霞ヶ関1-3-1
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局防災課 災害対策室	(03) 5253 - 8111	100-8918 千代田区霞が関2-1-3
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	(029) 864 - 1111	305-0811 茨城県つくば市北郷 1
気 象 庁	総務部企画課	(03) 6758 - 3900	105-8431 港区虎ノ門3-6-9
海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課	(03) 3591 - 6361	100-8976 千代田区霞が関2-1-3
環 境 省	大臣官房総務課危機管理室	(03) 3581 - 3351	100-8975 千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	長官官房総務課	(03) 3581 - 3352	106-8450 港区六本木1-9-9
防 衛 省	統合幕僚監部参事官付	(03) 5366 - 3111	162-8801 新宿区市谷本村町5-1

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	防 災 担 当 課	電 話 番 号	所 在 地
東北管区警察局	広域調整部広域調整第二課	(022) 221 - 7181	980-8408 仙台市青葉区本町三丁目3-1
東北管区警察局 青森県情報通信部	機動通信課	(017) 723 - 4211	030-0801 青森市新町二丁目3-1
東北総合通信局	総務課	(022) 221 - 0610	980-8795 仙台市青葉区本町三丁目2-23
東北財務局 青森財務事務所	総務課	(017) 722 - 1461	030-8577 青森市新町二丁目4-25
東北厚生局	企画調整課	(022) 726 - 9260	980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20
青森労働局	総務課	(017) 734 - 4111	030-8558 青森市新町二丁目4-25
東北農政局	企画調整室	(022) 263 - 1111	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1
東北農政局 青森県拠点	地方参事官室	(017) 775 - 2151	030-0861 青森市長島一丁目3-25
東北森林管理局	企画調整課	(018) 836 - 2276	010-8550 秋田市中通5-9-16
東北経済産業局	総務課	(022) 221 - 4856	980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1
関東東北産業保安 監督部東北支部	管理課	(022) 221 - 4943	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目2-23
東北地方整備局	防災室	(022) 225 - 2171	980-8602 仙台市青葉区本町三丁目3-1
東北地方整備局 青森河川国道事務所	防災課	(017) 734 - 4535	030-0822 青森市中央三丁目20-38
東北地方整備局 青森港湾事務所	保全課	(017) 775 - 2187	030-0802 青森市本町三丁目6-34
東北運輸局	総務課	(022) 791 - 7504	983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
東北運輸局 青森運輸支局	総務企画部門	(017) 739 - 1501	030-0843 青森市浜田豊田139-13
東京航空局 三沢空港事務所	管理課	(0176) 53 - 2461	033-0022 三沢市大字三沢字下夕沢83-197
東京航空局 青森空港出張所	管理係	(017) 739 - 2240	030-0155 青森市大字大谷字小谷1-303
東北地方測量部	防災グループ	(022) 296 - 1856	983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15
仙台管区气象台 青森地方气象台		(017) 741 - 7413	030-0966 青森市花園一丁目17-19
第二管区海上保安本部 青森海上保安部	警備救難課	(017) 734 - 2421	030-0811 青森市青柳一丁目1-2
第二管区海上保安本部 八戸海上保安部	警備救難課	(0178) 33 - 1221	031-0831 八戸市築港街2-16
東北地方環境事務所	総務課	(022) 722 - 2870	980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
東北防衛局	地方調整課	(022) 297 - 8212	983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

(3) 自 衛 隊

機 関 名	防 災 担 当 課 (係)	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第9師団	第3部防衛班	(017) 781 - 0161	038-0022 青森市大字浪館字近野45
海上自衛隊大湊地方総監部	第3幕僚室	(0175) 24 - 1111	035-0093 むつ市大湊町4-1
海上自衛隊第2航空群	運用幕僚	(0178) 28 - 3011	039-1180 八戸市高館
航空自衛隊北部航空方面隊	防衛部	(0176) 53 - 4121	033-0222 三沢市後久保125-7

(4) 青森県教育庁

機 関 名	防 災 担 当 課	電 話 番 号	所 在 地
青森県教育庁	教育政策課総務グループ	(017) 734 - 9865	030-8540 青森市新町二丁目3-1
東青教育事務所		(017) 734 - 9955	030-0822 青森市長島一丁目1-1
西北教育事務所		(0173) 35 - 2170	037-0046 五所川原市字栄町10
中南教育事務所		(0172) 32 - 4451	036-8345 弘前市蔵主町4
上北教育事務所		(0176) 62 - 2128	039-2593 上北郡七戸町字蛇坂55-1
下北教育事務所		(0175) 22 - 1351	035-0073 むつ市中央一丁目1-8
三八教育事務所		(0178) 27 - 5111	039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7

(5) 青森県警察本部

機 関 名	防 災 担 当 課	電 話 番 号	所 在 地
青森県警察本部	警備第二課	(017) 723 - 4211	030-0801 青森県青森市新町二丁目3-1
青森警察署	警備課	(017) 723 - 0110	030-0803 青森市安方二丁目15-9
八戸警察署	警備課	(0178) 43 - 4141	031-0072 八戸市城下一丁目16-25
弘前警察署	警備課	(0172) 32 - 0111	036-8057 弘前市大字八幡町三丁目3-2
五所川原警察署	警備課	(0173) 35 - 2141	037-0046 五所川原市字栄町6-1
黒石警察署	警備課	(0172) 52 - 2311	036-0541 黒石市北美町二丁目47-1
十和田警察署	警備課	(0176) 23 - 3195	034-0038 十和田市西六番町1-41
三沢警察署	警備課	(0176) 53 - 3145	033-0012 三沢市平畑一丁目1-38
むつ警察署	警備課	(0175) 22 - 1321	035-0073 むつ市中央一丁目19-1
野辺地警察署	警備課	(0175) 64 - 2121	039-3163 上北郡野辺地町新町裏1-1
つがる警察署	警備課	(0173) 42 - 3150	038-3142 つがる市木造赤根1-4
三戸警察署	警備課	(0179) 22 - 1135	039-0134 三戸郡三戸町大字同心町字金堀59-2
鯺ヶ沢警察署	警備課	(0173) 72 - 2151	038-2753 西津軽郡鯺ヶ沢町大字本町207
七戸警察署	警備課	(0176) 62 - 3101	039-2502 上北郡七戸町字大沢57-49
青森南警察署	警備課	(0172) 62 - 4021	038-1311 青森市浪岡大字浪岡字淋城87-1
外ヶ浜警察署	警備課	(0174) 22 - 2211	030-1302 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢3
五戸警察署	警備課	(0178) 62 - 3241	039-1518 三戸郡五戸町字下モ沢向13-6
板柳警察署	警備課	(0172) 73 - 3151	038-3672 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川15-50
大間警察署	警備課	(0175) 37 - 2211	039-4601 下北郡大間町大字大間字大間平20-91

(6) 青 森 県

ア 知事部局 (本庁) 大代表 (017) 722 - 1111

防 災 担 当 課	電 話 番 号	所 在 地
防災危機管理課 危機管理対策グループ	内線4120～4126 直通 (017) 734 - 9088	030-8570 青森市長島一丁目1-1
消防保安課 消防・予防グループ	内線4131～4139 直通 (017) 734 - 9086	
原子力安全対策課 企画防災グループ	内線6490～6492 直通 (017) 734 - 9252	
財政課 企画調整グループ	内線4380 直通 (017) 734 - 9027	
企画調整課 総務グループ	内線2309 直通 (017) 734 - 9132	
県民生活文化課 総務企画グループ	内線6411 直通 (017) 734 - 9205	
健康福祉政策課 総務グループ	内線6210 直通 (017) 734 - 9276	
商工政策課 総務グループ	内線3616 直通 (017) 734 - 9365	
農林水産政策課 企画調整グループ	内線4982 直通 (017) 734 - 9457	
監理課 総務グループ	内線6648 直通 (017) 734 - 9635	
河川砂防課 企画・防災グループ	内線6731 直通 (017) 734 - 9662	
観光企画課 企画戦略グループ	内線4719 直通 (017) 734 - 9385	
エネルギー開発振興課 総務・むつ小川原開発グループ	内線3813 直通 (017) 734 - 9736	

イ 知事部局 (出先機関)

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	
東青地域県民局地域連携部	(017) 734 - 9412	030-0861 青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル8階	
中南地域県民局地域連携部	(0172) 32 - 1131 (代) (0172) 32 - 2401	036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎	
三八地域県民局地域連携部	(0178) 27 - 5111 (代) (0178) 27 - 8161	039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎	
西北地域県民局地域連携部	(0173) 34 - 2111 (代) (0173) 34 - 2174	037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎	
上北地域県民局地域連携部	(0176) 22 - 8111 (代) (0176) 22 - 8193	034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎	
下北地域県民局地域連携部	(0175) 22 - 8581 (代) (0175) 22 - 1175	035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎	
東青地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (東地方保健所)	(017) 739 - 5421	030-0113 青森市第二間屋町四丁目 11-6
	福祉総室 (東地方福祉事務所)	(017) 734 - 9950	030-8570 青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル4階
	こども相談総室 (中央児童相談所)	(017) 781 - 9744	038-0003 青森市大字石江字江渡5-1
中南地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (弘前保健所)	(0172) 33 - 8521	036-8356 弘前市大字下白銀町14-2
	福祉総室 (中南地方福祉事務所)	(0172) 35 - 1622	036-8356 弘前市大字下白銀町14-2
	こども相談総室 (弘前児童相談所)	(0172) 36 - 7474	036-8356 弘前市大字下白銀町14-2

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
三八地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (三戸地方保健所)	(0178) 27-5111 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
	福祉総室 (三戸地方福祉事務所)	(0178) 27-4435 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
	こども相談室 (八戸児童相談所)	(0178) 27-2271 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
西北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (五所川原保健所)	(0173) 34-2108 037-0056 五所川原市末広町14
	福祉こども総室 (西北地方福祉事務所、 五所川原児童相談所)	(0178) 34-2111 (代) 037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎
上北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (上十三保健所)	(0176) 23-4261 034-0082 十和田市西二番町10-15
	福祉こども総室 (上北地方福祉事務所、 七戸児童相談所)	(0176) 62-2145 039-2594 上北郡七戸町字蛇坂55-1
下北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室 (むつ保健所)	(0175) 31-1388 035-0073 むつ市中央一丁目3-33 むつ合同庁舎
	福祉こども総室 (下北地方福祉事務所、 むつ児童相談所)	(0175) 22-2296 035-0073 むつ市中央一丁目3-33 むつ合同庁舎
東青地域県民局 地域農林水産部		(017) 734-9960~2 030-0861 青森市長島二丁目10-3 フコク生命ビル6階
	東青地方 漁港漁場整備事務所	(017) 741-4451 (代) 030-0901 青森市港町二丁目22-4
中南地域県民局 地域農林水産部		(0172) 32-1131 (代) 036-8345 弘前市蔵主町4 (0172) 32-7223 弘前合同庁舎
三八地域県民局 地域農林水産部		(0178) 27-5111 (代) 039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (0178) 27-5858 八戸合同庁舎
		(0178) 27-1211 039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈 20-3
	三八地方 漁港漁場整備事務所	(0178) 21-1077 039-1161 八戸市大字河原木字北沼 1-131
西北地域県民局 地域農林水産部	(鱈ヶ沢庁舎)	(0173) 72-6611 038-2753 西津軽郡鱈ヶ沢町舞戸町字 鳴戸384-37
	(五所川原庁舎)	(0173) 34-2111 (代) 037-0046 五所川原市栄町10 (0173) 35-2345 五所川原合同庁舎
	(つがる農村整備)	(0173) 42-4343 038-3137 つがる市木造若宮9-1
	(五所川原農村整備)	(0173) 35-7171 037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12
	西北地方 漁港漁場整備事務所	(0173) 72-2345 038-2753 西津軽郡鱈ヶ沢町大字本町 246-3
上北地域県民局 地域農林水産部		(0176) 22-8111 (代) 034-0093 十和田市西十二番町20-12 (0176) 23-5388 十和田合同庁舎
	(農村整備)	(0176) 23-5245 034-0082 十和田市西二番町10-21
下北地域県民局 地域農林水産部		(0175) 22-8581 (代) 035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (0175) 22-3211 むつ合同庁舎
	下北地方 漁港漁場整備事務所	(0175) 22-8581 (代) 035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (0175) 33-3051 むつ合同庁舎
東青地域県民局 地域整備部		(017) 728-0200 030-0943 青森市大字幸畑字唐崎76-4
	青森港管理所	(017) 734-4101 (代) 030-0802 青森市本町四丁目5-5
中南地域県民局 地域整備部		(0172) 32-1131 (代) 036-8345 弘前市大字蔵主町4 (0172) 32-0282 弘前合同庁舎

機 関 名	電話番号	所 在 地
三八地域県民局 地域整備部	(0178) 27-5111 (代) (0178) 27-5151	039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎
	八戸港管理所 (0178) 21-2280	039-1161 八戸市大字河原本字 北沼1-131
西北地域県民局 地域整備部	(0173) 34-2111 (代) (0173) 35-2105	037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎
	鱒ヶ沢道路河川事業所 (0173) 72-3135	038-2761 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸 町字鳴戸384-37
上北地域県民局 地域整備部	(0176) 22-8111 (代) (0176) 23-4311	034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎
	むつ小川原港管理所 (0175) 74-2344	039-3215 上北郡六ヶ所村大字倉内 字笹崎521-2
下北地域県民局 地域整備部	(0175) 22-8581 (代) (0175) 22-1231	035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎
青森空港管理事務所	(017) 739-2121	030-0155 青森市大字大谷字小谷1-5

(7) 市 町 村

市町村名	防災担当課	電話番号	所 在 地
青 森 市	危 機 管 理 課	(017) 734-5059	030-8555 青森市中央一丁目22-5
弘 前 市	防 災 課	(0172) 40-7100	036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
八 戸 市	防 災 危 機 管 理 課	(0178) 43-2147	031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
黒 石 市	総 務 課	(0172) 52-2111	036-0396 黒石市大字市ノ町11-1
五 所 川 原 市	防 災 管 理 課	(0173) 35-2111	037-8686 五所川原市字布屋町41-1
十 和 田 市	総 務 課	(0176) 51-6703	034-8615 十和田市西十二番町6-1
三 沢 市	防 災 管 理 課	(0176) 53-5111	033-8666 三沢市桜町一丁目1-38
む つ 市	防 災 安 全 課	(0175) 22-1111	035-8686 むつ市中央一丁目8-1
つ が る 市	防 災 危 機 管 理 課	(0173) 42-1105	038-3192 つがる市木造若緑61-1
平 川 市	総 務 課	(0172) 44-1111	036-0104 平川市柏木町藤山25-6
平 内 町	総 務 課	(017) 755-2111	039-3393 東津軽郡平内町大字小湊 字小湊63
今 別 町	総 務 課	(0174) 35-2001	030-1502 東津軽郡今別町大字今別 字今別167
蓬 田 村	総 務 課	(0174) 27-2111	030-1211 東津軽郡蓬田村大字蓬田 字汐越1-3
外ヶ浜町	総 務 課	(0174) 31-1111	030-1393 東津軽郡外ヶ浜町蟹田 銅屋44-2
鱒ヶ沢町	総 務 課	(0173) 72-2111	038-2792 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209-2
深 浦 町	総 務 課	(0173) 74-2111	038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦 字苗代沢84-2
西 目 屋 村	総 務 課	(0172) 85-2111	036-1492 中津軽郡西目屋村大字 田代字神田57
藤 崎 町	総 務 課	(0172) 88-8295	038-3803 南津軽郡藤崎町大字 西豊田一丁目1
大 鰐 町	総 務 課	(0172) 48-2111	038-0292 南津軽郡大鰐町大字大鰐 字羽黒館5-3

市町村名	防災担当課	電話番号	所在地
田舎館村	総務課	(0172) 58-2111	038-1113 南津軽郡田舎館村大字 田舎館字中辻123-1
板柳町	総務課	(0172) 73-2111	038-3692 北津軽郡板柳町大字板柳 字土井239-3
鶴田町	総務課	(0173) 22-2111	038-3595 北津軽郡鶴田町大字鶴田 字早瀬200-1
中泊町	総務課	(0173) 57-2111	037-0392 北津軽郡中泊町大字中里 字紅葉坂209
野辺地町	防災管財課	(0175) 64-2111	039-3131 上北郡野辺地町字野辺地 123-1
七戸町	総務課	(0176) 68-2111	039-2792 上北郡七戸町字森ノ上 131-4
六戸町	総務課	(0176) 55-4582	039-2392 上北郡六戸町大字犬落瀬 字前谷地60
横浜町	総務課	(0175) 78-2111	039-4145 上北郡横浜町字寺下35
東北町	総務課	(0176) 56-3111	039-2492 上北郡東北町上北南 四丁目32-484
六ヶ所村	原子力対策課	(0175) 72-8132	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駸 字野附475
おいらせ町	まちづくり防災課	(0178) 56-2131	039-2192 上北郡おいらせ町 中下田135-2
大間町	総務課	(0175) 37-2111	039-4601 下北郡大間町大字大間字 奥戸下道20-4
東通村	総務課	(0175) 27-2111	039-4292 下北郡東通村大字砂子又 字沢内5-34
風間浦村	総務課	(0175) 35-2111	039-4502 下北郡風間浦村大字易国間 字大川目28-5
佐井村	総務課	(0175) 38-2111	039-4711 下北郡佐井村大字佐井字 糠森20
三戸町	総務課	(0179) 20-1119	039-0198 三戸郡三戸町大字 在府小路町43
五戸町	総務課	(0178) 62-7950	039-1513 三戸郡五戸町字古館21-1
田子町	総務課	(0179) 32-3111	039-0292 三戸郡田子町大字田子 字天神堂平81
南部町	総務課	(0178) 76-2111	039-0592 三戸郡南部町大字平 字広場28-1
階上町	総務課	(0178) 88-2873	039-1201 三戸郡階上町大字道仏 字天当平1-87
新郷村	総務課	(0178) 78-2111	039-1801 三戸郡新郷村大字戸来 字風呂前10

(8) 消防機関

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
青森地域広域 事務組合	消防本部	警防課	(017) 775-0854	030-0861 青森市長島二丁目1-1
	中央消防署		(017) 775-0855	030-0861 青森市長島二丁目1-1
		沖館分署	(017) 781-0002	038-0002 青森市沖館三丁目2-53
		油川分署	(017) 788-0245	038-0058 青森市大字羽白字池上197-1
		新城分署	(017) 788-3981	038-0042 青森市大字新城字平岡175-4
		浪館分署	(017) 739-5400	038-0856 青森市西大野二丁目1-1
		外ヶ浜分署	(0174) 22-2184	030-1303 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田14
		今別分署	(0174) 35-2119	030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別62-2
	東消防署		(017) 741-0613	030-1903 青森市栄町一丁目10-10
		浅虫分署	(017) 752-2569	039-3501 青森市大字浅虫字坂本51-7
		筒井分署	(017) 728-1922	030-0944 青森市大字筒井字八ッ橋6-7
		原別分署	(017) 736-4010	030-0931 青森市大字平新田字森越33-2
		横内分署	(017) 738-9909	030-0132 青森市大字新町野字菅谷50-1
	浪岡消防署		(0172) 62-3119	038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
	平内消防署		(017) 755-3119	039-3321 東津軽郡平内町大字小湊字小湊63
弘前地区 消防事務組合	消防本部	警防課	(0172) 32-5103	036-8203 弘前市大字本町2-1
	弘前消防署		(0172) 32-5199	036-8203 弘前市大字本町2-1
		藤代分署	(0172) 34-1317	036-8323 弘前市浜の町東三丁目1-11
		西北分署	(0172) 93-3310	036-3613 弘前市大字小友字神原371-2
		西分署	(0172) 82-3311	036-1333 弘前市大字鳥井野字宮本301-2
		目屋分署	(0172) 85-3119	036-1411 中津軽郡西目屋村大字田代字神田56
	東消防署		(0172) 27-1151	036-8093 弘前市城東五丁目6-11
		柝形分署	(0172) 33-4311	036-8154 弘前市大字豊原一丁目3-9
		南分署	(0172) 48-2108	038-0212 南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂57-1
		北分署	(0172) 75-3333	038-3802 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田7-3
	黒石消防署		(0172) 52-4271	036-0357 黒石市追子野木1-576

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
弘前地区 消防事務組合		山形分署	(0172) 54-8330	036-0415 黒石市大字上山形字村岸9-2
		田舎館分署	(0172) 58-2962	038-1122 南津軽郡田舎館村大字八反田字古館206-1
	平川消防署		(0172) 44-3122	036-0113 平川市平田森前田331
		碓ヶ関分署	(0172) 45-2240	038-0101 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字鯨森67-2
	板柳消防署		(0172) 73-2339	038-3672 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井70
八戸地域広域市 町村圏事務組合	消防本部	警防課	(0178) 44-2131	031-0011 八戸市田向五丁目1-1
	八戸消防署		(0178) 44-0076	031-0011 八戸市田向五丁目1-1
		河原木分署	(0178) 28-8737	039-1164 八戸市下長七丁目4-6
		南郷分遣所	(0178) 82-2319	031-0111 八戸市南郷大字市野沢字三合山41-45
		桔梗野分遣所	(0178) 28-1622	039-2241 八戸市大字市川町字尻引前山31-1287
		尻内分遣所	(0178) 27-4758	039-1102 八戸市一番町一丁目4-2
		根城分遣所	(0178) 23-4333	039-1114 八戸市北白山台五丁目2-1
	八戸東消防署		(0178) 33-0323	031-0822 八戸市大字白銀町字左新井田道26-1
		鮫分署	(0178) 33-0236	031-0841 八戸市大字鮫町字山四郎薪目17-345
		階上分署	(0178) 88-2105	039-1201 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吹31-3
		小中野分遣所	(0178) 44-3100	031-0802 八戸市小中野五丁目11-6
	三戸消防署		(0179) 22-1140	039-0141 三戸郡三戸町大字川守田字関根25-5
		田子分署	(0179) 32-3104	039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向54-1
		名川分署	(0178) 76-2416	039-0502 三戸郡南部町大字下名久井字下夕町5-18
		福地分遣所	(0178) 84-2103	039-0815 三戸郡南部町大字福田字館先15-1
	五戸消防署		(0178) 62-3140	039-1521 三戸郡五戸町字下長下夕11-33
		西分遣所	(0178) 78-2119	039-1801 三戸郡新郷村大字戸来字中野平12-1
	おいらせ消防署		(0178) 56-2525	039-2252 上北郡おいらせ町黒坂谷地6-14
		北分遣所	(0178) 51-2170	039-2189 上北郡おいらせ町青葉五丁目50-166
五所川原地区 消防事務組合	消防本部	警防課	(0173) 35-2023	037-0036 五所川原市中央4丁目130
	五所川原消防署		(0173) 35-2019	037-0036 五所川原市中央4丁目130
		東分署	(0173) 29-2119	037-0622 五所川原市大字原子字山元42-2

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
五所川原地区 消防事務組合	金木消防署		(0173) 53-2322	037-0202 五所川原市金木町菅原367-1
	市浦消防署		(0173) 62-2119	037-0401 五所川原市相内246-4
	鶴田消防署		(0173) 22-2131	037-3503 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬194-1
	中里消防署		(0173) 57-2370	037-0305 北津軽郡中泊町字宝森1-2
	小泊消防署		(0173) 64-2375	037-0514 北津軽郡中泊町小泊砂山1078-1
十和田地域 広域事務組合	消防本部	警防課	(0176) 25-4112	034-0082 十和田市西二番町7-10
	十和田消防署		(0176) 25-4115	034-0082 十和田市西二番町7-10
	十和田湖消防署		(0176) 72-2241	034-0301 十和田市大字奥瀬字小沢口70-1
		湖畔出張所	(0176) 75-1011	018-5501 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
	六戸消防署		(0176) 55-2016	039-2371 上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保 174-472
	消防本部	警防課	(0175) 22-3819	035-0071 むつ市小川町二丁目14番1号
	むつ消防署		(0175) 22-1680	035-0071 むつ市小川町二丁目14番1号
	川内消防分署	(0175) 42-3215	039-5201 むつ市川内町川内88番地	
	脇野沢 消防分署	(0175) 44-2020	039-5331 むつ市脇野沢渡向14番地2	
	大畑消防署	(0175) 34-2233	039-4401 むつ市大畑町松ノ木150番地1	
	風間浦 消防分署	(0175) 35-2101	039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28番地5	
	大間消防署	(0175) 37-3107	039-4601 下北郡大間町大字大間字奥戸下道 19番地1~2	
	佐井消防分署	(0175) 38-2266	039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森16番地1	
	大湊消防署	(0175) 24-2091	035-0085 むつ市大湊浜町36番25号	
	東通消防署	(0175) 27-2199	039-4222 下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地35号	
	北分遣署	(0175) 27-2101	035-0103 下北郡東通村大字野牛字釜の平45番地4	
	南分遣署	(0175) 46-2217	039-4224 下北郡東通村大字白糠字赤平259番地2	
北 部 上 北 広域事務組合	消防本部	警防課	(0175) 64-0650	039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢40-9
	野辺地消防署		(0175) 64-3126	039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢40-9
	横浜消防署		(0175) 78-2119	039-4141 上北郡横浜町字三保野127-1
	六ヶ所消防署		(0175) 72-2301	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附536-1
		北分署	(0175) 77-3525	039-4301 上北郡六ヶ所村大字泊字川原75-101

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (担当課)	担当課 (分署等)	電話番号	所在地
北部上北 広域事務組合		南分署	(0175) 75-2000	039-3214 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂94-1
中部上北 広域事業組合	消防本部	警防課	(0176) 62-3142	039-2501 上北郡七戸町字荒熊内159-4
	中央消防署		(0176) 62-3141	039-2501 上北郡七戸町字荒熊内159-4
	上北消防署		(0176) 56-2119	039-2401 上北郡東北町字上野124-1
	東北消防署		(0175) 63-2520	039-2654 上北郡東北町字塔ノ沢山1-452
鱒ヶ沢地区 消防事務組合	消防本部	消防班	(0173) 72-4527	038-2761 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町鳴戸385-2
	鱒ヶ沢消防署		(0173) 72-2710	038-2761 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町鳴戸385-2
	深浦消防署		(0173) 74-2994	038-2321 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上107-3
		岩崎分署	(0173) 77-2119	038-2202 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原51-7
三 沢 市	消防本部	警防課	(0176) 54-4111	033-0123 三沢市大字三沢字堀口17-36
	三沢市消防署		(0176) 54-4212	033-0123 三沢市大字三沢字堀口17-36
		中央分署	(0176) 53-3513	033-0001 三沢市中央町一丁目5-1
		北出張所	(0176) 59-2202	033-0111 三沢市六川目五丁目1341-1
		古間木出張所	(0176) 52-6388	033-0053 三沢市古間木二丁目180-3
つ が る 市	消防本部	警防課	(0173) 42-2105	038-3142 つがる市木造赤根1-1
	つがる市消防署		(0173) 42-2101	038-3142 つがる市木造赤根1-1
	つがる市北消防署		(0173) 56-3119	038-3302 つがる市豊富町屏風山1番地372
		稲垣分遣所	(0173) 46-2119	037-0108 つがる市稲垣町吉出鴨泊22番地1

(9) 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社青森支店	総務課	(017) 734-6734	038-0012 青森市柳川一丁目1-1
東日本電信電話(株)青森支店	青森災害対策室	(017) 774-9550	030-8513 青森市橋本二丁目1-6
日本郵便(株)青森中央郵便局	総務課	(017) 775-1692	030-8799 青森市堤町一丁目7-24
日本銀行青森支店	総務課	(017) 734-9506	030-8677 青森市中央一丁目11-1
日本赤十字社青森県支部	事業推進課	(017) 722-2011	030-0861 青森市長島一丁目3-1
日本放送協会青森放送局	放送部	(017) 774-5111	030-8633 青森市松原二丁目1-1
(国研)日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	総務経理課	(0175) 25-3311	035-0022 むつ市大字関根字北関根400
東北電力(株)青森支店	総務部	(017) 742-2191	030-8560 青森市港町二丁目12-19
日本通運(株)青森支店	業務推進	(017) 718-7683	038-0031 青森市三内丸山393-214
東日本高速道路(株)青森管理事務所	総務課	(017) 782-1431	038-0043 青森市大字岩渡字熊沢250-259

(10) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
(公社)青森県医師会		(017) 723-1911	030-0801 青森市新町二丁目8-21
青 森 ガ ス (株)	供 給 部	(017) 741-7421	030-0901 青森市港町三丁目6-33
八 戸 ガ ス (株)	供 給 部	(0178) 43-3165	031-0071 八戸市沼館三丁目6-48
弘 前 ガ ス (株)	供 給 部	(0172) 27-9100	036-8042 弘前市松ヶ枝一丁目2-1
十 和 田 ガ ス (株)	供 給 部	(0176) 23-3591	034-0071 十和田市大字赤沼字下平577
五 所 川 原 ガ ス (株)	営 業 課	(0173) 34-3432	037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻611
黒 石 ガ ス (株)	営 業 課	(0172) 52-2131	036-0331 黒石市八甲74-1
弘 南 バ ス (株)	総 合 企 画 課	(0172) 32-2241	036-8326 弘前市大字藤野二丁目3-6
(公社)青森県バス協会		(017) 739-0571	030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21
下 北 交 通 (株)	営 業 部	(0175) 23-3111	035-0041 むつ市金曲一丁目8-12
十和田観光電鉄(株)	管 理 部	(0176) 23-3131	034-0001 十和田市稲生町17-3
岩手県北自動車(株)	南 部 支 社 総 務 課	(022) 259-8151 (0178) 44-5151	020-0124 岩手県盛岡市厨川一丁目17-18 031-0023 八戸市是川字ニツ屋6-79
弘 南 鉄 道 (株)	技 術 課	(0172) 44-3136	036-0103 平川市本町北柳田23-5
津 軽 鉄 道 (株)	総 務 部	(0173) 34-2148	037-0063 五所川原市字大町39
青 い 森 鉄 道 (株)	運 輸 課	(017) 752-0330	038-8550 青森市篠田一丁目6-2
青 森 放 送 (株)	報 道 部	(017) 743-1234	030-0965 青森市松森一丁目8-1
(株)青森テレビ	報 道 部	(017) 741-2234	030-0965 青森市松原一丁目4-8
青森朝日放送(株)	報 道 制 作 部	(017) 762-1111	030-0111 青森市大字荒川字柴田125-1
(株)エフエム青森		(017) 735-1181	030-0812 青森市堤町一丁目7-19
(公社)青森県トラック協会		(017) 729-2000	030-0111 青森市大字荒川字品川111-3
(一社)青森県エルピーガス協会		(017) 775-2731	030-0802 青森市本町二丁目4-10

4-1-3 特別警報・警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

警報・注意報の種類	概要
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

4-1-4 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

4-1-5 特別警報・警報・注意報の具体的な発表基準

(1) 特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(2) 警報・注意報

発表官署		青森地方気象台					
府県予報区		青森県					
一次細分区域		津 軽			下北	三八上北	
市町村等をまとめた地域		東青津軽	北五津軽	西津軽	中南津軽	三 八	上 北
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s 外海 25m/s	陸上 18m/s, 海上 25m/s	18m/s	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s 外海 25m/s	陸上 18m/s*1 海上 25m/s	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s 外海 25m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	18m/s 雪を伴う	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s*1 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s 外海 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm				平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ40cm	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm
	波浪 (有義波高)	陸奥湾 2.5m 外海 6.0m	6.0m		陸奥湾 2.5m 外海 6.0m	6.0m	陸奥湾 2.5m 外海 6.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
注 意	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風 (平均風速)	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s 外海 18m/s	陸上 13m/s, 海上 18m/s	13m/s	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s 外海 18m/s	陸上 13m/s*2 海上 18m/s	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s 外海 18m/s
	風雪 (平均風速)	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s 外海 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s, 海上 18m/s 雪を伴う	13m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s 外海 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s*2 海上 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s 外海 18m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm				平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm
	波浪 (有義波高)	陸奥湾 1.5m 外海 3.0m	3.0m		陸奥湾 1.5m 外海 3.0m	3.0m	陸奥湾 1.5m 外海 3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
報	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	融雪	融雪により被害が予想される場合					
	濃霧 (視程)	陸上 100m 陸奥湾 500m 外海 500m	陸上 100m 海上 500m	100m	陸上 100m 陸奥湾 500m 外海 500m	陸上 100m 海上 500m	陸上 100m 陸奥湾 500m 外海 500m
	乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する					
	なだれ	① 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ② 積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続					

発表官署	青森地方気象台						
府県予報区	青 森 県						
一次細分区域	津 軽				下 北	三八上北	
市町村等をまとめた地域	東青津軽	北五津軽	西津軽	中南津軽		三 八	上 北
注 意 報	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が8℃以下のとき（ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続）*3					
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）					
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合					
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	90mm						

* 1 八戸特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

* 2 八戸特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

* 3 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

(別表1) 大雨警報基準

令和3年10月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東青津軽	青森市	12	120
	平内町	9	135
	今別町	12	136
	蓬田村	9	134
	外ヶ浜町	10	95
北五津軽	五所川原市	11	129
	板柳町	12	—
	鶴田町	12	—
	中泊町	12	95
西津軽	つがる市	11	92
	鱒ヶ沢町	10	91
	深浦町	10	136
中南津軽	弘前市	14	120
	黒石市	14	139
	平川市	14	112
	西目屋村	14	141
	藤崎町	14	149
	大鰐町	14	127
	田舎館村	14	152
(下北)	むつ市	12	133
	大間町	14	130
	東通村	9	135
	風間浦村	10	131
	佐井村	8	132
三八	八戸市	9	104
	三沢市	10	135
	六戸町	8	136
	おいらせ町	10	134
	三戸町	9	105
	五戸町	8	119
	田子町	8	141
	南部町	8	106
	階上町	8	142
新郷村	9	138	
上北	十和田市	13	138
	野辺地町	12	137
	七戸町	10	138
	横浜町	10	134
	東北町	10	136
	六ヶ所村	10	132

(別表2) 洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東青津軽	青森市	浪岡川流域=16.1, 瀬戸子川流域=6.3, 天田内川流域=7.7, 新城川流域=15.4, 入内川流域=6.4, 貴船川流域=4.6, 合子沢川流域=9.7	貴船川流域= (7, 4.1)	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・筒井・甲田 橋・駒込川橋・南桜川], 青森県 岩木川水系 十川 [五林平]
	平内町	清水川流域=13.9, 小湊川流域=14	-	-
	今別町	今別川流域=17.8	今別川流域= (5, 16)	-
	蓬田村	蓬田川流域=7.7	-	-
	外ヶ浜町	蟹田川流域=20.5	-	-
北五津軽	五所川原市	磯松川流域=6.2, 相内川流域=13.6, 旧十川流域=10.7, 金木川流域=14.5, 飯詰川流域=11.2, 松野木川流域=9.7	磯松川流域= (5, 5.5), 相内川流域= (5, 12.2), 金木川流域= (5, 12.4), 十川流域= (5, 22)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋・五所 川原・繁田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	板柳町		-	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平 川下流 [百田], 青森県岩木川水 系 十川 [五林平]
	鶴田町		十川流域= (5, 21.7)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平 川下流 [百田], 青森県岩木川水 系 十川 [五林平]
	中泊町	今泉川流域=10.6, 鳥谷川流域=15.4, 尾別川流域=5.2	尾別川流域= (6, 5.2)	岩木川 [繁田]
西津軽	つがる市	出精川流域=7.7, 山田川流域=16	-	岩木川 [幡龍橋・五所川原・繁 田]
	鱈ヶ沢町	赤石川流域=23.7, 鳴沢川流域=10.2, 中村川流域=20.2	-	-
	深浦町	追良瀬川流域=19.9, 笹内川流域 =14.4, 大童子川流域=11	-	-
中南津軽	弘前市	前蒔川流域=8.5, 後長根川流域=5.4, 土淵川流域=11.7, 大和沢川流域=12.6, 旧大峰川流域=2.1, 新和川流域=5.4	後長根川流域= (5, 4.4), 土淵川流域= (5, 10.5), 大和沢川流域= (5, 11.3), 岩木川流域= (5, 28.8), 旧大峰川流域= (5, 1.8)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平 川下流 [百田], 青森県岩木川水 系 平川上流 [大鱈・石川・豊平 橋]
	黒石市	十川流域=10.2, 浅瀬石川流域=27, 中 野川流域=13.5	-	-
	平川市	浅瀬石川流域=18, 六羽川流域=9.5	六羽川流域= (6, 8.5)	青森県岩木川水系 平川上流 [大 鱈・石川・豊平橋]
	西目屋村	大秋川流域=8.3	-	-
	藤崎町	浪岡川流域=14.6, 浅瀬石川流域 =27.7, 十川流域=14.8	浪岡川流域= (7, 13.1)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平 川下流 [百田], 青森県岩木川水 系 十川 [五林平]
	大鱈町	三ツ目内川流域=13.7, 折紙川流域=7.4, 虹貝川流域=14.7, 駒木沢流域=5.9, 島田川流域=7.7	三ツ目内川流域= (5, 11.9), 折紙川流域= (5, 6.6), 虹貝川流域= (5, 13.2), 平川流域= (5, 19.4)	青森県岩木川水系 平川上流 [大 鱈・石川・豊平橋]
	田舎館村	浅瀬石川流域=27.7	-	平川下流 [百田], 青森県岩木川 水系 平川上流 [大鱈・石川・豊 平橋]
(下北)	むつ市	田名部川流域=20.3, 大荒川流域=4.6, 大川目川流域=4.8, 川内川流域=23.7, 脇野沢川流域=9.2, 小川流域=4, 大畑川流域=23.3, 正津川流域=11.2	大荒川流域= (6, 4.6), 小川流域= (6, 3.6), 大畑川流域= (6, 20.9)	-
	大間町	奥戸川流域=8.6	-	-
	東通村	田名部川流域=18, 青平川流域=9.5	-	-
	風間浦村	易国間川流域=11.8	-	-
	佐井村	大佐井川流域=9.1, 古佐井川流域=10.4	-	-

市町村を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
三八	八戸市	浅水川流域=14.8, 奥入瀬川流域=41.5, 五戸川流域=26.3, 新井田川流域=34.4, 土橋川流域=4.6, 松館川流域=11.9	浅水川流域= (5, 13.3) , 新井田川流域= (5, 30.9) , 馬淵川流域= (5, 27.4)	馬淵川下流 [櫛引橋] , 青森県馬 淵川水系 馬淵川中流 [剣吉・櫛 引橋上流]
	三沢市	姉沼川流域=10.6, 古間木川流域=4.1, 三沢川流域=5.9	古間木川流域= (6, 3.6) 三沢川流域= (6, 4.5)	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六戸町	姉沼川流域=10.5, 奥入瀬川流域=40.9	-	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	おいらせ町	奥入瀬川流域=41.2, 明神川流域=6.9	奥入瀬川流域= (5, 37)	-
	三戸町	猿辺川流域=12.2, 熊原川流域=17.2	熊原川流域= (5, 15.6) , 馬淵川流域= (7, 29.1)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部]
	五戸町	浅水川流域=13.5, 五戸川流域=19.6	浅水川流域= (5, 12.1) , 五戸川流域= (5, 17.6)	-
	田子町	熊原川流域=23.1, 種子川流域=9.7, 杉倉川流域=12.4	-	-
	南部町	如来堂川流域=12.1, 猿辺川流域=14.4, 剣吉川流域=3.7	如来堂川流域= (5, 10.8) , 馬淵川流域= (5, 38) , 剣吉川流域= (5, 3.5)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉・櫛引橋上流]
	階上町	松館川流域=10.8	-	-
	新郷村	浅水川流域=13.2, 五戸川流域=17.1, 三川目川流域=11.5	-	-
上北	十和田市	砂土路川流域=13.6, 奥入瀬川流域=24, 後藤川流域=16.7, 藤島川流域=15.4, 中里川流域=10	砂土路川流域= (6, 12.2) , 奥入瀬川流域= (12, 21.6)	-
	野辺地町	野辺地川流域=12.6, 枇杷野川流域=6.5, 与田川流域=4.2	野辺地川流域= (7, 12) , 与田川流域= (5, 3.7)	-
	七戸町	高瀬川 (七戸川) 流域=19.4, 赤川流域=12.5, 坪川流域=26.9, 中野川流域=15.4, 作田川流域=12.1, 二ッ森川流域=5.9	-	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	横浜町	三保川流域=10	-	-
	東北町	砂土路川流域=13.9, 高瀬川 (七戸川) 流域=33.1, 土場川流域=15.6, 赤川流域=6.8, 川去川流域=6	-	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六ヶ所村	老部川流域=9.6, 二又川流域=11.3, 戸鎖川流域=9.5	-	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和3年10月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東青津軽	青森市	8	74
	平内町	6	83
	今別町	7	84
	蓬田村	7	83
	外ヶ浜町	8	58
北五津軽	五所川原市	7	79
	板柳町	9	97
	鶴田町	7	97
	中泊町	7	58
西津軽	つがる市	6	57
	鱒ヶ沢町	6	56
	深浦町	6	84
中南津軽	弘前市	6	74
	黒石市	7	86
	平川市	8	69
	西目屋村	9	87
	藤崎町	6	92
	大鰐町	7	78
	田舎館村	6	94
(下北)	むつ市	7	82
	大間町	9	80
	東通村	6	83
	風間浦村	7	81
	佐井村	6	81
三八	八戸市	6	64
	三沢市	7	83
	六戸町	6	84
	おいらせ町	6	83
	三戸町	6	65
	五戸町	6	73
	田子町	6	87
	南部町	6	65
	階上町	6	88
	新郷村	6	85
上北	十和田市	7	85
	野辺地町	7	84
	七戸町	6	85
	横浜町	6	83
	東北町	7	84
	六ヶ所村	7	81

(別表4) 洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東青津軽	青森市	浪岡川流域=12.8, 瀬戸子川流域=5, 天田内川流域=6.1, 新城川流域=12.3, 入内川流域=5.1, 貴船川流域=3.6, 合子沢川流域=4.8	天田内川流域=(5,6.1), 新城川流域=(5,12.3), 貴船川流域=(5,3.6), 合子沢川流域=(5,4)	青森県堤川水系 堤川・駒込川[大野・新妙見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川], 青森県岩木川水系 十川[五林平]
	平内町	清水川流域=11.1, 小湊川流域=11.2	-	-
	今別町	今別川流域=14.2	今別川流域=(5,11)	-
	蓬田村	蓬田川流域=6.1	-	-
	外ヶ浜町	蟹田川流域=16.4	蟹田川流域=(6,13.1)	-
北五津軽	五所川原市	磯松川流域=4.9, 相内川流域=10.8, 旧十川流域=8.5, 金木川流域=11.6, 飯詰川流域=8.9, 松野木川流域=6.5	磯松川流域=(5,4.9), 相内川流域=(5,9.4), 旧十川流域=(6,8.5), 金木川流域=(5,8.8), 飯詰川流域=(6,7.1), 松野木川流域=(5,6.4), 岩木川流域=(5,26.4), 十川流域=(5,18.2)	岩木川[幡龍橋・五所川原・繁田], 青森県岩木川水系 十川[五林平]
	板柳町	-	岩木川流域=(5,18.9)	岩木川[上岩木橋・幡龍橋], 青森県岩木川水系 十川[五林平]
	鶴田町	-	岩木川流域=(5,49.2), 十川流域=(5,18)	岩木川[幡龍橋], 青森県岩木川水系 十川[五林平]
	中泊町	今泉川流域=8.4, 鳥谷川流域=12.3, 尾別川流域=4.1	今泉川流域=(5,8.2), 尾別川流域=(6,4.1)	岩木川[繁田]
西津軽	つがる市	出精川流域=6.1, 山田川流域=12.8	岩木川流域=(4,51.7)	岩木川[幡龍橋・五所川原・繁田]
	鯨ヶ沢町	赤石川流域=18.9, 鳴沢川流域=8.1, 中村川流域=16.1	中村川流域=(6,12.9)	-
	深浦町	追良瀬川流域=15.9, 笹内川流域=11.5, 大童子川流域=8.8	-	-
中南津軽	弘前市	前蒔川流域=6, 後長根川流域=4.3, 土淵川流域=9.3, 大和沢川流域=10, 旧大峰川流域=1.6, 新和川流域=4.3	後長根川流域=(5,4), 土淵川流域=(5,7.1), 大和沢川流域=(5,10), 岩木川流域=(5,14.4), 旧大峰川流域=(5,1.4), 平川流域=(5,14)	岩木川[上岩木橋・幡龍橋], 平川下流[百田], 青森県岩木川水系 平川上流[大鱈・石川・豊平橋]
	黒石市	十川流域=8.1, 浅瀬石川流域=21.6, 中野川流域=10.8	-	-
	平川市	浅瀬石川流域=14.4, 六羽川流域=7.6	六羽川流域=(6,6.1)	青森県岩木川水系 平川上流[大鱈・石川・豊平橋]
	西目屋村	大秋川流域=6.6	大秋川流域=(7,6.6)	-
	藤崎町	浪岡川流域=11.6, 浅瀬石川流域=22.1, 十川流域=9.6	浪岡川流域=(7,9.3), 岩木川流域=(5,40.6), 平川流域=(5,25.7), 十川流域=(7,9.4)	岩木川[上岩木橋], 平川下流[百田], 青森県岩木川水系 十川[五林平]
	大鱈町	三ツ目内川流域=10.6, 折紙川流域=5.9, 虹貝川流域=11.7, 駒木沢流域=4.7, 島田川流域=6.1	三ツ目内川流域=(5,10.6), 折紙川流域=(5,4.7), 虹貝川流域=(5,9.4), 平川流域=(5,13.8), 駒木沢流域=(6,3.8), 島田川流域=(6,4.9)	青森県岩木川水系 平川上流[大鱈・石川・豊平橋]
田舎館村	浅瀬石川流域=22.1	浅瀬石川流域=(5,17.7)	平川下流[百田], 青森県岩木川水系 平川上流[大鱈・石川・豊平橋]	
(下北)	むつ市	田名部川流域=16.2, 大荒川流域=3.6, 大川目川流域=3.8, 川内川流域=19, 脇野沢川流域=7.3, 小川流域=3.2, 大畑川流域=18.6, 正津川流域=8.9	田名部川流域=(7,12), 大荒川流域=(6,2.9), 大川目川流域=(5,3.8), 川内川流域=(5,19), 脇野沢川流域=(6,5.8), 小川流域=(6,3.2), 大畑川流域=(6,15.6), 正津川流域=(6,7.1)	-
	大間町	奥戸川流域=6.8	-	-

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
(下北)	東通村	田名部川流域=14.4, 青平川流域=7.6	青平川流域=(5, 7.6)	-
	風間浦村	易国間川流域=9.4	-	-
	佐井村	大佐井川流域=7.2, 古佐井川流域=8.3	大佐井川流域=(5,7.2), 古佐井川流域=(5,8.3)	-
三八	八戸市	浅水川流域=11.8, 奥入瀬川流域=30, 五戸川流域=13.2, 新井田川流域=27.5, 土橋川流域=3.6, 松館川流域=9.5	浅水川流域=(5,9.4), 奥入瀬川流域=(5,30), 五戸川流域=(5,12.2), 新井田川流域=(5,27), 馬淵川流域=(5,24.7), 松館川流域=(5,9.5)	馬淵川下流[櫛引橋],青森県馬淵川 水系 馬淵川中流[剣吉・櫛引橋上 流]
	三沢市	姉沼川流域=8.4, 古間木川流域=3.2, 三沢川流域=4.7	古間木川流域=(5,3.2), 三沢川流域=(5,4.1)	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]
	六戸町	姉沼川流域=8.4, 奥入瀬川流域=32.7	姉沼川流域=(5, 6.8)	-
	おいらせ町	奥入瀬川流域=21.2, 明神川流域=4	奥入瀬川流域=(5,17), 明神川流域=(5,3.3)	-
	三戸町	猿辺川流域=9.7, 熊原川流域=13.7	熊原川流域=(5,13.7), 馬淵川流域=(5,26.2)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部]
	五戸町	浅水川流域=10.8, 五戸川流域=15.6	浅水川流域=(5,8.6), 五戸川流域=(5,12.5)	-
	田子町	熊原川流域=18.4, 種子川流域=7.7, 杉倉川流域=9.9	-	-
	南部町	如来堂川流域=9.6, 猿辺川流域=11.5, 剣吉川流域=2.9	如来堂川流域=(5,9.6), 猿辺川流域=(5,9.2), 馬淵川流域=(5,27.2), 剣吉川流域=(5,2.9)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉・櫛引橋上流]
	階上町	松館川流域=8.6	-	-
	新郷村	浅水川流域=10.5, 五戸川流域=13.6, 三川目川流域=9.2	浅水川流域=(5,8.4)	-
上北	十和田市	砂土路川流域=10.8, 奥入瀬川流域=19.2, 後藤川流域=13.3, 藤島川流域=12.3, 中里川流域=8	砂土路川流域=(5,10.8), 奥入瀬川流域=(7,12), 中里川流域=(6,6.4)	-
	野辺地町	野辺地川流域=10, 枇杷野川流域=5.2, 与田川流域=3.3	野辺地川流域=(6,8), 枇杷野川流域=(5,5.2), 与田川流域=(5,2.6)	-
	七戸町	高瀬川(七戸川)流域=15.5, 赤川流域=9.7, 坪川流域=21.5, 中野川流域=12.3, 作田川流域=9.6, 二ッ森川流域=3.9	高瀬川(七戸川) 流域=(5,15.5), 赤川流域=(5,7.8), 坪川流域=(5,17.2), 中野川流域=(5,9.8), 二ッ森川流域=(5,3.9)	-
	横浜町	三保川流域=8	-	-
	東北町	砂土路川流域=11.1, 高瀬川(七戸川)流域=20.6, 土場川流域=11.8, 赤川流域=5.4, 川去川流域=4.8	砂土路川流域=(5,11.1), 高瀬川(七戸川) 流域=(7,20.6), 土場川流域=(5,7.4), 赤川流域=(7,5.4), 川去川流域=(5,4.8), 高瀬川(小川原湖)流域= (5,34.7)	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]
	六ヶ所村	老部川流域=7.6, 二又川流域=9, 戸鎖川流域=7.6	-	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5)

平成22年5月27日現在

市町村をまとめた地域	市 町 村	潮 位	
		警 報	注 意 報
東青津軽	青森市	1.1m	0.9m
	平内町	1.2m	0.9m
	今別町	1.2m	0.9m
	蓬田村	1.2m	0.9m
	外ヶ浜町	1.2m	0.9m
北五津軽	五所川原市	1.2m	0.9m
	板柳町	－	－
	鶴田町	－	－
	中泊町	1.2m	0.9m
西津軽	つがる市	1.3m	0.9m
	鱒ヶ沢町	1.2m	0.9m
	深浦町	1.2m	0.9m
中南津軽	弘前市	－	－
	黒石市	－	－
	平川市	－	－
	西目屋村	－	－
	藤崎町	－	－
	大鰐町	－	－
	田舎館村	－	－
(下北)	むつ市	(津軽海峡側) 1.2m	0.9m
		(陸奥湾側) 1.2m	0.9m
	大間町	1.2m	0.9m
	東通村	(津軽海峡側) 1.2m	0.9m
		(太平洋側) 1.3m	0.9m
	風間浦村	1.2m	0.9m
	佐井村	1.2m	0.9m
三八	八戸市	1.3m	0.9m
	三沢市	1.3m	0.9m
	六戸町	－	－
	おいらせ町	1.3m	0.9m
	三戸町	－	－
	五戸町	－	－
	田子町	－	－
	南部町	－	－
	階上町	1.3m	0.9m
	新郷村	－	－
上北	十和田市	－	－
	野辺地町	1.2m	0.9m
	七戸町	－	－
	横浜町	1.2m	0.9m
	東北町	－	－
	六ヶ所村	1.3m	0.9m

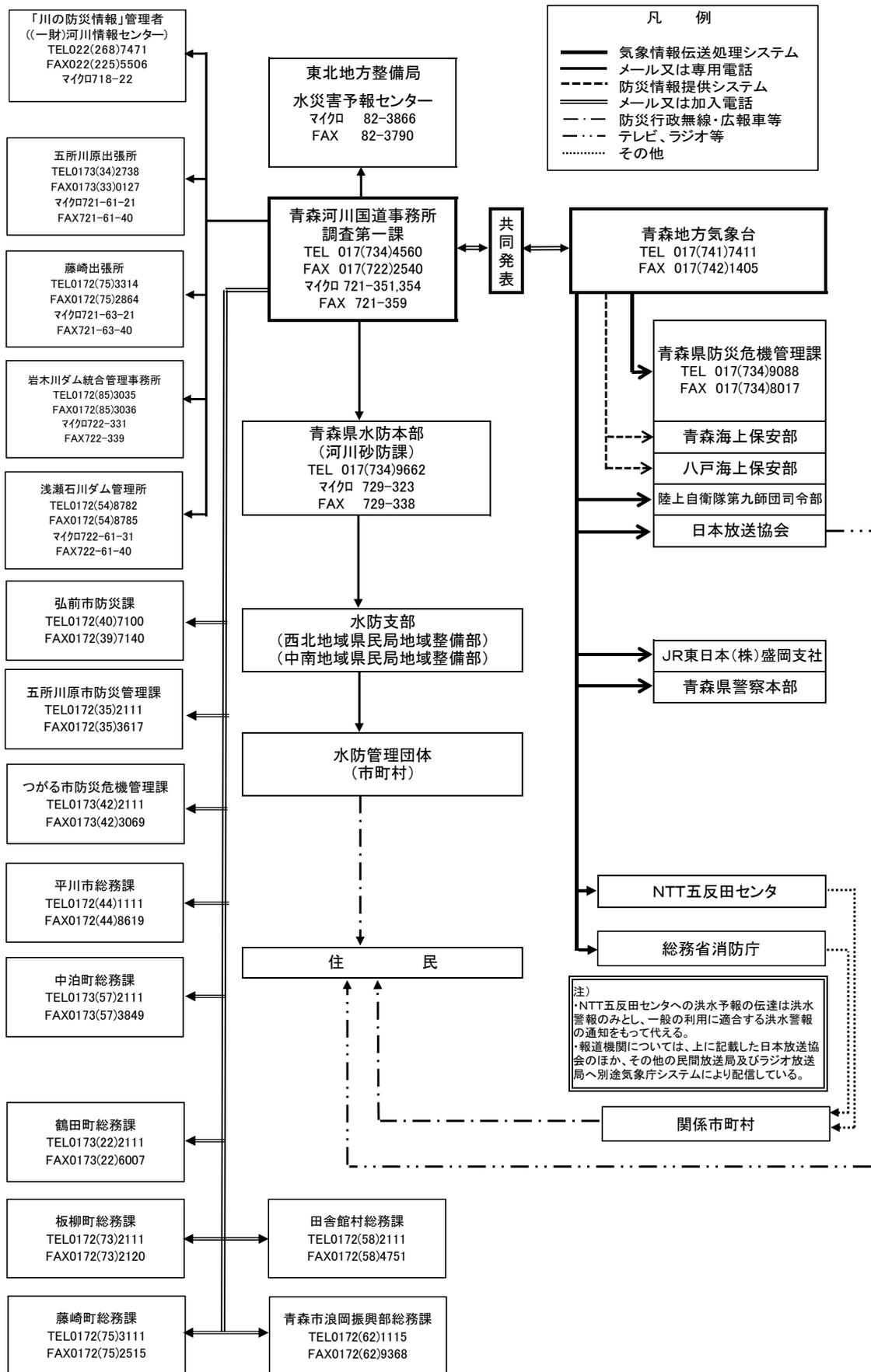
4-1-6 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

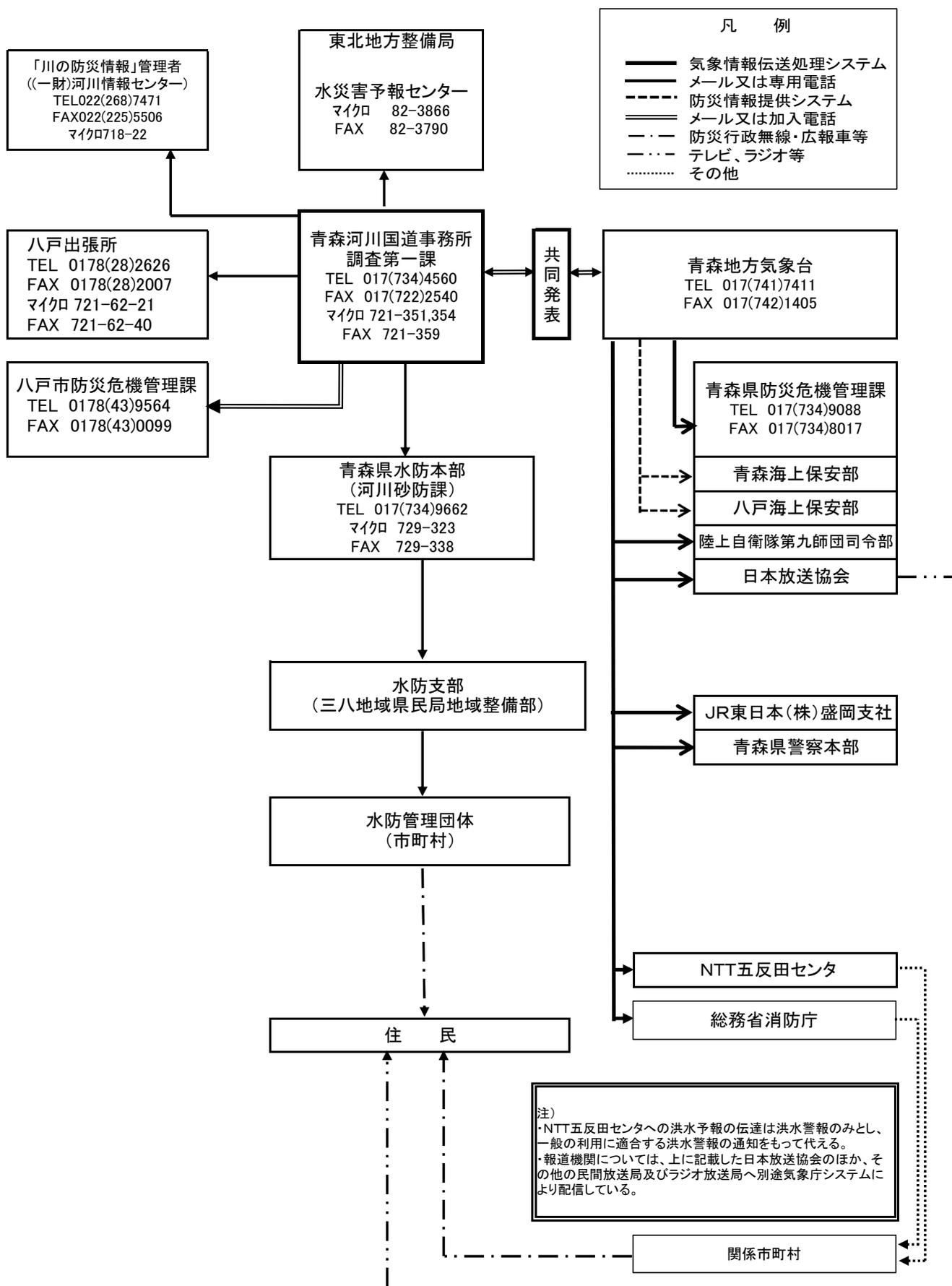
【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“-”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

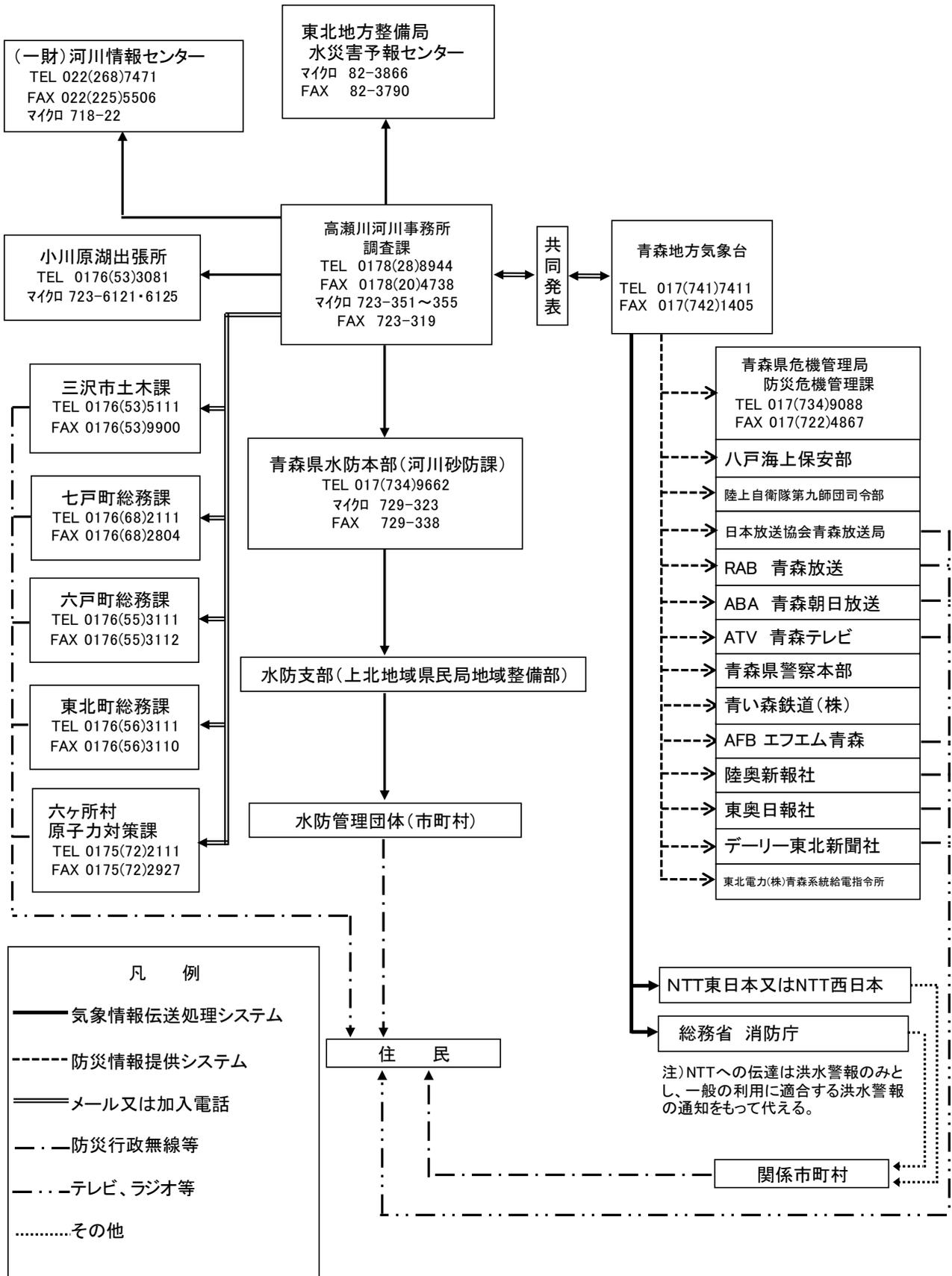
4-1-7 岩木川及び平川下流洪水予報伝達系統図



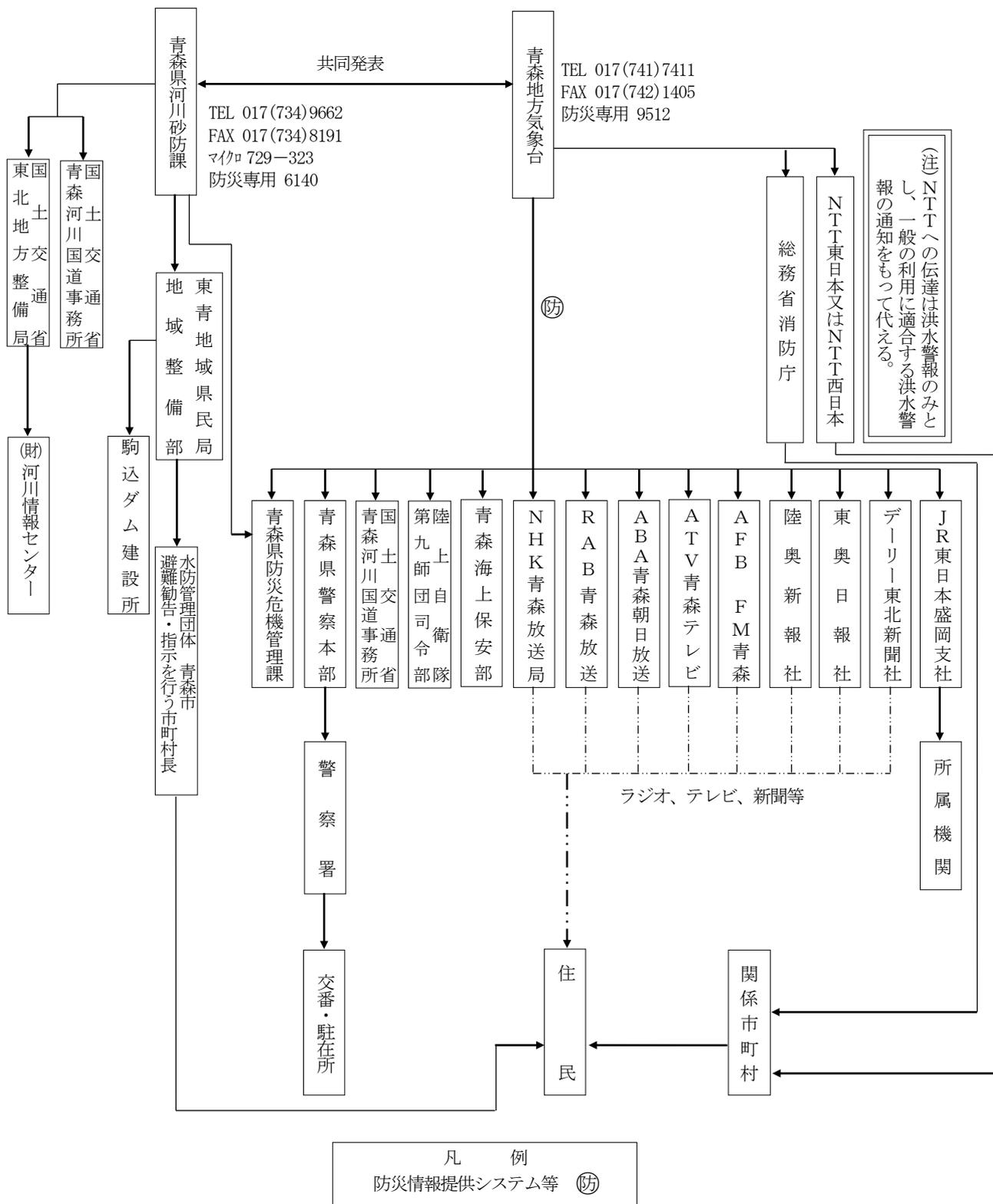
4-1-8 馬淵川下流洪水予報伝達系統図



4-1-9 高瀬川洪水予報伝達系統図

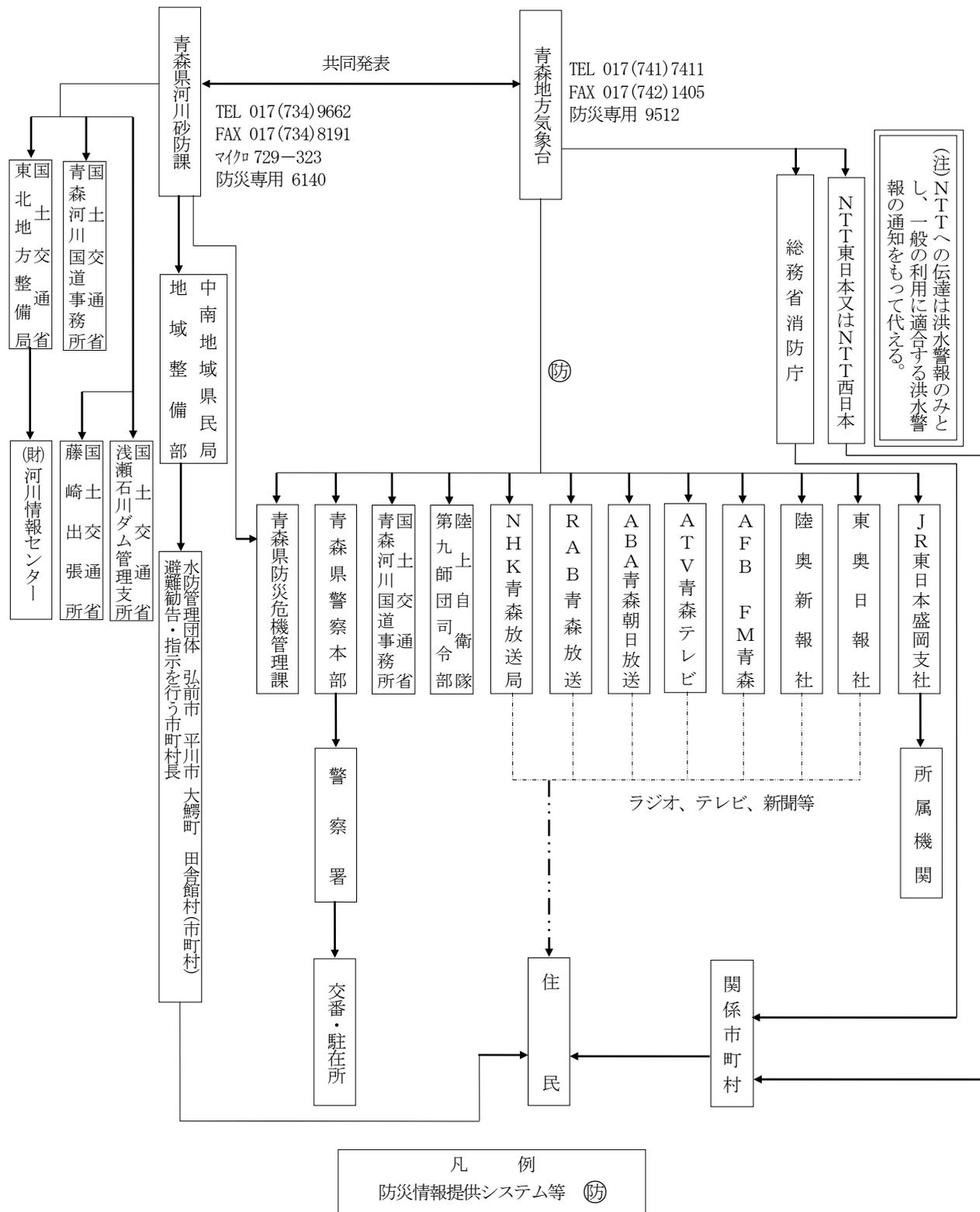


4-1-10 堤川・駒込川洪水予報伝達系統図（青森県）



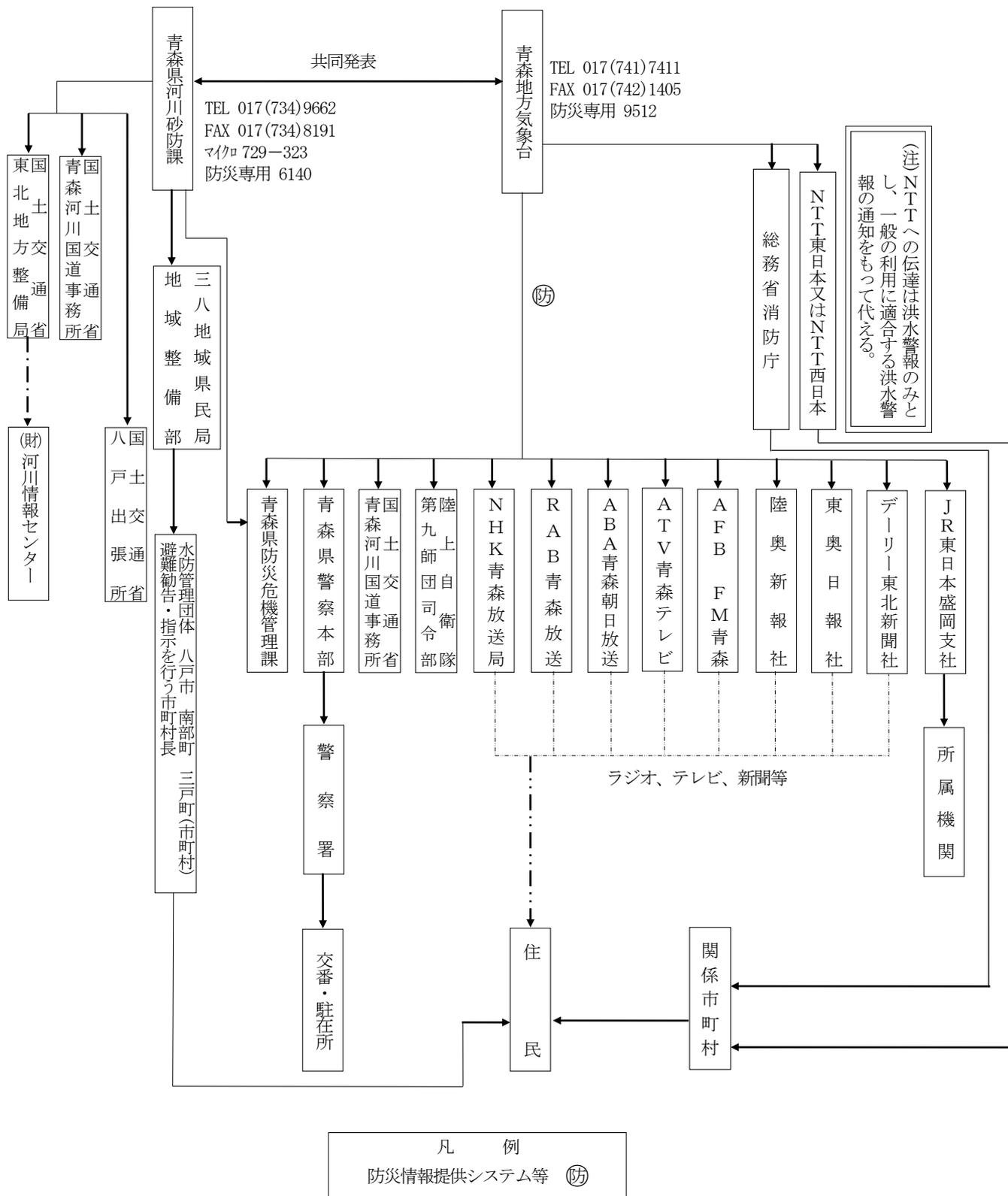
※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-11 平川上流洪水予報伝達系統図（青森県）



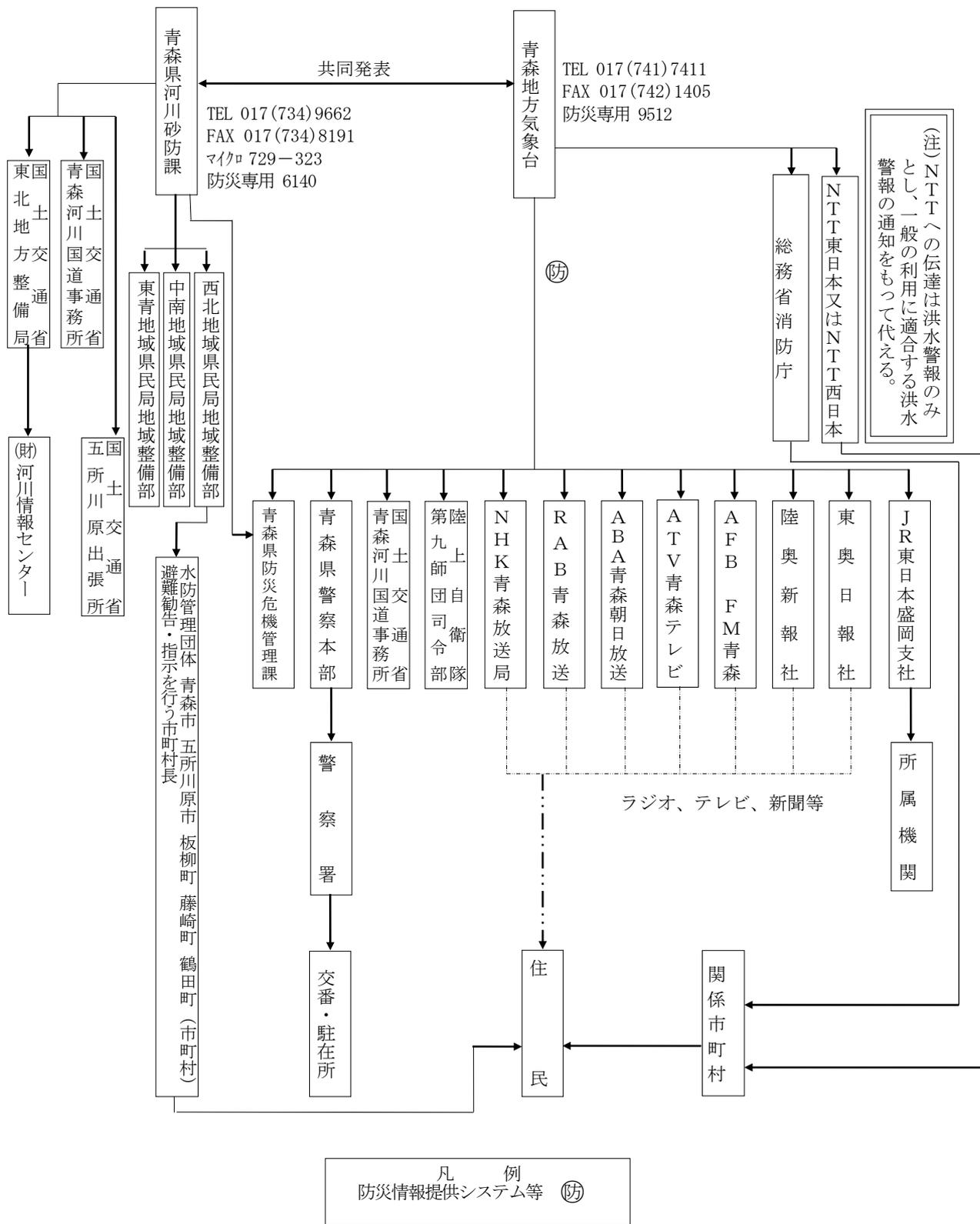
※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-12 馬淵川中流洪水予報伝達系統図（青森県）



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-13 十川洪水予報伝達系統図（青森県）

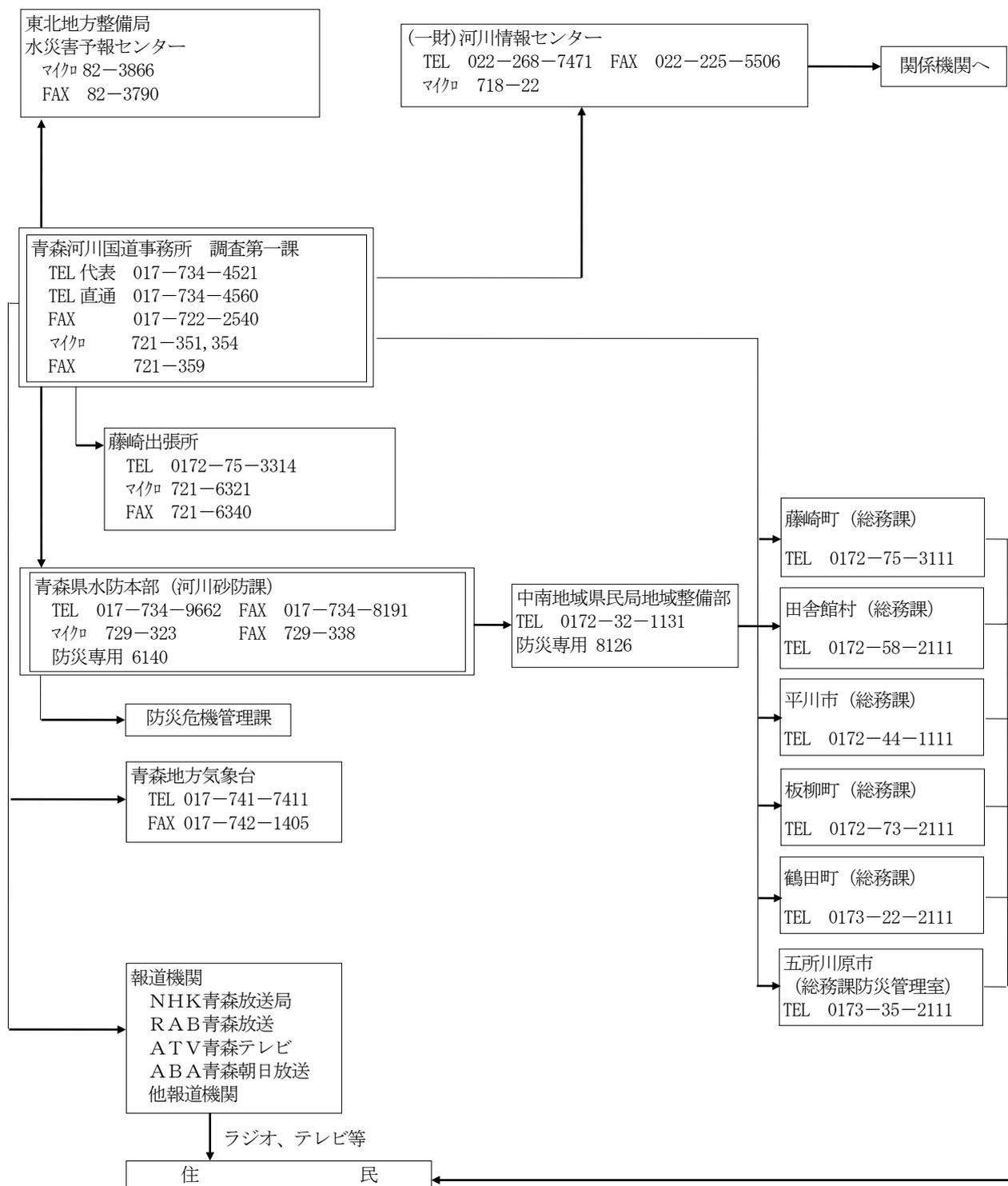


※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-14 浅瀬石川避難判断水位到達情報伝達系統図

水位到達情報伝達系統図（国土交通省）

浅瀬石川氾濫危険情報伝達系統図



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-15 県指定水位周知河川の区域及び水位到達情報の発表基準水位

(1) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域（県）

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間
東青 中南	岩木川	浪岡川	浪岡	左岸	正平津川の合流点 から 十川への合流点 まで
				右岸	
東青	沖館川	沖館川	下池外水位 沖館川下流	左岸	青森市大字三内字沢部 地先の三内橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	沖館川	西滝川	西滝	左岸	青森市大字安田字稲森 390番地7地先のいなど橋 下流端 から 沖館川への合流点 まで
				右岸	
	赤川	赤川	赤川	左岸	青森市大字駒込字蛭沢地 先の蛭沢橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	蟹田川	蟹田川	南沢	左岸	南股沢川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	小湊川	小湊川	小内童湊	左岸	東津軽郡平内町大字田 茂木字不動沢43番地2 地先の田茂木橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	新城川	新城川	新城	左岸	青森市大字新城字山田 115番地1地先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	天田内川	天田内川	天田内川	左岸	青森市大字油川字船岡6 番地7地先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
野内川	野内川	新滝野内橋	左岸	青森市大字滝沢字 下川原196番地1地 先の滝沢橋下流端 から 海に至る場所 まで	
			右岸		
今別川	今別川	大川平	左岸	東津軽郡今別町大字大川 平字清川188番地3地先の JR津軽線橋梁下流端 から 海に至る場所 まで	
			右岸		
中南	岩木川	後長根川	独狐	左岸	弘前市大字宮地字諏訪林 112番地10地先の宮地橋 下流端 から 岩木川への合流点 まで
				右岸	
	腰巻川	腰巻	左岸	弘前市大字南大町一丁目 8番15地先 から 平川への合流点 まで	
			右岸		

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間	
中南	岩木川	十川	下十川	左岸	本郷川の合流点から 北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先の十川橋上流端	
				右岸		まで 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先の十川橋上流端
三八	馬淵川	種子川	川向	左岸	三戸郡田子町大字田子字川代56番地先から 熊原川への合流点	
				右岸		まで 三戸郡田子町大字田子字川代39番地先
		熊原川	橋ノ下 三上戸郷	左岸	泉沢の合流点から 馬淵川への合流点	
				右岸		まで
	浅水川	桜西	沢越	左岸	大谷地川の合流点から 馬淵川への合流点	
				右岸		まで
	五戸川	五戸川	尻川又	原引町重	左岸	三川目川の合流点から 海に至る場所
					右岸	
	新井田川	新井田川	新島	井田守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口2番地1地先の荒谷橋下流端から 海に至る場所
					右岸	
西北	岩木川	金木川	金木	左岸	五所川原市金木町玉水296番地先の津軽鉄道橋梁下流端から 旧十川への合流点	
				右岸		まで 五所川原市金木町朝日山175番地7地先の津軽鉄道橋梁下流端
		松野木川	漆川	左岸	五所川原市大字松野木字花笠27番地2地先の松野木橋下流端から 旧十川への合流点	
				右岸		まで 五所川原市大字松野木字花笠28番地2地先の松野木橋下流端
	旧十川	川山	左岸	十川からの分派点から 岩木川への合流点		
			右岸		まで	
西北 (鯨ヶ沢)	中村川	中村川	中村	左岸	西津軽郡鯨ヶ沢町大字中村町字中山ノ井544番地先から 海に至る場所	
				右岸		まで 西津軽郡鯨ヶ沢町大字中村町字中清水崎18番地先
上北	高瀬川 (七戸川)	高瀬川 (七戸川)	七戸	左岸	作田川の合流点から 上北郡東北町大字上野字北谷地347番地2地先	
				右岸		まで 上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先
	高瀬川	赤川	乙供	左岸	神ノ沢の合流点から 高瀬川への合流点	
				右岸		まで
	古間木川	古間木山	左岸	氷沢川合流点から 三沢市大字三沢字猫又122番地先の(主)三沢十和田線交差部上流端		
			右岸		まで	

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間			
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	焼中相鶴百	山椒坂喰石	左岸	舘川の合流点 から 海に至る場所	まで	
					右岸			
	野辺地川	野辺地川	中屋敷	左岸	上北郡東北町字家ノ前2番地2地先の一ノ渡橋下流端	から 海に至る場所	まで	
				右岸	上北郡東北町字湯沢1番地2地先の一ノ渡橋下流			
		枇杷野川	観音林脇	左岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地先の枇杷野橋下流端	から 野辺地川への合流点	まで	
				右岸	上北郡野辺地町字切明40番地50地先の枇杷野橋下流端			
	明神川	明神川	中野平	左岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地239番地2地先の新明神川橋下流端	から 海に至る場所	まで	
				右岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地353番地2地先の新明神川橋下流端			
下北	田名部川	田名部川	田名部	左岸	むつ市大字田名部字土手内74番地425地先の第一土手内橋下流端	から	むつ市下北町98番地4地先の下北橋上流端	まで
				右岸	むつ市大字田名部字土手内74番地431地先の第一土手内橋下流端		むつ市中央二丁目77番地4地先の下北橋上流端	
		田名部川	鹿橋	左岸	下北郡東通村大字砂子又字萩流1番地104地先の桑野橋下流端	から	下北郡東通村大字蒲野沢字池ノ尻142番地先のさいかち橋上流端	まで
				右岸	下北郡東通村大字蒲野沢字王餘魚池33番地54地先の桑野橋下流端		下北郡東通村大字蒲野沢字戸沢44番地先のさいかち橋上流端	
	小川	小川	小川	左岸	むつ市栗山町418番地5地先の栗山大橋下流端	から	田名部川への合流点	まで
				右岸	むつ市小川町一丁目912番地先の栗山大橋下流端			
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	左岸	むつ市脇野沢田ノ頭249番地3地先館山橋下流端	から	海に至る場所	まで
				右岸	むつ市脇野沢渡向273番地1地先館山橋下流端			
大畑川	大畑川	大小目畑名	左岸	むつ市大畑町袋石4番地1地先小目名橋下流端	から	海に至る場所	まで	
			右岸	むつ市大畑町赤坂19番地15地先小目名橋下流端				

(2) 水位到達情報の発表基準水位 (県)

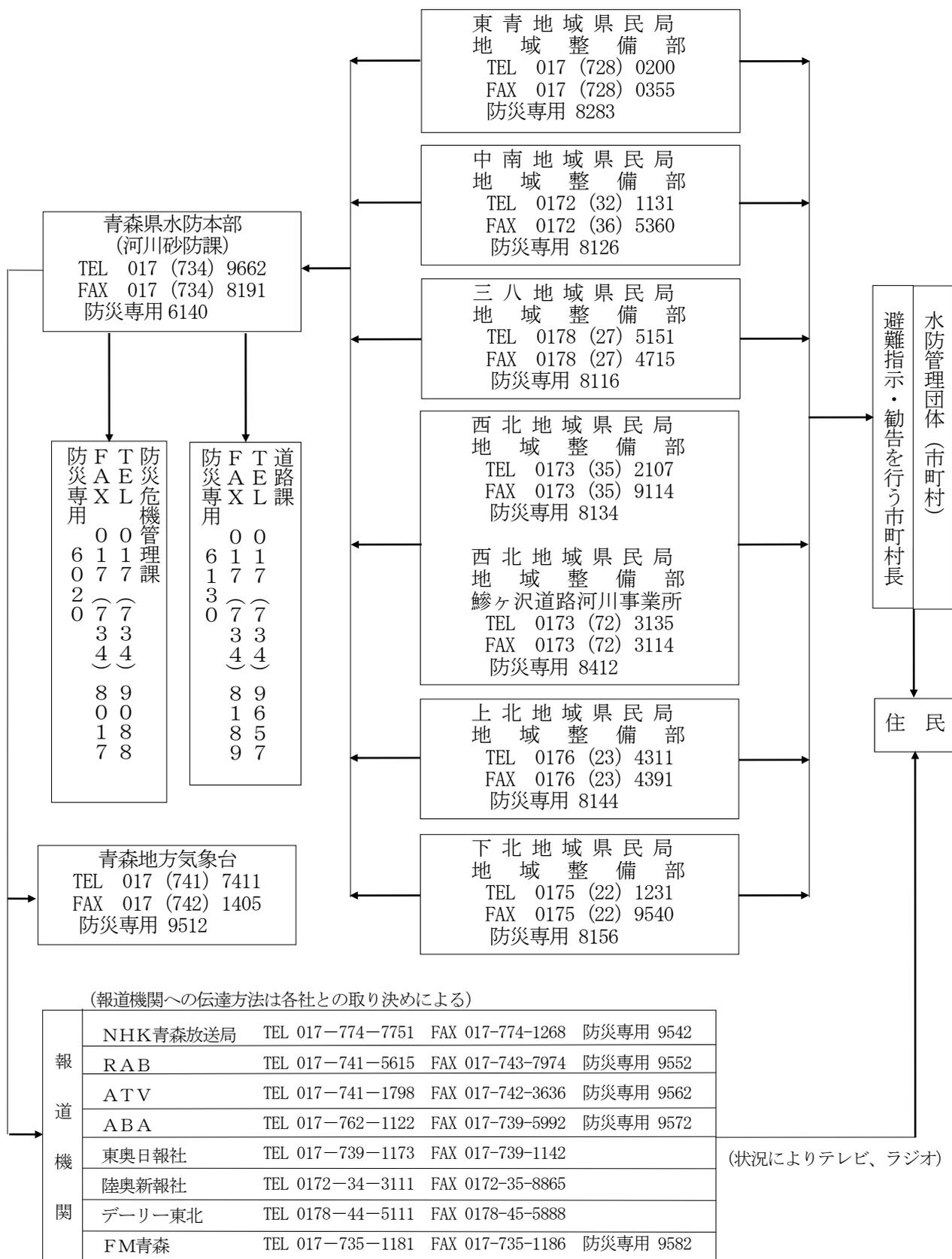
(単位：m)

地域 県民局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
東青	岩木川	浪岡川	浪岡	1.80	2.10	2.20	2.50	
	沖館川	沖館川	下池外水位	1.50	1.90	2.40	2.78	
			沖館川下流	1.70	2.00	2.10	2.40	
		西滝川	西滝	1.20	1.50	2.60	3.00	
	赤川	赤川	赤川	1.50	1.80	2.10	2.50	
	蟹田川	蟹田川	南沢	1.40	2.00	2.50	3.20	
	小湊川	小湊川	小湊	1.00	1.50	2.20	2.40	
			内童子	1.20	1.50	2.30	2.70	
	新城川	新城川	新城	1.40	2.10	2.90	3.60	
天田内川	天田内川	天田内川	1.80	2.10	2.20	2.60		
野内川	野内川	新野内橋	2.20	2.80	4.80	5.60		
		滝沢	1.60	1.90	2.40	2.80		
今別川	今別川	大川平	2.10	2.60	2.80	3.40		
中南	岩木川	後長根川	独孤	2.00	2.30	2.90	3.60	
		腰巻川	腰巻	1.70	2.00	2.50	3.00	
		十川	下十川	2.08	2.38	2.90	3.40	
三八	馬淵川	種子川	川向	1.50	1.80	1.90	2.15	
			橋ノ下	2.30	2.60	2.80	3.10	
		熊原川	三戸	2.00	2.30	2.70	2.93	
			上郷	1.50	2.00	3.60	4.30	
	浅水川	浅水川	桜沢	1.40	1.90	2.10	2.52	
			西越	1.60	1.90	1.95	2.10	
	五戸川	五戸川	尻引	4.70	5.00	5.30	5.70	
			川原町	1.60	1.90	3.40	3.70	
			又重	2.50	2.80	3.65	3.90	
新井田川	新井田川	新井田	3.20	3.50	4.20	4.45		
		島守	2.30	2.60	3.45	3.80		
西北	岩木川	金木川	金木	5.20	5.50	5.80	6.80	
		松野木川	漆川	5.90	6.20	6.60	7.10	
		旧十川	川山	5.30	5.60	6.90	7.38	
西北 (鯉ヶ沢)	中村川	中村川	中村	7.90	8.20	8.90	9.70	
上北	高瀬川	高瀬川	七戸	1.60	1.90	2.50	2.90	(七戸川)
			赤川	1.50	1.80	3.80	4.20	
			古間木川	古間木山	0.60	0.70	0.80	0.94
	奥入瀬川	奥入瀬川	百石	3.50	3.80	6.90	7.30	
			鶴喰	3.60	3.90	6.60	7.10	
			相坂	2.20	2.50	6.10	6.70	
			中振	2.20	2.50	3.50	3.90	
		焼山	2.50	2.80	3.30	3.60		
	明神川	明神川	中野平	1.20	1.50	2.00	2.20	
野辺地川	野辺地川	中屋敷	1.00	1.30	1.90	2.30		
		枇杷野川	観音林脇	0.90	1.20	1.60	1.90	
下北	田名部川	田名部川	田名部	2.10	2.35	2.40	2.50	
			鹿橋	2.10	2.40	2.70	3.10	
		小川	小川	1.45	1.75	1.95	2.10	
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	1.50	1.80	2.80	3.05	
大畑川	大畑川	大畑	1.55	1.85	2.70	2.97		
		小目名	2.50	2.80	4.25	4.75		
合計	33河川	48箇所						

4-1-16 県指定水位周知河川における避難判断水位到達情報伝達系統図

水位到達情報伝達系統図（県）

青森県氾濫警戒情報伝達系統図



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-17 水防警報を行う河川及びその区域

水防警報を行う河川及びその区域 (県)

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間	
東青 中南	岩木川	浪岡川	浪 岡	左岸	正平津川の合流点 から 十川への合流点 まで	
				右岸		
東青	堤 川	堤 川	大新筒甲 妙見田 野橋井橋	左岸	青森市大字高田字川瀬190番地先の金高橋上流端 から 海に至る場所 まで	
				右岸		
		駒込川		駒込川 桜橋川	左岸	青森市大字筒井字桜川22番地先の駒込川橋下流端 から 堤川への合流点 まで
					右岸	
	沖館川	沖館川	下池外水位 沖館川下流	左岸	青森市大字三内字沢部地先の三内橋下流端 から 海に至る場所 まで	
				右岸		
	沖館川	西滝川	西 滝	左岸	青森市大字安田字稲森390番地7地先のいなど橋下流端 から 沖館川への合流点 まで	
				右岸		
	赤 川	赤 川	赤 川	左岸	青森市大字駒込字螢沢地先の螢沢橋下流端 から 海に至る場所 まで	
				右岸		
	蟹田川	蟹田川	南 沢	左岸	南股沢川の合流点 から 海に至る場所 まで	
				右岸		
	小湊川	小湊川	小内 童 湊子	左岸	東津軽郡平内町大字田茂木字不動沢43番地2地先の田茂木橋下流端 から 海に至る場所 まで	
				右岸		
	新城川	新城川	新 城	左岸	青森市大字新城字山田115番地1地先 から 海に至る場所 まで	
				右岸		
天田内川	天田内川	天 田 内 川	左岸	青森市大字油川字船岡6番地7地先 から 海に至る場所 まで		
			右岸			
野内川	野内川	新野内 橋沢	左岸	青森市大字滝沢字下川原196番地1地先の滝沢橋下流端 から 海に至る場所 まで		
			右岸			
今別川	今別川	大 川 平	左岸	東津軽郡今別町大字大川平字清川188番地3地先のJR津軽線橋梁下流端 から 海に至る場所 まで		
			右岸			
中南	岩木川	平 川	大石 鱒川	左岸	弘前市大字撫牛子字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端 から 南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端 まで	
				右岸		
	大和沢川	左岸		弘前市大字堀越字下川原1番7地先 から 平川への合流点 まで		
		右岸				

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間			
中南	岩木川	後長根川	独 狐	左岸	弘前市大字宮地字諏訪林112番地10地先の宮地橋下流端	から 岩木川への合流点	まで	
				右岸	弘前市大字宮地字諏訪林162番地1地先の宮地橋下流端			
		腰巻川	腰 巻	左岸	弘前市大字南大町一丁目8番15地先	から 平川への合流点	まで	
				右岸	弘前市大字南大町一丁目10番1地先			
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部吉流 櫛引橋上	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端	から	八戸市大字櫛引字下河原2番地5地先の櫛引橋下流端	まで
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端			
		種子川	川 向	左岸	三戸郡田子町大字田子字川代56番地先	から 熊原川への合流点	まで	
				右岸	三戸郡田子町大字田子字川代39番地先			
		熊原川	橋ノ下戸郷 三上	左岸	泉沢の合流点	から 馬淵川への合流点	まで	
				右岸				
	浅水川	桜西	沢越	左岸	大谷地川の合流点	から 馬淵川への合流点	まで	
				右岸				
	五戸川	五戸川	尻川又	引町重	左岸	三川目川の合流点	から 海に至る場所	まで
					右岸			
	新井田川	新井田川	新島	井 田守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口2番地1地先の荒谷橋下流端	から 海に至る場所	まで
					右岸	八戸市南郷区大字島守字松石橋14番地3地先の荒谷橋下流端		
西北	岩木川	金木川	金 木	左岸	五所川原市金木町玉水296番地先の津軽鉄道橋梁下流端	から 旧十川への合流点	まで	
				右岸	五所川原市金木町朝日山175番地7地先の津軽鉄道橋梁下流端			
		松野木川	漆 川	左岸	五所川原市大字松野木字花笠27番地2地先の松野木橋下流端	から 旧十川への合流点	まで	
				右岸	五所川原市大字松野木字花笠28番地2地先の松野木橋下流端			
		旧十川	川 山	左岸	十川からの分派点	から 岩木川への合流点	まで	
				右岸				
西北 中南	岩木川	十 川	五 林 平川 下 十	左岸	本郷川の合流点	から 岩木川への合流点	まで	
				右岸				
西北 (鯉ヶ沢)	中村川	中 村 川	中 村	左岸	西津軽郡鯉ヶ沢町大字中村町字中山ノ井544番地先	から 海に至る場所	まで	
				右岸				西津軽郡鯉ヶ沢町大字中村町字中清水崎18番地先
上北	高瀬川	高瀬川 (七戸川)	七 戸	左岸	作田川の合流点	から	上北郡東北町大字上野字北谷地347番地2地先	まで
				右岸			上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先	
		赤 川	乙 供	左岸	神ノ沢の合流点	から 高瀬川への合流点	まで	
				右岸				
		古間木川	古 間 木 山	左岸	氷沢川合流点	から	三沢市大字三沢字猫又122番地先の(主)三沢十和田線交差部上流端	まで
				右岸				

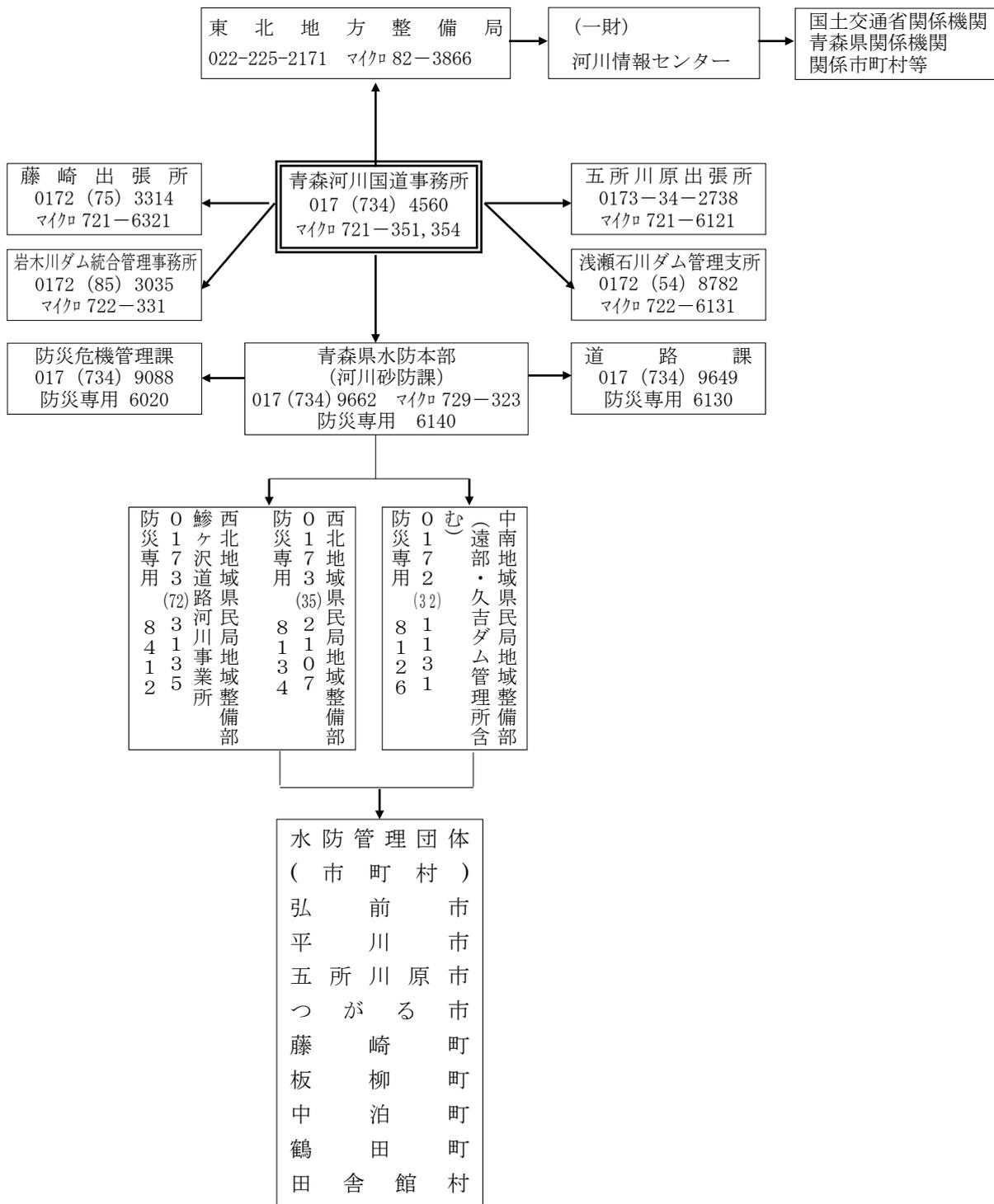
地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間	
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	焼中相鶴百	山椒坂喰石	左岸	鳶川の合流点 から 海に至る場所 まで
					右岸	
	野辺地川	野辺地川	中屋敷	左岸	上北郡東北町字家ノ前2番地2地先の一ノ渡橋下流端	から 海に至る場所 まで
				右岸	上北郡東北町字湯沢1番地2地先の一ノ渡橋下流	
		枇杷野川	観音林脇	左岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地先の枇杷野橋下流端	から 野辺地川への合流点 まで
				右岸	上北郡野辺地町字切明40番地50地先の枇杷野橋下流端	
	明神川	明神川	中野平	左岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地239番地2地先の神明神川橋下流端	から 海に至る場所 まで
				右岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地353番地2地先の神明神川橋下流端	
下北	田名部川	田名部川	田名部	左岸	むつ市大字田名部字土手内74番地425地先の第一土手内橋下流端	むつ市下北町98番地4地先の下北橋上流端 から まで
				右岸	むつ市大字田名部字土手内74番地431地先の第一土手内橋下流端	
		鹿橋	左岸	下北郡東通村大字砂子又字萩流1番地104地先の桑野橋下流端	下北郡東通村大字蒲野沢字池ノ尻142番地先のさいかち橋上流端 から まで	
			右岸	下北郡東通村大字蒲野沢字王餘魚池33番地54地先の桑野橋下流端		
		小川	小川	左岸	むつ市栗山町418番地5地先の栗山大橋下流端	から 田名部川への合流点 まで
				右岸	むつ市小川町一丁目912番地先の栗山大橋下流端	
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	左岸	むつ市脇野沢田ノ頭249番地3地先 館山橋下流端	から 海に至る場所 まで
				右岸	むつ市脇野沢渡向273番地1地先 館山橋下流端	
	大畑川	大畑川	大小目畑名	左岸	むつ市大畑町袋石4番地1地先 小目名橋下流端	から 海に至る場所 まで
				右岸	むつ市大畑町赤坂19番地15地先 小目名橋下流端	

天田内川、大和沢川：平成20年1月28日青森県告示第56号

明神川：平成19年3月19日青森県告示第202号

その他の河川：平成17年6月17日青森県告示第523号

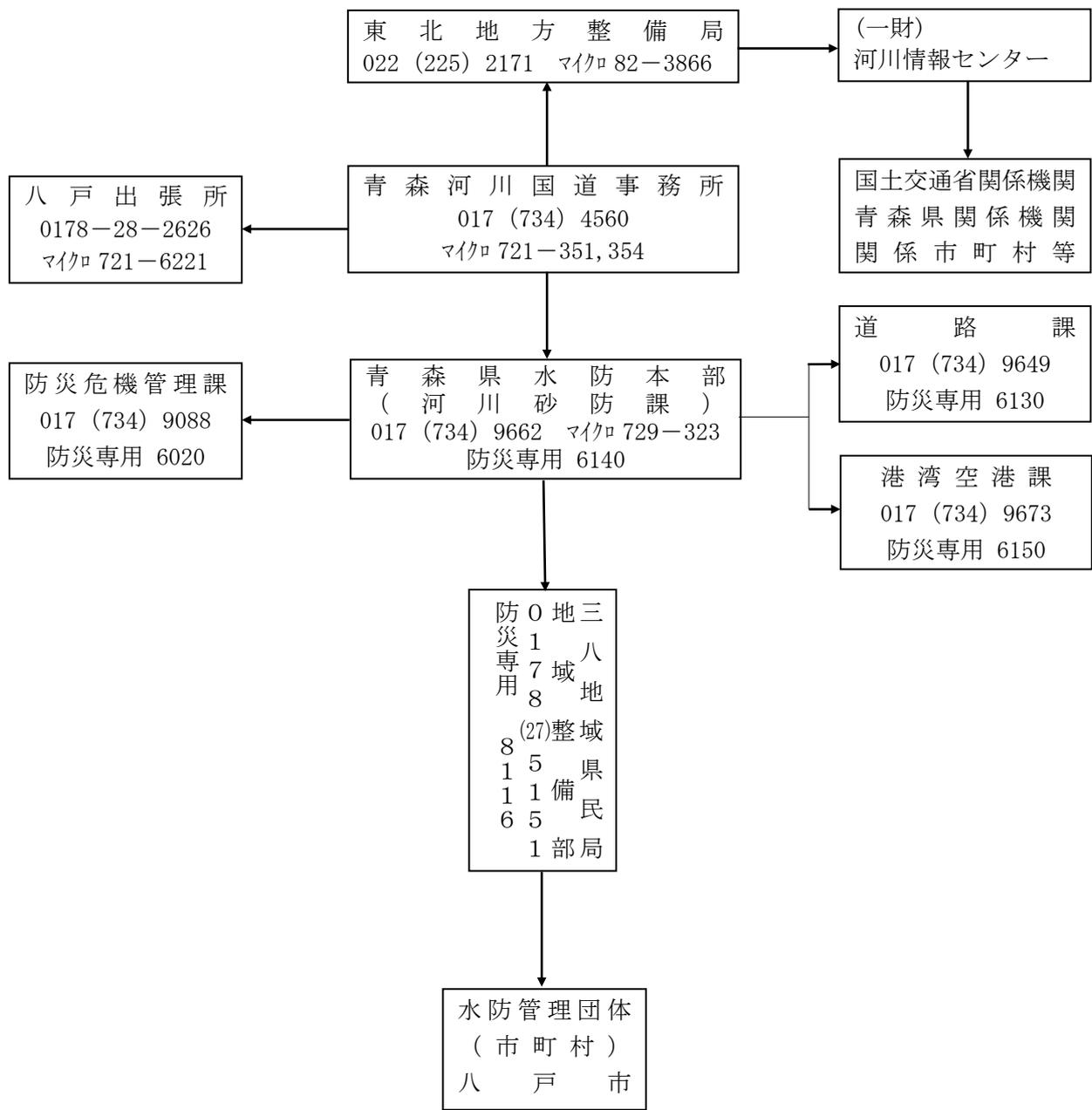
4-1-18 岩木川水防警報伝達系統図 (岩木川、平川、浅瀬石川、旧大蜂川、土淵川)
水防警報伝達系統図 (国土交通省)



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

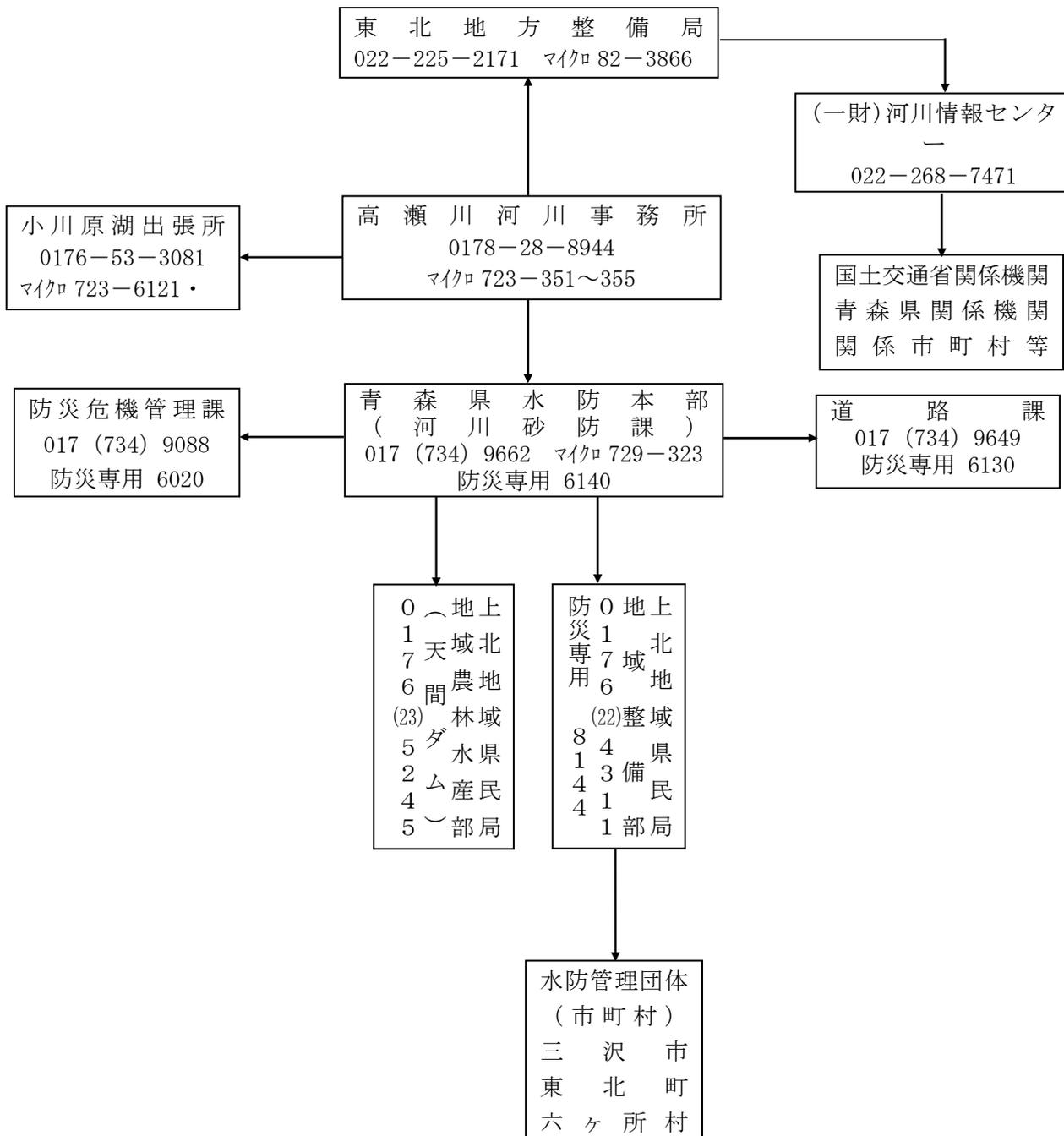
4-1-19 馬淵川水防警報伝達系統図 (馬淵川)

水防警報伝達系統図 (国土交通省)



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

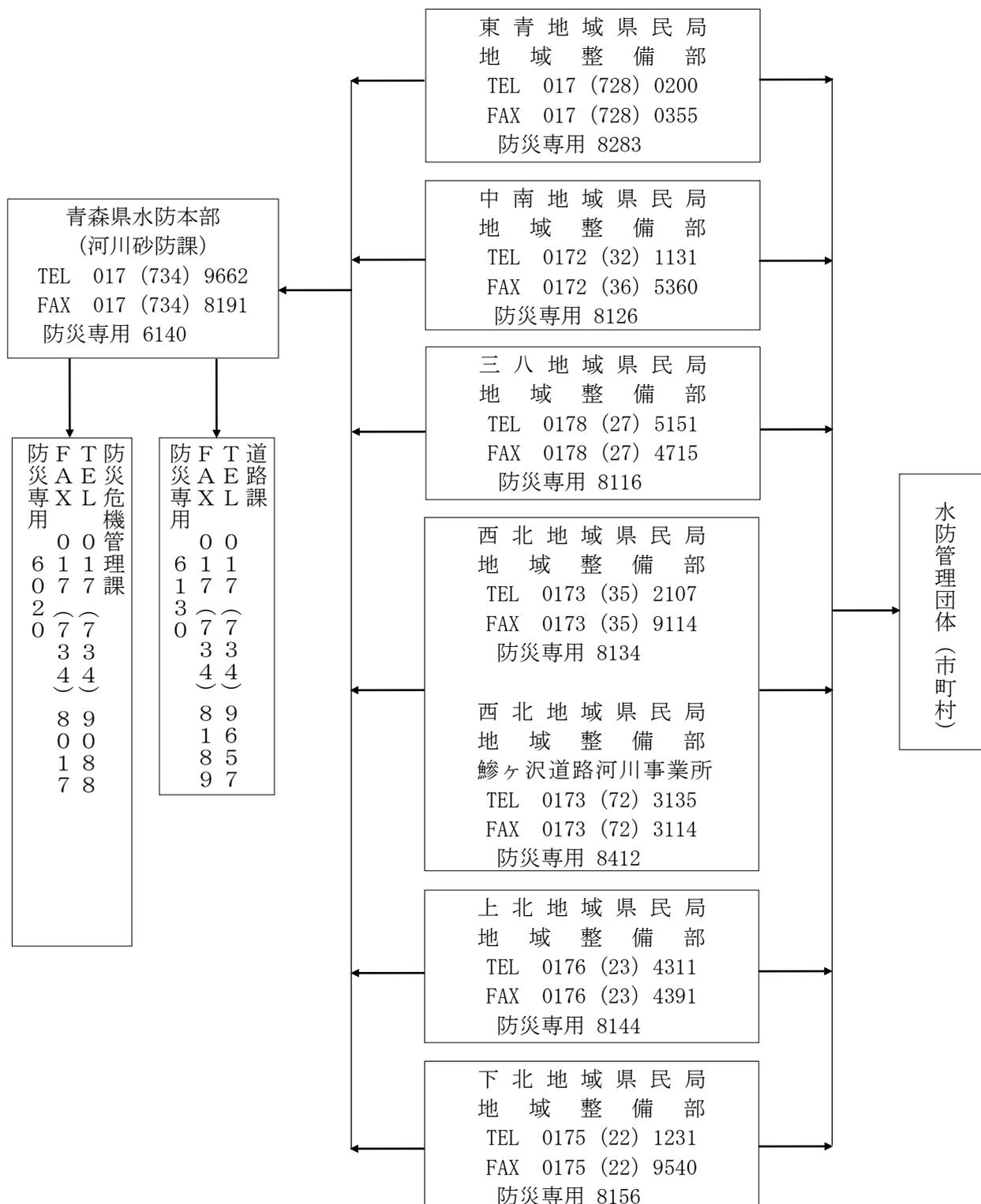
4-1-20 高瀬川水防警報伝達系統図 (高瀬川)
 水防警報伝達系統図 (国土交通省)



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-21 水防警報伝達系統図（青森県）

県が水防指令を発した場合に、県の水防体制に基づき関係機関に通知する系統を示す。

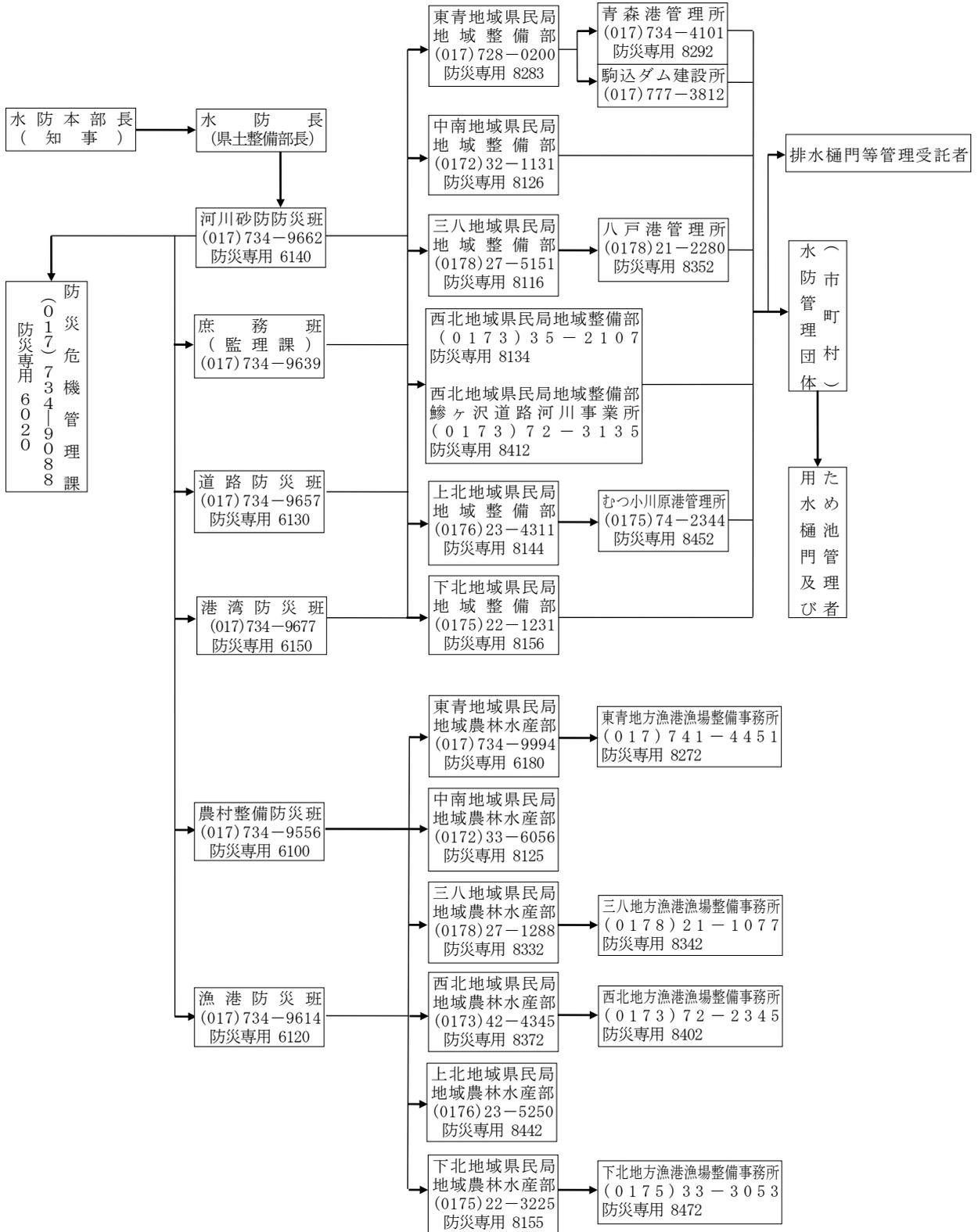


※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-1-22 水防指令伝達系統図（青森県）

県が水防指令を発した場合に、県の水防体制に基づき関係機関に通知する系統を示す。



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

4-2-1 被害報告様式

(1) 各部課の報告様式

令和 年 月 日 (災害名) に係る被害状況 (令和 年 月 日 時 分 現在)

(所属名)

ア 人及び建物の被害状況

内訳 市町村名	人的被害		住家被害				浸水被害				計		非住家被害 左に準じた主たる被害 (棟数)	被害金額 (千円)			
	死	行方不明	全壊・全焼及び流失		半壊及び半焼		一部破損		床上		棟数	世帯数			人員		
			棟数	世帯数	人員	棟数	世帯数	人員	棟数	世帯数						人員	
(記入例)																	
〇〇市	1	2	1	5	7	22	10	10	31	20	24	63	35	41	116	調査中	
〇〇町		2					1	1	4	5	7	21	8	10	28	調査中	
計	1	2	3	5	7	22	11	11	35	25	31	84	43	51	144	10	

イ 社会福祉施設、医療施設、生活衛生施設及び水道施設の被害状況

市町村名	施設種別	被害施設名	設置主体	建物延面積	被害延面積	被害の程度内容	被害金額 (千円)
(記入例)							
〇〇市	介護老人保健施設	△△△苑	(社福) △△△	***㎡	***㎡	津波により床上浸水した。被害状況は調査中だが、入所者は全員避難して無事である。	調査中
〇〇町	診療所	□□医院	(医療) □□□	***㎡	***㎡	地震で窓ガラスが割れる等の被害が発生。患者には被害は生じなかったが診療はできない状況。	***
〇〇町	火葬場	〇〇火葬場	〇〇町			地震により設備に異常が発生。復旧するまで稼働ができない状況。	

令和 年 月 日 の (災害名) に係る被害状況 (令和 年 月 日 時 分 現在)

市町村名	発生年月日	住家・非住家	程度	発生場所	被災状況
(記入例：被害状況報告の詳細を記載するもので、報告する件数と整合を図ること)					
〇〇市	令和xx年xx月xx日	人的被害	重症	〇〇市〇〇町〇丁目	地震により住居が倒壊し下敷きとなる。〇〇病院に搬送され治療中。
〇〇市	令和xx年xx月xx日	住家	全壊	〇〇市〇〇町〇丁目	地震により倒壊。
〇〇市	令和xx年xx月xx日	非住家	床上浸水	〇〇市〇〇町〇丁目	津波により床上浸水した。
〇〇町	令和xx年xx月xx日	人的被害	軽症	〇〇町〇〇	割れた窓ガラスの破片により擦り傷を負ったが、病院で治療を受け帰宅。
〇〇町	令和xx年xx月xx日	住家	半壊	〇〇町〇〇	地震により一部の部屋の天井が崩れた。
〇〇町	令和xx年xx月xx日	非住家	一部破損	〇〇町〇〇	小屋の一部が破損した。
※非住家の一部破損については、被害状況報告には記載する必要があるが、可能な範囲で記載すること。					

ウ 救助関係

〇月〇日 発(受) 〇月〇日
 〇時〇分 信者 〇時〇分
 発 (受) 氏名 現在

市町村名	避難所 箇所 数 (カ所)	避難所 収容 実人数 (人)	応急仮設 住宅 設置 戸数 (戸)	炊出し 給食 実人数 (人)	飲料水 給水車 台数 (台)	被服、寝具等		医療及び助産		救出 救出 人員 (人)	行方 不明 (人)	急理 対象数 (世帯) (人)	学用品 小学生 (人)	中学生 (人)	埋葬 埋葬数 (体)	死体の 捜索 処理 処理数 (体)	障害物 の除去
						被服 世帯数 (世帯) (点)	寝具 その他 (点)	医療班 (班) (人)	医療機関 (機関) (人)								

エ 福祉施設関係 月 日 時現在 健康福祉政策課担当者

市 町 村	福祉施設別	被 害 設 名	設置主体	建 物 延 積 m ²	被 害 延 積 m ²	被害の程度内容	被 害 金 額 千円
計							

オ 医療施設関係 月 日 時現在 健康福祉政策課担当者

(金額単位 千円)

市 町 村	被 害 設 名	被 害 の 程 度							
		全 壊 m ²	半 壊 m ²	全 焼 m ²	半 焼 m ²	流 失 m ²	浸 水 m ²	その他 m ²	
計									

カ 環境衛生施設関係 月 日 時現在 (健康福祉政策課) 担当者

(金額単位 千円)

市町村名 / 区分	被 害 内 容	被 害 額
計		

注) 被害内容には上水道、簡易水道、廃棄物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入すること。

キ 水 稲 関 係

① 水 害

市町村名	被害面積		被害額 千円	埋没・決壊		土砂流入		冠 水 間						被害農家 うち被害率30%以上の被害農家戸数				
	作付面積 ha	うち被害率30%以上 ha		被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	冠 水 間			被害面積 ha		被害量 t			
										1日未満	1～2日	3～4日				5～6日	7日以上	冠水中
◎	△	◎		◎	()	△	()	()	()	()	()	()	△	()	◎	△		

<注> 1. 第1報（災害発生直後に報告）は◎のみ報告する。第2報以後は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は全ての欄に記入し報告する。（以下の様式についても同様）
 2. 冠水期間については、明確になった面積については、期間区分とし、その時点の冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いた後も差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
 3. 被害面積等の上段（ ）には、被害率を記入する。
 4. 被害様相は次の区分による。
 ア 埋没・決壊：土砂が畦畔の高さを越えて堆積したもの及び耕土が流出したもの。
 イ 土砂流入：土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの。
 ウ 冠水：船が全部水中に没したもの。
 エ 浸水：水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水には至らないもの。

② 潮風害、干害、風害、冷害等

被害の種類

市町村名	被害面積		被害額 千円	被害程度別面積				減 収 量			被害農家 うち被害率30%以上の被害農家戸数						
	作付面積 ha	うち被害率30%以上 ha		被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha		被害量 t					
													30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上	
◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

ク りんご・特産果樹被害

① 風害

市町村名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種目	被害程度別面積					被害量				被害金額 千円	備考
					計	30% 未満	30% 50% 未満	50% 70% 未満	70% 以上	計	落果 減収	品質 低下	樹上 損傷		
◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△		りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合計															
被害戸数															

② 風害以外

市町村名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種目	被害程度別面積					被害量			被害金額 千円	備考	
					計	30% 未満	30% 50% 未満	50% 70% 未満	70% 以上	減収	品質 低下				
												ha・本			ha・本
◎	◎	△	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△		園地浸水は状況報告時のみ使用する。りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。	
合計															
被害戸数															

ケ 畑作、野菜、花き、桑樹被害

市町村名	品目毎	作 型	被害程度別面積 (ha)			被害減収量 (t・本・鉢)			単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考			
			計	30%未満	30~50% 未満	70%以上	計	30%未満				30~50% 未満	50~70% 未満	70%以上
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△					
合 計														

<注> 作型の欄には、災害暦等を参考の上、春まき栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。
備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠を記入する。

コ 畜産関係被害

① 家畜・畜産物

区分	被害程度別面積 (ha)			被害減収量 (t)			単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)			
市町村名	()			()					
◎	◎	△	△	◎	△	△	△	△	
合 計									

<注> 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧草、乾燥草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入被害数量欄の()内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入

② 牧草、飼料作物等

市町村名	作物名	被害の態様	被害程度別面積 (ha)						被害減収量 (t)						単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30%未満	30~50% 未満	50~70% 未満	70%以上	計	30%未満	30~50% 未満	50~70% 未満	70%以上					
													30%未満	30~50% 未満			
◎	◎	内訳	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
合 計																	

<注> 1 被害態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様に被害面積、被害減収量を記入する。
2 備考欄に箇所数等を記入する。
3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。
牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1 番草50% 2 番草30% 3 番草 20%

サ 農業関係共同利用施設被害

① 農業協同組合及び同連合会所有のもの

市町村名

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額										
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎				△
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎				△
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎				△
合	計																

<注> 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「畜産関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。

※ 「耕種関係」には、稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。

「園芸関係」には、工業作物(たばこ等)関係施設を含む。

「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの(有線放送、発配電話施設等)を記入する。

用途が複数の施設については、その主たる用途により分類した上で記入する。

2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは、不要とする。

3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

② その他所有のもの

市町村名

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額										
◎	()																
	()																
	()																
	計													◎			△
◎	()																
	()																
	()																
	計													◎			△
◎	()																
	()																
	()																
	計													◎			△
合 計																	

<注> 1 注記は①と同じ。

③ 農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害

市町村名

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額										
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎				△
◎	()																
	()																
	()																
	計																△
◎	()																
	()																
	()																
	計																△
	合 計																

<注> 1 注記は①と同じ。

シ 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害

市町村名

種	類	数	単 位	単 価	被害額	備考
生 産 資 材	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
	そ の 他	()				
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
計		◎			△	
合 計						

<注> 1. 在庫品とは、農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の所有又は管理するものをいう。
 2. 「種類」欄の()内には農協等名を記入する。
 3. 備考欄には被害の態様を記入する。

ス 林業関係被害

(その1) [概況・確定報告]

災害名：

令和 年 月 日 現在

(単位：千円)

区分	林産施設等				林産物等				計		
	林産施設等		小計		林産物		小計		計		
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	
地域農林水産部											
市町村											
合計											

注 1. 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
 2. 「林産施設等」被害とは、木材倉庫・貯木場・木材加工施設、木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工施設等の全壊、半壊をいう。
 3. 「苗畑施設」被害とは、畑地流出、畑地埋没、流水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
 4. 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、しいたけ・わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
 5. 「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数(千本、年生)を記入する。
 6. 「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となった滞貨した林産物等(木材・薪炭・特用林産物)をいう。

様式②

治山災害報告（速報、概況、確定報告）					
（ ）地域農林水産部 第 報（ 月 日 時現在）					
場 所	郡 ・ 市		町 ・ 村		大字 地番
発 生 日 時	月 日		時		異常気象名（災害名）
原 因	連続雨量	mm	月 日 時 ～ 月 日 時（観測所名）		
	最大日雨量	mm	月 日 時 ～ 月 日 時（観測所名）		
	最大時間雨量	mm	月 日 時 ～ 月 日 時（観測所名）		
	その他の概況				
崩壊の状況	崩壊の位置（尾根・中腹斜面・谷頭部・溪岸）				
	崩壊の分類（尾根・中腹斜面・谷頭部・溪岸）				
	斜面形（散水形 ・ 集水形 ・ 平衡形）				
	崩壊深				
	崩壊面積 m ²				
	崩壊又は流失土砂量				
	湧水の有無 有 無 不明				
	その他				
被 害 状 況	死者・負傷者等		死者 名 ・ 行方不明 名 ・ 負傷者 名		
	家屋被害		全壊 戸 ・ 半壊 戸 ・ 一部破損 戸		
	道路被害		国 ・ 県道 m ・ その他道路 m ・ 鉄道 m		
	その他				
応 急 対 策					
復 旧 計 画	事業名		工事費 千円		工事内容
直 接 保 全	人家 戸 ・ 耕地 ha		国 ・ 県道 m		その他道路 m
対 象	農用水路 m		公共施設		その他
適 用 法 律 の 施 行 状 況	保安林指定	有 無	保安林種 指定年月日		
	保安施設地区指定	有 無	指定年月日		
	山地災害危険地区	有 無	危険地区番号		
	砂防指定地	有 無	保安林種 指定年月日		
	急傾斜地崩壊危険区域	有 無	保安林種 指定年月日		
	地すべり防止区域	有 無	保安林種 指定年月日		
備 考					
送 受 信	月 日 時	送信者氏名		受信者氏名	

様式③—1

林道被害（速報、概況、確定報告）

月 日現在

災害名

発生年月日 令和 年 月 日

地域農林水産部

種別	被害状況	路線数	箇所数	延長	被害額	備考
	林道施設					
内	内未成					
	内転属					
	橋梁					
	小災害					

- (注) 1 内未成 () 内書、内転属 (()) とし、橋梁、小災害は、裸書で内書してください。
 2 添付書類
 (1) 気象概況
 (2) 被害状況図
 (3) 一般的被害状況図（例えば河川の増水及び氾濫状況、人家及び土木建造物の被害状況等）

様式③—2

林道施設災害被災一覧表

地域農林水産部
(単位:千円)

路線名	市町村別	種別	巾員	延長	被害額	左の内訳				備考
						切土	盛土	橋梁		

令和 年発生林道施設災害気象一覧表

地域農林水産部

災害名	観測所	発生日日	観測時間	雨 量			適用市町村	適用路線	備考
				降雨量	融雪量	計			

様式④

林 野 火 災 速 報

宛 先	林政課森林整備グループ FAX 017-734-8145
送 信 内 容	概況（第 報） 時現在 ・ 確定 （同欄は必ず記載のこと）
発信月日・発信者	年 月 日 地域農林水産部 課 氏名

1 り災日時	令和 年 月 日 時 分 出火・覚知・延焼中 令和 年 月 日 時 分 鎮火 (h a)																																																												
2 火災の概要	天候 () ・ 風向 () ・ 風速 () ・ 延焼拡大の見込み あり・なし																																																												
3 出火場所	市郡 町村大字 字 番地 (林班 小班 番号)																																																												
4 図 面 等	位置図 (1/50,000)、森林施業図 (1/5,000) を必ず添付すること。																																																												
5 出火原因	たばこ・たき火・火入れ・火遊び・不明・その他 ()																																																												
6 被害状況	<p>(1) 焼損面積等 (消防・警察発表・事務所調査)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>所有形態別</th> <th>地床別</th> <th>樹種別</th> <th>人天別</th> <th>林 齢</th> <th>面積</th> <th>h a</th> <th>被害材積m³</th> <th>損害額 千円</th> <th>森林保険有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 人的被害 死者 人、理由 負傷者 人、理由 (3) 建物の被害 全焼 住家 棟、非住家 棟、その他 () 棟 半焼 住家 棟、非住家 棟、その他 () 棟 (4) 他法令等の有無(保安林、自然公園等) (5) その他の被害</p>	所有形態別	地床別	樹種別	人天別	林 齢	面積	h a	被害材積m ³	損害額 千円	森林保険有無																																																		
所有形態別	地床別	樹種別	人天別	林 齢	面積	h a	被害材積m ³	損害額 千円	森林保険有無																																																				
7 消火活動	(1) 消防署 車輛 台 人員 人 (2) 消防団 車輛 台 人員 人 (3) 自衛隊 出動要請 月 日 時 分 地上部隊 車輛 台 人員 人 駐屯地 ヘリコプター 機 (4) その他 防災ヘリコプター																																																												
8 その他参考事項	(1) 報道の状況 新聞・ニュース (2) その他																																																												

※ 地床別欄には、山林、原野、牧野別に記入する。
※ 面積の確定に当たっては、消防機関等と協議の上決定すること。

ノ 水産業関係被害

様式 水産業関係被害 月 日 時現在

区分		水産業関係施設被害																				
		共同利用施設				非共同利用施設				地方公共団体施設				漁船								
市町村名	種類	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	規模	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	金額	計 隻数	金額	
													無動力									
											5t未満 動力											
											5t以上											
	計																					

水産業関係施設被害																								
漁具・資材		養殖関係				地方公共団体施設				(A) 施設等 被害計		(B) 水産物被害			(C) 組合在庫品被害			(D) = (B) + (C) 水産業等 被害合計		(A) + (D) 水産業関係 被害合計				
		種類	金額	種類	数量	金額	種類	数量	金額													種類	数量	金額

タ 漁港施設関係被害（漁港海岸施設を含む）

災 害 速 報 (第 報)

漁港関係施設

被害報告額調書への記入	記入者
年 月 日	

都道府県名	青森県	発信年月日	年 月 日
		報 告 者	

異常気象名（年月日）

気象状況	風 速	10分間最大	m/s （ 年 月 日 時 分）
	その他		

被 害 状 況						（金額単位：百万円）
漁 港 名 又は地区名	事 業 主 体	施 設 名	工 種	被 災 数 量	復 旧 見 込 費 工 事 費	備 考 (築造事業名年度等)
計	件					

一般被害状況

(1) 海岸以外のものの被害状況

人的被害	死者	人	耕地被害	水田	流失埋没	ha
	負傷者	人			冠水	ha
	行方不明者	人		畑	流失埋没	ha
建物被害	一般	全壊	戸		冠水	ha
		半壊	戸	鉄道・軌道被害		
		流失	戸	漁船被害	一隻	t
	共同利用	漁具倉庫(全壊)	戸	漁具被害		
		漁具倉庫(半壊)	戸		農産物	米
		農業用施設	棟	麦		t
				水産物		魚類
					貝類	t
		藻類	t			
		減産見込	合計	t		

(2) 漁港関係以外の公共土木施設被害状況

(単位：千円)

		被害		摘要
		箇所数	金額	
公共土木施設	河川			
	海岸(注)			
	砂防設備			
	道路			
	橋梁			
	港湾			
	計			
農林施設	農地海岸			
	林地荒廃防止施設			
	計			
学校施設				
その他公共施設				
合計				

(注) 上記の海岸は、漁港海岸以外(建設海岸等)の被害状況を記載

チ 商工業、観光施設関係

月 日 時現在 商工政策課・観光企画課担当者

(金額単位 千円)

市町村名	区分	被害内容	被害金額
計			

注) 被害内容は、鉱山、商店、事業所ごとにかつその被害程度を記入すること。

ツ 土木施設関係

月 日 時現在 監理課担当者

県 工 事

(金額単位 千円)

市町村名	区分	河川		海岸		砂防設備		地すべり防止施設		急崩壊防止施設		道路		橋梁		下水道		港湾		合計		主たる被害場所及び内容
		被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	被害箇所数	被害金額	
計																						

テ 文 教 関 係

月 日 時現在 教育政策課担当者

(金額単位 千円)

設置者	区分	児童・生徒(教職員、事務職員)被害(人)					教科書被害	学 校 施 設														社会教育施設						被害合計金額		
		死亡	行方不明	重傷	軽傷	計		小学校		中学校		高等学校		大学		高等専門学校		特別支援学校		幼稚園		専修学校各種学校		社会教育施設		社会体育施設			文化財	
								校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	園数	金額	校数	金額	施設数	金額	施設数	金額		件数	金額
	計																													

ト 応急対策状況

課担当者

区 分	措 置 事 項	措 置 月 日
1. 被害地の調査連絡		
2. 応急措置		
3. 本省等に対する連絡		
4. 本省、国会等の調査査定等		
5. その他		

注) 各課ごとに作成すること

(2) 市町村から県への報告様式 ((1)を除く主な物)

被害状況即報・確定報告

様式1

市 町 村				区 分			被 害	
災 害 名 号 報 告 番 号	災害名		第 報	そ の 他	田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)					冠 水	ha	
報 告 者 名			畑		流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分		被 害			学 校	箇所		
					病 院	箇所		
					道 路	箇所		
					橋 り ょ う	箇所		
					河 川	箇所		
					港 湾	箇所		
				砂 防	箇所			
人的被害	死 者	人	うち災害関連死者		清 掃 施 設	箇所		
			行 方 不 明 者	人	崖 く ず れ	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人	鉄 道 不 通	箇所			
		軽 傷	人	被 害 船 舶	隻			
住家被害	全 壊	棟		水 道	戸			
		世帯		電 話	回線			
		人		電 気	戸			
	半 壊	棟		ガ ス	戸			
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人						
	一 部 破 損	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生	建 物	件		
	床 上 浸 水	棟		火 災 発 生	危 険 物	件		
世帯			そ の 他		件			
人								
非住家	公 共 建 物	棟						
	そ の 他	棟						

区 分		被 害	都 道 府 県	災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解 散	月	日	時
公共土木施設	千円		災 害 対 策 本 部	設 置 市 町 村 名				
その他の公共施設	千円							
小 計	千円				計 団体			
公共施設被害市町村数	団体		災 害 助 救 法	適 用 市 町 村 名				
そ の 他	農 業 被 害	千円						
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項 							

※ 被害額は省略することができるものとする。

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の期限	日時分現在	受信時刻	時分	
発信機関		受信機関		
発信者名		受信者名		
内 容				
発生	日時	日時分		
	場所			
	原因			
人的被害の状況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷		
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)		
	住所			
	収容先			
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)			
住家被害の状況	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水
	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人
	応急対策の状況			

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の期限		日時分現在		受信時刻		時分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避難状況	避難先	地区名	高齢者等避難、 避難の勧告、指示 の種別及び日時	世帯数	人数	屋内屋 外の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、勧告、指示、自主) 日時分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、勧告、指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、勧告、指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、勧告、指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、勧告、指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報 告 の 時 限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
被 害 区 分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域区間		
	管 理 者	(電話)	
	被 害 程 度 (概 要)		
	応急対策の状況		
	復 旧 見 込		
	その他参考事項		

被害報告一覽表

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令	報告内容	主管官庁
事業別被害報告	防災危機管理課		災害全般	総合被害報告	災害対策基本法	被害の状況・被害の程度・応急措置の概要	消防庁
	消防保安課		消防	火災及び危険物災害報告	消防組織法	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	〃
	防災危機管理課	健康福祉政策課	自然災害	被災者生活再建支援法関係報告	被災者生活再建支援法	自然災害概況、住宅に被害を受けた世帯の状況等	内閣府防災担当(被災者生活再建支援法人)
	健康福祉政策課	地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室	一般災害	災害救助法関係報告	災害救助法	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会・援護局
	〃	〃	福祉施設	社会福祉施設被害報告		社会福祉施設	厚生労働省社会・援護局、老健局、雇用均等・児童家庭局
	医療薬務課	〃保健総室	医療施設	公的医療機関被害報告	厚生労働省通達	災害復旧事業費	厚生労働省医政局
	保健衛生課	〃	防疫	被害状況報告	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
	〃	〃	水道	水道施設被害報告	厚生労働省通達	災害復旧事業費	〃
	〃	〃	と畜場及び火葬場	と畜場及び火葬場施設被害報告	〃	〃	〃
	環境政策課		廃棄物処理施設	廃棄物処理施設被害報告		被害の状況・被害の程度	環境省
	農林水産政策課(団体経営改善課・農産園芸課・りんご果樹課・畜産課)	地域県民局地域農林水産部	農林	農林業・畜産関係被害報告	農林水産省通達	農畜産物被害全般(農作物、農業関係施設等、家畜、畜産物、牧草飼料、畜産施設)	東北農政局
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法	農地農業用施設	農水省農村振興局・東北農政局
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告地すべり被害報告	公共土木国庫負担法	海岸(農業用施設)地すべり防止施設	〃

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令	報告内容	主管官庁
事業別被害報告	林政課	地域県民局 地域農林水産部	農 林	林業関係被害報告	農業施設暫定法	林業用施設(林地荒廃防止施設・林道)・共同利用施設	林野庁
	〃	〃	公 共 土 木	林地・林業施設被害報告	公共土木国庫負担法	林地荒廃防止施設(山林砂防施設・海岸砂防施設)・地すべり防止施設	〃
	〃	〃	農 林	林地荒廃関係被害報告	森林法	保安施設	〃
	水産振興課	〃	水 産	水産業被害報告	農林水産省通知	共同利用施設・非共同利用施設・地方公共団体施設・漁船・漁具・養殖施設・漁場・養殖物・その他水産物・水産業協同組合在庫品	水産庁
	〃	〃	〃	〃	農林水産施設暫定法	共同利用施設	〃
	漁港漁場整備課	漁港漁場整備事務所	〃	〃	〃	沿岸漁場整備開発施設	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	漁港施設	〃
	〃	〃	公 共 土 木	農水省所管漁港施設被害報告	公共土木国庫負担法	海岸・漁港施設	〃
	河川砂防課	地域県民局地域整備部	〃	国土交通省所管公共土木施設被害報告	〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備・急傾斜地崩壊防止施設・下水道施設・地すべり防止施設	国土交通省 水管理・国土保全局
	〃	〃	〃	土砂災害報告	国土交通省通達	土砂災害による被害状況	〃
	〃	〃	〃	雪崩災害報告	国土交通省通達	雪崩災害による被害状況	〃
	都市計画課	〃	〃	国土交通省所管公共土木施設被害報告	〃	下水道施設	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	公園緑地	国土交通省都市局

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令	報告内容	主管官庁
事業別被害報告	港湾空港課	港管理所・地域民局地域整備部(港管理事務所)・空港管理事務所	公共土木	港湾空港関係公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	海岸・港湾・空港施設	国土交通省 〃 〃 港湾局 航空局
	建築住宅課	地域民局地域整備部	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	公営住宅	国土交通省住宅局
	〃		建築物全般	建築物災害報告	建築基準法	被害の状況・程度	〃
	教育庁 教育政策課	教育事務所	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校被害	文部科学省大臣官房文教施設部

4-2-2 災害写真の作成要綱

第1 目 的

災害の実態を迅速的確に把握するとともに、応急対策、復旧対策について、政府当局或いは関係諸機関にその実情を報告し、かつ助成を要請する場合に、最も効果あらしめるために写真を整備することを目的とする。

第2 速報に要する写真収集の方法

- 1 市町村は災害発生の都度速やかに（可能な限り24時間以内）次の方法により提出すること。
 - (1) 災害の場合は、画像データ、ネガフィルム、印画等を関係する出先機関に提出すること。ただし未現像のものでも差支えないこと。
 - (2) 県本部の設置が予想されるような緊急かつ重大なる災害等の場合は画像データ、ネガフィルム、印画等を直接県関係部課に提出すること。ただし未現像のものでも差支えないこと。
- 2 県出先機関においても、1に準じて災害状況の説明に十分適した写真を撮影し、あわせてこの種写真の収集に努め市町村より提出された写真とともに速やかに所属主管課に持参すること。
- 3 災害関係各課が現地調査に出動する場合、必要に応じて写真撮影者を同道し、災害地の撮影と写真収集に努めること。なお、関係する災害の写真に拘泥することなく可能な限り全般的な災害写真の撮影に留意すること。例えば災害地に先着した者は土木施設の被害等のみでなく付近農作物等の被害状況を撮影しておく等である。
- 4 1～3までの写真は、情報収集要領により、速やかに広報班に提出すること。
- 5 1～4までは、掲示写真及び応急対策に必要な速報を主としたものであるが、復旧計画に要する写真については、次に掲げる第3の復旧計画に要する写真撮影の方法及び細目要領により措置するものとする。

第3 復旧計画に要する写真撮影の方法

- 1 災害地の全容写真2、3点程度
地域内の災害様態が一見して説明できるような災害最高時のもの
- 2 災害部分写真4、5点程度
前記の災害全容を部分的に撮影し、災害程度が歴然としているもの。
- 3 災害箇所が無災害箇所との比較対象写真
災害発生前と災害発生後と被害程度が一見してわかるように撮影したもの。
- 4 その他参考となるべき写真数点
当該災害程度を説明するに必要な災害地付近の状況写真
- 5 写真撮影に当たっては、敏速に行動し時期を失しないように留意すること。
以上を要するに一見して相手側を肯定せしめ得るような真実にして迫力性に富む写真をの撮影を工夫することであり、例えば風水害等自然災害の場合は、気象通報等に注意し災害発生前災害最高時及び終息時等比較対照できるものであれば最も効果的である。
- 6 土木災害、農林災害、火災等の撮影にあたって特に留意すべき細目については次の細目要領のとおりである。

第4 印画には撮影の日時、場所、被害物、施設名等の概要説明を付すること。

第5 撮影当時の災害状況を明らかにするため撮影箇所の概況及び今後の災害進展の見通し等、可能な限り参考事項の証明書を添付すること。

第6 写真の現像、引伸し等

- 1 第2によって撮影収集したものは、広報班において、ネガフィルムの現像並びに見本写真の引伸ばし、整理を行う。(カラー写真を除く)
- 2 速報並びに復旧計画等に要する写真作成は、必要に応じて関係各課が行う。
- 3 この写真作成にあたって、広報班は、管財班を通して関係業者を指定し、見本写真のネガフィルムを貸与するなど速やかな処理体制を措置するものとする。

細目要領

第1 土木災害

- 1 被害前の写真を整理するため機会がある毎に、管内土木施設の現況の撮影及び保存に努めること。
- 2 河川災害については、被災箇所撮影のほか被害時の最高水位が判別できるよう量水標を撮影すること。量水標のない河川構造物を基準として最高水位を撮影すること。
- 3 海岸災害については、被災箇所撮影のほか最高水位が判別できるよう防波堤を基準として撮影すること。
- 4 道路並びに家屋の冠水については、完遂高を示して撮影すること。
- 5 被害最高時の河川水位、海岸波高の撮影に失敗したときは、その痕跡を撮影すること。
- 6 被害時の応急対策工事を施工する場合には、この工事進捗状況を綿密に撮影すること。

第2 農林災害

1 農作物（水稲、畑作、果物等）被害

(1) 風雪

ア 強風の状況

電柱又はポール等の対象物と農作物が風を受けている状況を比較した場面、あるいは吹き流し等を農作物の傍らに立て風がいかに強いかを明らかにした場面を撮影すること。

イ 農作物の倒伏の状況

(ア) 水稲にあつては、水田の畦も画面に入れる等水田であることを明らかにし、他の牧草、雑草地と見違えられないような方法手段を講じて撮影すること。

(イ) 畑作物にあつては、できるだけ大写しにし、作物名が判断できるよう撮影すること。

(ウ) 果樹にあつては、倒伏の状況が一見して判断できるようにするため、根本の露出部を強調するとともに倒伏樹全体の大きさを表現できるように工夫撮影すること。

ウ 農作物枝、葉の折損状況

(ア) 水稲にあつては

a 水田の畦を画面に入れる等水田であることの表現に工夫を凝らし、被害の全容を撮影すること。

b 折損の甚だしいものと無被害のものと比較撮影すること。

(イ) 畑作にあつては

a 作物名が判断できるような被害の全容を撮影すること。

b 被害の甚しいものを大写しで撮影すること。

(ウ) 果樹にあつては

a 折損部分を大写しで撮影すること。

- b 折損枝の全容を撮影すること。
- c 折損の多い果樹園の全容を撮影すること。

エ 被害農作物の状況

(ア) 畑作物（例えばかんらん、トマト、茄子等）にあつては

- a 被害量を明確にした集積場面を大写して撮影すること（この場合被害物を手に持って損傷の程度を説明している人物を入れてもよい。）
- b 被害物を数個並べてその損傷の甚だしさを説明したものを撮影すること。

(イ) 果樹にあつては

- a 被害落果量を明確にして集積場面を撮影すること。
- b 被害果樹を数個並べてその損傷の甚だしさを写真で説明できるよう撮影すること。
- c 樹上における果樹の損傷状況を大写して撮影すること。

オ その他

(ア) その他被害の様相を明確に判断できるように写真表現に留意し、適切と思われる場面を工夫をこらしつつ数多く撮影すること。

(イ) 写真説明は、市町村名、大字名、作物品種名、被害団地の面積、被害の態様等明確に記入すること。

(2) 水害

ア 河川等の増水の状況

概ね風害の倒伏状況撮影に準ずる。

イ 農作物倒伏の状況

概ね風害の倒伏状況撮影に準ずる。

ウ 土砂の堆積流出の状況

エ 冠水の状況

(ア) 水稲畑作物にあつては冠水時の全容を撮影すること（ただし、退水後の状況も撮影する必要があることもある。）

(イ) 果樹にあつては

- a 冠水時の全容を撮影すること（他に退水後の状況も撮影する必要があることもある。）
- b 冠水後の果実の状況を大写して撮影すること。

オ その他

風害時のその他の項に準ずること。

(3) 雹害

ア 降雹の状況

降雹の大きさと降雹量を説明するため、物差、鉛筆等を対象物として雹の傍に置いて大写して撮影すること。

イ 枝等の折損状況

概ね風害等の枝葉折損状況に準ずること。

ウ 被害農作物の状況

概ね風害等の被害農作物の状況に準ずること。

エ その他

概ね風害等のその他の状況に準ずること。

(ア) 芽稚葉幼果その他の損傷状況をできるだけ大写して撮影し、農作物の判断ができるように工夫すること。

(4) その他の被害

1～3までは代表的な災害の例を述べたものであるが、他に波浪害、高潮害、病虫害、果実冷害、雪害、融雪害等数多くの災害の種類があるが、すべて前記の例を応用して適切な撮影を行うよう留意すること。

2 林業被害

(1) 林産物にあつては、写真による被害の表現が非常に困難なものが多いが、できるだけ写真表現に努力すること。

(2) 森林種苗にあつては、1農作物（水稲、畑作、果樹等）被害に準じて撮影すること。

(3) 林地林業用施設等にあつては、(1)の撮影に準ずること。

(4) その他

概ね1農作物（水稲、畑作、果樹等）被害に準ずること。

3 畜産被害

(1) 家畜の死亡、廃用、疾病、傷害等の状況を撮影し、簡単な説明を加えること。

(2) その他

概ね1農作物（水稲、畑作、果樹等）被害に準ずること。

4 共同利用施設、非共同利用施設

施設の被害については、被害の態様によって撮影の方法もそれぞれ異なると思うが、できるだけ被災前の現況写真と被災後の写真とが比較できるよう努力すること。

このほか、施設の内部被害がある場合は、これについても詳細に撮影するよう留意すること。

第3 火災

1 被災前の写真を整備するために市町村にあつては特に人家、その他官公営病院、公共施設等の緻密している現況を撮影完備しておくこと。

2 火災の場合は、その最高時の写真も勿論であるが、寧ろ焼跡のものに重点を置くことが肝要である。

3 その他災害救助法を発動した場合は、次の状況写真が必要であること。

(1) 収容施設の全容及び内部の状況

(2) 炊き出しその他による食品配給及び飲料水の供給の状況

(3) 被服寝具、その他生活必需品及び学用品の供給の状況

(4) 医療及び助産の状況

(5) 被災者の救出状況

(6) 埋葬状況

4-2-3 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの運営及び管理に関する覚書

本県におけるヘリコプターテレビ画像伝送システム（以下「ヘリテレシステム」という。）は、防災ヘリコプターと警察ヘリコプターを活用し、災害時における被災地等の画像を県災害対策本部その他の防災関係機関に送信するために整備されたものである。

このうち、警察ヘリコプターによるテレビ画像の送信については、その運営が知事部局と警察部局の両部局にわたるため、ヘリテレシステムの円滑な運営と適正な管理のために必要な事項を両部局間で定め、覚書を交わすものである。

（画像送信の要請）

第1条 知事は、災害応急対策活動の実施などのため必要があると認める場合には、警察本部長に対して、警察ヘリコプターを用いて災害現場等を上空から撮影し、そのテレビ画像をヘリテレシステムにより送信するよう求めることができる。知事がテレビ画像の送信を求めたときは、警察本部長は、これに応じるものとする。

なお、要請の活動事例は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 災害予防活動
- (3) 消防防災訓練活動
- (4) 救急救助活動

（要請の手続き）

第2条 具体的な運航の要請は、消防防災課長が、地域課長に対して、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとするが、事後速やかに、運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 画像送信の日時、場所、主たる撮影の対象
- (3) その他必要な事項

2 運航の要請をしたときは、消防防災課長は、その旨を管財課長に連絡するものとする。

（要請の解除）

第3条 防災ヘリコプターが、災害初期段階における救急救助活動からヘリテレシステムによるテレビ画像の送信を主任務として活動できるようになった場合には、警察ヘリコプターへの運航要請は、速やかに解除するものとする。

（保守管理）

第4条 ヘリテレシステムのため使用する施設設備の保守管理は、アンテナ等送信受信設備については警察本部が行い、鉄塔及び局舎については知事部局において行うものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定める事項のほかヘリテレシステムの運営及び管理について疑義が生じた場合は、総務部長及び生活安全部長が協議して定める。

この覚書を証するため、総務部長及び生活安全部長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

この覚書は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年3月31日

青森県総務部長

山口 柁 義

青森県警察本部生活安全部長

片岡 武 信

ヘリコプターテレビ画像送信に係る運航要請書

警察本部地域課長 殿

要請者 総務部消防防災課長

ヘリコプターによるテレビ画像の送信を下記のとおり要請します。

1 災害の種別	
2 画像送信日時	令和 年 月 日 () 時 分
3 画像送信場所	
4 主たる撮影の対象	
5 災害等の状況	
6 その他	

令和 年 月 日

4-3-1 青森県防災情報ネットワーク通信取扱要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害の際における通信体制を確立し、被害の拡大防止及び迅速な災害復旧を図るために、県庁舎、県合同庁舎及び県出先機関に設置した青森県防災情報ネットワークの統制局、端末局及び無線局並びに「青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムに関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき市町村、消防本部及び防災関係機関に設置した青森県防災情報ネットワークの端末局の通信に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 有線系を主回線、衛星携帯電話を予備回線とし、その他衛星系及び地上系無線を複合的に使用する通信の総体をいう。
- (2) 統制局 県庁におけるネットワーク設備及びネットワーク設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 端末局 ネットワーク設備及びネットワーク設備の操作を行う者の総体（ただし、統制局及び無線局を除く。）をいう。
- (4) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (5) 中継局 専ら電波の中継を行う無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第12号に規定する無線局をいう。
- (7) 携帯局 電波法施行規則第4条第1項第13号に規定する無線局をいう。
- (8) 個別通信 任意の2地点間において行う音声・データの通信をいう。
- (9) 一斉指令 県内の端末局に対し一斉に行うデータ通信による指令をいう。

(統制局、端末局及び無線局)

第3条 統制局、協定書に基づき設置する端末局及び県機関に設置する端末局並びに無線局は、別表第1のとおりとする。

(端末局及び無線局の運用の事務の統括)

第4条 統制局は、端末局及び無線局の運用の事務を統括する。

(統制管理者及び副統制管理者)

第5条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は青森県総務部行政改革・危機管理監を、副統制管理者は防災消防課を担当する青森県総務部次長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、統制局の運用の事務を掌理する。
- 4 副統制管理者は、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

(管 理 者)

第6条 統制局、端末局及び無線局に管理者を置く。

2 次の各号に掲げる統制局、端末局及び無線局の管理者は、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局、防災関係機関局及び中継局 青森県総務部防災消防課長
- (2) 合同庁舎局及び県出先機関局 当該端末局の設置される庁舎を管理する出先機関の長
- (3) 市町村局 市町村長が定める者
- (4) 消防本部局 消防長が定める者
- (5) 陸上移動局及び携帯局 知事が指定する者

3 前項第1号に規定する管理者は、統制局の運用の事務を分掌し、及び同号に掲げる端末局及び無線局の運用の事務を掌理し、その他の管理者は、同項第2号から第5号までの端末局及び無線局の運用の事務を掌理する。

(通信取扱責任者等)

第7条 統制局、端末局及び無線局に、通信取扱責任者を置き、及び必要に応じ副通信取扱責任者を置く。

2 次の各号に掲げる統制局、端末局及び無線局の通信取扱責任者及び副通信取扱責任者は、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局、合同庁舎局、県出先機関局、中継局、陸上移動局及び携帯局 知事が指定する者
- (2) 市町村局 市町村長が定める者
- (3) 消防本部局 消防長が定める者
- (4) 防災関係機関局 当該機関の長が定める者

3 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、統制局、端末局及び無線局の通信設備の操作を行い、及び統制局、端末局及び無線局の運用の事務を分掌する。

4 副通信取扱責任者は、通信取扱責任者を補佐し、通信取扱責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(通信の種類等)

第8条 通信の種類は、第2条第8号及び第9号に掲げるものとする。

2 個別通信は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般通信 平常時に行う音声・データの通信（文書データ伝送及び簡易メール）
- (2) 統制通信 災害時等において通信範囲を制限して行う音声・データの通信

3 一斉指令は、別表第2に掲げるものとし、災害時等で緊急を要する場合に「至急」と指定した至急一斉指令と、その他の普通一斉指令に区分する。

第2章 運 用

第1節 通 則

(運用の時間)

第9条 統制局、端末局及び無線局は、常時運用するものとする。

(通信の原則)

第10条 通信は、統制局の統制及び指示の下に行うものとする。

(非常時における措置)

第11条 統制管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるときは、第8条第2項第1号に規定する通信を制限し、その他必要な措置を行うことができる。

2 管理者は、災害その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあると認める場合において端末局及び無線局の通信を確保する必要があると認めるとき、又は統制管理者から待機の要請があったときは、通信取扱責任者又は副通信取扱責任者を待機させるものとする。

3 統制管理者が第1項の規定により通信を制限するときは、必要な事項を管理者に通知するものとする。また、制限の必要がなくなった場合も同様とする。

(運用上の注意)

第12条 合同庁舎局、県出先機関局及び市町村局の文書データ伝送用PCは、職員の休日及び夜間には切替え操作を的確に行うものとする。

第2節 統制の実施

(端末局の統制)

第13条 端末局の統制時の通信は、次のとおりとする。

- (1) 専用電話の発着信を規制する。
- (2) 端末局からの一斉指令を規制する。

(陸上移動局及び携帯局の統制)

第14条 陸上移動局及び携帯局の統制時の通話は次のとおりとする。

- (1) 発信統制の場合における陸上移動局及び携帯局から内線電話機及び専用電話機への発信は、全県移動統制台に着信する。
- (2) 着信統制の場合における内線電話機及び専用電話機から陸上移動局及び携帯局への着信は、全県移動統制台に着信する。

第3節 一斉指令の実施

(一斉指令の実施)

第15条 一斉指令の実施は、次のとおりとする。

- (1) 統制室から行う一斉指令は、気象及び災害等に関する一斉指令とする。
- (2) 端末局から行う一斉指令は、端末局の管理者の命を受けた一斉指令とする。ただし、災害時等非常時においては、統制局の指示の下に行うことができる。

(一斉指令の受令確認)

第16条 一斉指令を受信する者は、送信された内容を正確に確認の上、受令確認装置の確認ボタンを押下げる。

第4節 通信訓練

(通信訓練の実施)

- 第17条 統制管理者は、災害その他の非常事態におけるネットワークの円滑な運用を確保するため、知事が別に定めるところにより、ネットワークの運用に関する訓練（以下「通信訓練」という。）を実施するものとする。
- 2 通信訓練は、ネットワークの管理者及び通信取扱責任者並びに副通信取扱責任者のほか、宿日直要員及び緊急時において臨時的に通信に従事する職員に対しても行うものとする。
 - 3 通信訓練は、災害時に関する通報の伝達及び機器の操作についても行うものとし、その実施の細目については、統制管理者がその都度定める。
 - 4 通信訓練のための通話又は通報は、通信訓練であることを明示して行うものとする。

第3章 点検整備

(統制局及び無線局の点検整備)

第18条 通信取扱責任者は、通信設備について、次に掲げる点検整備を行うものとする。

(1) 日常点検整備

- ア 統制局が自局の機器について行う執務開始直後の点検整備
- イ 統制局が中継局の機器について行う執務開始直後の遠方監視制御装置による点検整備

(2) 定期点検整備

中継局、陸上移動局及び携帯局が自局の機器について年間1回行う点検整備

- 2 通信取扱責任者は、中継局においては、毎月1回以上定期的にバッテリーの確認を行い、異常の有無を点検し、異常を認めた場合は、速やかに整備するものとする。

(端末局の点検整備)

第19条 通信取扱責任者は、ネットワークの発動発電機を備えている端末局においては、次に掲げる基準に従って点検整備を行うものとする。

- (1) 起動に最も適する場所に常置し、直ちに通信設備に接続できること。
- (2) 操作に関する要領が表示されていること。

- 2 通信取扱責任者は、発動発電機を、毎月1回以上定期的に起動させ、異常の有無を点検し、異常を認めた場合は、速やかに整備するものとする。

- 3 通信取扱責任者は、前項の整備を行った場合は、発動発電機保守管理整備簿（第1号様式）に必要事項を記載するものとする。

- 4 通信取扱責任者は、端末局の通信設備について、執務開始直後の点検整備を行うものとする。

第4章 報告及び記録

(事故等の場合の措置)

第20条 通信取扱責任者は、次に掲げる場合には、その旨を管理者に報告するものとする。

- (1) 通信設備に故障が生じた場合
- (2) 商用電源が、作業等により停電が予定される場合又は事故により停電になった場合

(3) その他ネットワークの運用に支障を及ぼす事実が生じた場合

2 管理者は、前項各号に掲げる事由が生じた場合には、必要な措置をとるとともに、速やかに、その旨を統制管理者に報告するものとする。

(管理者、通信取扱責任者等の報告)

第21条 管理者は、毎年度、当該年度の初日における第6条及び第7条に規定する管理者及び通信取扱責任者等の職、氏名等を、速やかに、管理者、通信取扱責任者等報告書（第2号様式）により統制管理者に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において管理者及び通信取扱責任者等に変更があった場合は、速やかに統制管理者に報告するものとする。

(ネットワーク設備の変更等)

第23条 管理者は、ネットワーク設備の変更又はその設置場所を変更する必要があるときは、あらかじめ統制管理者に協議し、その承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(青森県防災行政用無線通信取扱要綱の廃止)

2 青森県防災行政用無線通信取扱要綱（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

有線系及び衛星携帯電話系設備

区 分	名 称	設置場所又は常置場所	
統制局	県庁統制局	青森市長島一丁目（青森県庁）	
端末局	合同庁舎局	弘前合同庁舎局	弘前市大字蔵主町（弘前合同庁舎）
	〃	八戸合同庁舎局	八戸市大字尻内町字鴨田（八戸合同庁舎）
	〃	五所川原合同庁舎局	五所川原市栄町（五所川原合同庁舎）
	〃	十和田合同庁舎局	十和田市西十二番町（十和田合同庁舎）
	〃	むつ合同庁舎局	むつ市中央一丁目（むつ合同庁舎）
	県出先機関局	防災航空センター局	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）
	〃	消防学校局	青森市大字新城字天田内（青森県消防学校）
	〃	青森環境管理事務所局	青森市東造道一丁目（東青地域県民局環境管理部）
	〃	東地方保健所局	青森市第二間屋町四丁目（東青地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	東青地方漁港漁場整備事務所局	青森市港町二丁目（東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所）
	〃	東青地域整備部局	青森市大字幸畑字唐崎（東青地域県民局地域整備部）
	〃	青森港管理所局	青森市本町四丁目（東青地域県民局地域整備部青森港管理所）
	〃	青森空港管理事務所局	青森市大字大谷字小谷（青森空港管理事務所）
	〃	県立中央病院局	青森市東造道二丁目（青森県立中央病院）
	〃	弘前保健所局	弘前市大字下白銀町（中南地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	中南地方福祉部局	弘前市大字下白銀町（中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室）
	〃	三八環境管理部局	八戸市大字尻内町字鴨田（三八地域県民局環境管理部）
	〃	三八農村整備局	八戸市大字尻内町字八百刈（三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎）
	〃	三八地方漁港漁場整備事務所局	八戸市大字河原木字北沼（三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所）
	〃	水産振興課八戸市駐在局	八戸市大字白銀町字三島下（水産振興課八戸市駐在）
	〃	八戸港管理所局	八戸市大字河原木字北沼（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所）
	〃	五所川原保健所局	五所川原市末広町（西北地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	西北地域農林水産部局	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（西北地域県民局鱒ヶ沢庁舎）
	〃	五所川原農村整備局	五所川原市大字吹畑字藤巻（西北地域県民局地域農林水産部五所川原農村整備庁舎）
	〃	つがる農村整備局	つがる市木造若宮（西北地域県民局地域農林水産部つがる農村整備庁舎）
	〃	西北地方漁港漁場整備事務所局	鱒ヶ沢町大字本町（西北地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所）
	〃	鱒ヶ沢道路河川事業所	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（西北地域県民局鱒ヶ沢庁舎）
	〃	上十三保健所局	十和田市西二番町（上北地域県民局地域健康福祉部）
	〃	上北地方福祉事務所局	七戸町字蛇坂（上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室）
	〃	上北農村整備局	十和田市西二番町（上北地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎）

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
端末局	県出先機関局	むつ小川原港管理所局	六ヶ所村大字倉内字笹崎（上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所）
	〃	むつ保健所局	むつ市中央一丁目（下北地域県民局地域健康福祉部保健総室）
	〃	下北地方漁港漁場整備事務所局	むつ市中央一丁目（下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所）
	〃	東京事務所局	東京都千代田区平河町（東京事務所）
	〃	浪岡ダム局	青森市浪岡大字王余魚沢字片子都谷森（浪岡ダム管理所）
	〃	駒込ダム局	青森市中央三丁目（東青地域県民局地域整備部駒込ダム管理所）
	〃	下湯ダム局	青森市大字荒川字横倉（下湯ダム管理所）
	〃	浅虫ダム局	青森市大字浅虫字内野（浅虫ダム管理所）
	〃	遠部・久吉ダム局	平川市碓ヶ関山神堂（遠部・久吉ダム管理所）
	〃	遠部ダム局	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山（遠部ダム管理所）
	〃	久吉ダム局	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山（久吉ダム管理所）
	〃	世増ダム局	八戸市南郷区大字島守崩向（世増ダム管理所）
	〃	小泊ダム局	中泊町大字小泊字成滝（小泊ダム管理所）
	〃	飯詰ダム局	五所川原市大字飯詰字影日沢（飯詰ダム管理所）
	〃	清水目ダム局	上北郡東北町字清水目深山（清水目ダム管理所）
	〃	川内ダム局	むつ市川内町福浦山（川内ダム管理所）
	市町村局	青森市局	青森市中央一丁目（青森市役所）
	〃	弘前市局	弘前市大字上白銀町（弘前市役所）
	〃	八戸市局	八戸市内丸一丁目（八戸市庁）
	〃	黒石市	黒石市大字市ノ町（黒石市役所）
	〃	五所川原市局	五所川原市字岩木町（五所川原市役所）
	〃	十和田市局	十和田市西十二番町（十和田市役所）
	〃	三沢市局	三沢市桜町一丁目（三沢市役所）
	〃	むつ市局	むつ市中央一丁目（むつ市役所）
	〃	つがる市局	つがる市木造若緑（つがる市役所）
	〃	平川市局	平川市柏木町藤山（平川市役所）
	〃	平内町局	平内町大字小湊字小湊（平内町役場）
	〃	今別町局	今別町大字今別字今別（今別町役場）
	〃	蓬田村局	蓬田村大字蓬田字汐越（蓬田村役場）
	〃	外ヶ浜局	外ヶ浜町字蟹田高銅屋（外ヶ浜町役場）
	〃	鱒ヶ沢町局	鱒ヶ沢町大字本町（鱒ヶ沢町役場）
	〃	深浦町局	深浦町大字深浦字苗代沢（深浦町役場）
	〃	西目屋村局	西目屋村大字田代字稲元（西目屋村役場）
	〃	藤崎町局	藤崎町大字西豊田一丁目（藤崎町役場）
	〃	大鰐町局	大鰐町大字大鰐字羽黒館（大鰐町役場）

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
端末局	市町村局	田舎館村局	田舎館村大字田舎館字中辻（田舎館村役場）
	〃	板柳町局	板柳町大字板柳字土井（板柳町役場）
	〃	鶴田町局	鶴田町大字鶴田字早瀬（鶴田町役場）
	〃	中泊町局	中泊町大字中里字紅葉坂（中泊町役場）
	〃	野辺地町局	野辺地町字野辺地（野辺地町役場）
	〃	七戸町局	七戸町字森ノ上（七戸町役場）
	〃	六戸町局	六戸町大字犬落瀬字前谷地（六戸町役場）
	〃	横浜町局	横浜町字寺下（横浜町役場）
	〃	東北町局	東北町上北南四丁目（東北町役場）
	〃	六ヶ所村局	六ヶ所村大字尾駁字野附（六ヶ所村役場）
	〃	おいらせ町局	おいらせ町中下田（おいらせ町役場）
	〃	大間町局	大間町大字大間字大間（大間町役場）
	〃	東通村局	東通村大字砂子又字沢内（東通村役場）
	〃	風間浦村局	風間浦村大字易国間字大川目（風間浦村役場）
	〃	佐井村局	佐井村大字佐井字糠森（佐井村役場）
	〃	三戸町局	三戸町大字在府小路町（三戸町役場）
	〃	五戸町局	五戸町字古館（五戸町役場）
	〃	田子町局	田子町大字田子字天神堂平（田子町役場）
	〃	南部町局	南部町大字苦米地字下宿（南部町役場）
	〃	南部町立中央公民館局	南部町大字平字広場（南部町中央公民館）
	〃	南部町南部分庁舎局	南部町大字沖田面字沖中（南部町役場南部分庁舎）
	〃	階上町局	階上町大字道仏字天当平（階上町役場）
	〃	新郷村局	新郷村大字戸来字風呂前（新郷村役場）
	消防本部局	青森消防本部局	青森市長島二丁目（青森地域広域事務組合消防本部）
	〃	弘前消防本部局	弘前市大字本町（弘前地区消防事務組合消防本部）
	〃	八戸消防本部局	八戸市大字田向字松ヶ崎（八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部）
	〃	黒石消防署局	黒石市大字追子野木一丁目（弘前地区消防事務組合消防本部黒石署）
	〃	五所川原消防本部局	五所川原市中央四丁目（五所川原地区消防事務組合消防本部）
	〃	十和田消防本部局	十和田市西二番町（十和田地域広域事務組合消防本部）
	〃	三沢消防本部局	三沢市大字三沢字堀口（三沢市消防本部）
	〃	下北消防本部局	むつ市小川町二丁目（下北地域広域行政事務組合消防本部）
	〃	つがる消防本部局	つがる市木造赤根（つがる市消防本部）
	〃	平川消防署局	平川市平田森前田（弘前地区消防事務組合消防本部平川署）
〃	北部上北消防本部局	野辺地町字田狭沢（北部上北広域事務組合消防本部）	
〃	中部上北消防本部局	七戸町字荒熊内（中部上北広域事業組合消防本部）	

区 分		名 称	設置場所又は常置場所
端末局	消防本部局	鯺ヶ沢消防本部局	鯺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸町（鯺ヶ沢町役場）鯺ヶ沢地区消防事務組合消防本部
	〃	板柳消防署局	板柳町大字灰沼字岩井（弘前地区消防事務組合消防本部板柳署）
	防災関係機関局	青森地方気象台局	青森市花園一丁目（青森地方気象台）
	〃	青森海上保安部局	青森市青柳一丁目（青森海上保安部）
	〃	陸上自衛隊第九師団局	青森市大字浪館字近野（陸上自衛隊第九師団）
	〃	N H K局	青森市松原二丁目（日本放送協会）
	〃	R A B局	青森市松森一丁目（青森放送株式会社）
	〃	A T V局	青森市松森一丁目（株式会社青森テレビ）
	〃	A B A局	青森市荒川柴田（青森朝日放送株式会社）
	〃	A F B局	青森市堤町一丁目（株式会社エフエム青森）
	〃	日本赤十字社青森県支部局	青森市長島一丁目（日本赤十字社青森県支部）
	〃	東北電力局	青森市港町二丁目（東北電力株式会社）
	〃	N T T局	青森市橋本二丁目（日本電信電話株式会社）

別表第1（第3条関係）
無線設備

区 分	名 称	設置場所又は常置場所	識 別 信 号	
無線局	統制局	青森県庁無線統制局	青森市長島一丁目（青森県庁） LASCOMあおもりけんあおもりスーパーバードちきゅうぼうさいあおもり	
	中継局	青森県馬ノ神無線中継局	青森市大字戸門字戸門山	ぼうさいうまのかみ
		青森県烏帽子無線中継局	上北郡野辺地町大字馬門字地続山	ぼうさいえぼし
		青森県名久井無線中継局	三戸郡南部町大字高瀬字南沢山	ぼうさいなくい
		青森県八森無線中継局	西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎	ぼうさいはちもり
		青森県大間平無線中継局	下北郡大間町大字大間字内山	ぼうさいおまたい
	陸上移動局	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 1
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 2
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 3
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 4
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 6
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 7
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 8
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 9
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 10
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 11
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 12
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 13
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 14
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 15
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 16
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 17
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 18
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 19
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 20
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 21
	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 22	
移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 23		
移動	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）	ぼうさいあおもり 24		
移動	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）	ぼうさいあおもり 25		
移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 101		
移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 102		
移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ぼうさいあおもり 103		

区 分		名 称	設置場所又は常置場所	識 別 信 号
無線局	陸上移動局	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり104
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり105
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり106
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり107
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり108
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり109
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり110
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり111
		移動	青森市大字大谷字山ノ内（防災航空センター）	ほうさいあおり112
		移動	青森市大字大谷（青森空港管理事務所）	ほうさいあおり113
		移動	三沢市桜町（三沢市駐在）	ほうさいあおり114
		移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり116
		移動	青森市大字幸畑字唐崎（東青地域県民局地域整備部）	ほうさいあおりどぼく1
		移動	弘前市大字蔵主町（弘前合同庁舎）	ほうさいひろさき1
		移動	弘前市大字蔵主町（弘前合同庁舎）	ほうさいひろさき101
		移動	八戸市大字尻内町字鴨田（八戸合同庁舎）	ほうさいはちのへ1
		移動	八戸市大字尻内町字鴨田（八戸合同庁舎）	ほうさいはちのへ101
		移動	五所川原市字栄町（五所川原合同庁舎）	ほうさいごしょがわら1
		移動	五所川原市字栄町（五所川原合同庁舎）	ほうさいごしょがわら101
		移動	十和田市西十二番町（十和田合同庁舎）	ほうさいとわだ101
		移動	むつ市中央一丁目（むつ合同庁舎）	ほうさいむつ101
		移動	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（西北地域県民局地域整備部鰺ヶ沢道路河川事業所）	ほうさいあじがさわ1
	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあじがさわ101	
携帯局	移動	青森市長島一丁目（青森県庁）	ほうさいあおり201	

別表第2（第8条関係）

一斉指令対象局	一斉指令の種類	全 局	県 出 先	市 町 村	消 防 本 部	市 町 村・ 消 防 本 部	気 象 全 局	そ の 他 任 意
青森県庁統制局								
青森県弘前合同庁舎局		○	○				○	
青森県八戸合同庁舎局		○	○				○	
青森県五所川原合同庁舎局		○	○				○	
青森県十和田合同庁舎局		○	○				○	
青森県むつ合同庁舎局		○	○				○	
防災航空センター局		○	○					
消防学校局		○	○					
青森環境管理事務所局		○	○					
東地方保健所局		○	○				○	
東青地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
東青地域整備部局		○	○				○	
青森港管理所局		○	○				○	
青森空港管理事務所局		○	○					
青森県立中央病院局		○	○					
弘前保健所局		○	○				○	
三八環境管理部局		○	○					
三八農村整備局		○	○				○	
八戸保健所局		○	○				○	
三八地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
水産振興課八戸市駐在局		○	○				○	
八戸港管理所局		○	○				○	
五所川原保健所局		○	○				○	
西北地域農林水産部局		○	○				○	
五所川原農村整備局		○	○				○	
つがる農村整備局		○	○				○	
西北地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
鱒ヶ沢道路河川事業所局		○	○				○	
上十三保健所局		○	○				○	
上北地方福祉事務所局		○	○				○	
上北農村整備局		○	○				○	
むつ小川原港管理所局		○	○				○	
むつ保健所局		○	○				○	

一斉指令対象局	一斉指令の種類	全 局	県 出 先	市 町 村	消 防 本 部	市 町 村・ 消 防 本 部	気 象 全 局	そ の 他 任 意
下北地方漁港漁場整備事務所局		○	○				○	
青森市局		○		○		○	○	
弘前市局		○		○		○	○	
八戸市局		○		○		○	○	
黒石市局		○		○		○	○	
五所川原市局		○		○		○	○	
十和田市局		○		○		○	○	
三沢市局		○		○		○	○	
むつ市局		○		○		○	○	
つがる市局		○		○		○	○	
平川市局		○		○		○	○	
平内町局		○		○		○	○	
今別町局		○		○		○	○	
蓬田村局		○		○		○	○	
外ヶ浜町局		○		○		○	○	
鱒ヶ沢町局		○		○		○	○	
深浦町局		○		○		○	○	
西目屋村局		○		○		○	○	
藤崎町局		○		○		○	○	
大鰐町局		○		○		○	○	
田舎館村局		○		○		○	○	
板柳町局		○		○		○	○	
鶴田町局		○		○		○	○	
中泊町局		○		○		○	○	
野辺地町局		○		○		○	○	
七戸町局		○		○		○	○	
六戸町局		○		○		○	○	
横浜町局		○		○		○	○	
東北町局		○		○		○	○	
六ヶ所村局		○		○		○	○	
おいらせ町局		○		○		○	○	
大間町局		○		○		○	○	
東通村局		○		○		○	○	
風間浦村局		○		○		○	○	
佐井村局		○		○		○	○	

一斉指令対象局	一斉指令の種類	全 局	県 出 先	市 町 村	消 防 本 部	市 町 村・ 消 防 本 部	気 象 全 局	そ の 他 任 意
三戸町局		○		○		○	○	
五戸町局		○		○		○	○	
田子町局		○		○		○	○	
南部町局		○		○		○	○	
南部町立中央公民館局		○					○	
南部町南部分庁舎局		○					○	
階上町局		○		○		○	○	
新郷村局		○		○		○	○	
青森地域広域消防本部局		○			○	○	○	
弘前地区消防本部局		○			○	○	○	
八戸地域広域市町村圏消防本部局		○			○	○	○	
黒石消防署局		○			○	○	○	
五所川原地区消防本部局		○			○	○	○	
十和田地域広域消防本部局		○			○	○	○	
三沢市消防本部局		○			○	○	○	
下北地域広域消防本部局		○			○	○	○	
つがる市消防本部局		○			○	○	○	
平川消防署局		○			○	○	○	
北部上北広域消防本部局		○			○	○	○	
中部上北広域消防本部局		○			○	○	○	
鱒ヶ沢地区消防本部局		○			○	○	○	
板柳消防署局		○			○	○	○	
青森地方气象台局		○						
青森海上保安部局		○						
陸上自衛隊第九師団局		○						
N H K 局		○						
R A B 局		○						
A T V 局		○						
A B A 局		○						
A F B 局		○						
日本赤十字社青森県支部局		○						
東北電力局		○						
N T T 局		○						

4-3-2 青森県Lアラート運用要領

青森県防災危機管理課

1. 趣旨

この要領は、青森県の災害情報に係るLアラート（災害情報を発信する地方公共団体とテレビ、ラジオ等の多様なメディアを繋げる情報基盤で、一般財団法人マルチメディア振興センターにより運営される災害情報共有システムをいう。以下同じ。）の運用について定めるものとする。

2. 発信情報の種別

Lアラートにおいて取り扱う情報の種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部設置情報 地方公共団体の発する災害対策本部設置に関する情報
- (2) 避難勧告・指示情報 地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報及び警戒区域の情報
- (3) 避難所情報 地方公共団体の発する避難所に関する情報

3. 情報発信者の対応

- (1) 責任の所在

Lアラートを通じて発信した情報の内容については、情報発信者自らが責任を有するものとする。

- (2) 災害対策本部設置情報

情報発信者は、災害対策本部又は災害警戒本部等を設置又は解散した場合には、速やかに既存の伝達体制（防災行政無線での放送等）に加え、Lアラートを通じて情報発信を行うものとする。

- (3) 避難勧告・指示情報

情報発信者は、避難準備情報、避難勧告、避難指示又は警戒区域を発表し、又は解除した場合には、速やかに、既存の伝達体制（防災行政無線での放送等）に加え、Lアラートを通じて情報発信を行うものとする。

- (4) 避難所情報

情報発信者は、避難所を開設し又は閉鎖した場合には、速やかに、既存の伝達体制（防災行政無線での放送等）に加え、Lアラートを通じて情報発信を行うものとする。

※ 市町村は(2)~(4)の情報を発信しようとする場合には、当該情報を最初に入力するときに限り、事前に必ず県に当該情報の入力を行う旨、連絡するものとする。

4. 情報伝達者の対応

情報伝達者は、情報発信者からLアラートを通じて発信された災害対策本部設置情報、避難勧告・指示情報及び避難所情報を受信した場合には、それぞれのメディアを利用した伝達体制により、速やかに、住民に対し、これらの情報を伝達する。

5. 不具合発生時の対応

情報発信者及び情報伝達者は、Lアラート利用による情報の発信又は伝達に不具合が発生し、又は復旧した場合には、速やかに、県へ連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた県は、速やかに、県内の全ての市町村及び情報伝達者へ周知するものとする。

なお、不具合の発生した情報発信者に関する災害対策本部設置情報又は避難勧告・指示情報については、県及び市町村において、通常の災害情報の収集及び広報の一環として対応するものとする。

6. 運用モードの使い分け

情報発信者は、総合防災情報システム（以下「システム」という。）を通じて情報発信する場合には、災害種別について留意し、報告時の災害の選択を適切にするものとする。

なお、青森県は、発信された情報が通常災害時の場合は本番モードで、訓練災害時の場合は訓練モード又はテストモードで発信できるよう、システムの設定を行うものとし、臨時に発信モードを変更する場合は、市町村に周知するものとする。

7. 誤報への対応

情報発信者は、Lアラートを通じて発信した情報に誤りがある場合には、直ちに訂正又は取消しの情報を、その理由を明記して、Lアラートを通じて発信するものとする。

情報伝達者は、既に住民に伝達している情報について、訂正又は取消しの情報を受信した場合には、速やかに訂正又は取消し等の情報を住民に伝達するものとする。

8. 平常時の訓練

情報発信者及び情報伝達者は、操作の習熟を図るため、相互に協力し、訓練を実施するものとする。

※ 原則として毎月25日（休日の場合は直前の平日）に、定期訓練を行うものとして、訓練用の災害をシステム上に設定する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4-4-1 災害時における放送要請に関する協定（NHK）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、青森県知事が日本放送協会（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 青森県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 青森県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他の必要な事項

（放送）

第4条 NHKは、青森県知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、青森県厚生部消防防災課長および日本放送協会青森放送局放送部長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、青森県知事および日本放送協会青森放送局長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当時者記名捺印のうえ各1通を保有する。

昭和39年9月1日

青森県知事	竹	内	俊	吉
日本放送協会 青森放送局長	横	井	武	雄
日本放送協会 弘前放送局長	片	寄	博	吉
日本放送協会 八戸放送局長	須	藤	貞	夫

4-4-2 災害時における放送要請に関する協定（R A B）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、青森県知事（以下「知事」という。）が青森放送株式会社（以下「青森放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、青森放送に対し放送を要求することができる。

（要請の手続）

第3条 知事は、青森放送に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他必要な事項

（放送）

第4条 青森放送は、知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、青森県総務部消防防災課長および青森放送株式会社編成局長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事および青森放送株式会社社長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、当時者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和39年9月10日

青森県知事 竹内俊吉

青森放送株式会社社長 坂本一

4-4-3 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書（A T V）

青森県知事竹内俊吉（以下「甲」という。）と株式会社青森テレビ社長横山実（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき災害が発生した場合における防災に係る放送についての手続きについて、次のとおり協定を締結した。

第1条 甲は、法第57条の規定により乙に対して、法第55条の規定に基づく防災に関する通知または要請に係る放送を行うことを求めること（以下「放送の要請」という。）ができる場合は、災害のために大部分の通信設備が破損したこと等により、通信ができない場合、または通信が著しく困難な場合とする。

第2条 乙は、甲から前条の規定により放送の要請があった場合は、当該要請のあった放送を他の放送に優先して、ただちに放送を行わなければならない。

第3条 甲は、乙に対して放送の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行なわなければならない。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送する日時
- (4) その他必要な事項

第4条 放送の要請に係る事務を確実かつ円滑に実施するために連絡担当責任者を置くものとする。

2 連絡担当責任者は、甲にあっては消防防災課長を、乙にあっては報道制作部長をあてるものとする。

3 連絡担当責任者は、放送の要請に関する具体的事項について、必要がある場合に、そのつど協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

昭和48年8月1日

甲 青森県知事 竹内俊吉

乙 株式会社
青森テレビ社長 横山実

4-4-4 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書（A B A）

青森県知事北村正哉（以下「甲」という。）と青森朝日放送株式会社代表取締役社長葛西清美（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき災害が発生した場合における防災に係る放送についての手続きについて、次のとおり協定を締結した。

（放送要請）

第1条 甲は、法第57条の規定により乙に対して、法第55条の規定に基づく防災に関する通知又は要請に係る放送を行うことを求めること（以下「放送の要請」という。）ができる場合は、災害のために大部分の通信設備が破損したことなどにより通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合とする。

（放送）

第2条 乙は、甲から前条の規定により放送の要請があった場合は、当該要請のあった放送を他の放送に優先して、直ちに放送を行わなければならない。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して放送の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送する日時
- (4) その他必要な事項

（連絡担当責任）

第4条 放送の要請に係る事務を確実かつ円滑に実施するために連絡担当責任者を置くものとする。

2 連絡担当責任者は、甲にあっては消防防災課長を、乙にあっては報道制作部長を充てるものとする。

3 連絡担当責任者は、放送の要請に関する具体的事項について、必要がある場合にその都度協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成3年12月6日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 北村正哉

乙 八戸市十三日町一番地
青森朝日放送株式会社
代表取締役社長 葛西清美

4-4-5 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書（A F B）

青森県知事北村正哉（以下「甲」という。）と株式会社エフエム青森社長福士重太郎（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき災害が発生した場合における防災に係る放送についての手続きについて、次のとおり協定を締結した。

（放送要請）

第1条 甲は、法第57条の規定により乙に対して、法第55条の規定に基づく防災に関する通知又は要請に係る放送を行うことを求めること（以下「放送の要請」という。）ができる場合は、災害のために大部分の通信設備が破損したところなどにより通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合とする。

（放送）

第2条 乙は、甲から前条の規定により放送の要請があった場合は、当該要請のあった放送を他の放送に優先して、直ちに放送を行わなければならない。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して放送の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送する日時
- (4) その他必要な事項

（連絡担当責任）

第4条 放送の要請に係る事務を確実かつ円滑に実施するために連絡担当責任者を置くものとする。

2 連絡担当責任者は、甲にあっては消防防災課長を、乙にあっては放送部長を充てるものとする。

3 連絡担当責任者は、放送の要請に関する具体的事項について、必要がある場合にその都度協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

昭和62年6月19日

甲 青 森 県 知 事 北 村 正 哉

乙 株式会社エフエム青森 福 士 重 太 郎
代表取締役社長

4-4-6 災害時等における報道要請に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県知事（以下「甲」という。）が青森県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において青森県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し報道要請を行うものとする。

- ① 災害対策本部の設置に関する事項
- ② 災害の概況
- ③ 県及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- ④ 道路、河川等の公共施設の被害状況
- ⑤ 道路交通等に関する事項
- ⑥ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- ① 報道要請の理由
- ② 必要な報道の内容
- ③ その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に掲げる事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、青森県総務部消防防災課長及び〇〇〇〇をもってこれに充てる。

(適 用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協 議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年 月 日

(甲) 青森県知事 木 村 守 男

(乙) 住 所

名 称

代表名

印

協定締結社	連絡責任者	締結年月日
株式会社朝日新聞社	朝日新聞社青森支局長	平成9年6月30日
株式会社河北新報社	河北新報社青森総局長	平成9年6月16日
共同通信社青森支局	共同通信社青森支局長	平成9年6月16日
産経新聞社	産経新聞社青森支局長	平成9年7月3日
株式会社時事通信社青森支局	時事通信社青森支局長	平成9年7月3日
デーリー東北新聞社	デーリー東北新聞社編集局長	平成9年6月24日
株式会社東奥日報社	東奥日報社編集局社会部長	平成9年6月16日
日本経済新聞社青森支局	日本経済新聞社青森支局長	平成9年6月30日
株式会社毎日新聞社青森支局	毎日新聞社青森支局長	平成9年6月16日
株式会社陸奥新報社	陸奥新報社編集局長	平成9年6月16日
読売新聞社青森支局	読売新聞社青森支局長	平成9年6月16日

4-5-1 自衛隊の災害用資機材の状況

機 材 名			部 隊 名			陸上自衛隊			海上自衛隊		
			在青森部隊	在八戸部隊	在弘前部隊	大湊地方 総 監 部 (在むつ)	第2航空群 (在八戸)	機動施設隊	航空自衛隊 (在三沢)		
通信機 (台)	F M無線機	携帯	52	31	54						
陸上輸送 (台)	小型車	ジープ	64	76	46	18	6(RAV4× 5、エスケード ×1)	5(RAV4)	小型、中 型 大型車、 救急車所 有		
	中・大型車	トラック	103	211	46	12	7	1			
	大型ダンプ		8	26	8	5	7	2			
	セミトレーラー	20トン	3	0	0			4			
	救急車	中型車	6	5	2	2	2				
	大型雪上車	14名乗	6	1	4						
水(海)上輸送 (隻)	渡河ボート	26名乗	2	16	2	支援船保有 (海上輸送可)					
航 空 機 (機)	小型ヘリコプター	1~2名	0	1	0	大型ヘリ (偵察可) 保有	固定翼航空 機(偵察可) 保有		航空機(偵 察可)保有		
	大型ヘリコプター	5~10名乗	0	3	0						
施 設 (台)	ブルドーザ		4	11	3	2	1	2	3		
	バケットローダ		1	6	1	2		3	7		
	グレーダ		0	2	0	1	2		4		
	クレーントラック	10トン	0	1	0	2	1 (4t)	4 (2.93t)	1		
	※各種架橋器材		0	6	0						
そ の 他	浄水セット (台)	80トン/日	0	5	0			2 (海水淡 水化装置)			
	入浴セット (台)	R2m	0	3	0	1					
	炊事トレーラ (台)	200名分	10	11	6			2	2		
	水トレーラ (台)	1トン	12	25	6			1 (5000L)	2		
	水タンク車 (台)	5トン	0	3	0						
	水缶 (箇)		256	89	151	115	2 (500L)	500L×1、 300L×1、 200L×5、			
	人命救助システム I 型	200名分									
	人命救助システム II 型	30名分	2	2	1	1	1		1		
手術車・手術準備車		1	0	0							
滅菌車・衛生補給車											

※各種架橋器材 1 自走架柱橋 (人・車両) 60m
2 軽徒端 (人用) 136m
3 ベーリー橋 D S (人・車両) 24m

4-6-1 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(連絡担当部局)

- 第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第4項に規定するカバー（支援）県（以下「カバー道県」という。）については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）で定めるものとする。
- 2 カバー道県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(幹事道県等)

- 第4条 全国協定第3条第1項に規定する幹事県（以下「幹事道県」という。）及び同条第6項に規定する幹事代理県（「副幹事道県」という。）は、実施細目で定める。
- 2 幹事道県は、全国協定第3条第5項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。
- 3 副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

(連絡調整員の派遣)

- 第5条 カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。
- 2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

- 第6条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調整本部により決定された業務を除く。

(応援の要請)

- 第7条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。
- 2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援

の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第8条 カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

- 2 カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援現地本部の設置)

第9条 カバー道県は、第7条第1項又は前条第2項に基づく応援の要請があったときは、被災道県に応援現地本部を置く。

- 2 カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事道県へ報告する。
- 3 応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。
 - (1) 応援のニーズの把握
 - (2) 国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
 - (3) 幹事道県（次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部）との連絡調整
- 4 応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

(広域応援本部の設置)

第10条 幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。

- 2 広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
- 3 広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各道県の防災担当責任者をもって充てる。
- 4 前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

2 前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。

2 平成26年10月21日に締結された協定は、これを廃止する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 花 角 英 世

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第3条 協定第3条に規定するカバー（支援）県は、別表2のとおりとする。

(ブロック間応援)

第4条 協定第4条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表3により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第5条 協定第5条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第6条 協定第7条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の

修理費

- (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
 - 3 前2項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費負担の協議)

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

(資料の交換)

- 第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。
- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

(連絡会議の開催)

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

(協定の見直し)

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

別表1

連絡担当部局

道県名	部局名	課名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話（直通）	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部	危機対策課	01-11	011-204-5007（防災） 011-204-5014（国民保護） F A X 011-231-4314	同左又は 011-231-3398 （当直室）	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	危機管理局	防災危機管理課	02-221	017-734-9097（防災） 017-734-9088（国民保護） F A X 017-722-4867	同左 （夜間休日常駐員から当 番職員へ連絡）	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155（防災及び国民保護） F A X 019-629-5174	同左 （宿日直職員から当番職 員へ連絡）	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-2375	022-211-2375（防災） 022-211-2382（国民保護） F A X 022-211-2398	同左又は 022-211-3161 （防災センター警備員か ら当番職員へ連絡）	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563（防災） 018-860-4562（国民保護） F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	危機管理課	06-531	023-630-2231（防災） 023-630-2654（国民保護） F A X 023-633-4711	同左又は 023-630-2754 （宿日直職員から当番職 員へ連絡）	023-630-3142 ～3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	危機管理部	災害対策課	07-61	024-521-7194（防災） 024-521-7641（国民保護） F A X 024-521-7920	同左又は 024-521-7821 （警備員から当番職員へ 連絡）	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1605（防災） 025-282-1636（国民保護） F A X 025-282-1607	同左又は 025-285-5511 （警備員から当番職員へ 連絡）	025-282-1605 （防災） 025-282-1636 （国民保護） F A X 025-282-1607

別表2

カバー（支援）県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表4

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

4-6-2 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応 援 調 整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自 主 応 援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

- イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
- ロ 応援人員の手当等に関する経費
- ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
- ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時に必要な物資の備蓄
- (2) 定期的な訓練の実施
- (3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

平成30年12月6日

青森県知事	三村 申吾	板柳町長	成田 誠
青森市長	小野寺 晃彦	鶴田町長	相川 正光
弘前市長	櫻田 宏	中泊町長	濱館 豊光
八戸市長	小林 眞	野辺地町長	中谷 純逸
黒石市長	高樋 憲	七戸町長	小又 勉
五所川原市長	佐々木 孝昌	六戸町長	吉田 豊
十和田市長	小山田 久	横浜町長	野坂 充
三沢市長	種市 一正	東北町長	蛭名 鉦治
むつ市長	宮下 宗一郎	六ヶ所村長	戸田 衛
つがる市長	福島 弘芳	おいらせ町長	成田 隆
平川市長	長尾 忠行	大間町長	金澤 満春
平内町長	船橋 茂久	東通村長	越善 靖夫
今別町長	中嶋 久彰	風間浦村長	富岡 宏
蓬田村長	久慈 修一	佐井村長	樋口 秀視
外ヶ浜町長	山崎 結子	三戸町長	松尾 和彦
鱒ヶ沢町長	平田 衛	五戸町長	三浦 正名
深浦町長	吉田 満	田子町長	山本 晴美
西日屋村長	関 和典	南部町長	工藤 祐直
藤崎町長	平田 博幸	階上町長	浜谷 豊美
大鰐町長	山田 年伸	新郷村長	櫻井 雅洋
田舎館村長	鈴木 孝雄		

4-6-3 青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

(1) 青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内

(2) 弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

(3) 八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 弘前地区消防事務組合消防本部

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部

イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部

ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする受援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

- 2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。
- 4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。
- 5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

- 2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）

- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

- (3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。
- (4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。
- (5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

4-6-4 消防相互応援協定

(県危機管理局消防保安課)

No.	応援協定 締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
1	S30.3.1	鱒ヶ沢町、深浦町	火災
2	S30.3.1	鱒ヶ沢町、つがる市(旧森田村地区)	火災 ※口頭・慣例
3	S33.5.27	十和田市、おいらせ町(旧百石町地区)	火災、風水害
4	S35.5.20	十和田市、三沢市	火災、風水害
5	S35.6.13	十和田市、東北町(旧上北町地区)	火災、風水害
6	S35.6.14	十和田市、六戸町	火災、風水害
7	S35.6.14	三沢市、六戸町	火災、風水害
8	S35.6.14	六戸町、五戸町	火災、風水害
9	S35.6.14	おいらせ町(旧下田町地区)、六戸町	全災害
10	S35.6.21	三沢市、おいらせ町(旧下田町地区)	全災害
11	S35.6.23	十和田市、野辺地町	火災、風水害
12	S35.7.1	野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村	火災、風水害
13	S35.8.2	青森市、平内町、野辺地町	火災
14	S36.3.3	五所川原市、つがる市(旧木造町地区)、板柳町、鶴田町	火災
15	S37.10.27	十和田市、七戸町	火災、風水害
16	S37.11.8	十和田市、新郷村	火災、風水害
17	S37.11.8	十和田市、五戸町(旧倉石村地区)	火災、風水害
18	S37.12.12	青森市、平内町、蓬田村	火災
19	S38.1.20	大鰐町、平川市	火災、風水害
20	S41.4.1	弘前市、平川市(旧平賀町地区)	全災害
21	S41.4.1	弘前市(旧弘前市地区)、鱒ヶ沢町	全災害
22	S41.4.1	弘前市、鶴田町	全災害
23	S41.4.1	弘前市、田舎館村	全災害
24	S41.4.1	弘前市、平川市(旧尾上町地区)	全災害
25	S41.4.1	弘前市、つがる市(旧森田村地区)	全災害
26	S41.4.1	弘前市、藤崎町	全災害
27	S41.4.1	弘前市、板柳町	全災害
28	S41.4.1	弘前市、西目屋村	全災害
29	S41.4.1	弘前市、黒石市	全災害
30	S41.4.1	弘前市、五所川原市	全災害
31	S41.4.1	弘前市、つがる市(旧木造町地区)	全災害
32	S41.4.1	弘前市、大鰐町	全災害
33	S41.4.1	五所川原市、板柳町	全災害
34	S41.4.1	十和田市、五戸町(旧五戸町地区)	全災害
35	S41.5.1	板柳町、鶴田町	全災害
36	S41.12.1	鱒ヶ沢町、弘前市(旧岩木町地区)	全災害 ※口頭・慣例
37	S41.12.1	鱒ヶ沢町、つがる市(旧森田村地区)	全災害 ※口頭・慣例
38	S41.12.1	鱒ヶ沢町、板柳町	全災害 ※口頭・慣例
39	S41.12.1	鱒ヶ沢町、鶴田町	全災害 ※口頭・慣例
40	S41.12.1	五所川原市、鱒ヶ沢町	全災害
41	S41.12.1	鱒ヶ沢町、つがる市(旧木造町地区)	全災害
42	S42.1.1	三沢市、おいらせ町(旧百石町地区)	全災害
43	S42.1.1	三沢市、東北町	全災害

No.	応援協定締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
44	S42.10.2	十和田市、中部上北（事）	全災害
45	S42.10.2	野辺地町、中部上北（事）	全災害
46	S42.11.1	三戸町、田子町	全災害
47	S42.11.1	三戸町、南部町	全災害
48	S42.12.27	青森市、藤崎町	全災害
49	S43.1.31	藤崎町、板柳町	全災害 ※口頭・慣例
50	S43.2.1	青森市、板柳町	全災害
51	S43.2.7	藤崎町、田舎館村	全災害
52	S43.2.10	青森市、黒石市	全災害
53	S43.2.10	黒石市、田舎館村	全災害
54	S43.2.10	平川市、田舎館村	全災害
55	S43.6.20	青森市、五所川原市	全災害
56	S44.10.1	今別町、外ヶ浜町（旧三厩村地区）	火災、風水害
57	S44.12.27	八戸市、八戸海上保安部	その他（船舶火災）
58	S48.7.17	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	全災害
59	S50.6.1	外ヶ浜町（旧三厩村地区）、中泊町（旧小泊村地区）	火災
60	S52.9.30	弘前（事）、大館市（秋田県）	救急
61	S53.9.13	五所川原（事）、つがる市、鯨ヶ沢（事）、板柳町	全災害
62	S54.9.11	青森（事）、弘前（事）、黒石（事）、平川市	その他（高速道路災害）
63	S55.1.18	三沢市、航空自衛隊三沢基地	火災
64	S55.4.17	弘前（事）、黒石（事）	全災害
65	S55.10.31	弘前（事）、平川市	その他（一部道路災害）
66	S55.11.13	青森（事）、中部上北（事）	全災害
67	S56.4.1	下北（事）、北部上北（事）	全災害
68	S57.11.29	青森（事）、青森海上保安部	その他（船舶火災）
69	S58.10.22	下北（事）、むつ市、横浜町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	全災害
70	S59.3.26	三沢市、東京航空局三沢空港事務所	その他（航空機災害）
71	S60.4.1	黒石市、藤崎町	全災害
72	S60.4.1	十和田（事）、中部上北（事）	全災害
73	S60.4.1	三沢市、中部上北（事）	全災害
74	S60.4.1	北部上北（事）、中部上北（事）	全災害
75	S60.4.1	三沢市、六ヶ所村	全災害
76	S61.11.27	八戸（事）、二戸地区広域行政事務組合(事、岩手県)	その他（高速道路災害）
77	S62.7.16	青森県、青森（事）	その他（航空機災害）
78	S63.8.26	北部上北（事）、八戸海上保安部	その他（船舶火災）
79	H2.6.13	十和田（事）、三沢市	全災害
80	H2.10.8	弘前（事）、小坂町	その他（高速道路災害）
81	H4.12.21	十和田（事）、平川市	全災害
82	H5.2.15	八戸（事）、十和田（事）	全災害
83	H5.3.15	青森（事）、十和田（事）	全災害
84	H6.6.1	弘前（事）、鹿角広域行政組合（事、秋田県）	その他（高速道路災害）
85	H6.6.1	十和田（事）、鹿角広域行政組合（事、秋田県）	全災害
86	H7.9.1	航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処、中部上北（事）、東北町	火災
87	H8.10.24	弘前（事）、青森（事）	全災害
88	H9.12.1	青森（事）、五所川原（事）	全災害

No.	応援協定 締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
89	H10.4.21	外ヶ浜町、蓬田村、今別町	火災、風水害
90	H11.1.1	八戸（事）、米空軍第35戦闘航空団	火災
91	H11.1.1	三沢市、米空軍第35戦闘航空団	火災
92	H11.1.1	十和田（事）、米空軍第35戦闘航空団	火災
93	H11.1.22	南部町（旧南部町地区）、軽米町（岩手県）	全災害
94	H11.1.22	階上町、軽米町（岩手県）	全災害
95	H11.1.22	八戸市（旧南郷村地区）、軽米町（岩手県）	全災害
96	H11.3.18	八戸（事）、二戸地区広域行政事務組合(事、岩手県)	全災害
97	H16.12.16	黒石（事）、平川市	全災害
98	H18.3.1	鯉ヶ沢（事）、能代山本広域市町村圏組合（事、秋田県）	全災害
99	H20.10.29	航空自衛隊車力分屯基地、つがる市	火災
100	H18.9.1	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、中泊町、藤崎町、板柳町、七戸町、青森（事）、弘前（事）、黒石（事）、五所川原（事）、十和田（事）、北部上北（事）、中部上北（事）	全災害
101	H19.9.1	階上町、洋野町（岩手県）	火災
102	H20.4.1	八戸（事）、久慈広域連合（岩手県）	全災害
103	不明	つがる市（旧森田村地区）、鶴田町	火災 ※口頭・慣例
104	不明	五所川原市、中泊町（旧小泊村地区）	火災 ※口頭・慣例
105	不明	五所川原市、中泊町（旧小泊村地区）	火災 ※口頭・慣例
106	H24.12.20	北部（事）、下北（事）	全災害
107	H28.3.22	青森（事）、渡島西部広域事務組合（北海道）	その他（鉄道災害）
108	H30.4.1	十和田（事）、鹿角広域行政組合（事）（秋田県）	全災害
109	H30.5.11	弘前（事）、大館市	全災害

※ ○○（事）は、一部事務組合の略

4-6-5 水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県健康福祉部保健衛生課内におく。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県健康福祉部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県健康福祉部保健衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣を指示をするものとする。

2 前条の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県健康福祉部保健衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか、必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

水道災害相互応援協定細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、水道災害相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策の樹立)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から被災現地の指揮を命ぜられた者は、ただちに被災市町村に直行し、当該水道災害対策責任者と協議して現地の情勢に応じた対策をたてるものとする。

(現地指導技術者としての職員の派遣の要請)

第3条 被災現地の指揮者は、前条の対策を遂行するため必要があると認められるときは、各市町村の水道事業責任者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

(水道事業者及び水道工事業者に対する救援要請)

第4条 被災現地の指揮者は、第2条の対策を遂行するため、あらかじめ登録された水道事業者及び水道工事業者に対して、技術者及び配管技工の救援要請並びに資材、機械器具、運搬給水器具等の現地搬入要請をすることができる。

(応援隊の完全装備)

第5条 協定第6条第2項及びこの細則第3条の規定に基づき応援要請を受けた職員は、完全作業態勢の服装をととのえ、食糧、天幕、寝袋（毛布）、電灯、工具一式、その他衣類日用品等を携行するものとする。

第6条 事務局長は、毎年4月及び10月に各市町村の緊急備蓄資材表及び運搬給水器具並びに水道事業者及び工事業者作業能力調査表を作成し、各市町村に配付するものとする。

2 事務局長は、第3条に規定する現地指導技術者については、あらかじめその名簿を作成して置かなければならない。

(その他の事項)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、救援対策本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

4-6-6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

- 第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。
- 2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自立的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

- 第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の実施)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会会長

鳥取県知事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

神奈川県知事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事

北海道東北地方知事会会長

青森県知事

関東地方知事会会長

山梨県知事

中部圏知事会会長

愛知県知事

近畿ブロック知事会会長

大阪府知事

中国地方知事会会長

山口県知事

四国知事会常任世話人

愛媛県知事

九州地方知事会会長

大分県知事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事会の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事会は、幹事会を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

4-8-1 災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号）

（趣 旨）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（急迫事態における救助の実施）

第1条の2 市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、法第4条第1項及び第2項に規定する救助の実施に着手することができる。

（救助の程度、方法及び期間）

第2条 救助の程度、方法及び期間は、別表第1による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第1により難い特別の事情があると認めたときは、内閣総理大臣と協議して、別に救助の程度、方法又は期間を定めることがある。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第3条 施行規則第1条第1項に規定する公用令書は第1号様式により、同条第4項に規定する公用変更令書は第2号様式により、同条第5項に規定する公用取消令書は第3号様式による。

2 知事は、前項の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（第4号様式）に登録するものとする。

3 知事は、第1項の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に理由を詳記し、かつ、公用変更令書を交付したときにあつては変更事項を記録するものとする。

（物資の保管等に係る公用令書受領書等）

第4条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領書を速やかに知事に提出しなければならない。

（収用又は使用物資の引渡し）

第5条 施行規則第2条第3項の規定により物資の引渡しを受ける者が、受領調書を作成する場合には、その物資の所有者又は権原に基づいて物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（収用又は使用物資の受領調書）

第6条 前条の受領調書には、次に掲げる事項を記載し、これを2通作成の上、作成者及びその作成に立ち会った所有者又は占有者が各通に記名し、印を押さなければならない。

- 一 受領する都道府県名
- 二 受領した物資の名称及び数量
- 三 受領した年月日

四 受領した場所

五 受領調書を作成した年月日

六 その他必要と認める事項

(損失補償請求書等)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する損失補償請求書は、第5号様式による。

2 知事は、損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(立入検査の証票)

第8条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する身分を示す証票は、第6号様式による。

(従事命令に係る公用令書)

第9条 施行規則第4条第1項に規定する公用令書は第7号様式により、同条第3項に規定する公用取消令書は第8号様式による。

2 知事は、前項の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（第9号様式）に登録するものとする。

3 知事は、第1項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に事由を詳記して抹消するものとする。

(従事命令に係る公用令書受領書等)

第10条 前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領書を速やかに知事に提出しなければならない。

(協力命令に係る公用令書等)

第11条 知事は、法第8条の規定により救助に関する業務に協力させる者に対して、公用令書（第10号様式）を交付するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により公用令書を交付したときは、救助協力者台帳（第11号様式）に登録するものとする。

(公用令書受領者の事故による届出)

第12条 施行規則第4条第2項の規定による届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 負傷、疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な官公吏の証明書

(実費弁償の限度)

第13条 法第7条第5項の規定による実費弁償の限度は、別表第2による。

2 施行規則第5条に規定する実費弁償請求書は、第12号様式による。

(扶助金支給の申請)

第14条 施行規則第6条第1項に規定する扶助金支給申請書は、第13号様式による。

2 救助に関する業務に協力した者で第11条第1項ただし書の規定により公用令書の交付を受けていないものに係る

前項の扶助金支給申請書には、そのことを証するため、居住地を管轄する市町村長又は警察署長の証明書を添付しなければならない。

(繰替支弁の払戻請求)

第15条 市町村は、法第29条の規定により一時繰替支弁をしたときは、直ちにその払戻請求書（第14号様式）2通に証拠書類を添えて所轄の地域県民局長を経て知事に提出しなければならない。

第16条 知事は、応急仮設住宅が、その目的を達したときは、内閣総理大臣の承認を受けてこれを処分することができる。

2 前項の規定により応急仮設住宅を有償で処分した場合には、当該処分による収入金（国庫に納付すべき額を除く。）については、法第22条に規定する災害救助基金に繰り入れ、法第23条に規定する額の枠外として、別に積立てる。

第17条 生業に必要な資金の貸与をした場合の償還金については、法第22条に規定する災害救助基金に繰り入れ、法第23条に規定する額の枠外として、別に積立てる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (1) 避難所には、災害により現に被害を受けている者及び災害により被害を受けるおそれのある者に供与する。
- (2) 避難所には、原則として学校、公民館等の既存建物を利用することとするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法によりこれを設ける。
- (3) 避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- (4) 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を(3)の額に加算する。
- (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。
- (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設型応急住宅（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の設置、借上型応急住宅（民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の提供その他適切

な方法により供与する。

(2) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。

- ① 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として公有地を利用することとするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用する。
- ② 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。
- ③ 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型応急住宅の戸数が、おおむね50戸以上の場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置し、50戸未満の場合にあつてはその戸数に応じた小規模な施設を設置することがある。
- ④ 高齢者等であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの（以下「福祉仮設住宅」という。）を建設型応急住宅として設置することがある。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型応急住宅の設置戸数とみなす。
- ⑤ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。
- ⑥ 建設型応急住宅を供与できる期間は、当該建設型応急住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による許可に係る期間内とする。
- ⑦ 建設型応急住宅の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

(3) 借上型応急住宅の提供については、次に掲げるところによる。

- ① 借上型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)の②に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費とし、当該地域の実情に応じた額とする。
- ② 借上型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する。
- ③ 借上型応急住宅を供与できる期間は、(2)の⑥に定める期間と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (1) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。
- (4) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

- (1) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。
- (3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)又は船舶の全島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は喪失したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別(災害発生の日による。)及び世帯区分により、1世帯当たり次の額の範囲内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算する額
夏季	4月から 9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月から 3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算する額
夏季	4月から 9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月から 3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

1 医療

(1) 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置する。

(2) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。))を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことがある。

(3) 医療は、次の範囲内において行う。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容

⑤ 看護

- (4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内とする。
- (5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

- (1) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行う。
- (2) 助産は、次の範囲内において行う。
- ① 分べんの介助
 - ② 分べん前及び分べん後の処置
 - ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。
- (4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- 1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。
- 3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
- イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円
 - ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。
- (1) 生業費 1世帯当たり 30,000円
 - (2) 就職支度費 1世帯当たり 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。
- (1) 貸与期間 2年以内

(2) 利子 無利子

(3) 保証人 確実な者1人以上による連帯保証人

5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(1) 教科書代

① 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

② 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

① 小学校児童 1人当たり 4,500円

② 中学校生徒 1人当たり 4,800円

③ 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

4 学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

2 埋葬に当たっては、棺又は棺材等の現物を埋葬を実施する者に支給する。

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

2 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
- ① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ② 死体の一時保存
 - ③ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
- ① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - ② 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存に必要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要すると認められる額を加算する。
 - ③ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
- 1 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 - 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において行つた障害物の除去につき1世帯当たりの平均137,900円以内とする。
 - 3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できるのは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
 - 2 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における平常時に要すると認められる額とする。
 - 3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2 (第13条関係)

- 1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者
 - 1 日当(午前8時30分から午後5時までの間において業務に従事した場合の報酬)
 - (1) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 24,100円以内

- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,800円以内
- (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300円以内
- (4) 救急救命士 一人一日当たり 14,500円以内
- (5) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内
- (6) 大工 1人1日当たり 25,300円以内
- (7) 左官 1人1日当たり 25,500円以内
- (8) とび職 1人1日当たり 23,600円以内

2 時間外勤務手当

1人1時間当たり1に定める限度額の7.75分の1に相当する額に、100分の125から100分の150までの範囲内で知事が定める割合(午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事した場合にあつては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(業務(知事が定める業務を除く。))に従事した時間が1月について60時間を超えた場合にあつては、その60時間を超えて従事した時間に対して100分の150(午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては、100分の175)を乗じて得た額)以内の額

3 旅費

- (1) 車賃 1キロメートルにつき 25円
- (2) 宿泊料 1夜につき 9,800円
- (3) 旅行雑費 1日につき 1,200円

2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第1号様式（第3条関係）（その1）

保管第号

公 用 令 書

住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

知事 氏 名^印

記

物資の種類	数	量	所在の場所	期 間

.....切.....取.....線.....

保管第号

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
(所在地)

氏 名^印
(法人その他の団体については、その名称)

受 領 書

1 公用令書

上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第3条関係）（その3）

管 理 第 号

公 用 令 書

住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

知事 氏 名^印

記

施設の名	種 類	所在の場所	管理の範囲	期 間

.....切.....取.....線.....

受 領 書

((その1)に準ずる。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第3条関係）（その2）

収 用 第 号

公 用 令 書

住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を取用する。

年 月 日

知事 氏 名^印

記

物資の種類	数	量	所在の場所	引 渡 時 期

.....切.....取.....線.....

受 領 書

((その1)に準ずる。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第3条関係）（その4）

使 用
(土地
家屋)
物 資 第 号

公 用 令 書

住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地家屋を使用する。
物資

年 月 日

知事 氏 名^印

記

区 分	種 類	数 量	所在の場所	範 囲	期 間	引 渡 時 期

.....切.....取.....線.....

受 領 書

((その1)に準ずる。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第3条関係）

公用変更令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく 月 日付け〇〇第 号公用令書を下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

知事 氏 名 印

記

物資の種類	数	量	所在の場所	期	間

注 取用管理使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。

公用変更令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所(所在地)
氏 名 印
(法人その他の団体については、その名称)

受

領

1 公用変更令書
上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式（第3条関係）

公用取消令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく を必要としなくなったので災害救助法施行規則第1条第5項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

知事 氏 名 印

公用取消令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所(所在地)
氏 名 印
(法人その他の団体については、その名称)

受 領 書

1 公用取消令書
上記のとおり受領した。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式（第3条関係）

公用令書番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

強 制 物 件 台 帳 ()

所有者住所 氏 名
占有者住所 氏 名
(法人その他の団体については、その所在地及び名称)

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備 考 〔変更理由 その他〕
変更事項及びその理由								
取消理由								
損失補償欄	種類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備 考		

注1 保管、取用、管理、使用ごとに別業に調製し、件名の右の括弧に保管、取用等と明記すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式（第7条関係）

公用令書発付番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所(所在地)
氏 名 印
(法人その他の団体については、その名称及びその代表者の氏名)

損 失 補 償 請 求 書

¥

内 訳

損失補償額算出明細書及び受領調書写し別紙のとおり

上記金額を下記の理由により請求します。

記

請求理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式（第9条関係）

公用令書発付番号	第	号
公用令書発付年月日	年	月 日

救助従事者台帳
住所
職業
氏 名
年 月 日生

〔法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地〕

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき場所	
出頭すべき日時	
公用令書取消理由	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因	
傷病名、傷病の程度及び身体状況	
備考	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名 本人との続柄 生年月日 職業 備考
扶助金支給額	扶助金の種類 金額 支給年月日 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式（第11条関係）

協力令書発付番号	第	号
協力令書発付年月日	年	月 日

救助協力者台帳
住所(居住地)
氏 名
年 月 日生

協力すべき救助業務	
協力すべき場所	
協力すべき期間、出頭すべき場所	
出頭すべき日時	
備考	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場所	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の程度及び身体状況	
備考	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名 本人との続柄 生年月日 職業 備考
扶助金支給額	扶助金の種類 金額 支給年月日 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式（第11条関係）

協力令書発付番号	第	号
協力令書発付年月日	年	月 日

公用令書
住所(所在地)
職業
氏 名

年 月 日生
(法人その他の団体については、その名称)

上記の者、災害救助法第8条の規定に基づき次のとおり協力を命ずる。

年 月 日

青森県知事 氏 名(印)

協力すべき救助業務	
協力すべき場所	
協力すべき期間	自 年 月 日 至 年 月 日
出頭すべき日時及び場所	

切取線

協力令書発付番号	第	号
協力令書発付年月日	年	月 日

年 月 日 午前 時 分

青森県知事 殿

住所(所在地)
氏 名(印)

1 公用令書

上記のとおり受領しました。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住所
職業
氏 名(印)

災害救助従事者実費弁償請求書

¥.

公用令書による扶助従事費

細則第 項

内 訳

鉄道賃 円(キロメートル分)往復分

車賃 円(キロメートル分)往復分

宿泊料 円(夜分)

1夜 円

旅行雑費 円(日分)

1日 円

年 月 日	発着地名	旅行程路		鉄道賃	備考
		陸路	鉄路		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第13号様式（第14条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
災害救助法による 扶助金支給申請書

災害救助法第12条の規定により扶助金の支給を受けたいので、別紙 を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体 の状況					
公 用 令 書 番 号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあつた主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

市町村長 氏 名 ㊟

災害救助費繰替支弁金払戻請求書

¥.

ただし、年 月 日市町村(災害箇所)における災害により青森県災害救助法

施行細則に基づく救助費〔年 月 日から 年 月 日まで〕繰替支弁した費用として別紙内訳

書及び証拠書類添付のとおり

上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

4-8-2 災害救助法の適用基準

(健康福祉部)

(1) 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域を単位に原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

- ア 原則として同一原因の災害によるものであること。
- イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。
- ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれか（ア）、（イ）に該当するものであること。
- （ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次のいずれか（①・②・③・④）に該当する場合

- ① 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

(令第1条第1項第1号)

(令別表第1)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30 世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 〃
15,000 〃	30,000 〃	50 〃
30,000 〃	50,000 〃	60 〃
50,000 〃	100,000 〃	80 〃
100,000 〃	300,000 〃	100 〃
300,000 〃		150 〃

- ② 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

(令別表第2)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000 世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500 〃
2,000,000 〃	3,000,000 〃	2,000 〃
3,000,000 〃		2,500 〃

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15 世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 〃
15,000 〃	30,000 〃	25 〃
30,000 〃	50,000 〃	30 〃
50,000 〃	100,000 〃	40 〃
100,000 〃	300,000 〃	50 〃
300,000 〃		75 〃

- ③ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		5,000 世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,500 〃
2,000,000 〃	3,000,000 〃	9,000 〃
3,000,000 〃		12,000 〃

- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令第68号第1条）であり、具体的には、次のような場合であること。

- a 被災地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補修方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合

- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合（内閣府令第68号第2条第1号）で、具体的には、次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- b 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
- c 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令第68号第2条第2号）で、具体的には、次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火又は有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- d 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- e 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊又はその危険性の増大
 - ii) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

(2) 災害救助法適用基準市町村別一覧表

市町村名	人口(H27 国勢調査 速報集計)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県被害世帯数が 1,500以上に達 した場合(減失 の世帯数)	市町村名	人口(H27 国勢調査 速報集計)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県被害世帯数が 1,500以上に達 した場合(減失 の世帯数)	
青森市	287,622	100	200	300	50	板柳町	13,937	40	80	120	20	
弘前市	177,549	100	200	300	50	鶴田町	13,400	40	80	120	20	
八戸市	231,379	100	200	300	50	中泊町	11,205	40	80	120	20	
黒石市	34,293	60	120	180	30	野辺地町	13,520	40	80	120	20	
五所川原市	55,171	80	160	240	40	七戸町	15,719	50	100	150	25	
十和田市	63,454	80	160	240	40	六戸町	10,423	40	80	120	20	
三沢市	40,223	60	120	180	30	横浜町	4,535	30	60	90	15	
むつ市	58,506	80	160	240	40	東北町	17,969	50	100	150	25	
つがる市	33,326	60	120	180	30	六ヶ所村	10,538	40	80	120	20	
平川市	32,130	60	120	180	30	おいらせ町	24,220	50	100	150	25	
平内町	11,148	40	80	120	20	大間町	5,220	40	80	120	20	
今別町	2,747	30	60	90	15	東通村	6,604	40	80	120	20	
蓬田村	2,896	30	60	90	15	風間浦村	1,977	30	60	90	15	
外ヶ浜町	6,197	40	80	120	20	佐井村	2,152	30	60	90	15	
鱒ヶ沢町	10,131	40	80	120	20	三戸町	10,150	40	80	120	20	
深浦町	8,423	40	80	120	20	五戸町	17,433	50	100	150	25	
西目屋村	1,415	30	60	90	15	田子町	5,553	40	80	120	20	
藤崎町	15,180	50	100	150	25	南部町	18,319	50	100	150	25	
大鰐町	9,684	40	80	120	20	階上町	14,008	40	80	120	20	
田舎館村	7,783	40	80	120	20	新郷村	2,510	30	60	90	15	
計							1,308,649					

※適用基準における都道府県及び市町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいうものである。（※確定人口が官報に公示されるまでの間は、要計表によって算出された人口を用いる）

(3) 減失世帯数算出基準

区 分	算 定 基 準
全壊、全焼、流出世帯	1 世帯
半壊、半焼	1/2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1/3 世帯

(4) 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床以上に達した程度のもの。
床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のもの。
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

(5) 急迫事態における救助の実態

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めるときは、災害救助法第4条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

4-8-3 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲は、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 青森県の管轄地域内、最寄りの場所等に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称及び所在地
- (2) 連絡窓口及び連絡方法
- (3) 物資の種類、数量及び提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 甲及び組合員は、第3条第3項の協議において引き渡し場所等を決める。引き渡しは、甲が指定する者をもつ

てこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（費用）

第6条 組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲又は甲が指定する地方公共団体が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が第3条第3項の協議等において決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（車両の通行等）

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

（実施細目等）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年12月24日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村申吾

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号
八丁堀中央ビル8階

東日本段ボール工業組合
理事長 齋藤英男

災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

青森県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（要請手続）

第1条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請文書は、段ボール製品調達要請書（別記様式）による。

（連絡責任者）

第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（段ボール製品の確保）

第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、協定第4条に定める物資の確保に努めるものとする。

（基本的条件の協議）

第4条 協定第3条第3項に定める基本的条件の協議は、製品の種類、数量、対価、引渡し場所、引渡し時期、輸送費、遅延等に関する事、甲、乙及び組合員のいずれかから提起されたこと等とする。

2 自然災害その他やむを得ない事情により供給遅延等が発生した場合、甲は基本的条件を尊重するものとする。

（段ボール製品の納入等）

第5条 乙は甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（次項において「引取人」という。）に提出するものとする。

2 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し、受領するものとする。

（費用弁償）

第6条 協定第6条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

令和元年12月24日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号

八丁堀中央ビル8階

東日本段ボール工業組合

理事長 齋藤 英男

令和 年 月 日
時 分

東日本段ボール工業組合 理事長 殿

青森県知事

段ボール製品調達要請書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請しますので、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資	要請品目	要請数量	納品希望場所
	段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り その他取扱商品		

問合せ先
 部 署
 氏 名
 電 話
 F A X
 E-mail

令和 年 月 日
時 分

青森県知事 殿

東日本段ボール工業組合 理事長

段ボール製品調達可能数量等に係る報告書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づき協力要請について、当方の調達可能数量等を下記のとおり報告します。

記

1. 物資の調達可能数量		発災後3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り その他取扱商品		段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り その他取扱商品	

2. 物資の納品等の場所・方法等（陸路）

甲及び組合員の基本的条件の協議により納品等の場所、方法等を定める。

問合せ先
 部 署
 氏 名
 電 話
 F A X
 E-mail

4-11-1 主要医療機関

(1) 病院

東青地域県民局地域健康福祉部管内（東地方保健所管内）

病院名	開設者	所在地	電話番号
国立療養所松丘保養園	厚生労働省	〒038-0003 青森市大字石江字平山19	017-788-0145
独立行政法人国立病院機構青森病院	独立行政法人 国立病院機構	〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	0172-62-4055
青森県立中央病院	青森県	〒030-0913 青森市東造道2丁目1-1	017-726-8315
青森県立つくしが丘病院	青森県	〒038-0031 青森市三内字沢部353-92	017-787-2121
青森市民病院	青森市	〒030-0821 青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171
青森市立浪岡病院	青森市	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡平野180	0172-62-3111
平内町国保平内中央病院	平内町	〒039-3321 平内町小湊外ノ沢1-1	017-755-2131
外ヶ浜町中央病院	外ヶ浜町	〒030-1303 外ヶ浜町字下蟹田42-1	017-422-3450
(一社)慈恵会青い森病院	(一社)慈恵会	〒038-0042 青森市大谷山ノ内16-3	017-729-3330
(一社)青森精神医学研究所 付属浅虫温泉病院	(一社)青森精神 医学研究所	〒039-3501 青森市浅虫字内野28	017-752-3004
(公財)鷹揚郷腎研究所青森病院	(公財)鷹揚郷	〒038-0003 青森市石江字岡部101-1	017-781-9331
(一社)慈恵会青森慈恵会病院	(一社)慈恵会	〒030-0021 青森市安田字近野146-1	017-782-1201
(一財)双仁会青森厚生病院	(一財)双仁会	〒038-0042 青森市新城字山田488-1	017-788-3121
(医)雄心会青森新都市病院	(医)雄心会	〒038-0003 青森市石江3丁目1	017-757-8750
芙蓉会病院	(医)芙蓉会	〒030-0125 青森市雲谷字山吹93-1	017-738-2214
村上病院	(医)芙蓉会	〒038-0843 青森市浜田3丁目3-14	017-729-8887
村上新町病院	(医)三良会	〒030-0801 青森市新町2丁目1-13	017-723-1111
浪打病院	(医)同仁会	〒030-0902 青森市合浦2丁目11-24	017-741-4341
青森保健生活共同組合 生協さくら病院	青森保健生活 共同組合	〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-10	017-738-2101
あおもり協立病院	青森保健生活 共同組合	〒030-0847 青森市東大野2丁目1-10	017-729-5500
佐藤病院	佐藤秀樹	〒030-0811 青森市青柳2丁目1-12	017-722-4802
青森敬仁会病院	(一社)敬仁会	〒039-3502 青森市久栗坂字山辺89-10	017-737-5566
東地方保健所管内計			

(平成30年12月1日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内外皮眼耳鼻	218					218			3.9	79.0
内精脳神内呼内小外整脳外皮ひ眼耳鼻 か放ア歯口麻	300			33		333	救急告示	3	16.4	233.0
内精神内小外整脳外皮ひ心外呼内呼 外循内産婦眼耳鼻放歯歯口か麻消外病 診臨検形成外	679				5	684	救急告示	6	178.9	803.2
精神歯			230			230			7.7	82.3
糖・内分内循・呼内消内小外整皮ひ産 婦眼耳鼻か精麻放脳外心血歯口形病理	459					459	救急告示	11	77.7	397.0
内精小外整眼耳鼻	35					35	救急告示	8	7.7	59.0
内小外整皮婦眼麻脳外消内循内	40	56				96	救急告示	4	6.1	49.0
内外歯小整 か	44					44	救急告示	5	4.5	28.9
精内			160			160			5.8	48.0
精心内			198			198			4.4	78.0
ひ歯か麻	45					45			6.0	82.0
内外整循か消呼皮アか麻精ひ漢内	106	144	82			332	救急告示	8	26.8	167.0
内呼内外整心血外婦放消外循内麻か	227	55				282	救急告示	10	12.2	113.0
内消内循内脳外外消外放放腫形外整外 麻か歯乳外甲外	191					191	救急告示	5	18.1	124.0
内精老精児精心内		53	354			407			13.8	157.8
内消内循内精放心療内外整耳鼻か泌脳 神内	80	40				120			11.7	110.0
内小か循内呼内消内神内放血外心血外 腎内外整肛外皮耳	46	32				78	救急告示	3	8.9	45.6
内外呼整か	37	32				69			4.3	26.0
内精神内心内か			140			140			4.7	49.0
内精神内呼消循肛放かか	133	90				223	救急告示	14	13.6	132.0
内外整		36				36	救急告示	1	3.0	10.0
内か整		120				120			4.6	28.9
	2,640	658	1,164	33	5	4,500				

中南地域県民局地域健康福祉部管内（弘前保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人 国立病院機構	〒036-8174 弘前市富野町1	0172-32-4311
弘前大学医学部附属病院	国立大学法人 弘前大学	〒036-8203 弘前市本町53	0172-33-5111
弘前市立病院	弘前市	〒036-8004 弘前市大町3-8-1	0172-34-3211
黒石市国保黒石病院	黒石市	〒036-0541 黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121
国保板柳中央病院	板柳町	〒038-3672 板柳町灰沼字岩井74-2	0172-73-3231
町立大鰐病院	大鰐町	〒038-0212 大鰐町蔵館字川原田40-4	0172-48-2211
(一財)愛成会弘前愛成会病院	(一財)愛成会	〒036-8151 弘前市北園1丁目6-2	0172-34-7111
弘前中央病院	(一財)医療と育成の ための研究所清明会	〒036-8188 弘前市吉野町3-1	0172-36-7111
鳴海病院	(一財)医療と育成の ための研究所清明会	〒036-8183 弘前市品川町19	0172-32-5211
(公財)鷹揚郷腎研究所弘前病院	(公財)鷹揚郷	〒036-8243 弘前市小沢字山崎90	0172-87-1221
(一財)双仁会厚生病院	(一財)双仁会	〒036-0351 黒石市黒石字建石9-1	0172-52-4121
聖康会病院	(医)社団聖康会	〒036-8053 弘前市和泉2丁目17-1	0172-27-4121
(医)弘愛会弘愛会病院	(医)弘愛会	〒036-8051 弘前市宮川3丁目1-4	0172-33-2871
弘前記念病院	(医)整友会	〒036-8076 弘前市境関字西田59-1	0172-28-1211
津軽保健生活協同組合健生病院	津軽保健生活 協同組合	〒036-8511 弘前市大字扇町2丁目2-2	0172-55-7717
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	津軽保健生活 協同組合	〒036-8373 弘前市藤代2丁目12-1	0172-36-5181
弘前メディカルセンター	(医)北桜会	〒036-8004 弘前市大町2丁目1-9	0172-35-1511
(医)元秀会弘前小野病院	(医)元秀会	〒036-8053 弘前市和泉2丁目19-1	0172-27-1431
(医)社団来蘇圓会 黒石あけぼの病院	(医)社団来蘇圓会	〒036-0321 黒石市あけぼの町52	0172-52-2877
ときわ会病院	(医)ときわ会	〒038-1216 藤崎町大字榎字亀田2-1	0172-65-3771
須藤病院	(医)みらい会	〒036-0104 平川市柏木町藤山37-5	0172-44-3100
弘前脳卒中・リハビリ テーションセンター	(一財)黎明郷	〒036-8104 弘前市扇町1丁目2-1	0172-28-8220
弘前保健所管内計			

(平成30年12月1日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
循内 精呼消・血内 小外 整脳外皮 秘産婦眼耳放麻菌乳外リハ	342					342	救急告示	4	53.4	242.0
内精神内脳神内小外整形脳外呼外 心血外小外皮秘産婦眼耳放治放診 菌外麻消内血内循内呼内腎内内分内 糖・代内感内腫内消外乳外病診救カ	597		41		6	644	救急告示	20	310.7	640.3
内小外整脳外眼産婦耳カ放麻皮	250					250	救急告示	7	30.8	174.9
内小外整産婦眼耳放カ皮泌脳外麻神 内糖内分内	257					257	救急告示	8	26.9	185.0
内外眼整耳	48	32				80	救急告示	4	9.1	41.0
内外眼耳小麻	60					60	救急告示	10	6.7	33.3
内精心内			328			328			11.6	119.6
内呼内循内腎内外リハ放心血 外呼外病診糖内消外麻醉	174					174	救急告示	15	13.7	89.5
内呼内消内胃内循内内視内外消外乳外 肛外カ放放診血外	53	63				116	救急告示	5	5.9	53.0
内外秘菌放カ	109					109			12.0	116.2
内外放小心血外婦麻	99	114				213			9.7	97.0
心療内消内内精神内			88			88			3.3	28.9
内老内外消外呼外乳外甲外肛 外整形リハ皮麻	54	30				84	救急告示	8	7.8	46.0
整麻内カ	171					171			11.7	88.3
内精神内呼内消内循内外消外整産婦 放カ麻小アルカ救	282					282	救急告示	29	42.9	280.8
内精神放カ			244			244			9.3	109.2
内外整脳外消内乳外カ血管外	97	40				137	救急告示	6	5.5	34.7
内外カ放呼消循神内整呼外肛	46	47				93	救急告示	6	6.8	40.0
内精神心療内	15		178			193			5.0	65.0
内外整カカ神内麻消外消・肝内漢内緩 和カ内糖内	107	42				149	救急告示	7	12.2	87.8
内整カ		60				60			4.0	16.8
内脳外カ神内菌脳・血管内循内放	79	169				248	救急告示	12	16.8	183.8
	2,840	597	879	0	6	4,322				

三八地域県民局地域健康福祉部管内（三戸地方保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
独立行政法人国立病院機構八戸病院	独立行政法人 国立病院機構	〒031-0003 八戸市吹上3丁目13-1	0178-45-6111
独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院	独立行政法人労働者 健康安全機構	〒031-0822 八戸市白銀町南ヶ丘1	0178-33-1511
青森県立はまなす医療療育センター	青 森 県	〒031-0833 八戸市大字大久保字大塚17-729	0178-31-5005
八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市	〒031-8555 八戸市田向3丁目1-1	0178-72-5111
国 保 五 戸 総 合 病 院	五 戸 町	〒039-1517 五戸町字沢向17-3	0178-61-1200
三 戸 町 国 保 三 戸 中 央 病 院	三 戸 町	〒039-0132 三戸町川守田字沖中9-1	0179-20-1131
国 保 南 部 町 医 療 セ ン タ ー	南 部 町	〒039-0502 南部町大字下名久井字白山87-1	0178-76-2001
国 保 お い ら せ 病 院	お い ら せ 町	〒039-2225 おいらせ町字上明堂1-1	0178-52-3111
八 戸 赤 十 字 病 院	日 本 赤 十 字 社	〒039-1104 八戸市田面木字中明戸2	0178-27-3111
さ く ら 病 院	(一社)信 愛 会	〒031-0813 八戸市八幡字上樋田8-1	0178-70-2011
メ ディ カ ル コ ー ト 八 戸 西 病 院	(公財)シルバリーハ ビリテーション協会	〒039-1103 八戸市大字長苗代字中坪77	0178-28-4000
(医)青 仁 会 青 南 病 院	(医)青 仁 会	〒039-1104 八戸市田面木字赤坂16-3	0178-27-2016
(医)於 本 病 院	(医)弘 仁 会	〒031-0036 八戸市大工町10	0178-43-4647
圭 仁 会 病 院	(医)昆 仁 会	〒039-2241 八戸市市川町字桔梗野上2-36	0178-28-3711
室 岡 整 形 外 科 記 念 病 院	(医)室岡整形外科 記 念 病 院	〒031-0021 八戸市長者3丁目3-23	0178-46-1000
(医)仁桂会佐々木泌尿器科病院	(医)仁 桂 会	〒039-1166 八戸市根城4丁目6-23	0178-43-0561
岸 原 病 院	(医)千 隆 会	〒031-0081 八戸市柏崎6丁目29-6	0178-45-8111
総 合 リ ハ ビ リ 美 保 野 病 院	(医)謙 昌 会	〒031-0833 八戸市大久保字大山31-2	0178-25-0111
八 戸 市 城 北 病 院	(医)社 団 豊 仁 会	〒039-1165 八戸市石堂1丁目14-14	0178-20-2222
医 療 法 人 清 照 会 湊 病 院	(医)清 照 会	〒031-0813 八戸市新井田字松山下野場7-15	0178-25-0011
み ち の く 記 念 病 院	(医)杏 林 会	〒031-0802 八戸市小中野1丁目4-22	0178-24-1000
八 戸 平 和 病 院	(医)平 成 会	〒031-0823 八戸市湊高台2丁目4-6	0178-31-2222
社 会 医 療 法 人 松 平 病 院	(社医)松 平 病 院	〒031-0813 八戸市新井田字出口平17	0178-25-3217
(医)正 恵 会 石 田 温 泉 病 院	(医)正 恵 会	〒039-2221 おいらせ町字上前田21-1	0178-52-3611
南 部 病 院	(社医)博 進 会	〒039-0105 南部町沖田面字千刈52-2	0179-34-3131
東 八 戸 病 院	秋 山 弘 之	〒031-0833 八戸市大久保西ノ平25	0178-32-1551
内 科 種 市 病 院	種 市 良 雄	〒031-0023 八戸市是川字土間沢1	0178-96-1325
三 戸 地 方 保 健 所 管 内 計			

(平成30年12月1日現在)

診 療 科 目	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内小循内ハ 神内	150					150			6.6	116.6
内小神外整皮泌脳外麻産婦耳眼ハ放 齒外循形心血外	468					468	救急告示	2	39.3	252.9
整小ハ	82					82			4.2	39.9
内精神内呼内循内小外整麻呼外脳外皮泌 眼耳放消内小外ハ 齒外形産心血外婦病診 消外	572		50		6	628	救急告示	30	143.3	687.8
内小外産婦眼耳整脳外皮	167					167	救急告示	8	13.9	110.4
内循小外整皮泌産婦眼耳	103	39				142	救急告示	5	8.1	61.9
内小外齒整眼泌ル循内肛外皮	26	40				66	救急告示	2	7.9	43.1
内外小整皮 脳外	78					78	救急告示	2	6.8	38.7
精神内ハ呼内消内循内糖代 血内 小外整脳外呼外 心血外泌産婦眼耳ハ放 齒外麻 病診 形成	374		60			434	救急告示	5	77.5	377.7
内精神心療内			142			142			4.3	53.4
内外ハ皮泌眼脳外神内整 循内	199					199	救急告示	4	18.4	135.8
内精神 齒心療内			199			199			6.4	60.8
内呼循神内ハ消		50				50			3.0	17.1
内小		45				45			2.2	16.0
整 ハ 循内	50					50			5.0	25.1
内外泌肛	44					44			3.4	35.6
内神内呼胃循ハ	42	48				90			6.5	50.5
内神整齒ハ小精外		123				123			5.6	58.7
内呼消循外ハ整肛	60	46				106	救急告示	2	5.5	42.7
内心療内精外整神ハ泌齒消		50	278			328			11.7	121.9
内心療内呼内消内循内精神内放ハ	60	79	374			513			13.6	93.0
内外泌整循内消内麻ハ眼放	121					121	救急告示	2	15.7	106.0
内精神			182			182			7.4	72.9
内神内呼小胃循ハ放		60				60			2.0	22.5
内外整脳外ハ麻眼	60					60	救急告示	2	5.2	47.5
内精神循			102			102			3.8	30.0
内 消内		42				42			1.0	10.0
	2,656	622	1,387	0	6	4,671				

西北地域県民局地域健康福祉部管内（五所川原保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
つがる西北五広域連 合つがる総合病院	つがる西北五 広域連合	〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3	0173-35-3111
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つがる西北五 広域連合	〒037-0202 五所川原市金木町菅原13-1	0173-53-3111
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つがる西北五 広域連合	〒038-2761 鱒ヶ沢町舞戸字蒲生106-10	0173-72-3111
(医)白生会胃腸病院	(医)白生会	〒037-0066 五所川原市字中平井町142-1	0173-34-6111
布 施 病 院	(医)社団清泉会	〒037-0085 五所川原市字芭蕉18-4	0173-35-3470
(医)慈仁会尾野病院	(医)慈仁会	〒037-0202 五所川原市金木町朝日山453	0173-53-2071
増 田 病 院	(医)済生会	〒037-0045 五所川原市字新町41	0173-35-2726
(医)誠仁会尾野病院	(医)誠仁会	〒038-3151 つがる市木造若竹5	0173-42-2133
五所川原保健所管内計			

上北地域県民局地域健康福祉部管内（上十三保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
十和田市立中央病院	十和田市	〒034-0093 十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121
公 立 七 戸 病 院	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合	〒039-2523 七戸町字影津内98-1	0176-62-2105
(一財)済誠会十和田済誠会病院	(一財)済誠会	〒034-0089 十和田市西二十三番町1-1	0176-23-6251
十和田第一病院	(医)泰仁会	〒034-0031 十和田市東三番町10-70	0176-22-5511
(医)赤心会十和田東病院	(医)赤心会	〒034-0001 十和田市三本木字里ノ沢1-247	0176-22-5252
高 松 病 院	(医)幸仁会	〒034-0001 十和田市三本木字里ノ沢1-249	0176-23-6540
(医)社団良風会ちびき病院	(医)社団良風会	〒039-2682 東北町石坂32-4	0175-64-5100
自 衛 隊 三 沢 病 院	防 衛 省	〒033-0022 三沢市後久保125-7	0176-53-4121
三 沢 市 立 三 沢 病 院	三 沢 市	〒033-0123 三沢市大字三沢字堀口164-65	0176-53-2161
公 立 野 辺 地 病 院	北 部 上 北 広 域 事 務 組 合	〒039-3141 野辺地町字鳴沢9-12	0175-64-3211
(一財)仁和会三沢中央病院	(一財)仁和会	〒033-0001 三沢市中央3丁目11-2	0176-57-1111
(医)聖心会 三沢聖心会病院	(医)聖心会	〒033-0113 三沢市淋代3丁目111-6	0176-54-2016
上十三保健所管内計			

下北地域県民局地域健康福祉部管内（むつ保健所管内）

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電 話 番 号
むつりハビリテーション病院	一 部 事 務 組 合 下北医療センター	〒035-0094 むつ市桜木町13-1	0175-24-1211
自 衛 隊 大 湊 病 院	防 衛 省	〒035-0093 むつ市大湊町14-47	0175-24-1111
国民健康保険大間病院	一 部 事 務 組 合 下北医療センター	〒039-4601 大間町大間字大間平20-78	0175-37-2105
む つ 総 合 病 院	一 部 事 務 組 合 下北医療センター	〒035-0071 むつ市小川町1丁目2-8	0175-22-2111
む つ 保 健 所 管 内 計			

(平成30年12月1日現在)

診療科目	一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内外小精整の脳外産婦眼耳鼻 泌形放麻菌外神内	390		44		4	438	救急告示	6	60.0	369.6
内小外整眼皮放婦	60	40				100	救急告示	4	7.6	68.2
内小外整婦眼菌耳	100					100	救急告示	10	10.5	54.1
内消内外泌肛外整眼カ	60	98				158			7.7	51.4
精			120			120			5.5	56.5
内整皮		101				101			3.6	24.0
内小循呼消		75				75			5.7	28.6
内胃小外整皮カ		265				265			7.8	61.7
	610	579	164	0	4	1,357				

(平成30年12月1日現在)

診療科目	一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内精神内呼内消内循内小外整脳皮ひ産婦眼耳リ ハ放麻糖尿内内分内救病理診臨床検ハ外疼痛	325		50		4	379	救急告示	8	49.5	282.0
内小外整眼耳カ皮脳外	110					110	救急告示	6	10.6	95.7
内精			250			250			6.6	95.0
整カ外内秘耳	60					60	救急告示	5	11.2	72.5
内小整カ循カ	60					60			5.4	40.9
内精			239			239			11.1	72.0
内外整ペ内	53	57				110			6.7	50.0
内神外整麻菌	50					50			4.9	31.0
内小外整形脳皮産婦眼耳ひ菌口放 麻腫内カ内視内	220					220	救急告示	8	27.2	208.3
内精小外整眼耳脳皮ひ産婦カ放菌口	120	31				151	救急告示	4	13.1	95.1
内呼内呼外消内循内婦外整 形泌カ		84				84			4.4	22.3
内精神			140			140			2.4	34.0
	998	172	679	0	4	1,853				

(平成30年12月1日現在)

診療科目	一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急告示	救急医療 用病床	医師数	看護師数
内カ		120				120			3.0	34.0
内外菌整皮カ麻	30					30			5.7	22.3
内小外整皮泌カ	48					48	救急告示	6	6.0	36.5
内消内循内外消外心血外脳外整形精 小皮泌産婦眼耳リハ放麻菌外	376		54		4	434	救急告示	4	59.8	342.1
	454	120	54	0	4	632				

(2) 救急告示診療所

(平成30年12月1日現在)

施設名	開設者	所在地	電話	診療科目	許可病床数	救急専用病床
神外科 胃腸科 医院	神 俊一	青森市本町3丁目2-19	017-775-1021	外・胃・整・肛	19	2
はちのへハート センター クリニック	医療法人 継心会 理事長 菊池文孝	八戸市田向2丁目1-2	0178-43-4180	内・循	19	4

注) 内-内科、小-小児科、呼-呼吸器内科、消-消化器内科、胃-胃腸内科、菌-菌科、循-循環器内科、外-外科、整-整形外科、形-形成外科、皮-皮膚科、泌-泌尿器科、肛-肛門外科、産婦-産婦人科、産-産科、婦-婦人科、眼-眼科、耳-耳鼻いんこう科、気-気管食道外科、放-放射線科、精-精神科、心療内-心療内科、神内-神経内科、アレーアレルギー科、麻-麻酔科、脳-脳神経外科、リウ-リウマチ科、リハ-リハビリテーション科

4-11-2 救急車の保有状況

(危機管理局消防保安課)

令和2年9月現在

消 防 本 部 名	台 数	所 在 地
青森地域広域消防事務組合	18 (5)	青森市長島二丁目1-1
弘前地区消防事務組合	18 (3)	弘前市大字本町2-1
八戸地域広域市町村圏事務組合	20 (4)	八戸市田向五丁目1-1
五所川原地区消防事務組合	10 (1)	五所川原市中央四丁目130
十和田地域広域事務組合	6 (1)	十和田市西二番町7-10
三沢市消防本部	4 (1)	三沢市大字三沢字堀口17-36
下北地域広域行政事務組合	13 (3)	むつ市小川町二丁目14-1
つがる市消防本部 (令和2年9月1日現在)	4 (0)	つがる市木造赤根1-1
北部上北広域事務組合	7 (2)	上北郡野辺地町字田狭沢40-9
中部上北広域事業組合	4 (0)	上北郡七戸町字荒熊内159-4
鯹ヶ沢地区消防事務組合	7 (2)	西津軽郡鯹ヶ沢町大字舞戸町鳴戸字385-2
合 計	111 (22)	

※ () 書は、予備車の台数で内書き

4-12-1 米穀の調達

米穀販売事業者（卸売業者）

（東北農政局青森県拠点）

名 称	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 青 森 県 本 部	桑 田 徳 文	青森市大字新城字福田53-2	017-763-1111
青 森 米 穀 卸 株 式 会 社	阿 保 太 一 郎	青森市本町四丁目2-1	017-731-2500
黒 石 米 穀 株 式 会 社	斎 藤 牧 男	黒石市追子野木二丁目234-1	0172-52-3235
(株) ラ イ ケ ッ ト	河 村 忠 夫	八戸市大字荒町22	0178-44-1181

4-12-2 パンの調達

製パン主要製造事業者

（東北農政局青森県拠点）

名 称	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株) 工 藤 パ ン	工 藤 恭 裕	青森市金沢3-22-1	017-776-1111
(有) 赤 田 パ ン	赤 田 栄 治	青森市大字幸畑字阿部野9-1	017-738-5521
(株) オ ル プ ロ ー ト	石 田 幸 大	青森市東造道3-2-11	017-736-3161
(株) シ ャ ロ ン 洋 菓 子 店	田 中 利 秋	弘前市城東四丁目5-2	0172-27-5678
(有) 川 守 田 パ ン	川 守 田 礼 子	三沢市中央一丁目7-13	0176-57-5178
山 崎 製 パ ン (株) 十 和 田 工 場	石 田 浩 治	十和田市稲生町1-13	0176-23-3605
(有) 吉 田 ベ ー カ リ ー	吉 田 成 人	むつ市新町9-25	0175-23-0148
田 名 部 食 糧 加 工 (有)	秋 濱 明 子	むつ市柳町一丁目2-22	0175-22-1480
加 藤 パ ン	加 藤 利 美	三戸郡三戸町大字川守田字沖中6	0179-23-3876
(株) 橋 本 製 パ ン	小 笠 原 淑 雄	三戸郡五戸町字丁塚7-3	0178-62-2521

4-13-1 応急給水用資機材

水道 事業体名	給水車 (台)			給水容器 (携行缶) (個)	給水袋 (袋)	
	車載型 (圧送式)	車載型	可搬式			
	圧送		圧送 (給水タンク)			
青森市	P 2 t× 2 P 3 t× 1		1 t× 29			5 L× 30,900 6 L× 4,600
弘前市	P 2 t× 2		1 t× 16	10 L× 40 20 L× 80		5 L× 5,000
黒石市			1 t× 5 1.2 t× 1	10 L× 100 20 L× 81		6 L× 1,329 10 L× 494
五所川原市	P 2 t× 1		1 t× 5	20 L× 210		6 L× 1,330 10 L× 416
十和田市	P 3 t× 1		1 t× 5	20 L× 137		10 L× 4,440
三沢市	P 1.8 t× 1	0.3 t× 1	1 t× 2	18 L× 71		10 L× 7,600
むつ市	P 3 t× 2		1 t× 4			10 L× 11,280 6 L× 2,615 3 L× 250
平川市			1 t× 1 P 1.5 t× 1	20 L× 39		6 L× 940
平内町			1 t× 4	20 L× 50		6 L× 300
今別町			1 t× 1	18 L× 66		
蓬田村				10 L× 20		5 L× 53 6 L× 65
外ヶ浜町			1 t× 2	18 L× 50		
鱒ヶ沢町			1 t× 2	20 L× 80		6 L× 200
深浦町			1 t× 6	20 L× 33		
西目屋村			2 t× 1			
藤崎町			1 t× 1 1.5 t× 2	20 L× 30		10 L× 950
大鰐町						
大田舎館村			1 t× 2			
板柳町			1 t× 2			6 L× 270
鶴田町			1 t× 2			6 L× 500
中泊町			1 t× 4	20 L× 35		6 L× 650
野辺地町			1 t× 1			6 L× 550
七戸町			1 t× 2	10 L× 10 20 L× 40	3	L× 5,000
横浜町			1 t× 1	20 L× 30		
東北町			1 t× 1 2 t× 1 0.5 t× 1			6 L× 500
六ヶ所村			1 t× 1 2 t× 1	20 L× 20		6 L× 160
大間町			1 t× 1			6 L× 200
東通村			P 1 t× 1			6 L× 600
風間浦村			1 t× 1	10 L× 30 20 L× 30		
佐井村			1 t× 2	18 L× 50		6 L× 1,000
三戸町				18 L× 100		
五戸町			1 t× 1 0.5 t× 4	18 L× 10		6 L× 60
田子町			1 t× 1			10 L× 160
新郷村			1 t× 1			
八戸圏域水道 企業団	P 2 t× 2 P 3.2 t× 2		1 t× 39 1.5 t× 1	10 L× 840 20 L× 780		6 L× 19,900 10 L× 13,500
久吉ダム水道 企業団			1 t× 2			6 L× 500
津軽広域水道 (企)(津軽)						6 L× 3,000
津軽広域水道 (企)(西北)	P 3 t× 1			10 L× 156		6 L× 850

災害用 ペットボトル (個)	その他	水道事業者名
0.5 L× 19,992		青 森 市
0.5 L× 6,298	給水コンテナ1,000Lタイプ 2台	弘 前 市
	組立式給水コンテナ1,000Lタイプ 1台	黒 石 市
	給水コンテナ1,000Lタイプ 7台	五 所 川 原 市
	組立式給水タンク 1,000ℓ 2基	十 和 田 市
	緊急用飲料水製造装置 (最大25m ³ /日)	三 沢 市
	組立式給水タンク1,000Lタイプ 2台	
	組立式給水タンク1,000Lタイプ 6台	む つ 市
		平 川 市
		平 内 町
		今 別 町
		蓬 田 村
		外ヶ浜町
		鱒ヶ沢町
		深 浦 町
		西 目 屋 村
		藤 崎 町
		大 鰐 町
		田 舎 館 村
		板 柳 町
		鶴 田 町
		中 泊 町
		野 辺 地 町
		七 戸 町
		横 浜 町
		東 北 町
	浄水機 1m ³ /h× 2台	六 ヶ 所 村
		大 間 町
		東 通 村
		風 間 浦 村
		佐 井 村
		三 戸 町
		五 戸 町
		田 子 町
		新 郷 村
0.5 L× 33,000	浄水機 2 m ³ /h× 1台	八 戸 圏 域 水 道 団 体
		企 業 団 体
		久 吉 タム 水 道 団 体
		企 業 団 体
	給水コンテナ1,000Lタイプ 3台	津 軽 広 域 水 道 (企) (津 軽)
	組立式給水タンク 1,000Lタイプ 5台	津 軽 広 域 水 道 (企) (西 北)

4-13-2 災害時における飲料供給に関する協定書（サントリーフーズ株式会社）

青森県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から飲料の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な飲料の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに飲料の供給を実施するものとする。

（飲料の運搬及び引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に飲料を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した飲料の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が飲料を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した飲料の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した飲料等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第10条 甲乙間において平成19年5月14日付けで締結した「災害時における飲料供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都港区芝浦三丁目1番1号
田町ステーションタワーN
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 内 貴 八 郎

別紙様式 1

飲料の供給に関する要請書

令和 年 月 日

サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における飲料供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料

引渡日時	引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長

下記のとおり要請飲料を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した飲料の品名及び数量

2 その他

災害時における飲料供給に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング株式会社）

青森県（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から飲料の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な飲料の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに飲料の供給を実施するものとする。

（飲料の運搬及び引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に飲料を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した飲料の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が飲料を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した飲料の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した飲料等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第10条 甲乙間において平成19年9月6日付けで締結した「災害時における飲料供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 広 和

別紙様式 1

飲料の供給に関する要請書

令和 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における飲料供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料

引渡日時	引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

下記のとおり要請飲料を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した飲料の品名及び数量

2 その他

災害時緊急連絡体制表

甲 青森県 総務部防災消防課（災害対策本部事務局）

T E L 017-734-9088

F A X 017-722-4867

E-mail shobo@pref.aomori.lg.jp

（夜間・休日の連絡先）

同 上

乙 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 青森県販売部

T E L 017-766-9111

F A X 017-766-9090

E-mail

E-mail

（夜間・休日の連絡先）

青森県販売部部長

T E L

F A X

E-mail

青森県販売部次長

T E L

F A X

E-mail

災害時における物資等の供給に関する協定書（大塚製菓株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と大塚製菓株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な飲料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料等の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から飲料等の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給飲料等）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料等は、次に掲げる飲料等で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 清涼飲料水
- (2) 栄養調整食品
- (3) その他甲乙協議の上、その都度指定する飲料等

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な飲料等の見込数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は、要請時点での供給可能数量を基準とする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに飲料等の供給を実施するものとする。ただし、甲は、災害時という状況に鑑み、乙が甲の要請どおりに供給が行えない場合があることを承諾するものとする。

（飲料等の運搬及び引渡し）

第4条 飲料等の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に飲料等を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した飲料等の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が飲料等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した飲料等の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した飲料等の代金は、甲乙が別途合意して定める卸・小売店からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の

指定する地方公共団体から当該卸・小売店の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結及び実施により知り得た秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならず、この協定の実施以外の目的で利用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が理由の如何にかかわらず終了した後もその効力を有するものとする。

(解 約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第11条 甲乙間において平成29年1月25日付けで締結した「災害時における飲料等の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月24日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

大塚製薬株式会社

仙台支店 支店長 迫上 智博

別紙様式 1

飲料等の供給に関する要請書

令和 年 月 日

大塚製薬株式会社仙台支店長 殿

青森県知事

「災害時における飲料等の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料等

引渡日時	引渡場所	要請品名	規格等	数 量
月 日 時頃				
	納品場所			

3 その他

別紙様式 2

飲料等納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

大塚製菓株式会社仙台支店長

下記のとおり要請飲料等を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した飲料等の品名及び数量

2 その他

4-14-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会委員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他の事項について、可能な限り甲に協力するものとする。

(住 宅 建 設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村に委託した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅を建設するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連 絡 窓 口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲にあっては青森県土木部建築住宅課、乙にあっては社団法人日本プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成8年3月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年3月18日

青森市長島一丁目1番1号

甲 青森県知事 木村守男

東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

乙 社団法人日本プレハブ建築協会

会 長 石橋 毅 一

4-14-2 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって木造のものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、連絡後同項の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、可能な限り甲（甲が住宅の建設を市町村に委任した場合は、当該市町村。次条第2項において同じ。）に協力するものとする。

2 乙は、前項の協力の際、県産材の使用について配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 第3条の要請に基づく住宅の建設等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、住宅の建設終了後検査を実施し、これを確認するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局とする。

(報告)

第7条 乙は、住宅の建設に協力できる建設戸数等の状況について、年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を年1回甲に提出するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成28年2月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

乙 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10
京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青木宏之

4-14-3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

青森県（以下「県」という。）及び社団法人全日本不動産協会青森県本部（以下「協会」という。）は、災害時に県及び協会が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県において災害が発生した場合に、県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県は、災害が発生し必要と認める場合、協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 協会は、前条の規定に基づく県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、県に可能な限り協力するものとする。

（県の役割）

第4条 県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること。
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること。
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること。
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

2 県は、前項に掲げる業務の一部を、協会に委託することができる。

（協会の役割）

第5条 協会は、第3条に基づき県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。
- 二 応急借上げ住宅として県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること。
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
- 四 県からの委託を受けた業務に関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県及び協会が協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成24年9月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月19日

県 青森県知事 三村 申吾

協会 社団法人 全日本不動産協会青森県本部
本部長 原 勝博

4-14-4 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

青森県（以下「県」という。）及び公益社団法人青森県宅建物取引業協会（以下「協会」という。）は、災害時に県及び協会が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県において災害が発生した場合に、県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県は、災害が発生し必要と認める場合、協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 協会は、前条の規定に基づく県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、県に可能な限り協力するものとする。

（県の役割）

第4条 県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること。
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること。
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること。
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

2 県は、前項に掲げる業務の一部を、協会に委託することができる。

（協会の役割）

第5条 協会は、第3条に基づき県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。
- 二 応急借上げ住宅として県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること。
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
- 四 県からの委託を受けた業務に関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県及び協会が協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成24年9月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月19日

県 青森県知事 三村 申吾

協会 公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
会長 安田 勝位

4-14-5 地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定には、青森県地域防災計画に基づき、地震災害時における建築物の応急危険度判定の実施に関して、青森県（以下「甲」という。）が社団法人青森県建築士協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定及び判定結果の表示等を行うことをいう。

2 この協定において「応急危険度判定士」とは、青森県震災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年6月13日制定）第3条第1項の規定により知事が認定した者をいう。

(要 請 手 続)

第3条 甲は、応急危険度判定の要請に当たっては、期間、地域、人数その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

2 甲は、前項ただし書きにより連絡した場合においては、その後速やかに同項の文書を乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である応急危険度判定士のボランティアによる応急危険度判定の実施について、可能な限り甲に協力するものとする。

(連 絡 窓 口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県土木部建築住宅課、乙においては社団法人青森県建築士会事務局とする。

(認 定 名 簿)

第6条 甲は、応急危険度判定士の認定名簿を作成し、乙に通知するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は平成9年8月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年8月5日

青森市長島一丁目1番1号
甲 青森県知事 木村守男

青森市安方二丁目9番13号
乙 社団法人青森県建築士会
会 長 内海重一

4-14-6 被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下「全国協議会」という。)が認めるもの(別紙参照)の代表者が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 都道府県知事は、判定の的確な実施を図るため、予め次の事項からなる「都道府県被災建築物応急危険度判定要綱」(以下「県要綱」という。)を定めるものとする。

- (1) 判定の実施
- (2) 判定実施の決定
- (3) 判定実施本部の設置
- (4) 判定の実施に関する都道府県と市区町村の間の連絡調整等
- (5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者(以下「応急危険度判定士等」という。)の確保、判定の実施体制等
- (7) 他の都道府県等に対する支援要請
- (8) 判定の方法
- (9) 判定結果の表示
- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等、その他必要な事項
- (11) 応急危険度判定士等の要請、登録
- (12) 判定用資機材の調達、備蓄
- (13) 他の被災都道府県に対する支援に関する事項
- (14) その他必要な事項

2 都道府県知事は、市区町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

3 都道府県知事は、的確な支援が行われるよう管内の市区町村長が予め計画した事項についてとりまとめておくもの

とする。

- 4 都道府県は、地域の建築士会、建築士事務所協会その他の建築関係団体(以下「地域の建築関係団体等」という。)と協力して、応急危険度判定士の養成、登録を行うよう努めるものとする。
- 5 都道府県は、市区町村と協力して、所定の判定用資機材の調達、備蓄を行うものとする。

第4 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- 1 市区町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、県要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 都道府県知事は、区域内にある市区町村長が判定の実施を決定した場合には、県要綱に基づき、必要な支援を行うことができる。

第5 国土交通省及び他の都道府県に対する応援の要請等

- 1 都道府県知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、他の都道府県の知事及び地域の建築関係団体等に対し、必要な応援を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、応援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な応援に努めるものとする。
- 3 国土交通省は、応援の要請を受けた場合は、必要に応じ、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会その他の建築関係団体(以下「建築関係団体等」という。)の応援の協力を求めるものとする。この場合、建築関係団体等は、支障のない限り応援に努めるものとする。

第5の2 独立行政法人都市再生機構による応急危険度判定の支援

- 1 国土交通省は、応援の要請を受けた場合において必要と認めるときは、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)に対し、機構職員である応急危険度判定士の派遣その他の必要な支援を求めることができる。機構は、国土交通省から支援の求めがあった場合には、支障がない限り、これに応じるものとする。
- 2 前項の支援を実施するため、機構理事長は、機構職員に係る応急危険度判定士の養成、登録に関する事項を含む「独立行政法人都市再生機構応急危険度判定支援要綱」を定めるものとする。
- 3 前2項において、全国協議会が認めるもの場合、「独立行政法人都市再生機構」とあるのは「全国協議会が認めるもの」と「機構理事長」とあるのは「全国協議会が認めるものの代表者」と読み替えるものとする。

第6 大規模な地震の場合の広域実施体制

- 1 地震の被害が大規模又は広範囲にわたることにより、多数の都道府県の応援が必要となった場合は、国土交通省は応急危険度判定支援調整本部(以下「支援調整本部」という。)を設置し、都道府県、機構、建築関係団体等との間で、応急危険度判定士等の派遣、判定用資機材の提供、応急危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保等に関し必要な連絡、調整を行うものとする。

この場合、応援を求められた都道府県、機構、建築関係団体等は、判定の円滑な実施のため、支援調整本部の要請に基づき、必要な支援の実施に努めるものとする。

- 2 地震の被害により国土交通省が支援調整本部を設置することができない場合又は、国土交通省は、都道府県に支援調整本部の設置を要請するものとする。

第7 建築関係団体等の協力

- 1 地域の建築関係団体等は、都道府県及び市区町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合

は、速やかに応急危険度判定士の確保等必要な協力を行うものとする。

- 2 建築関係団体等は、支援調整本部が設置された場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第8 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し又は、負傷し、若しくは障害の状態となった場合の補償を実施するため、都道府県は、市区町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第9 その他

- 1 都道府県知事及び市区町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 都道府県及び地域の建築関係団体等が地域の支援体制を構築するために設置される地方被災建築物応急危険度判定協議会は、当該協議会会員相互の県要綱について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図られるよう努めるものとする。
- 3 全国協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 全国協議会は、この要綱が県要綱の制定等の目安となるよう、常に見直し、必要があれば改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団 体 名	代表者	認めた日
(社)高層住宅管理業協会	会 長	平成16年7月1日

制定 平成 9年10月29日
改正 平成10年 5月11日
改正 平成12年 5月22日
改正 平成13年 1月 4日
改正 平成16年 7月 1日

4-14-7 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

青森県（以下「県」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「協会」という。）は、災害時に県及び協会が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県において災害が発生した場合において、県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県は、災害が発生し必要と認める場合、協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 協会は、前条の規定に基づく県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、県に可能な限り協力するものとする。

（県の役割）

第4条 県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること。
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること。
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること。
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

2 県は、前項に掲げる業務の一部を、協会に委託することができる。

（協会の役割）

第5条 協会は、第3条に基づき県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。
- 二 応急借上げ住宅として県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること。
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
- 四 県からの委託を受けた業務に関すること。
- 五 その他関係者との調整に関すること。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県及び協会が協議の上定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は平成30年7月30日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年7月30日

県 青森県知事 三村申吾

協会 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 三好修

4-14-8 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって移動式木造住宅のものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、連絡後同項の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他の事項について、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村に委任した場合は、当該市町村。次条において同じ。）の要請に基づき住宅を建設するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、住宅の建設終了後検査を実施し、これを確認するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設に協力できる建設戸数等の状況について、年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員等名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を年1回甲に提供するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年12月20日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月20日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条十丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

4-14-9 青森県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定 実施本部危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、青森県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が登録した者をいう。

(県の事前準備)

- 第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。
- 2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
 - 3 県は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行う。
 - 4 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
 - 5 県は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じる。

(市町村の事前準備)

- 第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。
- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
 - 3 市町村は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

- 第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

- 第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

- 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は、他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請することができる。

(資機材の調達及び備蓄)

第9条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

4-15-1 災害救助に関する委託契約（日赤）

委 託 契 約 書

委託者（甲） 青森県知事

受託者（乙） 日本赤十字社

右当事者間において、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）に基づき救助又はその応援の実施に関し次の契約を締結した。

第1条 甲は、法第32条の規定により、次に掲げる業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託した。

1 医療

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療および施術
4. 病院または診療所への収容
5. 看護

2 助産

1. 分べんの介助
2. 分べん前および分べん後の処置
3. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の供与

3 死体の処理（埋葬および死体の一時保存を除く。以下同じ。）

1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
2. 検案

第2条 乙は、甲の要請に基づき、救護班を編成して前条の業務（以下「委託事業」という。）を行うものとする。

第3条 乙は、委託事業を次に掲げる区分により、当該各号に定める期間内に実施するものとする。

1 医療 災害発生の日から14日以内

2 助産 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって助産期間は分べんした日から7日以内とする。

3 死体の処理 災害発生の日から10日以内

第4条 委託事項の実施に伴う乙の費用弁償については、その費用にあてる目的でなされた寄付金その他の収入を控除した額を甲が補償するものとする。ただし、乙自体の災害救助規程に基づき甲の要請を受けずに活動した場合は、この限りでない。

2 前項の寄付金その他の収入には、乙が当該災害の際特に救助またはその応援のために使用することを指定して受けた金品を含み国または地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社募金および一般義捐金品は含まないものとする。

第5条 前条の乙の支弁費用の額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 人件費

知事において法第24条の従事命令を発した場合の報酬および費用弁償の例による。

2 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材の必要最小限度の実費および建物等の借上料または損料の実費

3 救護諸費

1. 医療および助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費
2. 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり2,700円以内の実費

4 輸送費及び人夫賃

医療、助産、死体の処理および救護所設置のために必要な輸送費および人夫賃についての当該地域における通常の実費

5 その他の費用

前各号に該当しない場合であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費

6 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかりまたは死亡したとき、その者またはその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額

7 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費

第6条 乙は、委託事項の実施の終了後法第34条の規定により乙が支弁した費用につき、別紙様式の報償請求書に救護班等の派遣状況、活動状況を明らかにした書類を添え甲に補償の請求をするものとする。

第7条 甲は、前条の請求を受けた後30日以内に支弁費用を乙に支払うものとする。

第8条 委託事項の実施について、甲は乙の行う救助業務についてこれを推進援助するものとする。

第9条 本契約の存続期間は、契約締結の日から昭和36年3月31日までとする。ただし、契約期間満了までに一方より解約または改訂の意思表示なき場合は、本契約は更新するものとする。

第10条 昭和23年10月1日青森県知事と日本赤十字社青森県支部長との間に締結した災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社青森県支部に委託する契約は、この契約の締結のひをもって解約したものとする。

第11条 本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲および乙の協議によりこれを定めるものとする。

上契約を証するため、本契約書2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

昭和35年9月21日

甲 青森県知事

乙 日本赤十字社青森県支部長

別紙様式

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（応援）にかかる当支部が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により次のとおり請求します。

平成 年 月 日

日本赤十字社青森県支部長

印

青森県知事 殿

1 請求金額 円
支弁費用総額 円
寄附金その他の収入額 円

2 救助の種類および期間

救助の種類	期 間	摘 要

3 支弁費用の明細

支弁費用明細書（別紙）のとおり

支 弁 費 用 明 細 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 人件費				日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
1. 旅費				
2. 役務費				
3. 時間外手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
1. 消耗器材費				
2. 借上料損料				
3 救護諸費				
1. 薬剤				
2. 治療材料				
3. 医療器具破損料				
4. 衛生材料				
5. 死体の処理費				
6. その他				
4 輸送費				
5 人夫賃				
6 何々				
1. 何々				
7 扶助金				
1. 療養扶助金				
2. 休業扶助金				
3. 障害扶助金				
4. 遺族扶助金				
5. 葬祭扶助金				
6. 打切扶助金				
8 事務費				
1. 消耗品費				
2. 電話料				
3. 電報料				
4. その他				
合 計				

(注意)

この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

4-15-2 火 葬 場

健康福祉部
令和4年6月1日

名 称	火葬場所在地	電話番号	F A X 番号	火葬場の位置	設置主体	火葬場 担当部署	電話番号
青 森 市 斎 場	青森県青森市大字新町野字菅谷138-1	017-738-3206	017-738-3206	JR青森駅から9km、車で30分	青森市役所	市民部生活安心課	017-734-5277
青 森 市 浪 岡 斎 園	青森県青森市浪岡杉沢字山元434	0172-62-1130	0172-62-1130	JR浪岡駅から3.5km、車で10分	青森市役所	浪岡事務所市民課	0172-62-1140
弘 前 市 斎 場	青森県弘前市大字常盤坂2丁目20-1	0172-32-0643	0172-32-0643	JR弘前駅から4km、車で15分	弘前市役所	市民生活部環境課	0172-35-1111
八 戸 市 斎 場	青森県八戸市大字十日市字姥岩4	0178-96-1029	0178-96-1029	JR本八戸駅から5km、車で20分	八戸市役所	市民防災部市民課	0178-43-2111
黒 石 市 姥 懐 霊 園 火 葬 場	青森県黒石市大字石名坂字姥懐73-1	0172-52-2944	0172-52-2944	弘南鉄道黒石駅から約5km、車で10分	黒石市役所	総務部市民環境課	0172-52-2111
五 所 川 原 市 葬 斎 苑	青森県五所川原市大字金山字千代鶴27	0173-29-3620	0173-29-3620	JR五所川原駅から7.9km、車で20分	五所川原市役所	民生部環境対策課	0173-35-2111
五 所 川 原 市 金 木 斎 場	青森県五所川原市金木町芦野200-101	0173-52-4142		津軽鉄道芦野駅から1.3km、車で5分	五所川原市役所	民生部環境対策課	0173-35-2111
五 所 川 原 市 市 浦 露 草 斎 苑	青森県五所川原市相内岩井81-2	0173-62-2110		津軽鉄道中里駅から20km、車で20分	五所川原市役所	民生部環境対策課	0173-35-2111
十 和 田 地 域 広 域 斎 苑	青森県十和田市大字三本木字野崎24-53	0176-23-3878	0176-23-3951	JR三沢駅から20km、車で15分	十和田地域広域事務組合	事務局施設係	0176-28-2654
三 沢 市 火 葬 場	青森県三沢市大字三沢字上屋敷51-1	0176-54-2216	0176-54-2216	JR三沢駅から4km、車で10分	三沢市役所	市民生活部市民課	0176-53-5111
む つ 市 斎 場	青森県むつ市美里町11-3	0175-22-1855	0175-22-1855	JR下北駅から約3.5km、車で8分	むつ市役所	民生部環境政策課	0175-22-1111
む つ 市 川 内 斎 場	青森県むつ市川内町板子塚59-34	0175-42-2449	0175-42-2477	JR大湊駅から約23km、車で35分	むつ市役所	民生部環境政策課	0175-22-1111
む つ 市 大 畑 斎 場	青森県むつ市大畑町正津川戦敷1-186	0175-34-6534	0175-34-6534	JR下北駅から約17.5km、車で30分	むつ市役所	民生部環境政策課	0175-34-2111
む つ 市 脇 野 沢 斎 場	青森県むつ市脇野沢渡向264-22	0175-44-3106		JR大湊駅から約40.5km、車で70分	むつ市役所	民生部環境政策課	0175-44-2111
つ が る 市 斎 場	青森県つがる市木造下福原篠原116-9	0173-42-6199	0173-42-5075	JR木造駅から6km、車で12分	つがる市役所	民生部環境衛生課	0173-42-2111
つ が る 市 車 力 斎 場	青森県つがる市牛湯町鷺野沢29-709	0173-56-2892		JR木造駅から19km、車で30分	つがる市役所	民生部環境衛生課	0173-56-2111
平 川 市 や す ら ぎ 聖 苑	青森県平川市新屋町田川204-1	0172-43-5052	0172-43-5053	弘南鉄道柏農高前駅から2km、車で4分	平川市役所	市民生活部市民課	0172-44-1111
平 川 市 碓 ヶ 関 斎 場	青森県平川市碓ヶ関白沢241	0172-45-2856		JR碓ヶ関駅から1km、車で2分	平川市役所	市民生活部市民課	0172-44-1111
平 内 町 斎 場 つきのき聖苑	青森県東津軽郡平内町大字小湊字小沢43番地	017-755-2965	017-755-2965	JR小湊駅から2km、車で5分	平内町役場	町民課	017-755-2113

名 称	火葬場所在地	電話番号	F A X 番号	火葬場の位置	設置主体	火葬場 担当部署	電話番号
青森地区広域 事務組合今別 地区斎場（て んしょう苑）	青森県東津軽郡 今別町大字浜名 字二ツ石7番地	0174-31-5540	0174-31-5541	JR三厩駅から 2km、車で5分	青森地域広域 事務組合	事務局総務 課	017-735-5016
青森地域広域 事務組合蟹 田地区斎場	青森県東津軽郡 外ヶ浜町字蟹田 姥ヶ沢18番地	0174-22-3040		JR蟹田駅から 2km、車で5分	青森地域広域 事務組合	事務局総務 課	017-735-5016
鱒ヶ沢町斎場	青森県西津軽郡 鱒ヶ沢町大字舞 戸町字西阿倍野 134-38	0173-72-7622		JR鱒ヶ沢駅か ら3.5km、車で5 分	鱒ヶ沢町役場	総合窓口課	0173-72-2111
ふかうら斎苑	青森県西津軽郡 深浦町大字深浦 字尾上山94番地3	0173-82-0071	0173-74-3006	JR深浦駅から 2km、車で3分	深浦町役場	町民課	0173-74-2115
藤崎町斎場	青森県南津軽郡 藤崎町大字藤崎 字唐糸27	0172-75-2189		JR藤崎駅から 1.9km、徒歩で 24分	藤崎町役場	住民課	0172-75-3111
大鰐町斎場 郷 苑	青森県南津軽郡 大鰐町大字大鰐 字北山44	0172-48-3411		JR大鰐温泉駅 から1.5km、徒 歩で10分	大鰐町役場	住民生活課	0172-48-2111
板柳町斎場	青森県北津軽郡 板柳町大字柏木 字鴨泊172-1	0172-77-2226		JR板柳駅から 約7km、車で約 10分	板柳町役場	町民生活課	0172-73-2111
鶴田町火葬場	青森県北津軽郡 鶴田町大字中野 字花岡149	0173-22-4674		JR陸奥鶴田駅 から1km、車で 5分	鶴田町役場	町民生活課	0173-22-2111
中 泊 町 斎 場 中 里 斎 場	青森県北津軽郡 中泊町大字中里 字亀山254-25	0173-57-2676		津軽鉄道中里 駅から約1km、 徒歩で約15分	中泊町役場	環境整備課	0173-57-2111
中 泊 町 斎 場 小 泊 斎 場	青森県北津軽郡 中泊町大字小泊 字砂山1157-1	0173-64-2937		津軽鉄道中里 駅から約30km 、車で約45分	中泊町役場	環境整備課 小泊支所	0173-57-2111 0173-64-2111
野辺地地区 斎 場	青森県上北郡野 辺地町字有戸烏 井平174-2	0175-64-0011	0175-64-3310	JR野辺地駅か ら7km、車で15 分	北部上北広域 事務組合	組合事務局 総務課	0175-64-1066
公 立 中 部 上 北 斎 場	青森県上北郡七 戸町字太田103- 1	0176-62-2555	0176-62-2555	JR七戸十和田 駅から4km、車 で9分	中部上北広域 事業組合	組合事務局 庶務課	0176-62-5151
大間町斎場	青森県下北郡大 間町大字大間字 内山48-1	0175-37-3449		JR下北駅から 50km、車で1時 間	大間町役場	住民福祉課	0175-37-2111
東通村斎場	青森県下北郡東 通村大字砂子又 字蛙谷地10番地9	0175-48-2626		JR下北駅から 15km、車で30 分	東通村役場	税務住民課	0175-27-2111
佐井村斎場 蓮 精 苑	青森県下北郡佐 井村大字佐井字 黒岩16-2	0175-38-2671		JR下北駅から 65km、車で90 分	佐井村役場	住民福祉課	0175-38-2111
三 戸 地 区 葬 祭 場	青森県三戸郡三 戸町大字川守田 字大久保58-1	0179-23-0520	0179-23-0620	青い森鉄道三 戸駅から5km、 車で15分	三戸地区環境 整備事務組合	事務局	0179-23-0567
五戸町斎場	青森県三戸郡五 戸町字大学沢35 -15	0178-62-6986		南部バス五戸 駅から3km、車 で5分	五戸町役場	健康増進課	0178-62-2111

4-15-3 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、青森県内において地震、風水害その他災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、甲と乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙又は丙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭などで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。

4 協力要請する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとする。

- (1) 桐棺（内張付き、納棺用品一式含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

（要請に対する措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、乙及び丙から応諾状況の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（報告）

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第3号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び丙が実施した協力業務に要した費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合はこれに基づくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は青森県健康福祉部医療薬務課長、乙は青森県葬祭事業協同組合理事長、丙は全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月2日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

乙 青森県青森市古川二丁目3番23号
青森県葬祭事業協同組合
理事長 清藤哲夫

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井昭憲

様式第1号（協定第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

市（町、村）長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について

このことについて、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力をお願いします。

担 当 者	所 属	部	課
	職・氏名		
口頭による 要請日時	連絡先	電 話	
		F A X	
要請理由	年 月 日 時 分 ころ		
要請内容 (用品名、サイズ、数量、搬送先等)			
履行場所			
履行期日 又は期間			
備 考			

様式第2号（協定第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

青森県葬祭事業協同組合連合会理事長 殿
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

青 森 県 知 事

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について

このことについて、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担 当 者	青森県	所 属	青森県	部	課
		職・氏名			
口頭による 要請日時	連絡先	電 話			
		F A X			
要請理由	市町村	所 属	青森県	部	課
口頭による 要請日時		職・氏名			
		連絡先	電 話		
		F A X			
要請内容 (用品名、サイズ、数量、搬送先等)	年 月 日 時 分 ころ (市町村からの受理日時 年 月 日 時 分 ころ)				
履行場所					
履行期日 又は期間					
備 考					

様式第3号（協定第6条関係）

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

青森県葬祭事業協同組合理事長
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

業 務 実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け青医第 号で協力要請のあった業務に関する実績について、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施業務内容			
従事者氏名	別添名簿のとおり		
履行の場所			
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日	期間： 年 月 日 ～ 年 月 日	
報告担当者	所属・氏名		
	連絡先	電 話	
		F A X	
備 考			

4-17-1 生活必需品の備蓄

(1) 青 森 県

(健康福祉部)

災害救助法適用による物資

平成29年10月現在

品 名	単 位	在 庫 数	備 考
毛 布	枚	13,500	青森市南佃1-13-5 日通東青森3号倉庫
タオルケット	〃	12,000	〃
バスタオル	〃	12,000	〃
タ オ ル	〃	5,000	〃
ろ う そ く	個	8,000	〃

(2) 日本赤十字社

(日本赤十字社青森県支部)

平成29年9月現在

品 目	単 位	在 庫 数
毛 布	枚	2,733
緊急セット	個	715
安眠セット	個	678

4-17-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（全国農業協同組合連合会青森県本部）

青森県（以下「甲」という。）と全国農業協同組合連合会青森県本部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有・調達する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第10条 甲乙間において平成12年12月6日付けで締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月25日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市東大野二丁目1番15号
全国農業協同組合連合会青森県本部
青森県本部長 桑田 徳文

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

全国農業協同組合連合会青森県本部
青森県本部長 殿

青森県知事

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」第 1 条に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

全国農業協同組合連合会青森県本部
青森県本部長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（青森県生活協同組合連合会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、青森県（以下「甲」という。）と青森県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が青森県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について、協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、会員生協を通じ、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に努めるものとする。

（応急生活物資供給の分配等）

第5条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（応急生活物資供給）

第6条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の1の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表1以外の品目を指定できるものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第7条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

4 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

（費 用）

第8条 第4条の規定により会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、会員生協が保有商品の供給及び運搬終了後、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(搬送及び引渡)

第9条 乙及び会員生協は、応急生活物資の搬送及び引渡については、甲の指示に従うものとする。

2 応急生活物資の搬送は、原則として会員生協が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。ただし、会員生協が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は、文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙及び会員生協は、青森県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第11条 甲は、災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、交通の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して県民に対して迅速かつ確かな物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(保有数量の報告)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、物資の保有状況等について、報告を求めることができるものとする。

(生活物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、県民生活の早期安定に寄与するよう、県民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協 議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成13年2月22日

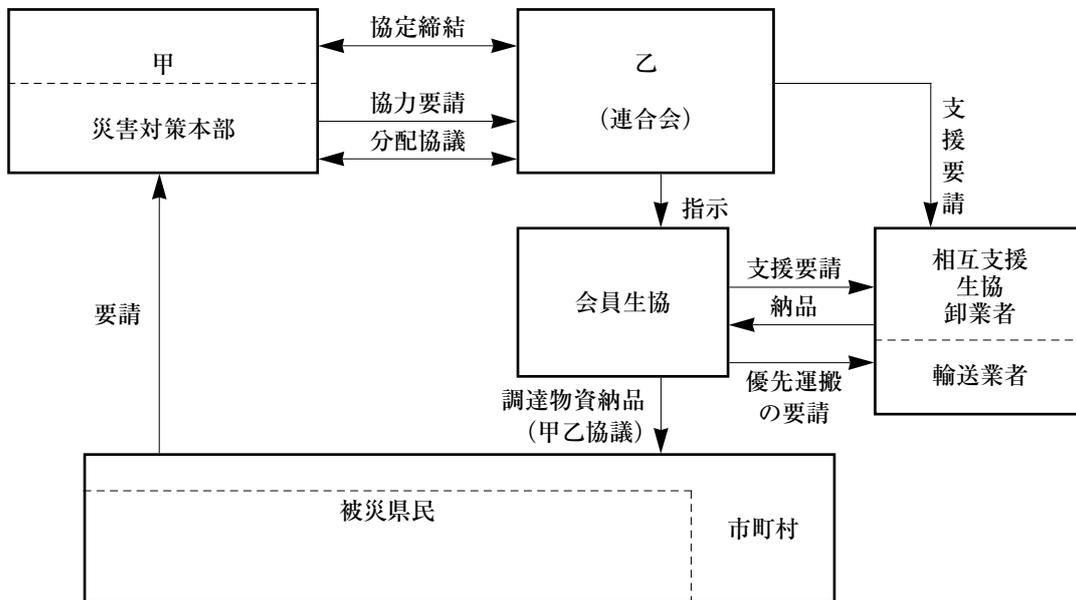
甲 青森市長島1丁目1-1
青森県知事 木村守男

乙 青森市柳川2丁目4-225
青森県生活協同組合連合会
会長理事 小田切明和

別表1 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着、靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ・毛布、灯油（冬季）

別表2 災害応急生活物資供給等の要請経路



4-17-3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

(県健康福祉部)
(昭和53年8月17日改正)

1 目 的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適 用 基 準

- (1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯として被災世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上5万人未満	30世帯以上
5万人以上10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

- (2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援 護 の 基 準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援 護 物 資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

4-17-4 災害救助活動態勢

① 県健康福祉部健康福祉政策課

ア 応急態勢

健康福祉政策課長は、次の事項の発生により法又は法外援護の適用基準に該当するおそれがあると判断したときは、直ちに課員に応急態勢に入るよう命ずる。

- (ア) 暴風、豪雨、洪水、地震、津波、火災等。
- (イ) 警報が発令され、今後相当の被害が予想されるとき。

イ 災害情報の収集及び連絡

- (ア) 課員は防災危機管理課及び市町村から災害の報告があったとき、人及び建物の被害状況（被害状況並びに救助の実施状況）を把握する。
- (イ) 課員は（ア）により受信した災害情報を、関係する地域県民局地域健康福祉部長に連絡する。
- (ウ) 情報は必ずメモし、総務グループマネージャーが掌理する。

ウ 法又は法外援護の適用

- (ア) 健康福祉政策課長は、現地からの災害情報に基づき、法又は法外援護の適用の決裁を受ける。
- (イ) 健康福祉政策課長は、法又は法外援護の適用が決定されたときに直ちに、市町村及び関係する地域県民局地域健康福祉部長に通知するとともに、法適用の場合は、内閣府に報告し、告示の手続きをとる。

エ 救助物資の給与等

- (ア) 必要に応じ災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に伴う措置を講ずる。
- (イ) 必要に応じ生活福祉資金の貸付に伴う措置を講ずる。

オ 健康福祉政策課における救助事務分担事項

総括 副総括	課長 課長代理
主担者	分担事務
総務グループマネージャー	①人及び建物の被害状況並びに救助の実施状況収集 ②防災危機管理課、地域県民局地域健康福祉部、市町村との連絡 ③内閣府に対する法適用、被害状況並びに救助の実施状況報告 ④法適用の告示 ⑤救助物資購入（ただし、災害救助金として購入したものに限り）要求 ⑥災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付措置
地域福祉推進グループマネージャー	生活福祉資金貸付等の福祉措置

② 地域県民局地域健康福祉部

ア 応急態勢

部長は、次の事態の発生により法又は法外援護の適用基準に該当するおそれがあると判断したとき、情報連絡班員及び調査指導班員に対し、直ちに応急態勢に入るよう命ずる。

- (ア) 暴風、豪雨、洪水、地震、津波、火災等。
- (イ) 警報が発令され、今後相当の被害が予想されるとき。

イ 災害情報の収集及び連絡

- (ア) 部長は、健康福祉政策課長から被害発生の第1報を受けたとき、直ちに現地に調査指導班員を派遣、人及び建物の被害状況並びに救助の実施状況を調査確認させ、その結果を健康福祉政策課長に報告する。

(イ) 被害情報の第2報以降の情報は、部長が部員及び市町村から受信し、その内容を健康福祉政策課長に報告する。

ウ 情報は、必ずメモし、福祉総室長又は福祉こども総室長が掌理する。

エ 地域県民局地域健康福祉部における救助事務分担

総括 部長		
区分	主担者	分 担 事 務
第一次的救助事務	福祉総室長又は福祉こども総室長	①気象情報及び被害状況の収集並びに報告 ②市町村との連絡 ③避難所設置指導及び相談所開設
第二次的救助事務	福祉総室長又は福祉こども総室長	①災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付指導 ②生活保護世帯、母子世帯、低所得世帯の被害状況の調査確認 ③応急仮設住宅の入居及び住宅の応急修理を必要とする被災世帯の調査確認 ④学用品の給与を必要とする被災児童、生徒の調査 ⑤炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給指導 ⑥応急仮設住宅設置指導 ⑦医療及び助産指導 ⑧救出の指導 ⑨住宅の応急修理指導 ⑩学用品の給与配分計画の指導 ⑪埋葬の指導 ⑫死体の搜索のための資器材借上指導 ⑬障害物除去のための資器材借上指導

4-17-5 災害救援物資（見舞品）の交付基準

（日本赤十字社青森県支部）

交付品目	災害区分	見舞品	避難所等
毛布	全焼	人数分	市町村が設置した避難所を対象として交付 ※1
	全壊		
	流失		
	半焼		
	半壊		
	床上浸水		
緊急セット	全焼	4人に1個 ※2	「災害救助法」が適用された市町村避難所を対象として交付 ※3
	全壊		
	流失		
	半焼		
	半壊		
	床上浸水		
災害による死亡者		災害による死亡者1柱につき、5千円を交付。（香花料とし遺族に交付する）	
<p>※1 避難所への毛布配布は第一義的に、避難所を設置した市町村が用意するものとする。これが不足した場合、当支部では赤十字が保有する毛布を調整可能な範囲で交付する。</p> <p>※2 例：1～4人=1個、5～8人=2個</p> <p>※3 災害救助法が適用された市町村避難所を対象として交付するが、毛布に比して、セットの在庫数に限りがあるため、被災者に平等に配付できない場合は、当該市町村災対本部と協議のうえ、配付を見合わせる場合がある。</p>			

- 1 本交付基準は非住家（作業小屋等）には適用しない。
- 2 住家のうち床下浸水には適用しない。
- 3 死亡者には交付しない。
- 4 災害区分の認定については、市町村における公的機関の認定によるものとする。

4-17-6 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ローソン）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が調達・製造可能なものとする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は承諾する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことについてあらかじめ承諾する。
- 3 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害等の発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害等の発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、実施することが困難な事情がありうることを甲はあらかじめ承諾する。

(失効)

第11条 甲乙間において平成19年12月18日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月1日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 竹増 貞信

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社ローソン 代表取締役 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社ローソン代表取締役

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ユニバース）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ユニバース（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受入は、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(効 力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第11条 甲乙間において平成20(2008)年2月19日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 八戸市大字長苗代字前田83番地1
株式会社ユニバース
代表取締役社長 三浦 建彦

物資の供給に関する要請書

西暦 年 月 日

株式会社ユニバース 代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

物資納品書

西暦 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社ユニバース 代表取締役社長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ファミリーマート）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が調達・製造可能なものとする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は承諾する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことについてあらかじめ承諾する。
- 3 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失効)

第10条 甲乙間において平成21年3月18日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月18日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 細見 研介

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり
要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項
(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（イオングループ）

青森県（以下「甲」という。）とイオングループのイオン東北株式会社（以下「乙」という。）、株式会社サンデー（以下「丙」という。）、イオンスーパーセンター株式会社（以下「丁」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造する物資の供給を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、丙、丁と協力し対応するものとする。

(1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が丙、丁と協力し供給可能なものとする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 用品

(4) その他甲が指定する物資

2 乙は、丙、丁と協力し、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、丙、丁と協力し、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は、丙、丁と協力し、災害時において乙、丙、丁が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受入は、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失効)

第11条 甲乙丙丁間において平成21年12月17日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月31日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 秋田市土崎港北一丁目6番地25号
イオン東北株式会社
代表取締役社長 辻 雅信

丙 八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長 川村 暢朗

丁 盛岡市菜園一丁目11番5号
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長 矢木 健太郎

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

イオン東北株式会社 代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

イオン東北株式会社 代表取締役社長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社イトーヨーカ堂）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調 達 物 資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 通 行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経 費 の 負 担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の

適正な価格)を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民の受け入れは、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年1月7日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長 亀 井 淳

別紙様式1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資

引渡日時	引渡場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

別紙様式2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

青森県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有・調達する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書等又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(避難場所の提供)

第7条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受入は、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(担当窓口の報告等)

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第11条 甲乙間において平成23年12月14日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月23日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における対応可能な物資

分 類	主 な 品 目 名
資材・機材等	発電機、バキュームクリーナー、誘導灯、投光器、作業灯、電工ドラム、ヘルメット、防塵マスク、ブルーシート、ロープ、脚立、梯子 等
衣類等	軍手、ゴム手袋、長靴、雨合羽、下着、Tシャツ、タオル、バスタオル、サンダル、スリッパ 等
日用品等	割り箸、使い捨て食器類、鍋、やかん、ナイフ、缶切り、食器、ゴミ袋、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、ほ乳瓶、シャンプー、リンス、石けん、歯磨き粉、歯ブラシ、ひげそり、ローソク、マッチ、カイロ、殺虫剤 等
冷暖房機器等	石油ストーブ、灯油ポリ缶、灯油ポンプ、灯油、扇風機、ガソリン携行缶、水ポリ缶 等
電気用品等	懐中電灯、ランタン、乾電池、ポケットラジオ、携帯用充電器、カセットコンロ、カセットボンベ、炊飯器、ポット、延長コード 等
寝具・収納等	毛布、布団、枕、寝袋、テント、衣装ケース、収納ケース、カーペット 等
トイレ関係	ポータブルトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車内トイレ 等
外回り関係	スコップ、土のう袋、消石灰 等

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター理事長 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

NPO法人コメリ災害対策センター理事長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社サンワドー）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社サンワドー（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調 達 物 資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車 両 の 通 行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一次避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受け入れは、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月19日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字石江字三好69番地1

株式会社サンワドー

代表取締役社長 中村 勝弘

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社サンワドー 代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	規格等	数 量
月 日 時頃				

3 その他

別紙様式 2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社サンワドー 代表取締役社長

「災害時における物資の供給に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡し場所

(2) 引渡し品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社工藤パン）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社工藤パン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有・製造する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) パン
- (2) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第10条 甲乙間において平成24年2月23日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月29日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市金沢三丁目22番地1号
株式会社工藤パン
代表取締役 工藤 恭裕

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社工藤バン
代表取締役 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり
要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社工藤バン
代表取締役

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項
(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（日糧製パン株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と日糧製パン株式会社（以下「乙」という。）は、青森県内において地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙が相互に協力しながら、迅速かつ的確な食料品の供給等の応急対策を実施することを目的として協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

- (1) 青森県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 青森県外の災害等において、国又は乙が本協定と同様の協定を未締結の都府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき

（物資の供給に関する協力の内容）

第2条 乙は前条の要請があった場合、二次災害の危険性や、乙の職員の人命を優先的に勘案の上、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙が生産する製品（以下「自社製品」という。）の供給
- (2) 乙が保有、又は調達可能な自社製品以外の食料品その他物資の供給

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙第1号様式「物資等の供給要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法についてあらかじめ別紙第3号様式の「連絡担当者届」においてその内容を事前に定めて共有するとともに、常に点検及び整備に努めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項における引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 甲及び乙は、引渡し場所において別紙第2号様式「供給物資等の受領書」、又は乙所定の書式による受領書を用いた書面の手交による引渡しの確認を行うものとする。ただし、事情により受領書による引渡しの確認ができない場合は、乙は甲に対しその理由と物資の供給内容、並びに経過等を記載した文書を速やかに提出するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、乙又は乙が依頼した者の車両に対し、緊急又は優先的に通行できるように支援するものとする。

(費用負担)

第6条 本協定に基づいて、乙が甲に供給した物資の対価及び供給費用等については、甲又は甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項における供給した物資の対価並びに費用等の算出については、原則として、乙の自社製品にあつては、災害等の発生直前時における乙の一般小売店舗へ供給していた際の卸売価格、その他については、乙における調達価格及び市場価格を参考のうえ、甲乙協議して決定するものとする。

3 前2項にかかわらず、引渡し場所までの物資の運搬に要した費用については、原則として乙が負担するものとする。ただし乙が自ら所有する配送車両、又は乙の庸車をもって輸送が困難である場合で、甲又は甲の指定する者が輸送する場合は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定に関する連絡先は、甲においては、「青森県総務部防災消防課」、乙においては、「日糧製パン株式会社 管理本部総務部」とする。なお、乙は連絡の便宜を図るため、「日糧製パン株式会社 青森営業所」を副連絡先に定めるとともに、それぞれの担当者名等を別紙第3号様式「連絡担当者届」に記載のうえ、甲乙相互に備え置くものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方又はいずれか一方からの文書による解約等の申し出を行わない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月18日

甲 青 森 県
青森県知事 三 村 申 吾

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
乙 日糧製パン株式会社
代表取締役社長 吉 田 勝 彦

物資等の供給要請書

日糧製パン株式会社
代表取締役社長 様

青 森 県 知 事

貴社と締結の「災害時における物資の供給に関する協定」第3条の規定により、次のとおり物資等の供給を要請します。

要 請 理 由	
要 請 品 目 及 び 数 量 等	別表のとおり
納 入 場 所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連 絡 先	青森県総務部防災消防課 氏名 電話 017 (734) 9088 FAX 017 (722) 4867
口頭、電話等による 要 請 の 日 時	平成 年 月 日 時 分
備 考	

供給物資等の受領書

日糧製パン株式会社
代表取締役社長 様

受領確認者

職氏名 印

下記内容にて相違なく貴社から物資等を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 受領した物資の内容

品 名	規 格	数 量	備 考

以 上

※ あらかじめ所要事項を記入しておくこと。
受領確認者の押印は省略可。

連絡担当者届

【青森県】

1 連絡担当者

役職・氏名	総務部防災消防課
T E L	017-734-9088
F A X	017-722-4867
E - m a i l	shobo@pref.aomori.lg.jp

2 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・休日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

3 時間外及び休日の場合の連絡先

上記1に同じ

【日糧製パン株式会社】

1 連絡担当者

役職・氏名	管理本部総務部長 栗田 昌直
T E L	011-851-8317
F A X	011-851-8721
E - m a i l	
携帯電話	

(副)

役職・氏名	青森営業所長 藤井 茂則
T E L	017-781-9009
F A X	017-766-1017
E - m a i l	
携帯電話	

2 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前8時30分から午後5時30分まで
- ・休日：土・日曜日、年末年始（12/31～1/3）

3 時間外及び休日の場合の連絡先

上記1に同じ

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社マエダ）

青森県（以下、「甲」という。）と株式会社マエダ（以下、「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生、又は発生のおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（担当窓口の報告等）

第2条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。

なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告を行うものとする。

（調 達 物 資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込み数量を報告するものとする。

（実 施）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(車 両 の 通 行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(経 費 の 負 担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

(有 効 期 間)

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 むつ市小川町二丁目4番8号

株式会社マエダ

代表取締役社長 前田 恵三

別紙様式1

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社マエダ
代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

別紙様式2

物資の供給報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社マエダ
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡し場所

(2) 引渡し品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時の物資供給等に関する協定書（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は地震・風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン-イレブン店」（以下総称して「セブン-イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、甲及び近隣道県において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から要請を受けた時点で、商品の製造、物流ラインの断絶及びセブン-イレブン店への商品供給を優先する必要性等を勘案して乙が物資の供給、調達可否を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第3条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲・個数・日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限ることを、甲は予め承諾する。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用を、乙から請求のあった後翌月末日までに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。ただし、災害発生による混乱等のため甲が期日までに支払うことが困難である場合は、甲又は甲の指定する地方自治体は災害発生による混乱が沈静化した後速やかに支払うものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙3）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン-イレブン店の関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は平成27年6月10日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後にお

いても同様とする。

(解 除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協 議 事 項)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって、協議し、解決を図るものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年6月10日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社横浜ファーマシー）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社横浜ファーマシー（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有・調達する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第10条 甲乙間において平成30年11月22日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 弘前市大字末広二丁目2番地10
株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 荒川 孝男

別紙様式 1

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第 1 条に基づき、下記のとおり
要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（紅屋商事株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と紅屋商事株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(避難場所の提供)

第8条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。ただし、付近住民等の受入は、自治体等で避難所を開設するまでの間とし、提供する場所は乙が指定するものとする。

(効 力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失 効)

第11条 甲乙間において平成31年3月1日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月18日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 弘前市高田四丁目2番10号
紅屋商事株式会社
代表取締役社長 秦 雅秀

別紙様式1

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

紅屋商事株式会社 代表取締役社長 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

紅屋商事株式会社 代表取締役社長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定（株式会社赤ちゃん本舗）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社赤ちゃん本舗（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有・調達する物資の供給を要請することができる。

(1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給する物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資で、要請時点で乙が供給可能なものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な物資の見込数量を報告するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、乙が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した物資の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る経費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、災害等の発生直前時における適正な価格（災害等の発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き渡した物資等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

(補償)

第7条 甲は、この協定に基づき物資の供給、調達、輸送等に従事した乙の従業員・提携先従業員が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」の定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 乙の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該災害につき、乙の当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合
- (3) 当該損害につき、損害補償契約により、保険給付を受けることができる場合
- (4) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(担当窓口の報告等)

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度報告を行うものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第10条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月9日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号
株式会社赤ちゃん本舗
代表取締役 味志 謙司

別表

災害時における対応可能な物資

分 類	主 な 品 目 名
食 料 品	容器入飲料水、粉ミルク、離乳食、液体ミルク など
日 用 品	オムツ、おしりふき、哺乳瓶、肌着、ベビーベッド、ベビーカー など

別紙様式1

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役 殿

青森県知事

「災害時における物資の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

物資引渡日時	物資引渡場所	要請品名	規格等	数量
月 日 時頃				
	物資納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項

(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

災害時における衣料品等の供給に関する協定（株式会社ファーストリテイリング）

青森県（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における必要な衣料品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、衣料品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する衣料品等の供給を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 青森県外の災害等について、国又は他の都道府県から衣料品等の調達のあっせんを要請された場合、又は救援の必要がある場合

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 甲が乙に供給要請をすることができる衣料品等は、乙が現に保有し、優先して供給することが可能なものとする。

（供給する衣料品等）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が供給可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 衣料品
- (2) その他甲が指定する物資で、乙が供給可能なもの

2 前項の規定による物資には、乙の子会社が保有するもの及び調達可能なものを含むものとする。

3 乙は、甲からの要請に基づき、供給可能な衣料品等の見込数量を報告するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに衣料品等の供給を実施するものとする。

（衣料品等の運搬及び引渡し）

第4条 衣料品等の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの衣料品等の運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者に衣料品等を引き渡したのち、乙所定の納品書又は別紙様式2の提出により、引き渡した衣料品等の品名及び数量を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が衣料品等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した衣料品等の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正価格（災害発生前の取引については、取引時の

適正価格)によるものとし、甲乙協議して決定するものとする。

2 引き取った衣料品等の代金は、乙からの請求書受領後30日以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込により支払うものとする。

3 乙の子会社が保有するもの及び調達可能なものを供給する場合には、請求書は、当該子会社から甲に対し発行するものとし、この場合の前項の規定は「乙」を「乙の子会社」に読み替えて準用する。

(担当窓口の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。

なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告を行うものとする。

(効 力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(雑 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月29日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 山口県山口市佐山717番地1
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

別紙様式 1

衣料品等の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社ファーストリテイリング
代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における衣料品等の供給に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する衣料品等

引渡し日時	引渡し場所	要請品名	規格等	数 量
月 日 時頃				
	衣料品等 納品場所			

3 その他

別紙様式 2

物資納品書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社ファーストリテイリング
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を納品しました。

記

1 報告事項
(1) 納品場所

(2) 納品した物資の品名及び数量

2 その他

4-18-1 青森県緊急医薬品等供給対策連絡会運営要綱

(設 置)

第1 災害発生により、医薬品等の供給が著しく阻害され、又はその恐れがある場合において、緊急に必要とされる医薬品等の備蓄及び供給の円滑化を図るため、青森県緊急医薬品等供給対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(業 務)

第2 連絡会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が備蓄する緊急医薬品等の品目及び数量の検討に関すること。
- (2) 災害発生時に医薬品等を円滑に供給するための対策の検討に関すること。
- (3) その他緊急医薬品等の備蓄及び供給に付帯する業務。

(組 織)

第3 連絡会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 連絡会の会長は健康福祉部長とし、委員は次に掲げる者とする。

青森県医薬品卸組合
東邦薬品株式会社
株式会社メディセオ
株式会社バイタルネット
東北アルフレッサ株式会社
株式会社スズケン
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部
青森県赤十字血液センター
青森県医療機器販売業協会
公益社団法人青森県医師会
一般社団法人青森県歯科医師会
一般社団法人青森県薬剤師会
青森県立中央病院
青森県保健所長会

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき又は不在ときは、会長が健康福祉部職員からあらかじめ指定するものがその職務を代行する。

5 会長は、必要に応じて、学識経験者等の検討会への出席を求めることができるものとする。

(会 議)

第4 会議は必要に応じて、会長が招集する。

(庶 務)

第5 この連絡会の庶務は健康福祉部医療業務課において処理する。

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年8月3日から施行する。

（平成10年12月10日一部改正）

この要綱は、平成10年12月10日から施行する。

（平成13年3月26日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(平成15年7月1日一部改正)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(平成22年8月19日一部改正)

この要綱は、平成22年8月19日から施行する。

(平成25年9月10日一部改正)

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

(平成26年1月22日一部改正)

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

(平成30年10月1日一部改正)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

4-18-2 医薬品等（防疫薬剤を含む）の調達

品名	調達可能数量	調達先	所在地	電話
医薬品等 (防疫薬剤を含む)	県人口の1%が被災し、 災害発生後の3日間に必 要となる医薬品等	青森県医薬品卸売組合の組 合員である医薬品卸売業者 (5社18営業所) 青森県医薬品卸売組合	青森市東大野2-11-5 (東邦薬品(株)青森営業所)	017-762-2711
		(青森地域保健医療圏) 東邦薬品(株)青森営業所	青森市東大野2-11-5	017-762-2711
		(株)バイタルネット青森支店	青森市第二間屋町1-3-5	017-739-8641
		東北アルフレッサ(株)青森支店	青森市間屋町2-11-14	017-738-0873
		(株)スズケン青森支店	青森市造道3-15-1	017-765-2177
		(津軽地域保健医療圏) (株)メディセオ弘前五所川原支店	弘前市大字田町1-7-3	0172-33-7111
		東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市扇町1-1-11	0172-27-8341
		東北アルフレッサ(株)弘前支店	弘前市城東中央3-7-1	0172-27-5221
		(株)バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町2-3-1	0172-27-8723
		(株)スズケン弘前支店	弘前市大字神田1-2-3	0172-31-3360
		(八戸地域保健医療圏) (株)バイタルネット八戸支店	八戸市西白山台6-8-5	0178-27-3161
		東邦薬品(株)八戸営業所	八戸市卸センター1-11-15	0178-28-3512
		東北アルフレッサ(株)八戸支店	八戸市卸センター1-14-13	0178-28-6050
		(株)メディセオ八戸支店	八戸市石堂1-20-23	0178-28-1461
(西北五地域保健医療圏) 東邦薬品(株)五所川原営業所	五所川原市大字唐笠柳字村崎239-2	0173-35-2125		
(上十三地域保健医療圏) 東邦薬品(株)十和田営業所	十和田市東二十三番町17-16	0176-22-2444		
(株)バイタルネット十和田支店	十和田市三本木一本木沢338-1	0176-22-1811		
(下北地域保健医療圏) 東邦薬品(株)むつ営業所	むつ市新町45-12	0175-22-3264		
(株)メディセオむつ支店	むつ市小川町1-1-10	0175-23-2841		
医療用 酸素ガス	県下の医療機関で使用す る量の7日分程度の医療 用酸素ガスの供給が可能	一般社団法人日本産業・医 療ガス協会東北地域本部医 療ガス部門青森県支部	青森市本町2-4-10 田沼ビル5階 (一社)青森県エルピーガス協会内	017-775-2731

4-18-3 血液製剤の調達

令和4年12月1日現在

適 正 在 庫 量	名 称	所 在 地	電 話
赤血球製剤 810単位 (1日の供給可能本数) 血液型内訳 A型 270単位 O型 275単位 B型 185単位 AB型 80単位	青森県赤十字血液センター	青森市花園2-19-1	017-741-1511
新鮮凍結血漿 180単位			

4-18-4 災害時の医療救護に関する協定書

青森県(以下「甲」という。)と公益社団法人青森県医師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び青森県地域防災計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)及び青森県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、次の場合必要に応じて乙に対しJMAT青森等の医療救護班(以下「医療救護班」という。)の編成及び派遣を要請するものとする。

- (1) 災害救助法が適用された場合
 - (2) 災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市町村における対応が困難であると判断される場合
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場の救護所等(以下「救護所等」という。)に派遣するものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。
- 4 甲は、他の都道府県等から応援要請等を受けた場合、乙に対し医療救護班の県外への派遣を要請できるものとする。

(医療救護計画)

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
 - (2) 医療救護班の活動計画
 - (3) 地区医師会と関係機関との通信連絡計画
 - (4) 医薬品等の供給
 - (5) 訓練計画
- 3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (4) 救護所等における健康管理
- (5) 医療救護活動の記録
- (6) その他必要な措置

(医療救護班に対する指揮)

第5条 甲が医療救護活動の総合調整を図るために行う医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 第2条第4項の規定に基づき派遣された医療救護班は、派遣先の都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

(医薬品等の供給等)

第6条 医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行することとし、甲は医薬品等の供給について必要な協力を行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 医療救護班の輸送手段は、乙が確保することとし、甲は医療救護班の輸送について必要な協力を行うものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 乙は、甲が傷病者の搬送先医療機関を確保しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 傷病者の搬送先医療機関における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に関する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(市町村及び地区医師会との調整)

第11条 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護について、郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整に努めるものとする。

2 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護が円滑に行われるための協力について、必要な調整に努めるものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自1通を保有する。

平成2年1月16日（平成9年6月23日、平成28年6月28日一部改正）

甲 青森市長島一丁目1番1号

青 森 県

乙 青森市新町二丁目8番21号

社団法人青森県医師会

4-18-5 災害時の医療救護に関する協定書実施細則

平成2年1月16日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、実施細則を、次のとおり定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する青森県（以下「甲」という。）の公益社団法人青森県医師会（以下「乙」という。）に対する医療救護班の派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

2 協定書第2条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階で医療救護班を派遣する必要がある場合をいう。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、災害現場等に設置されている救護所のほか、必要と認めた場合は、傷病者の搬送先医療機関に救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の搬送先医療機関に設置する救護所のほか、必要と認めた場合は、搬送先医療機関以外の医療機関にも救護所を設置することができる。

（医療救護活動等の報告）

第3条 乙は、協定書第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとに、次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 医療救護班員名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第4条 乙は、協定書第2条の規定により派遣した医療救護班が行う医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第5条 乙は、協定書第10条に規定する経費について請求をする場合には、各医療救護班分を取りまとめ、次の各号に定める書類を添付して、甲に請求するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した費用
医療救護班員名簿（第2号様式）
費用弁償報告書（第5号様式）
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
医薬品等使用報告書（第3号様式）
費用弁償請求書（第5号様式）
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
事故報告書（第4号様式）
扶助費支給申請書（第6号様式）

(救護所となった医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費弁償の請求)

第6条 第2条の規定に基づき救護所となった医療機関は、施設又は設備の損傷が生じた場合において、当該損傷に係る実費弁償の請求をしようとするときは、物件損傷報告書(第7号様式)を甲に提出するものとする。

(費用弁償等の額)

第7条 協定書第10条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第10条第3号に規定する扶助費については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)に準ずるものとする。

(費用弁償等の支払)

第8条 甲は、前3条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかにこれを支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第9条 乙は、協定書第2条の規定により派遣した医療救護班が行う医療救護活動のうえて患者と医事紛争が生じた場合は、乙は甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲乙協議のうえ、適切な措置をとるよう努めるものとする。

平成2年1月16日(平成9年6月23日、平成28年6月28日一部改正)

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県

乙 青森市新町二丁目8番21号

社団法人青森県医師会

別表(第7条関係)

区 分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
災害救助法施行令第4条第1号及び第2号に規定する者	青森県災害救助法施行細則(昭和30年4月青森県規則第40号。以下この表において「細則」という。)別表第2に定める額		
上記のほか、甲が医療救護班員として認める者	細則別表第1第12号「救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費」の2に定める額		細則別表第2に定める額

4-18-6 災害時の看護職による医療救護活動に関する協定（公益社団法人青森県看護協会）

災害時の看護職による医療救護活動に関し、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県看護協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき甲が行う次の医療救護活動（以下「看護職医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 避難所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理等
- (2) 避難所等における軽易な傷病者等に対する看護

（看護班の派遣）

第2条 甲は、青森県地域防災計画に基づき看護職医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し看護協会の会員で組織する救護班（以下「看護班」という。）の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な限り速やかに看護班を編成し、甲に編成表を提出する。
- 3 甲は、前項の編成表に基づいて活動場所等を調整し、乙は当該調整結果に基づいて避難所等に看護班を派遣するものとする。

（看護班の業務）

第3条 看護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所等において看護職医療救護活動を行うことを原則とする。

（看護班に対する指揮命令等）

第4条 看護班に対する指揮命令及び看護職医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者と協議の上、乙が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第5条 甲は、看護班が活動するに当たり必要とする医薬品及び衛生材料等の補給等、看護班の輸送、通信の確保等、看護職医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置について可能な限り協力するものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づいて、乙が看護職医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護班の編成及び派遣に要する費用
 - (2) 看護班が携行し、又は、現地で調達し使用した医薬品等の費用
 - (3) 看護班の職員が加入する天災危険補償特約付き国内旅行傷害保険及び賠償責任保険の加入費
 - (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの
- 2 看護班の職員が看護職医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合には、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該職員が、他の法令による療養その他の給付又は補償を受けたときは、その給付又は補償の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(賠償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施した看護職医療救護活動において第三者が損害を被った場合は、甲乙協議して賠償に当たるものとする。

2 乙が派遣する看護班の職員は、医療事故が発生した場合の賠償責任保険に加入するものとする。

(細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、災害時の看護職医療救護活動に関する協定実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定及び実施細目に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

乙 青森県青森市中央三丁目20番30号
県民福祉プラザ3階
公益社団法人青森県看護協会
会長 梶谷京子

災害時の看護職による医療救護活動に関する協定実施細目

令和4年3月30日付で締結した災害時の看護職による医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第8条に基づく細目は、次のとおりとする。

（看護班の派遣要請）

第1条 青森県（以下「甲」という。）が協定第2条第1項の規定により看護班の派遣を要請するときは「看護班派遣要請書」（第1号様式）を、要請内容を変更するときは「看護班派遣変更要請書」（第1号様式の2）を公益社団法人青森県看護協会（以下「乙」という。）に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

（看護職医療救護活動の報告）

第2条 乙が、協定第2条第3項の規定により看護班を派遣したときは、看護職医療救護活動終了後速やかに、各看護班ごとの「看護職による医療救護活動 報告書」（第2号様式）、「班員名簿」（第3号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第4号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条に基づく看護職医療救護活動において、看護班の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第5号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の請求）

第4条 協定第6条各号に規定する費用については、乙が各看護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定第6条第2項に規定する損害補償費については、支給を受けようとする者が「損害補償費支給申請書」（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第6条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第6条第1項第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第6条第1項第3号に規定する保険加入費の額は、保険料の実費とする。

4 協定第6条第1項第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号から第3号までに該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

5 協定書第6条第2項に規定する費用については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」に準ずるものとする。

（支 払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

乙 青森県青森市中央三丁目20番30号
県民福祉プラザ3階
公益社団法人青森県看護協会

会長 梶谷京子

別表

区 分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
保健師、助産師、 看護師及び准看護 師	青森県災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号） 別表第2に定める額		

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

公益社団法人 青森県看護協会長 様

青 森 県 知 事

看護班派遣要請書

災害時の看護職による医療救護に関する協定第2条の規定により、下記のとおり看護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣を要請する看護班の数 (人)
(職員数)

第1号様式の2

第 号
令和 年 月 日

公益社団法人 青森県看護協会長 様

青 森 県 知 事

看護班派遣変更要請書

令和 年 月 日付け 第 号により要請した看護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

区分	変更後	変更前
1 派遣地域		
2 派遣期間		
3 派遣を要請する看護班の数（職員数）	（ 人）	（ 人）
4 変更の理由		

第2号様式

看護職による医療救護活動 報告書

班 名

班長氏名

月 日	活動場所	患者数	活動の概要	備 考
		人		
計				

第5号様式

事 故 報 告 書

青森県知事 様

公益社団法人青森県看護協会
会長

印

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの看護職による医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名		程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況					

第6号様式

費用弁償請求書

令和 年 月 日

青森県知事 様

公益社団法人青森県看護協会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、令和 年 月 日から令和 年 月 日までにおける災害時の
看護職による医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

第7号様式

損害補償費支給申請書

令和 年 月 日

青森県知事 様

公益社団法人青森県看護協会

会長

印

災害時の看護職による医療救護活動に関する協定第6条第2項の規定による損害補償費を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡した 者の状況	氏名		性別	男・女	出生年月日	
	住所					
	職種		勤務先		所属看護班名	
	傷病名			受傷発病年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
障害級別		療養開始年月日		治癒年月日		
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間		休業期間中における 業務上の収入の有無			
補償基礎額	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例第3条第2項()号該当					
損害補償費 支給申請額						
備考						

注1 「補償基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養補償費申請の場合は不要）。

2 損害補償費申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。

3 休業補償費申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。

4 障害補償費申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。

5 遺族補償費申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。

6 葬祭補償費申請の場合は、死亡診断書を添付すること。

7 打切補償費申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

4-20-1 自動車の保有状況

令和2年10月1日現在

	乗用自動車 (3, 5ナンバー)		乗合自動車 (2ナンバー)		貨物自動車 (1, 4ナンバー)		特殊自動車 (8ナンバー)		トレーラー等	
	本庁	公所	本庁	公所	本庁	公所	本庁	公所	本庁	公所
総務部	36	21	1	0	0	6	0	0	0	0
企画政策部	1	13	0	0	0	0	0	1	0	0
環境生活部	6	11	0	0	1	0	0	0	0	0
健康福祉部	0	53	0	1	0	26	0	2	0	0
商工労働部	1	5	0	2	0	4	0	0	0	0
農林水産部	0	42	0	1	0	59	0	4	0	0
県土整備部	0	63	0	0	0	1	0	19	0	0
危機管理局	0	7	0	1	0	1	3	11	0	0
観光国際戦略局	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
エネルギー総合対策局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	5	11	0	22	0	27	0	0	0	0
計	49	226	1	27	1	124	3	38	0	0

4-20-2 貨物自動車（営業用トラック）の調達

令和4年4月1日現在

(公社) 青森県トラック協会 青森市大字荒川字品川111-3 TEL 017-729-2000 FAX 017-729-2266

種別 支部別	一般 (特積・その他)		限定		特定		霊柩		利用 運送	計	
	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数		事業者数	車両台数
青森	113	4,835 (280)			2	4	6	16		121	4,855 (280)
三八	189	3,974 (588)			7	31	13	84	8	217	4,089 (588)
弘前	64	1,716 (107)					5	21		69	1,737 (107)
上十三	106	1,340 (95)			1	2	10	39		117	1,381 (95)
南黒	53	997 (67)			1	6	2	9	1	57	1,012 (67)
西北五	62	691 (34)					13	46		75	737 (34)
下北	25	276 (11)	1	1			5	15		31	292 (11)
計	612	13,829 (1,182)	1	1	11	43	54	230	9	687	14,103 (1,182)

※被牽引車は（ ）内数で標記。

4-20-3 バスの調達

令和4年9月30日現在

公益社団法人青森県バス協会 青森市大字浜田字豊田139-21 TEL017-739-0571 FAX017-739-0573

会員名	代表者	郵便番号	住所	電話番号	車両数					
				FAX番号	乗合	貸切			特定	
					大型	中型	小型	計		
弘南バス(株)	工藤智久	036-8326	弘前市大字藤野二丁目3番地6	0172-32-2241	200	31	38	3	72	
				0172-32-3558						
十和田観鉄(株)	佐藤行洋	034-0011	十和田市稲生町17番3号	0176-23-3131	91	43	3	2	48	
				0176-24-1100						
青森市企業局交通部	佐々木 淳	039-3503	青森市大字野内字菊川47番地1	017-726-5441	140					
				017-726-5475						
八戸市交通部	小橋和志	031-0813	八戸市大字新井田字小久保頭4番地の1	0178-25-5141	115					
				0178-25-5146						
下北交通(株)	山上常廣	035-0041	むつ市金曲一丁目8番12号	0175-23-3111	35	21	7	10	38	
				0175-23-4682						
勇北交通(株)	渡邊恵一	036-1313	弘前市大字賀田二丁目11番地2	0172-82-4150		9	2	2	13	
				0172-82-4888						
(有)光洋タクシー	福田光敏	030-0111	青森市大字荒川字成瀬100番地	017-739-5522		11	4	2	17	
				017-739-9414						
西海観光(株)	坂牛哉子	038-2761	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸町字下富田35番地12	0173-72-4512	6	2	1		3	
				0173-72-5844						
ジェイアールバス東北(株)	廣川 隆	980-0022	仙台市青葉区五橋一丁目1番1号3階	022-353-9841	33	7	1		8	
				022-353-9816						
三八五バス(株)	安達清幸	031-0801	八戸市江陽二丁目18番37号	0178-24-3331		50	6	9	65	
				0178-44-6018						
(株)さくら観光	永澤 聡	038-3642	北津軽郡板柳町大字太田字西上林31番地3	0172-72-1119		5	2	3	10	
				0172-73-4460						
(有)北都観光	和島隆志	037-0612	五所川原市大字福山字広富48番地9	0173-29-2112		5	3	4	12	
				0173-29-3551						
(有)アーストラベル青森	福田修二	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬168番地1	0173-22-6635		4	6	7	17	
				0173-22-3034						
青森観光バス(株)	木村英敬	038-0023	青森市大字細越字栄山589番地2	017-739-9384	15	19	4	5	28	
				017-739-9386						
三八五交通(株)	小笠原 修	031-0072	八戸市城下四丁目19番15号	0178-24-3335	2		4	1	5	
				0178-44-3529						
(有)脇野沢交通	滝本守雄	039-5326	むつ市脇野沢桂沢133番地4	0175-44-2888	1		1	2	3	
				0175-44-2086						
北星交通(株)	下山清司	036-8261	弘前市茂森新町四丁目17番地1	0172-32-0272			4	6	10	
				0172-33-3636						
三八五観光タクシー(株)	田邊豊彦	030-0902	青森市合浦一丁目2番4号	017-743-0385		3	3	3	9	
				017-743-0388						
上北観光バス(株)	森川 寿	039-2402	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢6番地6号	0176-56-5595		7	3	3	13	
				0176-56-5596						
(株)中央タクシー	山田和男	033-0001	三沢市中央町二丁目7番23号	0176-52-5200			1	2	3	
				0176-57-1140						
(株)北日本中央観光バス	大江 昇	039-1201	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吹8番の1	0178-88-1515	2	8	3	4	15	6
				0178-88-5450						
北彩観光(株)	中川弓芽乃	038-1303	青森市浪岡大字徳才子字山本96番地の1	0172-62-1211		4	3	4	11	
				0172-62-1221						
三八五タクシー(株)	片野弘司	039-2404	上北郡東北町上北北一丁目22番地34	0176-56-3155			5	2	7	
				0176-56-3156						
いやさか自動車(株)	田村七郎	039-3214	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂100-2	0175-75-3020		26	6	6	38	
				0175-75-3021						

会 員 名	代 表 者	郵 便 番 号	住 所	電 話 番 号 FAX 番 号	車 両 数					
					乗 合	貸 切			特 定	
						大 型	中 型	小 型		計
中里交通(株)	葛西和彦	037-0304	北津軽郡中泊町大字尾別字浅井98番地2	0173-57-3772 0173-57-3776	1	10	4	5	19	
(株)中里観光	野上新一朗	037-0303	北津軽郡中泊町大字高根字小金石1405	0173-58-3883 0173-58-3953		4	3	4	11	
白神観光バス(有)	三上富藏	036-1434	弘前市大字黒土字山下41番地	0172-86-2016 0172-86-2017		4	1	1	6	
(有)八洲交通	塩竈一也	039-3524	青森市大字滝沢字住吉28番地7	017-737-3810 017-726-2262	4	7		4	11	
(株)アップルス 観光バス	須藤秀光	036-0357	黒石市追子野木三丁目460番地1	0172-59-3111 0172-52-5511		3	4	7	14	
寺下運輸倉庫(株)	小比類巻 健	033-0036	三沢市南町四丁目31番地3461	0176-53-5050 0176-52-5745		15	4	6	25	
大泉運輸(株)	小泉國雄	039-3215	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1157	0175-74-2488 0175-74-2368		23	5	2	30	
相和物産(株)	菅原 純	039-3215	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1050番地1	0175-68-2211 0175-68-2222		23	5	4	32	
(株)S T S 北燈	市ノ渡 丈 廣	039-3104	上北郡野辺地町字大月平29番地31	0175-65-2610 0175-65-2618		2		3	5	
(有)つばめ交通	剣吉政彦	039-2371	上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地63	0176-55-3161 0176-55-5595	1	4	1	1	6	
マルイチ工業(株)	東條照子	038-2731	西津軽郡鯨ヶ沢町大字赤石町字砂山139番地	0173-82-2252 0173-72-6810	7	8	1	3	12	
原燃エンジニアリング(株)	高田秀明	039-3213	上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田1番地44	0175-74-3732 0175-74-3163		3	2	2	7	
(株)尻屋観光	菊池憲太郎	035-0005	下北郡東通村大字田屋字将木館2番地	0175-28-5555 0175-28-5556		9	8	7	24	
(有)大間運輸	荒木 整	039-4601	下北郡大間町大字大間字大間89の1	0175-37-2805 0175-37-3560		3		3	6	
(株)ビッグ・ ウイング	中嶋大己	036-8085	弘前市大字末広二丁目6番地7	0172-26-2455 0172-26-2456		6	3	1	10	3
(株)トーオ開発	佐藤眞治	038-2806	つがる市木造越水長谷川130番地	0173-26-2277 0173-26-4142			13	4	17	
三八五観光ハイヤー(株)	片野弘司	039-1548	三戸郡五戸町字新町32	0178-62-3141 0178-62-3142				4	4	
(有)むつ車体工業	齋藤憲一	035-0043	むつ市南赤川町10番25号	0175-31-0227 0175-31-0228	2	7	1	5	13	2
大空交通(株)	高田 翔	033-0154	三沢市日の出一丁目94番341号	0176-51-9333 0176-51-9332		5		5	10	
(株)新山運送	新山良平	034-0102	十和田市大字大沢田字池ノ平23	0176-27-3207 0176-27-3805		4	4	4	12	
グリーン交通(株)	石田 守	036-8084	弘前市高田一丁目5番地22	0172-28-0201 0172-28-0203			1	2	3	
岩手県北 自動車(株)	松本 順	020-0124	盛岡市厨川一丁目17番18号	019-641-7711 019-641-7700	135	10	2	3	15	
(株)ブルーロード	木村文男	030-0142	青森市大字野木字野尻37番地716	017-763-5240 017-763-5241		7	2	3	12	
(株)つがるバス	小寺貴英	038-3301	つがる市富范町静8番地2	0173-56-3323 0173-56-3323			4		4	
国際貸切 自動車(株)	酒井信幸	038-0003	青森市大字石江字江渡25番地4	017-781-7478 017-781-1735		2	3	7	12	6
合 計	49社				790	414	181	170	765	17

4-20-4 漁船の現況

(農林水産部水産振興課)
漁船隻数は令和4年12月現在

市町村名	漁協名	電 話	5トン以上	5トン未満		計	所 在 地
				動 力	無動力		
青 森 市	青 森 市	017-742-2200	3	183		186	〒038-0059 青森市大字油川字岡田262-12
	後 潟	017-754-3532		45		45	〒030-1271 青森市大字六枚橋字磯打22
弘 前 市	岩 木 川	0172-33-0309		3		3	〒036-8274 弘前市南城西二丁目1-6
八 戸 市	八 戸 市 南 浜	0178-38-2216	8	121		129	〒031-0841 八戸市大字鮫町字葛ノ芽1-4
	八 戸 鮫 浦	0178-33-0556	2	60		62	〒031-0841 八戸市大字鮫町字鮫90-17
	市 川	0178-52-2052		7		7	〒039-2241 八戸市大字市川町字浜29-5
	青 森 県 旋 網	0178-33-0151	15	6		21	〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下95
	八 戸 市 み な と	0178-33-3311	22	34		56	〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下101
	八 戸 機 船	0178-33-2171	36	2		38	〒031-0841 八戸市大字鮫町字日の出町10
五所川原市	十 三	0173-62-3110	2	148		150	〒037-0403 五所川原市十三羽黒崎133
十和田市	十和田湖 増 殖	0176-75-2612		15		15	〒018-5501 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
三 沢 市	三 沢 市	0178-54-2202	15	72	96	183	〒033-0142 三沢市三川目四丁目145-552
む つ 市	大 畑 町	0175-34-4111	31	204		235	〒039-4401 むつ市大畑町湊村191
	脇野沢村	0175-44-2211		68		68	〒039-5327 むつ市脇野沢本村無番地
	川 内 町	0175-42-3210		80		80	〒039-5201 むつ市川内町川内無番地
	む つ 市	0175-24-1261	1	75		76	〒039-0084 むつ市大湊新町10-6
	関 根 浜	0175-25-2121	6	81		87	〒035-0022 むつ市大字関根字前浜143
つがる市	車 力	0173-56-2679	6	108		114	〒038-3301 つがる市富蒔町字清水6-5
平 内 町	平 内 町	017-755-4111	2	835	3	840	〒039-3312 東津軽郡平内町大字浅所字浅所91-56
今 別 町	竜飛今別 (本所)	0174-35-2049	5	66		71	〒030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別113-3
	竜飛今別 (東部支所)	0174-36-2014		81		81	〒030-1514 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元91
蓬 田 村	蓬 田 村	0174-27-2006		75		75	〒030-1203 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田217
外ヶ浜町	外ヶ浜 (本所)	0174-25-2322		89		89	〒030-1413 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高15-3地先
	外ヶ浜 (蟹田支所)	0174-22-3271		67		67	〒030-1302 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本147
	三 厩	0174-37-2007	10	153		163	〒030-1731 東津軽郡外ヶ浜町三厩字三厩本町9
外ヶ浜町	竜飛今別 (竜飛支所)	0174-38-2001	3	47		50	〒030-1711 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜1
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町	0173-72-3001	29	59		88	〒038-2753 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町200
	鱒ヶ沢町 (赤石支所)	0173-72-3094	5	26		31	〒038-2731 西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字砂山146
深 浦 町	新深浦町 (本所)	0173-76-2511	96	188		284	〒038-2504 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形406-1
	新深浦町 (船作支所)	0173-75-2150	1	33		34	〒038-2327 西津軽郡深浦町大字船作字下清滝124-1先

市町村名	漁協名	電 話	5トン以上	5トン未満		計	所 在 地
				動 力	無動力		
深 浦 町	新深浦町 (岩崎支所)	0173-77-2121	31	100		131	〒038-2202 西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂370-1
	風合瀬	0173-76-3086	16	49		65	〒038-2411 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川45-7先
	深 浦	0173-74-2411	20	113		133	〒038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町364-2
	大間越	0173-78-2004	1	39		40	〒038-2208 西津軽郡深浦町大字大間越字釜屋沢9-4
中 泊 町	小 泊	0173-64-2641	37	187		224	〒037-0542 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根128
	下 前	0173-64-2211	24	85		109	〒037-0538 北津軽郡中泊町大字小泊字下前207-1
野辺地町	野辺地町	0175-64-2264	1	133		134	〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地568
横 浜 町	横 浜 町	0175-78-2006	1	106		107	〒039-4137 上北郡横浜町字下川原112-1
東 北 町	小川原湖	0176-56-2104		346		346	〒039-2406 上北郡東北町旭北四丁目31-662
六ヶ所村	六ヶ所村 海 水	0175-72-2314	2	39		41	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附1255
	六ヶ所村	0175-75-2020	1	58		59	〒039-3214 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下15-1
	泊	0175-77-3121	47	56		103	〒039-4301 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山992地先
おいらせ町	百 石 町	0178-52-2385	3	38	1	42	〒039-2203 上北郡おいらせ町一川目一丁目73-930
大 間 町	大 間	0175-37-3117	45	464		509	〒039-4601 下北郡大間町大字大間字下手道59-3
	奥 戸	0175-37-2217	13	185		198	〒039-4602 下北郡大間町大字奥戸字奥戸村173番地先
東 通 村	白 糠	0175-46-2211	30	78		108	〒039-4224 下北郡東通村大字白糠字向流109
	小田野沢	0175-48-2324	5	51		56	〒039-4223 下北郡東通村大字小田野沢字浜通78-23
	猿ヶ森	0175-48-2829	3	9		12	〒039-4221 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34
	尻 労	0175-47-2131	5	56		61	〒035-0112 下北郡東通村大字尻労字安部36-1
	尻 屋	0175-47-2021	18	84		102	〒035-0111 下北郡東通村大字尻屋字山根61-2
	岩 屋	0175-47-2009	3	62		65	〒035-0113 下北郡東通村大字岩屋字往来172
	野 牛	0175-27-2151	27	63		90	〒035-0103 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251
	石 持	0175-27-2041	1	32		33	〒035-0004 下北郡東通村大字蒲野沢字石持50-1
風間浦村	風 間 浦	0175-36-2211	10	83		93	〒039-4501 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂127
	風 間 浦 (易国間支所)	0175-35-2011	3	106		109	〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字新町46
	風 間 浦 (蛇浦支所)	0175-35-2311	2	132		134	〒039-4503 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦96
佐 井 村	佐 井 村	0175-38-4111	10	339		349	〒039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森144-1
階 上 町	階 上 町	0178-89-2111	11	108	1	120	〒039-1201 三戸郡階上町大字道仏字榊山5-61
	そ の 他		9	6		15	
合 計			677	6,238	101	7,016	

注) その他は、官公庁船、漁船所有者が県外の者等沿海漁協に所属しないものである。

4-20-5 船舶の現況

(青森県)

船名	用途	トン数	収容可能人員	根拠地
青森丸	漁業実習	660	78	八戸港
うみねこ	〃	13	20	〃
はやかぜ	漁業取締	56	11	青森港
うとう	〃	56	11	〃

((地独) 青森県産業技術センター水産総合研究所)

船名	用途	トン数	収容可能人員	根拠地
開運丸	漁業試験	199	23	八戸港
青鵬丸	〃	65	12	鯺ヶ沢港
なつどまり	〃	19	20	茂浦港

4-20-6 巡視船艇

(青森・八戸海上保安部)

船名	トン数	最大搭載人員	基地名	備考
おいらせ	335	0	青森	青森海上保安部
ひばかぜ	26	12	〃	〃
さわかぜ	26	12	〃	〃
しもきた	1,300	0	八戸	八戸海上保安部
あぶくま	335	0	〃	〃
むつぎく	26	12	〃	〃
むつかぜ	26	12	〃	〃

4-20-7 舟艇の保有状況

(青森県)

区分	所属
指導取締船	上北地域県民局地域整備部(1)、下北地域県民局地域整備部(1)
各種作業船	上北地域県民局地域農林水産部(1)、三八地域県民局地域整備部(3) 下北地域県民局地域整備部(1)
モーターボート	中南地域県民局地域農林水産部(1)、西北地域県民局地域農林水産部(1)、八戸水産高校(2) 西北地域県民局地域整備部(1)
和船	青森県水産総合研究センター(1)、東青地域県民局地域整備部(2) 中南地域県民局地域整備部(2)、八戸水産高校(2)
その他	機動隊(2)

4-20-8 県警察警備艇

(八戸警察署)

連絡先	船名	トン数	最大搭載人員	所在地
八戸警察署 (0178-43-4141)	みちのく	41	24	八戸市豊洲3-10 ポートアイランド

4-20-9 県防災ヘリコプター

(危機管理局)

連絡先	機名	定員	最大離陸重量 (kg)	所在地
青森県危機管理局 消防保安課 (017-734-9086)	しらかみ	15	5,398	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森県防災航空センター

4-20-10 県ドクターヘリ

(健康福祉部)

基地病院	定員	離陸重量 (kg)	所在地
青森県立中央病院	6	2,835	青森市東造道2丁目1-1 青森県立中央病院敷地内
八戸市立市民病院	6	2,835	八戸市大字田向字毘沙門平1 八戸市立市民病院敷地内

4-20-11 県警察ヘリコプター

(警察本部)

連絡先	機名	定員	離陸重量 (kg)	所在地
警察本部地域課 (017-723-4211)	はくちょう	15	5,398	青森市大字大谷字山ノ内6 青森空港

4-20-12 防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表

令和3年1月1日

消防本部	市町村名	名称	離着陸場所	所在地	世界測地系	日本測地系	管理者	
青森地域広域事務組合	青森市	青森県消防学校	学校敷地内 (アスファルト)	青森市新城字天田内 183-3	40-50-16 140-40-45	40-50-06 140-40-58	青森県消防学校	
		青森・瀬戸子(せとし)	ラグビー場(芝地)	青森市瀬戸子字神田 110-18	40-52-59 140-40-09	40-52-50 140-40-21	ラインメール 青森事務局	
		浅虫ヨットハーバー	ヨットハーバー敷地内	青森市浅虫字蟹谷352	40-53-29 140-51-35	40-53-22 140-51-51	青森港管理所	
		県立保健大学	陸上競技場(芝地)	青森市浜館字間瀬58-1	40-48-55 140-47-37	40-48-45 140-47-51	青森県立 保健大学	
		青森・学校教育センター	陸上競技場(芝地)	青森市大矢沢字野田80-2	40-47-22 140-46-17	40-47-13 140-46-29	青森県総合学校 教育センター	
		浪岡・陸上競技場	陸上競技場(芝地)	青森市浪岡大字浪岡字稲盛地先	40-42-13 140-35-12	40-42-04 140-35-23	青森市 浪岡体育館	
	外ヶ浜町	一本松公園陸上競技場	陸上競技場(芝地)	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 鰐ヶ淵24-1	41-02-43 140-38-08	41-02-34 140-38-21	外ヶ浜町役場 総務課	
		外ヶ浜町平館・山村広場	グラウンド(土)	東津軽郡外ヶ浜町字平館 根岸小川230-1	41-08-44 140-38-03	41-08-35 140-38-16		
		三厩やすらぎ公園	多目的広場(芝地)	東津軽郡外ヶ浜町字三厩 緑ヶ丘265	41-10-38 140-25-55	41-10-29 140-26-06		
	今別町	今別 あすなろ公園駐車場	駐車場 (アスファルト舗装)	東津軽郡今別町大字今別 字中沢54-8	41-10-46 140-29-37	41-10-37 140-29-50	今別町役場 建設課	
	蓬田村	蓬田・総合運動場	陸上競技場(芝地)	東津軽郡蓬田村郷沢字浜 田138-18	40-59-09 140-38-55	40-59-00 140-39-07	蓬田村役場	
	平内町	平内町営陸上競技場	陸上競技場	東津軽郡平内町小湊字後 泡16	40-55-31 140-57-05	40-55-21 140-57-16	平内町役場	
	弘前地区消防事務組合	弘前市	弘前・岩木川河川敷	野球場外野 (土&草地)	弘前市大字悪戸字鳴瀬69 地先 河川敷第一野球場	40-35-50 140-25-38	40-35-42 140-25-52	弘前市 スポーツ振興課
			弘前市運動公園	陸上競技場(芝地)	弘前市豊田2丁目3 弘 前市運動公園内	40-35-26 140-30-18	40-35-15 140-30-32	
弘前第一養護学校			グラウンド(芝地)	弘前市大字中別所字平山 140-8	40-39-41 140-22-45	40-39-32 140-22-57	青森県立弘前 第一養護学校	
裾野小学校			グラウンド(土)	弘前市大字十面沢字轡 293	40-43-02 140-21-28	40-42-54 140-21-40	弘前市 教育委員会	
岩木山百沢スキー場			駐車場(アスファ ルト舗装)	弘前市大字百沢 岩木山 スキー場内	40-37-36 140-19-51	40-37-27 140-20-03	弘前市 スポーツ振興課	
相馬小学校			グラウンド (芝地&土)	弘前市大字黒滝字二ノ松 本2-4	40-35-01 140-24-03	40-34-52 140-24-15	岩木庁舎 教育委員会	
西目屋村		西目屋・田代	学校グラウンド (芝地&土)	中津軽郡西目屋村田代字 稲元地内	40-34-31 140-17-48	40-34-20 140-18-00	村教委・ 西目屋小学校	
藤崎町		藤崎・平川河川敷	陸上競技場(土)	南津軽郡藤崎町藤崎字下 川原地内	40-38-47 140-29-46	40-38-38 140-29-58	国交省青森 河川国道事務所	
		常盤小学校	グラウンド(土)	南津軽郡藤崎町大字常盤 字三西田23	40-40-21 140-32-27	40-40-12 140-32-38	町教委・ 常盤小学校	
大鰐町		大鰐・あじゃら山	ラグビー場 (芝地)	南津軽郡大鰐町大鰐字出 張沢11	40-30-23 140-34-33	40-30-13 140-34-45	大鰐町建設課	
平川市		柏木農業高校	陸上競技場 (草地)	平川市荒田上駒田130	40-36-07 140-34-23	40-35-57 140-34-36	県教委・ 柏木農業高校	
		平賀西中学校	グラウンド(芝地)	平川市大光寺白山13-2	40-35-12 140-33-07	40-35-01 140-33-17	市教課・ 平賀西中学校	
		平川・大坊	平川河川広場 (芝地)	平川市大坊地内(平川河 川敷内)	40-33-39 140-32-18	40-33-29 140-32-30	平川市 保健体育課	
		平川・松崎	陸上競技場(芝地)	平川市松崎地内(平川河 川敷内)	40-35-44 140-31-39	40-35-34 140-31-52	平川市 保健体育課	
	碓ヶ関小学校	グラウンド(土)	平川市碓ヶ関三笠山 127-23	40-28-43 140-37-47	40-28-34 140-37-58	市教課・ 碓ヶ関小学校		
黒石市	黒石市運動公園	陸上競技場 (芝地)	黒石市緑ヶ丘136	40-40-10 140-35-38	40-40-00 140-35-50	黒石市 都市建築課		
	黒石・浅瀬石橋	浅瀬石川河川敷 (草地)	黒石市追子野木一丁目 562地先	40-38-06 140-36-04	40-37-57 140-36-16	中津軽郡黒石 地域整備部		
田舎館村	田舎館中学校	グラウンド(芝地)	南津軽郡田舎館村畑中字 観妙寺40-1	40-38-18 140-33-04	40-38-08 140-33-17	村教課・ 田舎館中学校		
板柳町	板柳中学校	校庭 (陸上競技場)	北津軽郡板柳町三千石字 五十嵐103	40-42-45 140-28-03	40-42-36 140-28-16	町教委・ 板柳中学校		

消防本部	市町村名	名 称	離着陸場所	所 在 地	世界測地系	日本測地系	管 理 者	
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市	八戸・東運動公園	陸上競技場 (芝地)	八戸市湊高台8丁目1-1	40-30-10 141-32-39	40-30-02 141-32-52	エスプロモ(株)	
		八戸市 新井田川水防センター	水防ヘリポート (アスファルト)	八戸市大字田向字向河原 32-3地先	40-29-32 141-30-55	40-29-23 141-31-08	三八地域県民局 地域整備部	
		馬淵川水防センター	水防ヘリポート (アスファルト)	八戸市大字尻内町字上河 原54-1	40-30-09 141-25-47	40-30-19 141-25-34	青森河川国道 事務所八戸出張所	
		南郷陸上競技場	陸上競技場 (芝地)	八戸市南郷大字市野沢字 中市野沢および権現山	40-24-23 141-25-55	40-24-13 141-26-09	エスプロモ(株)	
	おいらせ町	いちょう公園	多目的グラウンド (土)	上北郡おいらせ町沼端地 内	40-36-23 141-26-18	40-36-14 141-26-31	おいらせ町役場	
		下田公園多目的グラウンド	多目的運動場 (土)	上北郡おいらせ町西後谷 地31-1	40-36-52 141-24-01	40-36-42 141-24-14		
		下田橋	多目的広場 (芝地)	上北郡おいらせ町向川原 奥入瀬川河川敷	40-35-46 141-24-20	40-35-36 141-24-33		
	五戸町	五戸・ひばり野公園	陸上競技場 (芝地)	三戸郡五戸町豊間内字地 蔵平1-251	40-30-39 141-19-54	40-30-28 141-20-08	五戸町 スポーツ振興公社	
		倉石・小渡平	多目的広場 (アスファルト)	三戸郡五戸町大字倉石中 市字小渡88-1	40-30-27 141-16-30	40-30-15 141-16-41	五戸町役場	
	三戸町	三戸・松原公園	陸上競技場 (芝地)	三戸郡三戸町川守田字西 松原50	40-23-06 141-14-48	40-22-56 141-15-01	三戸町役場	
	田子町	田子高校	陸上競技場 (芝地)	三戸郡田子町相米字蝦夷 館1-1	40-20-04 141-08-11	40-19-53 141-08-24	県教委・ 田子高校	
	南部町	平運動公園	多目的運動場 (草地)	三戸郡南部町大字平字上 の山32-1	40-24-17 141-20-20	40-24-00 141-20-25	南部町役場	
		福地中学校	グラウンド (芝&土)	三戸郡南部町大字福田字 板橋1-2	40-27-10 141-22-59	40-26-59 141-23-10	南部町 教育委員会	
	階上町	階上・小舟渡(こみなと)	多目的広場 (芝地)	三戸郡階上町道仏字廿一	40-27-05 141-40-53	40-26-54 141-41-06	階上町役場	
	新郷村	新郷中学校	グラウンド(土)	三戸郡新郷村大字戸来字 大久保1	40-27-47 141-09-47	40-27-36 141-09-00	新郷村 新郷中学校	
	三沢市	三沢市	三沢漁港運動広場	多目的運動場 (芝地)	三沢市港町二丁目10-1	40-40-46 141-25-59	40-40-36 141-26-12	三八漁港漁場 整備事務所
			三沢市民の森	陸上競技場 (芝地)	三沢市淋代平116-2 941	40-44-02 141-22-00	40-43-54 141-22-15	NPO法人 マン・パワ
	十和田地域広域事務組合	十和田市	十和田市営陸上競技場	陸上競技場 (芝地)	十和田市西十三番町3	40-36-35 141-12-21	40-36-25 141-12-32	十和田市 体育協会
十和田工業・野球場			野球場(土&芝)	十和田市一本木沢27-1	40-38-14 141-14-12	40-38-06 141-14-26	県教委・十和 田工業高校	
十和田湖総合運動公園			陸上競技場 (芝地)	十和田市大字奥瀬字生内 101-28	40-34-45 141-06-28	40-34-37 141-06-42	十和田市 体育協会	
旧十和田湖小学校			グラウンド (土&芝)	十和田市大字奥瀬字十和 田湖畔休屋16番地1	40-25-40 140-53-51	40-25-34 140-54-04	市・十和田湖 小学校	
六戸町		六戸町総合運動公園	陸上競技場 (芝地)	上北郡六戸町犬落瀬字下 久保174-1	40-37-00 141-19-15	40-36-51 141-19-29	六戸町教育課	
五所川原地区消防事務組合	五所川原市	五所川原・岩木川河川敷	河川敷グラウンド (芝地)	五所川原市錦町・幾島町	40-48-49 140-26-13	40-48-34 140-26-26	市教委 文化スポーツ課	
		五所川原・飯詰	陸上競技場 (芝地)	五所川原市大字飯詰字狐 野177-1	40-49-18 140-29-45	40-49-09 140-29-57	市教委 文化スポーツ課	
		金木中学校	グラウンド (芝&土)	五所川原市金木町荻野 84-9	40-54-21 140-27-42	40-54-12 140-27-55	市教委・ 金木中学校	
		市浦中学校	グラウンド(土)	五所川原市相内岩井81	41-03-35 140-20-56	41-03-25 140-21-08	市教委・ 市浦中学校	
	鶴田町	鶴田・岩木川河川敷	河川敷内グラウンド (芝地)	北津軽郡鶴田町鶴田字早 瀬	40-45-29 140-25-39	40-45-18 140-25-50	鶴田町役場	
	中泊町	中泊町運動公園	陸上競技場 (芝地)	北津軽郡中泊町大字宮野 沢字袴腰山1-84	40-57-40 140-27-29	40-57-30 140-27-41	中泊町役場 社会教育課	
		中泊町立中里中学校	グラウンド (芝地)	北津軽郡中泊町大字中里 字宝森58-2	40-58-01 140-25-31	40-57-50 140-25-45		
		中泊ライオン岩公園多目的 広場	野球場(芝生)	北津軽郡中泊町大字小泊 字下前272	41-07-16 140-17-01	41-07-07 140-17-14		
下北地域広域事務組合	むつ市	むつ運動公園	陸上競技場 (芝地)	むつ市山田町43-1	41-17-34 141-10-24	41-17-24 141-10-40	むつ市民生部 市民スポーツ課	
		防災緑地 (ウェルネスはらっぱる)	多目的広場 (芝地)	むつ市真砂町93-6の 内	41-16-57 141-10-37	41-16-47 141-10-59		
		あさひな丘陸上競技場	陸上競技場 (芝地)	むつ市大畑町涌館19-1	41-24-35 141-09-30	41-24-26 141-09-43	市教育振興会	
		川内高校 (大湊高校川内校舎)	グラウンド(草地)	むつ市川内町家ノ上48	41-11-46 140-58-10	41-11-38 140-58-23	県教委・ 川内高等学校	
		脇野沢漁村広場	公園(芝地)	むつ市脇野沢瀨野川目 279	41-08-21 140-49-15	41-08-18 140-49-18	むつ市役所 脇野沢庁舎	

消防本部	市町村名	名称	離着陸場所	所在地	世界測地系	日本測地系	管理者	
下北地域広域行政事務組合	大間町	大間高校	グラウンド(芝地)	下北郡大間町大字大間字大間平20-43	41-31-40 140-55-31	41-31-30 140-55-49	県教委・大間高等学校	
		奥戸(おこっぺ)中学校	グラウンド	下北郡大間町大字奥戸字館ノ上96-7	41-29-16 140-54-29	41-29-06 140-54-41	町教委・奥戸中学校	
		大間町ウイング	駐車場(簡易舗装)	下北郡大間町大字大間字内山48-164地先	41-31-29 140-55-49	41-31-22 140-56-02	下北地域振興財団	
	東通村	東通オフサイトセンター臨時ヘリポート	コンクリート舗装	下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地32	41-16-51 141-19-51	41-16-42 141-20-06	東通村原子力対策課	
		東通・北部グラウンド	北部総合グラウンド(土)	下北郡東通村石持地内	41-20-05 141-18-32	41-19-55 141-18-44	東通村役場	
	風間浦村	風間浦野球場	野球場(芝地)	下北郡風間浦村易国間字古野17-1	41-29-23 140-59-11	41-29-17 140-59-30	村教委・風間浦中学校	
	佐井村	佐井中学校	グラウンド(芝地)	下北郡佐井村佐井字中道75	41-26-34 140-52-19	41-29-14 140-59-24	風間浦村教育委員会	
		佐井棧橋	港内敷地(舗装)	下北郡佐井村佐井字大佐井112地先	41-26-02 140-51-45	41-25-51 140-51-59	下北地方漁港漁場整備事務所	
	北部上北広域事務組合	野辺地町	野辺地町運動公園	陸上競技場	上北郡野辺地町松ノ木114	40-51-24 141-06-18	40-51-15 141-06-31	野辺地町役場
			野辺地港潮騒公園	多目的広場(芝地)	上北郡野辺地町字馬門道44-1(野辺地地区緑地潮騒公園内)	40-52-20 141-06-51	40-52-11 141-07-04	上北地域県民局地域整備部
六ヶ所村		六ヶ所村大石総合運動公園	陸上競技場(芝地)	上北郡六ヶ所村尾駮字野附521-1	40-58-56 141-20-16	40-58-45 141-20-28	六ヶ所村役場	
		泊小学校	グラウンド(芝地)	上北郡六ヶ所村大字泊字川原75-17地内	41-05-13 141-23-22	40-05-03 141-23-35	六ヶ所村教育委員会	
横浜町		横浜中学校	グラウンド(土、一部芝地)	上北郡横浜町上イタヤノ木91-17地内	41-04-38 141-15-43	41-04-28 141-15-56	横浜町教育委員会	
		横浜町多目的広場	アスファルト	上北郡横浜町字上イタヤノ木106-2地内	41-03-45 141-14-47	41-03-35 141-15-00	横浜町産業振興課	
つがる市		つがる市	木造・芦屋球場	野球場(芝生)	つがる市木造川除鷺爪地内	40-49-39 140-24-59	40-49-30 140-25-11	つがる市役所
			木造・亀ヶ岡球場	野球場(芝生)	つがる市木造館岡上沢辺地内	40-52-36 140-18-47	40-52-26 140-19-00	
	つがる市森田総合運動場		野球場(芝生)	つがる市森田町森田屏風山2	40-46-41 140-20-16	40-46-30 140-20-30		
	柏・多目的運動広場		サッカー場	つがる市柏鷺坂清見地先	40-48-20 140-26-12	40-48-11 140-26-24		
	岩木川河川公園	多目的運動広場(芝地)	つがる市稲垣町豊川藤ヶ酒地内	40-52-49 140-24-24	40-52-39 140-24-37	つがる市役所稲垣支所		
中部事業組合 上北広域	七戸町	七戸町七戸運動公園サッカー場	サッカー場(芝地)	上北郡七戸町字鶴児平1-108	40-42-18 141-07-56	40-42-09 141-08-08	七戸町教育委員会スポーツ振興課	
		天間林中学校野球場	野球場(芝地)	上北郡七戸町字森ノ上16-4	40-44-43 141-10-19	40-44-34 141-10-32		
	東北町	東北町南総合運動公園わんぱく広場	多目的広場(芝地)	上北郡東北町大字上野字堤向73-1	40-43-15 141-15-07	40-43-13 141-15-20	東北町教育委員会スポーツ振興課	
		東北町北総合運動公園陸上競技場	多目的広場(芝地)	上北郡東北町字外蛭沢前平79-47	40-46-35 141-14-20	40-46-25 141-14-33		
鯨ヶ沢地区 消防事務組合	深浦町	深浦・北金ヶ沢	大戸瀬中学校グラウンド(芝)	西津軽郡深浦町北金ヶ沢字榊原上野208	40-45-11 140-04-45	40-45-01 140-04-58	町教委・大戸瀬中学校	
		深浦高校(木造高校深浦校舎)	校庭(芝地)	西津軽郡深浦町大字戸字家野上95-157	40-39-42 139-56-30	40-39-32 139-56-42	県教委・木造高校深浦校舎	
		岩崎・スポーツセンター	多目的グラウンド(芝地)	西津軽郡深浦町大字正道尻小磯40	40-34-39 139-55-43	40-34-30 139-55-55	深浦町役場	
	鯨ヶ沢町	鯨ヶ沢・大高山	運動公園芝生広場(芝地)	西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸町西松島304-2	40-46-02 140-12-02	40-45-53 140-12-18	鯨ヶ沢町役場	
訓練場	青森市	下湯ダムNo.1(北側)	下湯ダム敷地内	青森市荒川字横倉地内	40-41-30 140-47-00	40-41-28 140-47-08	東青地域県民局地域整備部崩込ダム建設所	
		下湯ダムNo.2(HP)			40-41-01 140-46-51	40-40-48 140-47-06		
		下湯ダムNo.3(第3訓練場)			40-41-19 140-46-40	40-41-16 140-46-49		
		小谷訓練場	陸上自衛隊演習場内	青森市岩渡字小谷43-1	40-47-46 140-41-31	40-47-36 140-41-44	陸上自衛隊第9師団	

4-20-13 災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県トラック協会（以下「乙」という。）は、救援物資等の緊急輸送及びそれに付帯する業務並びに作業員及び資機材の手配（以下「緊急輸送等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、青森県地域防災計画に基づき、甲から乙に対して要請する緊急輸送等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急輸送等を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、次の事項を明示して救援物資等緊急輸送等要請書（別紙様式1-1）により緊急輸送等要請を行うものとする。ただし、文書による要請を行ういとまがない場合には、電話等により要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

- (1) 緊急輸送等を必要とする事由
- (2) 緊急輸送等の内容
- (3) 緊急輸送等を必要とする期間
- (4) その他参考となる事項

2 前項第2号については、次の事項を救援物資等緊急輸送等要請明細書（別紙様式1-2）又は物資調達・輸送調整等支援システムで出力される輸送指示票にて明示するものとする。ただし、要請時に明示することができない事項については、要請後に別途通知する。

- (1) 救援物資の品名、荷姿及び数量
- (2) 物資の積み込み場所の名称、所在地及び連絡先並びに積み込み方法等
- (3) 物資の荷卸し場所の名称、所在地及び連絡先並びに荷卸し方法等
- (4) 積み込み開始日時及び到着日時
- (5) 付帯業務の有無
- (6) その他必要な事項

3 緊急輸送等の実施に伴い、県災害対策本部又は一次物資拠点等に災害物流専門家（以下「専門家」という。）の協力が必要と認めるときは、災害物流専門家派遣要請書（別紙様式1-3）により専門家派遣要請を行うものとする。ただし、文書による要請を行ういとまがない場合には、電話等により要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

4 市町村が緊急輸送等を必要とするときは、市町村の要請に基づき、甲は乙に対し、市町村に代わって緊急輸送の要請を行うことができるものとする。ただし、市町村が乙の支部と独自に協定を締結している場合にあっては、甲から乙に対する要請に基づき、乙が当該支部等と調整するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急輸送等について最大限の協力をを行うものとする。

2 乙は、甲から専門家の派遣の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、県災害対策本部に専門家を派遣し、次に掲げる事項について最大限の協力をを行うものとする。

- (1) この協定に係る甲との連絡・活動調整
 - (2) その他、甲乙が協議した上で必要と認める事項
- 3 次の場合は、乙は甲の要請を待たずに県災害対策本部に専門家を派遣するものとする。
- (1) 県内沿岸に津波警報、又は大津波警報が発表された場合
 - (2) 県内で震度6強以上の地震が観測された場合
- 4 一次物資拠点等への専門家の派遣は甲乙が協議の上決定するものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送等を実施した場合は、甲に対し、救援物資等緊急輸送等報告書（別紙様式2-1）及び救援物資等緊急輸送等報告一覧表（別紙様式2-2）により実施状況を報告するものとする。
- 2 乙は、専門家の派遣を終了したときは、甲に対し、災害物流専門家派遣報告書（別紙様式2-3）にて派遣状況を報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 第3条第1項の規定により、乙が実施した緊急輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の経費のうち、運賃の算出については、災害発生直前における地域の輸送事業者の届出運賃又は甲乙が協議して別途定める価格を基準として、甲乙が協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の経費のうち料金の算出については、別途定める表を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。
- 4 第2条第3項の規定により、甲が市町村に代わって要請した場合については、要請した市町村が原則としてその費用を負担するものとする。
- 5 甲は、第1項の費用について、緊急輸送等完了後、乙から請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。
- 6 第3条第2項及び第4項の規定により、乙が実施した専門家の派遣に要した経費については、甲乙が協議の上決定するものとする。

(燃料の確保)

- 第6条 甲は、災害時における緊急輸送に供する車両の燃料の確保に努めるものとする。

(事故発生時の取扱い)

- 第7条 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換し、その運行を継続しなければならない。
- 2 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

- 第8条 乙は、緊急輸送中に、乙の責に帰する理由により緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

- 第9条 この協定に基づいて緊急輸送等に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該従事者が、同一事故において、他の法

令による療養その他の給付又は補償を受けたときは、その給付又は補償の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲については企画政策部交通政策課とし、乙については公益社団法人青森県トラック協会事務局とする。

(他の被災都道府県の応援)

第11条 乙は、甲が被災した他の都道府県への応援を行う場合においても、この協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

附 則

1 平成10年4月17日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年11月10日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字荒川字品川111番地3

公益社団法人青森県トラック協会

会 長 木村 英敬

青 防 第 号
 令 和 年 月 日

公益社団法人 青森県トラック協会
 会 長 殿

青森県知事 印

救援物資等緊急輸送等要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり緊急輸送等を要請します。

記

- 緊急輸送等を必要とする事由
- 緊急輸送等の内容
 救援物資等緊急輸送等要請細書（別紙様式 1 - 2）又は物資調達・輸送調整等支援システムで出力される輸送指示票による。
- 緊急輸送等を必要とする期間
- その他参考となる事項

青 防 第 号
 令 和 年 月 日

公益社団法人 青森県トラック協会
 会 長 殿

青森県知事 印

災害物流専門家派遣要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり災害物流専門家の派遣を要請します。

記

- 派遣先
 令和 年 月 日 時 ～ 令和 年 月 日 時
- 派遣人数
- 派遣期間
- 派遣理由
- その他

救援物資等緊急輸送等要請明細書

No. _____
 青森県記入欄
 トラック協会記入欄

県庁 担当	担当課	電話	協会 担当	部署
	担当者	F A X		氏名
要請 日時	年 月 日 AM : PM		受付 日時	月 日 AM : PM

品名	荷姿	1 梱包 の重量	kg	梱包数	個
施設名称		施設名称			
所在地		所在地			
電話番号		電話番号			
F A X 番号		F A X 番号			
担当者		担当者			
積込み 開始日時	月 日 AM : ~ : PM	荷卸し 到着日時	月 日 AM : ~ : PM		
フォーク リフト	有 ・ 無 現地作業 (附帯業務)	フォーク リフト	有 ・ 無 現地作業 (附帯業務)	有 ・ 無	
備考		備考			

運送 事業者	会社名	運転者 氏名
	担当者	携帯電話
	電話番号	登録番号
	FAX番号	最大 積載量 kg

運送事業者への 依頼日時	月 日 AM : PM	MEMO
配送完了日時	月 日 AM : PM	

青ト協発第 号
 令 和 年 月 日

青森県知事 殿

公益社団法人青森県トラック協会
 会 長 印

救援物資等緊急輸送等報告書

「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり緊急輸送等を実施したので報告します。

記

- 緊急輸送等を必要とした事由
- 緊急輸送等の内容
 救援物資等緊急輸送等報告一覧表（別紙様式 2 - 2）による。
- 緊急輸送等を必要とした期間
- その他参考となる事項

救援物資等緊急輸送等報告一覧表

期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

緊急輸送等が必要とした事由：

順番 No.	車台番号	品名	数量	積込場所		積込日時		積込担当者	積込場所 電話番号	積込場所 通称名	積込完了 日時	積込事業者名	積込車両 ナンバー	積込 台数	備考	
				積込場所 電話番号	積込日時											
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																

以下、必要に応じて行を追加する

青ト協発第 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

公益社団法人青森県トラック協会
会長 印

災害物流専門家派遣報告書

「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり災害物流専門家の派遣状況について報告します。

記

1 派遣先

2 派遣人数

3 派遣期間

令和 年 月 日 時 ～ 令和 年 月 日 時

4 その他

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定における単価別表

1. 距離制運賃表（東北運輸局管内）

(円)

	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを越えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを越えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

2. 時間制運賃（東北運輸局管内）

(円)

	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
8時間制	29,970	36,050	47,170	59,670
基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km				
4時間制	17,980	21,630	28,300	35,800
基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km				
基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	280	340	510	710
基礎作業時間を超える場合 は、1時間を増すごとに（4 時間制の場合であって、午前 から午後にはわたる場合は、正 午から起算した時間により加 算額を計算する。）	2,720	2,850	3,050	3,600

3. 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵庫・冷凍庫	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

4. 待機時間料

(円)

	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分ごとまでに発生する金額	1,670	1,750	1,870	2,220

5. 積込、取卸、附帯業務料

<p>普通作業員 (普通の技能及び肉体的条件を有し、人力による救援物資等の積込み、運搬、片付け等を行うもの。ただし車両上における救援物資等の移動は含まない。)</p>	17,900円/日 (8h)
---	----------------

6. 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として計上する。

7. 燃料サーチャージ

(1) 算出方法

算出基準価格	100.0円 (標準的な運賃の設定に係る原価計算に使用した軽油価格)
燃料調達価格	(一財) 日本エネルギー経済研究所 石油情報センター発表の輸送月前月の1L当たりの県内平均軽油小売価格
改定条件	刻み幅 5.0 円/L の幅で燃料調達価格が変動した場合
廃止条件	燃料調達価格が 100.0 円/L を下回った場合
計算式	<p>(距離制運賃) $\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$</p> <p>(時間制運賃) $\text{平均走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$</p>

(2) 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブル

燃料調達価格（軽油）	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5 倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は、（代表価格－基準価格）とした。

(3) サーチャージ額算出のための計算式に用いる車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車（2 トンクラス）	10 km/L
中型車（4 トンクラス）	7 km/L
大型車（10 トンクラス）	4 km/L
トレーラー（20 トンクラス）	3 km/L

(4) 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 トンクラス）	100 km	50 km
中型車（4 トンクラス）	130 km	60 km
大型車（10 トンクラス）	130 km	60 km
トレーラー（20 トンクラス）	130 km	60 km

(5) 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

※引用資料

- ・貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）
改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）
- ・令和2年度設計単価表（青森県 県土整備部）

4-20-14 災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定（津軽海峡フェリー株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と津軽海峡フェリー株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における船舶による輸送の確保等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害が発生した場合、又は北海道内で災害が発生した場合（他都府県で災害が発生した場合であって、北海道を経由する場合を含む。）において、海上における緊急輸送を確保するために甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるとき、又は海上における緊急輸送を円滑に行うに当たって乙が甲に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協定の適用条件）

第2条 乙は国からの輸送協力要請を優先する。

- 2 災害の発生に伴い、甲から乙に協力要請を実施した場合とし、且つ乙が認める場合にのみ適用するものとするが、乙は可能な限り協力できるよう努力をする。
- 3 本協定における運航に関しては、関係法令及び乙の運送約款を遵守する。
- 4 乙は可能な限りの空席確保を行う。

（協力業務）

第3条 本協定において、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 避難者等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

2 本協定において、乙が甲に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 乙が所有する船舶で輸送する災害対応要員、資機材等に関する調整業務
- (2) 乙が所有する船舶の運航に必要な発電機、資機材等の確保業務
- (3) その他乙が所有する船舶の運航に必要な業務

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、前条第1項に掲げる業務を遂行するために必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を行う場合は、様式第1号により業務の内容等必要事項を指定して文書で行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない時は、口頭又はその他の方法で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、災害が発生し、前条第2項に掲げる業務に関して協力を求める必要があると認めるときは、甲に対して協力を要請することができる。
- 4 前項の規定による要請を行う場合は、様式第2号により業務の内容等を指定して文書で行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない時は、口頭又はその他の方法で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 5 甲は第3項の規定により、乙は第1項の規定により、それぞれ協力要請を受けたときは、可能な限り協力を行うものとする。

(要請に対する措置)

第5条 甲は、乙から第3条第2項第1号に規定する業務に関する要請を受けたときは、津軽海峡フェリー青森ターミナル及び大間ターミナルへ職員を派遣した上で適切な措置をとるとともに、その他の要請を受けたときも要請事項について適切な措置をとることとし、応諾の可否について速やかに乙に通知するものとする。

2 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置をとるとともに、応諾の可否について速やかに甲に通知するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙は、前条第1項の業務が完了した場合、速やかにその業務内容等を文書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、前条第2項の業務が完了した場合、速やかにその業務内容等を文書（様式第4号）により乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の額は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 甲が実施した第3条第2項第2号及び第3号に規定する協力業務に要した費用は、乙が負担する。

4 前項に規定する費用の額は、該当業務を行うに当たって発生した経費とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 甲は、業務終了後、発生した前条第4項の経費を精査することとし、乙の支払額及び支払方法等については、甲乙協議して決定するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条第1項の費用について甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙が提供した船舶が、故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第10条 甲は、この協定に基づき輸送等に従事した者が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 乙の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該災害につき、乙の当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(3) 当該損害につき、損害補償契約により、保険給付を受けることができる場合

(4) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当部署を事前に定め、連絡担当部署報告書（様式第5号）により相互に報告するものとする。また、当該連絡担当部署に変更が生じた場合も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(情報管理の徹底)

第13条 甲及び乙はこの協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、その取扱いについて甲乙協議の上、秘密保持を徹底するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は締結日から1年間とし、有効期間満了日の1ヵ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から破棄の意思表示が無い場合は、以降1年ごとに自動更新するものとする。

(付 則)

第15条 この協定は、西暦2021年3月10日より効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

西暦2021年3月10日

甲) 青森市長島1丁目1-1
青森県知事 三村 申吾

乙) 北海道函館市港町3丁目19-2
津軽海峡フェリー株式会社
代表取締役 村上 玉樹

船舶による輸送等に係る協力要請書

西暦 年 月 日

津軽海峡フェリー株式会社
代表取締役 様

青森県知事 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	車両台数
	人			

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	備考
人			

5 船舶による応急対策業務

応急対策業務の内容	実施期間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	

※乗船に必要な情報が記載されている資料等がある場合は添付すること

船舶による輸送等の確保に係る協力要請書

西暦 年 月 日

青森県知事 様

津軽海峡フェリー株式会社
代表取締役 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 船舶による輸送に係る調整要員の派遣

派遣を求める場所	派遣期間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	

2 船舶の運航に必要な資機材等の確保

資機材等の名称・仕様	資機材等の配置場所	使用期間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	

3 船舶の運航に必要な業務

業務の内容	実施期間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	

船舶による輸送等に係る協力報告書

西暦 年 月 日

青森県知事 様

津軽海峡フェリー株式会社
代表取締役 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額
					※		

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路	便名	金額

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路	便名	金額

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額	備考
				※			

5 船舶による応急対策業務

応急対策業務の内容	実施期間	金額	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日		

※車両台数が複数の場合、必要事項を網羅した任意（既存）様式又は車検証の写しの提出に代えることができるものとする。

船舶による輸送等の確保に係る協力報告書

西暦 年 月 日

津軽海峡フェリー株式会社
代表取締役 様

青森県知事 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船舶による輸送に係る調整要員の派遣

実施期間	活動した場所	備考
(自) 月 日 (至) 月 日		

2 船舶の運航に必要な資機材等の確保

使用期間	資機材等の名称・仕様	資機材等の配置場所	備考
(自) 月 日 (至) 月 日			

3 船舶の運航に必要な業務

実施期間	実施した業務の内容	備考
(自) 月 日 (至) 月 日		

連絡担当部署報告書

1 青森県

	担当部署	昼間	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

2 津軽海峡フェリー株式会社

	担当部署	昼間	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

※1 上記に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告すること

※2 上記1にかかわらず、毎年4月20日までに、当該年度の最新情報に更新した上で相互に報告すること

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定（青函フェリー）

青森県（以下「甲」という。）と、青函フェリーの共同運航会社である北日本海運株式会社及び共栄運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における船舶による輸送の確保等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害が発生した場合、又は北海道内で災害が発生した場合（他都府県で災害が発生した場合であって、北海道を経由する場合を含む。）において、海上における緊急輸送を確保するために甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるとき、又は海上における緊急輸送を円滑に行うに当たって乙が甲に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 避難者等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

2 本協定において、乙が甲に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 乙が所有する船舶で輸送する災害対応要員、資機材等に関する調整業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条第1項に掲げる業務を遂行するために必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、様式第1号により業務の内容等必要事項を指定して文書で行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない時は、口頭又はその他の方法で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、災害が発生し、前条第2項に掲げる業務に関して協力を求める必要があると認めるときは、甲に対して協力を要請することができる。

4 前項の規定による要請を行う場合は、様式第2号により業務の内容等を指定して文書で行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない時は、口頭又はその他の方法で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

5 甲は第3項の規定により、乙は第1項の規定により、それぞれ協力要請を受けたときは、可能な限り協力を行うものとする。

（要請に対する措置）

第4条 甲は、乙から第2条第2項第1号に規定する業務に関する要請を受けたときは、フェリーターミナルビルへ職員を派遣した上で適切な措置をとるとともに、その他の要請を受けたときも要請事項について適切な措置をとることとし、応諾の可否について速やかに乙に通知するものとする。

2 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置をとるとともに、応諾の可否について速やかに甲に通知するものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、前条第1項の業務が完了した場合、速やかにその業務内容等を様式第3号により甲に文書で報告するものとする。

2 甲は、前条第2項の業務が完了した場合、速やかにその業務内容等を様式第4号により乙に文書で報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の額は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条第1項の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第9条 甲は、この協定に基づき輸送等に従事した者が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)」の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 乙の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該災害につき、乙の当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(3) 当該損害につき、損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(4) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当部署を事前に定め、連絡担当部署報告書(様式第5号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡担当部署に変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(情報管理の徹底)

第12条 甲及び乙はこの協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、その取扱いについて甲乙協議の上、秘密保持を徹底するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は締結日から1年間とし、有効期間満了日の1ヵ月前までに甲又は乙の共同運航会社のいずれかから破棄の意思表示がない場合は、以降1年ごとに自動更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙の共同運航会社それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年4月22日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 北海道函館市浅野町5番22号
北日本海運株式会社
代表取締役社長 熊坂 高

北海道函館市海岸町22番地5号
共栄運輸株式会社
代表取締役社長 熊坂 高

様式第1号

船舶による輸送等に係る協力要請書

令和 年 月 日

北日本海運株式会社 代表取締役社長 様
共栄運輸株式会社 代表取締役社長 様

青森県知事 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	車両台数
	人			

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	備考
人			

5 船舶による応急対策業務

応急対策業務の内容	実施期間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	

※乗船に必要な情報が記載されている資料等がある場合は添付すること

様式第2号

船舶による輸送等の確保に係る協力要請書

令和 年 月 日

青森県知事 様

北日本海運株式会社 代表取締役社長 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 船舶による輸送に係る調整要員の派遣

派遣を求める場所	派遣期間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	

様式第2号

船舶による輸送等の確保に係る協力要請書

令和 年 月 日

青森県知事 様

共栄運輸株式会社 代表取締役社長 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 船舶による輸送に係る調整要員の派遣

派遣を求める場所	派遣期間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	

様式第3号

船舶による輸送等に係る協力報告書

令和 年 月 日

青森県知事 様

北日本海運株式会社 代表取締役社長 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額
					※		

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路	便名	金額

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路	便名	金額

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額	備考
				※			

5 船舶による応急対策業務

応急対策業務の内容	実施期間	金額	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日		

※車両台数が複数の場合、必要事項を網羅した任意（既存）様式又は車検証の写しの提出に代えることができるものとする。

船舶による輸送等に係る協力報告書

令和 年 月 日

青森県知事 様

共栄運輸株式会社 代表取締役社長 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額
					※		

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路	便名	金額

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路	便名	金額

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額	備考
				※			

5 船舶による応急対策業務

応急対策業務の内容	実施期間	金額	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日		

※車両台数が複数の場合、必要事項を網羅した任意（既存）様式又は車検証の写しの提出に代えることができるものとする。

連絡担当部署報告書

1 青森県

	担当部署	昼間	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

2 青函フェリー

	担当部署	昼間	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

- ※1 上記に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告すること
- ※2 上記1にかかわらず、毎年4月20日までに、当該年度の最新情報に更新した上で相互に報告すること

船舶による輸送等の確保に係る協力報告書

令和 年 月 日

北日本海運株式会社 代表取締役社長 様
共栄運輸株式会社 代表取締役社長 様

青森県知事 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船舶による輸送に係る調整要員の派遣

実施期間	活動した場所	備考
(自) 月 日 (至) 月 日		

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定（川崎近海汽船株式会社）

青森県（以下「甲」という。）と、船舶の運航会社である川崎近海汽船株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における船舶による輸送の確保等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害が発生した場合、又は北海道内で災害が発生した場合（他都府県で災害が発生した場合であって、北海道を経由する場合を含む。）において、海上における緊急輸送を確保するために甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協定の適用条件）

第2条 乙は国からの輸送協力要請を優先する。

- 2 災害の発生に伴い、甲から乙に協力要請を実施した場合とし、且つ乙が認める場合にのみ適用するものとするが、乙は可能な限り協力できるよう努力をする。
- 3 本協定における運航に関しては、関係法令及び乙の運送約款を遵守する。
- 4 乙は可能な限りの空席確保を行う。

（協力業務）

第3条 本協定において、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
 - (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
 - (3) 避難者等の輸送業務
- 2 甲は、前項第1号の資機材等のうち、輸送を想定している車両に関する情報を関係機関から徴取するなどして、あらかじめ乙に提供するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、前条第1項に掲げる業務を遂行するために必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を行う場合は、様式第1号により業務の内容等必要事項を指定して文書で行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない時は、口頭又はその他の方法で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置をとるとともに、応諾の可否について速やかに甲に通知するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、前条の業務が完了した場合、速やかにその業務内容等を様式第2号又は乙所定の様式等により甲に文書で報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の額は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条第1項の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、第3条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第10条 甲は、この協定に基づき輸送等に従事した者が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 乙の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該災害につき、乙の当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(3) 当該損害につき、損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(4) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当部署を事前に定め、連絡担当部署報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。また、当該連絡担当部署に変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(情報管理の徹底)

第13条 甲及び乙はこの協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、その取扱いについて甲乙協議の上、秘密保持を徹底するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は締結日から1年間とし、有効期間満了日の1ヵ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から破棄の意思表示がない場合は、以降1年ごとに自動更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月1日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
川崎近海汽船株式会社
代表取締役社長 久下 豊

様式第1号

船舶による輸送等に係る協力要請書

令和 年 月 日

川崎近海汽船株式会社 代表取締役社長 殿

青森県知事 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	車両台数
	人			

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	備考
人			

※乗船に必要な情報が記載されている資料等がある場合は添付すること

様式第2号

船舶による輸送等に係る協力報告書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

川崎近海汽船株式会社 代表取締役社長 印

災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 災害応急対策要員の輸送

機関名	人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額
					※		

2 災害応急対策資機材等の輸送

機関名	資機材名	数量	年月日	航路	便名	金額

3 災害救助用食料、生活必需品等の輸送

機関名	物資名	数量	年月日	航路	便名	金額

4 避難者等の輸送

人数	年月日	航路	便名	車番	車長	金額	備考
				※			

※車両台数が複数の場合、必要事項を網羅した任意（既存）様式又は車検証の写しの提出に代えることができるものとする。

様式第3号

連絡担当部署報告書

1 青森県

	担当部署	日中	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

2 川崎近海汽船株式会社

	担当部署	日中	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

※1 上記に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告すること

※2 上記1にかかわらず、毎年4月20日までに、当該年度の最新情報に更新した上で相互に報告すること

4-20-15 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、青森県知事（以下「甲」という。）が人員等の輸送業務に関し、公益社団法人青森県バス協会（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合において必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務
- (3) ボランティアの輸送に関する業務
- (4) その他甲が必要とする車両による支援に関する業務

(報 告)

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事 故 等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告する

ものとする。

(補 償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙の会員に対し、その損害を補償するものとする。この場合において、従事者に対する損害の補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和38年青森県条例第3号）に準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、従事者が所属するバス事業者に対して、前項の補償の責任を負わないものとする。

(資 料 の 提 供)

第9条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連 絡 窓 口)

第10条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては県交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第11条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有 効 期 間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号
公益社団法人 青森県バス協会
会 長 工藤 清

公益社団法人青森県バス協会 殿
（会員 殿）

青森県知事 印

人員等の輸送協力要請書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 輸送の協力要請を必要とする理由

2 輸送内容等

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

3 その他参考となる事項

青森県知事

殿

公益社団法人青森県バス協会 印
(会員)

人員等の輸送実績報告書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送実施内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (km)	乗車人数 (バス台数)	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

2 その他必要な事項

緊急時連絡表

1 青森県

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	
第2順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

2 青森県バス協会（会員 ○○）

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	
第2順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

4-20-16 災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県タクシー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して協力を要請する場合において必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに様式第1号により通知するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務
- (3) ボランティアの輸送に関する業務
- (4) 乙の会員が所有するタクシー無線を活用した連絡網の確保等の業務
- (5) その他甲が必要とする車両による支援に関する業務

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事 故 等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補 償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙の会員に対し、その損害を補償するものとする。この場合において、従事者に対する損害の補償は、災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和38年青森県条例第3号）を準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、従事者が所属するタクシー事業者に対して、前項の責任を負わないものとする。

(資 料 の 提 供)

第9条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連 絡 窓 口)

第10条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては県交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第11条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急連絡表（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有 効 期 間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森県青森市浜田大字豊田139番21号
一般社団法人 青森県タクシー協会
会 長 下山 清司

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協力要請書

一般社団法人青森県タクシー協会 殿
(会員 殿)

青森県知事

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

1 輸送の協力要請を必要とする理由

2 輸送等内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他

3 その他参考となる事項

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する実績報告書

青森県知事

殿

一般社団法人青森県タクシー協会
(会員 殿)

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送等実施内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (km)	乗車人数 (台数)	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他

2 その他必要な事項

緊急連絡表

1 青森県

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	
第2順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

2 一般社団法人青森県タクシー協会（会員 ○○）

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	
第2順位		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

原子力災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する運用細目

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書（以下「協定」という。）第12条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県タクシー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣 旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準及び内容）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

2 原子力災害時等において、協定第3条各号に規定する業務（以下「輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態（原子力災害対策特別措置法第6条の2に規定する原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において定める緊急事態区分をいう。以下同じ。）

指針において定める予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）における施設敷地緊急事態要避難者の輸送の準備その他の輸送業務の実施

(2) 施設敷地緊急事態

PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の輸送の実施、PAZ内のその他の住民等の輸送の準備その他の輸送業務の実施

(3) 全面緊急事態

PAZにおける住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の輸送の実施、指針において定める緊急防護措置を準備する区域における住民等の輸送の準備、輸送の実施その他の輸送業務の実施

3 前項の施設敷地緊急事態要避難者とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

（甲が実施する対策）

第3条 甲は、原子力災害時等における、従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(2) 乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保

(3) 国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供

(4) 協定第2条第1項の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲乙間の連絡体制の整備
- (2) タクシーの円滑な誘導等の実施
- (3) 業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- (4) その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑 則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有 効 期 間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森県青森市浜田大字豊田139番21号
一般社団法人 青森県タクシー協会
会 長 下山 清司

4-20-17 災害時における応援協力に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と東北港運協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害対策基本法に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲が行う被災者のための救援物資等の確保及び輸送活動等に対する乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時等に、次条に掲げる応援協力の実施を乙に要請することができる。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合は、応援協力を実施するものとする。

2 前項の応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援物資等の荷役
- (2) 救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- (3) 埠頭内道路等の啓開
- (4) 救援物資等の一次物資拠点への輸送
- (5) その他必要とする業務

（要 請 手 続）

第4条 甲は、被災者のための救援物資等の確保及び輸送等を実施するために、乙の応援協力が必要と認めたときは、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により文書で要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請理由及び災害状況
- (2) 要請期間及び場所
- (3) 要請内容
- (4) その他必要な事項

（実 施 報 告）

第5条 乙は、第3条第2項各号に掲げる応援協力を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務従事者
- (2) 業務に使用した機材
- (3) 業務従事日数及び場所
- (4) 業務実施状況
- (5) その他必要な事項

(経費の負担等)

第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が応援協力に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

(価格の決定)

第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次により算出された料金を基準として決定する。

- (1) 港湾運送事業法に基づき届出された料金
- (2) 前号の定めにより難しい場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

(連絡体制等)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあっては、青森県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあっては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 本協定による応援協力により生じた損害の負担は、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(補償)

第11条 第3条に規定する甲からの要請に基づき乙が実施した応援協力に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月24日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町146
東北港運協会 会長 徳永 政男

災害時における応援協力に関する協定実施細目

災害時における応援協力に関する協定（以下、「協定」という。）第9条の規定に基づき、青森県と東北港運協会との協定を実施するための細目を次のように定める。

（作業場所等）

第1条 東北港運協会は、協定第2条に基づく要請があった場合は、直ちに協定第3条第2項第1号に掲げる「救援物資等の荷役」を行う作業場所及び同項第2号に掲げる救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所を確保し、その旨を遅滞なく青森県に報告するとともに、協定第3条第2項各号に掲げる業務に必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前項の報告は、別紙様式1及び2の例によるものとする。

（要請書）

第2条 協定第4条に規定する、青森県が東北港運協会に提出する書面は、別紙様式3のとおりとする。

（報告書）

第3条 協定第5条に規定する、東北港運協会が青森県へ提出する書面は、別紙様式4のとおりとする。

（担当者等の報告）

第4条 協定第8条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、平成31年1月24日から実施する。

港湾荷役作業場所

平成 年 月 日

青森県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
港湾荷役 作業場所	

救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所

平成 年 月 日

青森県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
救援物資等の受入場所	
救援物資等の積出施設	
救援物資等の保管場所	
摘 要	

応援協力業務要請書

平成 年 月 日

東北港運協会 会長 殿

青 森 県 知 事

「災害時における応援協力に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

連絡先	電話
要請理由及び災害状況	
要請期間及び場所	
要請内容	
摘 要	

応援協力業務実施報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定」第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
業務従事者	
業務に使用した機材	
業務従事日数及び場所	
業務実施状況	
摘 要	

別表

	青森県	東北港運協会
連絡責任者	危機管理局防災危機管理課長	専務理事
事務担当者	危機管理局防災危機管理課職員	協会職員

4-20-18 災害時におけるレンタカーの提供に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース青森（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要なレンタカーの提供に関し、協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、レンタカーの提供を必要とするときは、乙に対し、その保有するレンタカーの提供を要請することができる。

- (1) 青森県内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 青森県外で災害が発生した場合において、他都道府県への応援を要する場合。
- (3) その他甲が必要と認める場合。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに同様式を提出するものとする。

3 甲が県外のトヨタレンタリース店（以下「系列店」という。）においてレンタカーの手配を必要とする場合は、甲は、乙に対し、系列店との調整を要請することができる。

（担当窓口の報告等）

第2条 甲及び乙は、平常時から担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告を行うものとする。

（提供するレンタカー）

第3条 甲が乙に提供を要請するレンタカーは、要請時点で乙が提供可能なレンタカーで、次に掲げるものとする。

- (1) 乗用自動車
- (2) 貨物自動車
- (3) その他甲が指定する車両

（実施）

第4条 乙は、甲から第1条第1項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先的にレンタカーの提供を行うものとする。

2 乙は、前項の規定によりレンタカーの提供を行ったときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

3 乙は、甲から第1条第3項の要請を受けたときは、可能な範囲で甲と系列店との調整を実施するものとする。

（レンタカーの引渡し及び返却）

第5条 レンタカーの引渡し及び返却は、原則として乙の店舗において行うものとする。

2 レンタカーの引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、車両を確認の上、引き取るものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供したレンタカーの代金等に係る費用は、甲が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙

協議して決定するものとする。

2 提供を受けたレンタカーの代金等に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年9月13日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森市新田三丁目6番4号

株式会社トヨタレンタリース青森

代表取締役社長 大 野 亮

レンタカーの提供に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社トヨタレンタリース青森
代表取締役社長 殿

青 森 県 知 事

「災害時におけるレンタカーの提供に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況

2 要請事由

3 要請するレンタカー

使用期間	車種・仕様等	台 数	引渡し日時	引渡し場所

4 その他

レンタカーの提供に関する実績報告書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

株式会社トヨタレンタリース青森
代表取締役社長

「災害時におけるレンタカーの提供に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

要請事由	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
使用期間	
車種・仕様等	
走行距離	km

※複数台に係る報告をする場合、表を別業とすること。

2 その他

4-20-19 災害時における電動車両等の貸与に関する協定

青森県（以下「甲」という。）、青森三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の貸与に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、青森県内において地震、風水害等の災害が発生した場合において、甲の要請により、乙及び丙が応援協力をを行う電動車両等の貸与について必要な事項を定めるものである。

（貸与する電動車両等）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（電動車両等の活用）

第3条 甲は、貸与を受けた電動車両等を概ね次に掲げる場合に活用する。

- (1) 青森県庁舎その他県有施設等における給電
- (2) 青森県災害対策本部が必要と認めた指定避難所等における給電
- (3) その他、甲の災害対応において給電を必要とする場合

（貸与の要請）

第4条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（青森県内の市町村から要請があった場合を含む。）は、丙に対し口頭により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに同様式を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類、数量等の状況によって、乙が保有する電動車両等では甲の要請を満たさない場合、丙のネットワークを活用し、電動車両等を確保するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定により丙が確保した電動車両等については、乙を通じて甲に貸与するものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第5条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭により甲に連絡し、甲に対して電動車両等の貸与報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却の時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る電気代、燃料代、消耗品等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(賠償)

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等に係る損害の賠償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が賠償責任を負うものとする。ただし、当該帰責理由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

第10条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、青森県内で使用すること。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡すること。

(連絡担当部署)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡担当部署を事前に定め、連絡担当部署報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡担当部署に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等に係る情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定めに疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第17条 この協定は、締結日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森県青森市石江四丁目1番地2号

青森三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 佐々木 聡

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役CEO 加藤 隆雄

(様式第1号)

令和 年 月 日

青森三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長 殿

青森県知事 印

電動車両等の貸与要請書

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第4条第2項の規定に基づき、電動車両等の貸与について、次のとおり要請します。

口頭による要請の日時	令和 年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類
	規格
	数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長 殿

担当者
 部署 氏名
 電話番号 FAX番号
 メールアドレス

(様式第3号)

令和 年 月 日

殿

報告者名

連絡担当部署報告書

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

(様式第2号)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

青森三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長 印

電動車両等の貸与報告書

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

貸与する電動車両等の種類、規格及び数量	種類
	規格
	数量
貸与した場所	住所
貸与する期間	令和 年 月 日 - 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長 殿

担当者
 部署 氏名
 電話番号 FAX番号
 メールアドレス

4-20-20 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書(一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク)

青森県(以下「甲」という。)と一般社団法人A Z-C O M丸和・支援ネットワーク(以下「乙」という。)は、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、青森県内で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は他の都道府県で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、青森県地域防災計画に基づき、甲から乙に対して要請する災害応急対策等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害応急対策を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、協力を行うものとする。

3 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

4 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保及びその他の必要な支援に努めるものとする。

(協力の内容)

第3条 甲が乙に協力要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物資の調達及び供給
- (4) 物資拠点の提供及び運営
- (5) その他、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者(以下「連絡調整員」という。)の派遣を要請することができる。

(要請の方法)

第4条 甲は、乙に対して協力要請を行うときは、協力要請書(別紙様式1)により要請するものとする。ただし、文書による要請を行ういとまがない場合には、電話等により要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して当該要請に基づく業務を行うものとする。

(報 告)

第6条 乙は、前条の規定による業務を実施した場合は、甲に対し、業務実施報告書（別紙様式2）により実施状況を報告するものとする。ただし、文書による報告を行ういとまがない場合には、電話等により報告し、その後速やかに同報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は、第1項の費用について、業務終了後、乙からの請求書受領後30日以内に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、第5条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により業務に従事した者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該従事者が、同一事故において、他の法令による療養その他の給付又は補償を受けたときは、その給付又は補償の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡担当部署を協定締結後速やかに連絡担当部署報告書（別紙様式3）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報提供)

第11条 甲及び乙は、覚知した災害の被害情報を相互に提供するほか、市町村等にも積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の届出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年9月21日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

鉄鋼ビル本館5階

一般社団法人A Z-C O M丸和・支援ネットワーク

理事長 和 佐 見 勝

青防第 号
令和 年 月 日

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長 殿

青森県知事 印

協力要請書

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第4条の規定により、次のとおり要請します。

記

要請日時	年 月 日 時 分
原因となった災害	
協力要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 荷役作業 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び雲煙 <input type="checkbox"/> その他、甲が必要と認めるもの
具体的な業務内容	
協力要請期間	
業務の場所	
その他必要事項	

令和 年 月 日

青森県知事 殿

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長

業務実施報告書

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第4条の規定により要請のありましたことについて、下記のとおり実施しましたので、同協定第6条の規定により報告します。

記

1 業務を実施した期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 実績

事 項	内 容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供および運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

連絡担当部署報告書

1 青森県

	担当部署	昼間	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

2 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

	担当部署	昼間	夜間・休日	備考
第1順位		電話： FAX：	電話： FAX：	
第2順位		電話： FAX：	電話： FAX：	

※1 上記に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告すること

※2 上記1にかかわらず、毎年4月20日までに、当該年度の最新情報に更新した上で相互に報告すること

4-21-1 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和38年1月5日青森県条例第3号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づく、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償等について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種とする。

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- 一 従事者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第4条 従事者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業補償)

第5条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第6条 従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第5に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 災害救助法施行令別表第5に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

一 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級

二 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より2級上位の等級

三 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より3級上位の等級

4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

5 既に身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なつたときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(協力命令により従事した者に対する準用)

第12条 前各条の規定は、災害対策基本法第71条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。ただし、補償基礎額については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例により知事が定める額とする。

(施行事項)

第13条 この条例に規定するのを除くほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年6月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例附則第2項の規定は、平成9年10月16日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定は、平成18年8月11日から適用する。

4-21-2 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則

(昭和39年4月23日青森県規則第38号)

(申請)

第1条 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)第2条に規定する損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

(支給申請書の添付書類)

第2条 前条の損害補償支給申請書には、次の各号に掲げる損害補償の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 療養補償 医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- 二 休業補償 医師の診断書及び収入の有無並びに収入のある場合はその額を証明する使用者又はその者の居住地の市町村長の文書
- 三 障害補償 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- 四 遺族補償及び葬祭補償 医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- 五 打切補償 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第2項の規定により知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長が発した従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償支給申請書には、前項に規定する添付書類のほか、従事命令を発した旨の当該市町村長の証明書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第1条関係）

年 月 日					
青森県知事 殿 <div style="float: right; text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 氏 名 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">災害対策基本法による損害補償支給申請書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定による損害補償を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>					
損害補償の種類	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名	住 所				
	氏 名				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所	日 時	年	月	日	午前 午後
	場 所				
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状態					
公用令書番号及び発行年月日	(番号) 従事第 号 (発行年月日) 年 月 日				
同一の事故により他から補償又は賠償を受けた場合は、その補償又は賠償の名称及び金額	名 称				
	金 額				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあつた主なる親族の状況	氏 名	本 人 との続柄	生年月日	職 業	備 考
備 考					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

4-21-3 赤十字奉仕団の現況

令和4年11月1日現在 ※地域奉仕団のみ掲載

区分	奉仕団名	委員長氏名	分団数	男	女	計	連	絡	先
市	青森市	内海 貞子	4	6	122	128	青森市福祉部福祉政策課	日赤青森市地区	017-734-5314
	青森市浪岡分区	小倉 保英	0	18	125	143	青森市浪岡振興部健康福祉課	日赤青森市浪岡分区	0172-62-1174
	弘前市	小柳 紀八郎	14	191	780	971	弘前市社会福祉協議会総務課	日赤弘前市地区	0172-33-1161
	黒石市	北山 リツ	2	0	47	47	黒石市健康福祉部福祉総務課	日赤黒石市地区	0172-52-2111
	五所川原市	小野 麗子	6	0	368	368	五所川原市福祉部福祉政策課	日赤五所川原市地区	0173-35-2111
	五所川原市金木町	外崎 れい子	5	0	151	151	五所川原市金木総合支所	日赤五所川原市金木分区	0173-35-2111
	五所川原市市浦	木津谷 清蔵	5	0	59	59	五所川原市市浦総合支所	日赤五所川原市市浦分区	0173-35-2111
	十和田市	畑中 チヨ	9	148	171	319	十和田市まちづくり支援課	日赤十和田市地区	0176-51-6777
	三沢市	沼田 弘子	3	3	97	100	三沢市生活安全課	日赤三沢市地区	0176-53-5111
	むつ市	森小 静子	5	17	60	77	むつ市福祉部福祉政策課	日赤むつ市地区	0175-22-1111
	むつ市川内	石倉 司	0	2	160	162	むつ市川内庁舎市民生活課	日赤むつ市川内分区	0175-42-2111
	むつ市大畑	伝法 百合子	6	2	104	106	むつ市大畑庁舎市民生活課	日赤むつ市大畑分区	0175-34-2111
	むつ市脇野沢	濱田 順子	8	0	104	104	むつ市脇野沢庁舎市民生活課	日赤むつ市脇野沢分区	0175-44-2111
	つがる市	吉田 博身	5	81	304	385	つがる市福祉部福祉課	日赤つがる市地区	0173-42-2111
	平川市平賀	小笠原 勝則	5	27	98	125	平川市健康センター福祉課	日赤平川市地区	0172-44-1111
	平川市尾上	西谷 桂子	2	0	19	19			
	東地区	平内町	三津谷 志津子	3	0	90	90	平内町町民課	日赤平内町分区
外ヶ浜町		高森 キクエ	3	32	278	310	外ヶ浜町福祉課	日赤外ヶ浜町分区	0174-22-2941
今別町		阿部 和江	7	0	56	56	今別町町民福祉課	日赤今別町分区	0174-35-3004
蓬田村		小野 富美子	3	0	39	39	蓬田村健康福祉課	日赤蓬田村分区	0174-27-2113
鱒ヶ沢町		尾崎 陸男	6	27	179	206	鱒ヶ沢町ほけん福祉課	日赤鱒ヶ沢町分区	0173-72-2111
深浦町	堀内 カツ	11	11	162	173	深浦町福祉課	日赤深浦町分区	0173-74-2117	
西地区									

区分	奉仕団名	委員長氏名	分団数	男	女	計	連	絡	先
中 南 地 区	西目屋村	三上 文子	3	1	31	32	西目屋村社会福祉協議会	日赤西目屋村分区分区	0172-85-2255
	板柳町	米澤 ノブ子	0	0	22	22	板柳町社会福祉協議会	日赤板柳町分区分区	0172-72-1161
	藤崎町	神 ノブ子	2	0	108	108	藤崎町福祉課	日赤藤崎町分区分区	0172-88-8195
北 地 区	大鰐町	田中 あ 糸	3	0	39	39	大鰐町保健福祉課	日赤大鰐町分区分区	0172-55-6568
	田舎館村	工藤 泰 子	0	12	71	83	田舎館村厚生課	日赤田舎館村分区分区	0172-58-2111
	鶴田町	宮本 弘 子	2	0	23	23	鶴田町健康保険課	日赤鶴田町分区分区	0173-22-2111
	中泊町分区分区中里	川島 久 幸	3	5	86	91	中泊町福祉課	日赤中泊町分区分区	0173-57-2111
	中泊町分区分区小泊	秋元 英 子	3	6	85	91	中泊町小泊支所	日赤中泊町小泊分区分区	0173-64-2111
	野辺地町	太田 富 江	4	0	54	54	野辺地町介護・福祉課	日赤野辺地町分区分区	0175-65-1777
	七戸町	盛田 惠津子	2	0	61	61	七戸町社会福祉協議会	日赤七戸町分区分区	0176-62-6790
	六戸町	北川 茂 志	0	2	20	22	六戸町福祉課	日赤六戸町分区分区	0176-55-3111
	横浜町	竹田 礼 子	4	5	59	64	横浜町福祉課	日赤横浜町分区分区	0175-78-2111
	東北町	原子 スワ子	0	0	39	39	東北町福祉課	日赤東北町分区分区	0176-56-3111
下 北 地 区	六ヶ所村	葛西 奈栄子	0	5	106	111	六ヶ所村福祉課	日赤六ヶ所村分区分区	0175-72-2111
	大間町	千葉 良 司	2	0	83	83	大間町住民福祉課	日赤大間町分区分区	0175-37-2520
	東通村	伊藤 貢 子	6	0	80	80	東通村保健福祉センター健康福祉課	日赤東通村分区分区	0175-28-5800
	風間浦村	原子 恒 子	4	0	64	64	風間浦村民生活課	日赤風間浦村分区分区	0175-35-3111
	佐井村	内藤 要	15	158	200	358	佐井村民生活課	日赤佐井村分区分区	0175-38-2111
	三戸町	藤村 立 夫	2	21	53	74	三戸町住民福祉課	日赤三戸町分区分区	0179-20-1151
	五戸町	川崎 由希子	9	1	160	161	五戸町福祉課	日赤五戸町分区分区	0178-62-2111
	田子町	川村 武 司	4	296	178	474	田子町住民課	日赤田子町分区分区	0179-20-7113
	南部町	新井山 美智子	11	27	179	206	南部町福祉介護課	日赤南部町分区分区	0178-60-7101
	階上町	山内 良 子	3	1	47	48	階上町介護福祉課	日赤階上町分区分区	0178-88-2641
三 戸 地 区	新郷村	佐藤 久美子	4	0	43	43	新郷村民課	日赤新郷村分区分区	0178-78-2111
	おいらせ町	徳永 幸 雄	9	25	185	210	おいらせ町介護福祉課	日赤おいらせ町分区分区	0178-56-4705

4-21-4 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類
1	災害応急対策作業 ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑥ その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (〃 第72条第2項)	従事命令
				協力命令
2	災害救助作業 被災者の救難、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第24条第1項	従事命令
		東北運輸局長	災害救助法 第24条第2項	
		知事	災害救助法 第25条	協力命令
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従事
		警察官海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項	
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項	
4	消防作業	消防吏員消防団員	消防法 第29条第5項	
5	水防作業	水防管理者水防団長 消防機関の長	水防法第24条	

対 象 者	公 用 令 書	費 用	
		実 費 弁 償	損 害 補 償
① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査 技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付（様式県施行細則第9条、第11条）	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
救助を要する者及びその近隣の者			
1と同じ	県施行細則に定める額を支給		
輸送関係者（1の⑥～⑩に掲げる者）	公用令書を交付		
1と同じ	1と同じ		
市町村の区域内の住民または応急措置を実施すべき現場にある者			市町村条例で定める額を補償（「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額）
火災の現場付近にある者			3に同じ
水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者			3に同じ

4-23-1 防疫用資機材の保有状況

(健康福祉部保健衛生課)

令和2年10月現在

品名	数量計	保健所等						
		東地方	弘前	三戸地方	五所川原	むつ	上十三	環境保健センター
噴霧器	8	2	2		1	1	2	
ふ卵器	14	4						10
高圧滅菌器	11	3						8
乾熱滅菌器	3	2						1
遠心分離器	13	3						10
顕微鏡	18	7		1		2		8
ろ水器	1	1						
発電機	2	1						1
ディープフリーザー	6	2						4
精密天秤	9	1						8
電気泳動装置	14	2						12
テント	1	1						
遺伝子増殖装置	13	2						11
微量高速遠心機	9	2						7

4-24-1 ごみ処理施設・運搬車の現況

(1) ごみ処理施設

(県環境生活部環境政策課)

平成31年3月現在

番号	施設名		設置主体	規模 t/日	竣工 年度	処理方式
1	青森市清掃工場	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田241-1	青森市	300	H27	全連続式
2	外ヶ浜町ごみ処理施設	外ヶ浜町字蟹田小国東小国山170	外ヶ浜町	13	H22	准連続式
3	弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6-2	弘前地区環境整備事務組合	246	H14	全連続式
4	南部清掃工場	弘前市大字小金崎字川原田54		140	H 4	全連続式
5	環境管理センターごみ処理施設	黒石市大字竹鼻字南野田62-1	黒石地区清掃施設組合	100	H26	全連続式
6	八戸清掃工場第1工場	八戸市大字櫛引字取揚石1-1	八戸地域広域市町村圏事務組合	300	H 8	全連続式
7	八戸清掃工場第2工場	八戸市大字櫛引字取揚石1-1		150	S55	全連続式
8	三戸地区クリーンセンター	三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23	三戸地区環境整備事務組合	60	H 7	准連続式
9	三沢市清掃センター	三沢市大字三沢字戸崎101-1016	三沢市	85	H 4	准連続式
10	中部上北清掃センター	上北郡東北町字乙供72	中部上北広域事業組合	60	H12	全連続式
11	十和田ごみ焼却施設	十和田市大字伝法寺字大窪60-3	十和田地域広域事務組合	150	S60	全連続式
12	クリーン・ペア・はまなす	上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ後12-159	北部上北広域事務組合	52	H10	准連続式
13	西部クリーンセンター	つがる市稲垣町繁田字白旗11-1	西北五環境整備事務組合	150	S61	全連続式
14	エコクリーンアファイ	西津軽郡深浦町風合瀬字砂子川124	西海岸衛生処理組合	44	H12	准連続式
15	アックス・グリーン	むつ市大字奥内字今泉66	下北地域広域行政事務組合	140	H14	全連続式
			計	1,990		

全連続式運転・・・1日当たりの運転時間が24時間連続となる運転方式

准連続式運転・・・1日当たりの運転時間が16時間の運転方式

(2) 市町村別ごみ収集運搬車

(県環境生活部環境政策課)

平成31年3月現在

地域	市町村名・事務組合名	ごみ					
		市町村・組合 直営分		民間分			
		台数	積載量 (t)	委託分		許可分	
台数	積載量 (t)			台数	積載量 (t)		
東 青	青森市			208	545	348	1,080
	平内町			15	95	3	8
	今別町			6	14	0	0
	蓬田村			12	28	21	63
	外ヶ浜町			19	56	34	190
	青森地域広域事務組合						
	小計	0	0	260	738	406	1,341
中 弘 南 黒	弘前市	1	2	48	111	226	661
	黒石市	2	5	0	0	0	0
	平川市			23	73	133	312
	西目屋村			3	6	53	103
	藤崎町			12	25	145	304
	大鰐町			18	46	87	171
	田舎館村			0	0	0	0
	弘前地区環境整備事務組合						
	黒石地区清掃施設組合			35	93	110	376
	小計	3	7	139	354	754	1,927
西 北 五	五所川原市	1	2	42	94	102	328
	つがる市			20	44	125	350
	板柳町			2	4	114	244
	鶴田町			4	8	52	122
	中泊町			3	4	49	117
	鱒ヶ沢町			5	10	5	10
	深浦町			5	10	48	151
	西北五環境整備事務組合						
	西海岸衛生処理組合						
小計	1	2	81	174	495	1,322	
下 北	むつ市			26	64	135	442
	大間町	9	32	0	0	0	0
	東通村			9	271	16	40
	風間浦村			8	22	0	0
	佐井村			13	22	13	22
	下北地域広域行政事務組合						
	小計	9	32	56	379	164	504

4-24-2 し尿処理施設・運搬車の現況

(1) し尿処理施設

(県環境生活部環境政策課)

平成31年3月現在

番号	施設所在地	設置主体	処理能力 kl/日	使用開始年度	処理方式
1	中部上北衛生センター 東北町乙供63-75	中部上北広域事業組合	60	S58	高負荷脱窒素
2	中央クリーンセンター 五所川原市大字高瀬字一本柳1	西北五環境整備事務組合	162	H23	高負荷脱窒素
3	三沢地区衛生センター 三沢市大字三沢字戸崎101-1414	十和田地区環境整備事務組合	80	S59	標準脱窒素
4	六戸衛生センター 六戸町大字折茂字鳥喰谷地105-1	十和田地区環境整備事務組合	120	H1	標準脱窒素
5	三戸地区衛生センター 南部町大字相内字屋敷久保121-8	三戸地区環境整備事務組合	60	S62	高負荷脱窒素
6	鱒ヶ沢し尿処理場 鱒ヶ沢町大字日照田字吉川85	西海岸衛生処理組合	50	S60	高負荷脱窒素
7	八戸環境クリーンセンター第2処理場 八戸市八太郎六丁目9-44	八戸地域広域市町村圏事務組合	130	H5	標準脱窒素
8	むつ衛生センター むつ市大字奥内字今泉68	下北地域広域行政事務組合	220	H19	高負荷脱窒素
9	上磯地区クリーンセンター 外ヶ浜町字蟹田小国東小国山170	青森地域広域事務組合	30	H11	高負荷脱窒素
10	あおひらクリーンセンター 青森市大字鶴ヶ坂字田川61	青森地域広域事務組合	202	H12	標準脱窒素
計			1,114		

○ 標準脱窒素処理方式

受入・貯留設備から供給されるし尿等を五～一〇倍程度に希釈後、生物学的脱窒素法で処理し、BODと窒素を同時に除去するものであり、計量調整装置、脱窒素槽、硝化槽、二次脱窒素槽、再ばっ気槽、沈殿槽を組み合わせた処理方式をいう。

○ 高負荷脱窒素処理方式

受入・貯留設備から供給されるし尿等を、プロセス用水以外の希釈用の水を用いることなく高容積負荷で処理を行う生物学的脱窒素法と凝集分離法の組み合わせで処理し、BODと窒素を同時に除去するものであり、計量調整装置、硝化・脱窒素槽、固液分離装置及び凝集分離設備を組み合わせた処理方式をいう。

(2) 市町村別し尿収集運搬車

(県環境生活部環境政策課)

平成31年3月現在

地域	市町村名・事務組合名	し尿					
		市町村・組合 直営分		民間分			
		台数	積載量 (kl)	委託分		許可分	
台数	積載量 (kl)			台数	積載量 (kl)		
東 青	青森市					65	244
	平内町					14	57
	今別町					7	25
	蓬田村					32	113
	外ヶ浜町					38	142
	青森地域広域事務組合						
	小計	0	0	0	0	156	581
中 弘 南 黒	弘前市					33	120
	黒石市					0	0
	平川市					31	99
	西目屋村					22	83
	藤崎町					24	91
	大鰐町					6	19
	田舎館村					0	0
	津軽広域連合					0	0
	黒石地区清掃施設組合					41	153
	小計	0	0	0	0	157	565
西 北 五	五所川原市						
	つがる市					10	37
	板柳町					12	40
	鶴田町						
	中泊町						
	鯨ヶ沢町						
	深浦町						
	西北五環境整備事務組合					39	146
	西海岸衛生処理組合					9	31
小計	0	0	0	0	70	254	
下 北	むつ市						
	大間町					5	32
	東通村						
	風間浦村			1	6	1	6
	佐井村					1	3
	下北地域広域行政事務組合			9	66	39	159
	小計	0	0	10	72	46	200

地域	市町村名・事務組合名	し尿					
		市町村・組合 直営分		民 間 分			
		台数	積載量 (kl)	委 託 分		許 可 分	
				台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)
上 十 三	十和田市						
	三沢市						
	野辺地町						
	七戸町						
	六戸町						
	横浜町					2	7
	東北町						
	六ヶ所村			1	10	6	19
	おいらせ町						
	中部上北広域事業組合					28	129
	十和田地区環境整備事務組合					54	255
小 計	0	0	1	10	90	410	
三 八	八戸市						
	三戸町						
	五戸町						
	田子町						
	南部町						
	階上町						
	新郷村						
	三戸地区環境整備事務組合	1	2			14	45
	八戸地域広域市町村圏事務組合						
	小 計	1	2	0	0	14	45
合 計	1	2	11	82	533	2,055	

4-24-3 死亡獣畜取扱場

(健康福祉部)

平成29年7月現在

	施設の名称	所在地	設置者氏名	設置者の住所	許可年月日
1	古川養豚	藤崎町大字福島字富田78	古川 忠 則	藤崎町大字福島字宮元101	H21.6.24
2	日本フードパッカー(株)	おいらせ町松原二丁目132-1	日 本 フ ー ド パ ッ カ ー (株)	おいらせ町松原二丁目132-25	H25.5.27
3	木村畜産焼却炉	つがる市木造丸山竹鼻118-5	株式会社 木村牧場	つがる市木造丸山字竹鼻118-5	S61.8.8
4	天間林へい獣取扱場	七戸町字卒古沢157-2	七 戸 町 長	七戸町字森ノ下131-4	S54.11.1
5	独立行政法人畜改良センター 奥 羽 牧 場	七戸町字鶴見平 1	独立行政法人畜改良センター 奥 羽 牧 場	七戸町字鶴見平1	S62.1.20
6	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字庭構672-3	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字向平12	S55.8.1
7	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字庭構705	株式会社 三沢農場	三沢市大字三沢字向平12	H18.3.9
8	(株) や ま は た 第 1 農 場	十和田市大字米田字館沢1-4	(株) や ま は た	十和田市大字米田字館沢1-4	H3.1.19
9	(株) や ま は た 第 2 農 場	十和田市大不動字柏木221	(株) や ま は た	十和田市大字米田字館沢1-4	H3.2.5
10	三共理化工業株式会社 八 戸 工 場	八戸市市川町字下揚45-60	三 共 理 化 工 業 (株)	東京都渋谷区代々木1-55-5	S58.3.31

4-24-4 無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集・運搬）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物（以下「災害一般廃棄物」という。）の収集・運搬に関して、青森県（以下「甲」という。）が青森県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
2 この協定における「災害一般廃棄物」とは、し尿、浄化槽汚泥をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害一般廃棄物の収集・運搬について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第4条 乙は、被災市町村と、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第5条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、甲に対して応援協力に関する経費負担を一切求めないものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定の取扱い窓口は、甲においては青森県環境生活部環境政策課、乙においては青森県環境整備事業協同組合事務局とする。
2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

（そ の 他）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（適 用）

第8条 この協定は、平成16年12月1日から適用する。
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年12月7日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森市大字矢田前字本泉22-27
青森県環境整備事業協同組合
理事長 谷 川 眞 則

4-24-5 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と社団法人青森県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 地震、風水害等の災害により大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により、倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴い発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれら混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。
- (3) 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村から協力要請があるときは、乙に協力要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に関する協力を行うものとする。

2 乙は、速やかに被災市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、それぞれ次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県環境生活部環境政策課、乙においては社団法人青森県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員毎の収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を3年毎に甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(協 議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成20年3月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

平成20年3月19日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森市本町五丁目5番21号
社団法人青森県産業廃棄物協会
会 長 福 田 光 男

4-24-6 大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、青森県内に大規模災害が発生した場合において、甲及び乙の相互協力により、建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 地震、風水害等の災害により大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 建築物等 人の居住の用に供する住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋りょう、鉄道・道路・港湾施設その他の全ての建築物及び工作物をいう。
- (3) 災害廃棄物 大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被災者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、県内の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）が実施する解体撤去に関し、被災市町村から要請があるときは、乙に協力要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、様式第1号により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、後に速やかに様式第1号により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 被災の状況
- (3) 解体撤去を必要とする場所
- (4) 解体撤去の内容
- (5) 解体撤去の期間
- (6) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町村が実施する解体撤去に関する協力を行うものとする。

2 乙は、速やかに被災市町村と解体撤去の具体的な方法等について協議するものとする。

3 乙は、解体撤去の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第6条 甲は、解体撤去に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、解体撤去に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、解体撤去を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を様式第2号により甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 解体撤去を実施した場所
- (3) 解体撤去の具体的内容
- (4) 解体撤去に要した人員、車両、資機材等の種類、数量等
- (5) 解体撤去に要した期間
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第4条に基づき乙が実施した解体撤去に要した費用については、原則として当該解体撤去を要請した被災市町村が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、乙と当該被災市町村が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、解体撤去の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第10条 第4条に規定する要請に基づき乙が実施した解体撤去に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県総務部防災消防課、乙においては青森県解体工事業協会事務局とする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(適用)

第14条 この協定は、平成24年5月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月10日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

乙 青森市大字大野字若宮33番地16
一般社団法人青森県解体工事業協会
会長 大矢進

大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する協力要請書

青森県解体工事業協会会長 殿

青森県知事

大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力をに関する協定第4条の規定により、次のとおり要請します。

1. 被災市町村名			
2. 被災の状況			
3. 解体撤去を必要とする場所			
4. 解体撤去の内容			
5. 解体撤去の期間			
6. その他			
7. 県担当者	<table border="1"> <tr> <td>所 属 氏 名</td> <td>電 話 F A X</td> </tr> </table>	所 属 氏 名	電 話 F A X
所 属 氏 名	電 話 F A X		

大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する実施報告書

青森県知事 殿

青森県解体工事業協会会長

大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力をに関する協定第7条の規定により、次のとおり報告します。

1. 被災市町村名			
2. 解体撤去を実施した場所			
3. 解体撤去の具体的内容			
4. 解体撤去に要した人員、車両、資機材等の種類、数量等			
5. 解体撤去に要した期間			
6. その他			
7. 協会担当者	<table border="1"> <tr> <td>所 属 氏 名</td> <td>電 話 F A X</td> </tr> </table>	所 属 氏 名	電 話 F A X
所 属 氏 名	電 話 F A X		

添付資料

- ① 解体撤去の実施前と実施後の状況を写した写真（建築物等の位置、作業の実施場所等が特定できるよう背景を入れて3方向から撮影したもの）
- ② 解体撤去等の実施場所が特定できる地図、図面等
- ③ その他解体撤去等の実施状況を確認できる資料

4-26-1 学校給食（小麦粉製品加工業者・牛乳供給業者）

（教育庁）

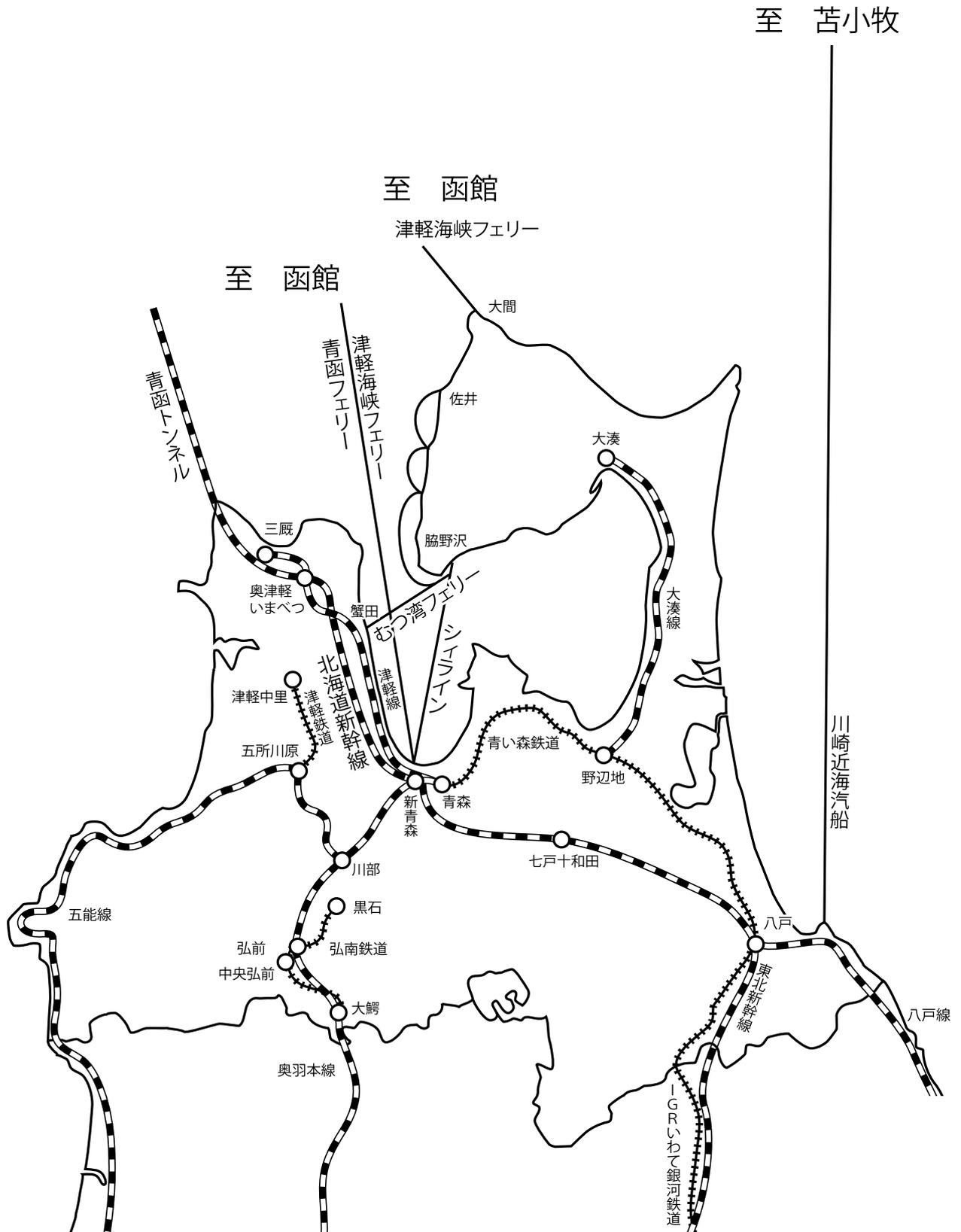
（1）小麦粉製品加工委託業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株) 工 藤 パ ン	青森市金沢3-22-1	017-776-1111
(有) 赤 田 パ ン	青森市大字幸畑字阿部野9-1	017-738-5521
(株) 鈴 葱	青森市青柳1-15-6	017-718-8851
(有) 川 守 田 パ ン	三沢市中央町1-7-13	0176-27-0207
(有) 吉 田 ベ ー カ リ ー	むつ市新町9-25	0175-22-1171
加 藤 パ ン 店	三戸町大字川守田字沖中6	0179-23-3876
(株) 橋 本 製 パ ン	五戸町字丁塚7-3	0178-62-2521
山崎製パン(株)十和田工場	十和田市稲生町1-13	0176-23-3605
青 森 県 パ ン 工 業 組 合	青森市金沢3-22-1（工藤パン内）	017-776-1111

（2）牛乳加工業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
萩 原 乳 業 (株)	弘前市大字大久保字西田364	0172-32-1451
奥 中 山 高 原 農 協 乳 業 (株)	岩手県二戸郡一戸町字奥中山西田子1311-1	0195-36-1211

4-28-1 鉄道航路図



4-28-2 災害時における交通誘導業務等に関する協定

青森県警察（以下「甲」という。）と社団法人青森県警備業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策業務に関し、甲の所管業務の実施について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施するため、乙に対して緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施を要請し、もって県民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) その他甲において必要と認める警備業務

（出 動 要 請）

第3条 甲は、大規模災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、日時、場所及び業務の内容を指定して、乙に対し、警備員の出動を要請するものとする。業務の従事期間については、要請時に協議するものとする。

（業務の提供）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し、第2条に規定する業務を提供するものとする。

（出動警備員等）

第5条 乙は、甲が別途指定する基準を満たす警備員を出動させるものとする。

（出動可能人員表の備え付け等）

第6条 乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに「出動可能人員等」を記録した表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年甲に提出しなければならない。

（業務等の実施）

第7条 甲の要請に係る出動警備員は、指定された場所に出動し、乙に所属する警備業者（出動警備員の使用者たる警備業者をいう。以下、所属警備業者という。）の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとの出動警備員を甲に報告しなければならない。

3 乙は、業務終了後遅滞なく、出動警備員について、出動した日時、場所及び業務の内容を甲に報告しなければならない。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、指定された業務を終了後、甲に対し別途協議の上定める費用の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(出勤警備員の災害補償)

第9条 出勤警備員が、この協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、所属警備業者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 第7条に指定する業務の実施により生じた損害は、所属警備業者又は、当該警備員が負担するものとする。

(訓練等の実施)

第11条 乙は、業務を円滑に推進するため、平素から訓練等に努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第13条 この協定は、平成9年3月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年3月10日

甲 青森県警察本部本部長
警 視 長 山 浦 耕 志

乙 社団法人青森県警備業協会
会 長 柿 崎 忠 吾

4-28-3 港湾の避難可能船数

(H30.3.31時点)

港湾名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	対象船舶		管 理 者
				船型(D/W)	席数	
尻屋岬港	1 号 岸 壁	120	-4.5	700	2	青 森 県
〃	2 号 岸 壁	130	-7.5	5,000	1	〃
〃	船 積 場 ド ル フ ィ ン	92	-7.5	5,250	1	日 鉄 鉱 業 (株)
〃	三菱マテリアルドルフィン	977	-9.0	6,000	1	三 菱 マ テ リ ア ル (株)
深 浦 港	深 浦 第 2 物 揚 場 岸 壁	287	-5.0	500(G/T)	3	青 森 県
〃	東 船 揚 場	177	-2.0	10(G/T)	4	〃

4-28-4 災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書

青森県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟東北本部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関し、下記のとおり了解する。

記

1 協力要請

甲は、青森県内において災害が発生した場合、次の事項を乙に通知し、通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動について、協力要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別及び台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

4 補償

2の規定のより排除活動に従事したものが、これに従事したことにより死亡又は負傷、若しくは疾病等にかかった場合においては、その都度、甲と乙が協議し誠意をもって処理するものとする。

5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

付 則

- 1 この覚書は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年3月25日

甲 青森県警察本部
本部長 長尾正彦

乙 社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部
支部長 大野清隆

4-30-1 災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定書

平成25年3月25日改正

青森県（以下、「甲」という。）と青森県石油商業組合及び青森県石油商業協同組合（以下、「乙」という。）は、災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な石油燃料の調達及び県内で石油燃料の流通が滞った際の安定供給について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、石油燃料の調達又は安定供給の必要があると認めるときは、乙に対して、その調達又は安定供給についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行わないときは、電話等により乙に対して要請することとし、その後、文書を乙に対して提出するものとする。

- (1) 調達又は安定供給を必要とする場所
- (2) 石油燃料の品名及び数量
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第4条 乙又は乙の組合員（以下、「乙等」という。）が石油燃料の調達に要した費用は、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者（以下、「供給先」という。）が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議の上決定するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、第2条の規定により石油燃料の調達又は安定供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達又は安定供給を実施した石油燃料の品名及び数量
- (2) 調達又は安定供給を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

2 前項に規定する報告は、乙の組合員の給油所において、緊急車両が石油燃料の供給を受けたときは要しないものとする。

(事故報告)

第6条 乙は、石油燃料の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(状況報告)

第7条 甲は、この協定に基づく調達及び安定供給の要請が円滑に行われるために必要があると認めたときは、乙に対して、乙等の供給体制について報告を求めることができる。

(市町村との協定)

第8条 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時における石油燃料の供給に関する協定の締結を推進するものとする。

2 甲は、災害時に乙等が石油燃料の供給能力を十分発揮できるよう、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」第4条第2項の規定に基づき定められる「中小企業者に関する国等の契約の方針」に沿って、市町村に対し、官公需適格組合を含む地域の中小企業者の適切な評価とその積極的な活用について、文書により配慮を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、商工労働部商工政策課、乙においては、青森県石油商業協同組合事務局とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月24日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市柳川一丁目4番1号
青森県石油商業組合
理事長 大坂 功

青森市柳川一丁目4番1号
青森県石油商業協同組合
理事長 大坂 功